

番号	制度名
経済産業省	
経産01	独立行政法人の制度及び組織の見直しに伴う税制上の所要の措置
経産02	ベンチャー企業の事業拡大に係る税制優遇措置の創設
経産03	創設時の登録免許税及び印紙税の課税免除措置の創設
経産04	課税済み原油等の精製過程で発生する非製品ガスに係る石油石炭税の還付制度の創設
経産05	探鉱準備金又は海外探鉱準備金、新鉱床探鉱費又は海外新鉱床探鉱費の特別控除
経産06	非上場株式等についての相続税・贈与税の納税猶予制度の見直し
経産07	小規模会社の非上場株式等についての課税価格の計算の特例
経産08	信用保証協会が受ける抵当権の設定登記等の税率の軽減
経産09	保険会社等の異常危険準備金の延長
経産10	中小企業者等の法人税率の特例
経産11	金融商品取引法等の一部改正に伴う所要の税制措置
経産12	産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法の認定を受けて行う自社株対価TOBに応じた株主に係る株式譲渡所得等の課税の繰延等
経産13	商業・サービス中小企業活性化税制
経産14	試験研究を行った場合の法人税額等の特別控除
経産15	エネルギー環境負荷低減推進設備等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特例控除（グリーン投資減税）
経産16	技術研究組合の所得計算の特例
経産17	バイオエタノール等揮発油に係る課税標準の特例
経産18	非居住者等が受け取る振替社債の利子等に係る非課税化の恒久化
経産19	企業再生税制による再生の円滑化を図るための措置の拡充
経産20	避難解除区域に係る特例措置（当該区域へ復帰する事業者を支援するための、機械等の特別償却等）の避難指示解除準備区域への拡大（拡充）
経産21	避難解除区域等に係る特例措置（当該区域等へ復帰する事業者を支援するための、機械等の特別償却等）の新規事業者への適用
経産22	車体課税の抜本的見直し（自動車税のグリーン化関連）
経産23	ガス供給業に係る大口需要向けの託送料金を控除する収入割の特例措置

番号	制度名
経産24	電気供給業に係る法人事業税の課税方式の変更
経産25	ガス供給業に係る法人事業税の課税方式の変更
経産26	コージェネレーションに係る課税標準の特例措置
経産27	少額償却資産の固定資産税の課税客体からの除外措置
経産28	中小企業者等の試験研究費に係る特例措置
経産29	低公害車の燃料等供給設備に係る課税標準の特例措置

【経産01】

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	独立行政法人の制度及び組織の見直しに伴う税制上の所要の措置	府省名	経済産業省
税目	所得税、法人税、地価税、相続税、登録免許税、消費税、印紙税		
区分	<input checked="" type="checkbox"/> 新設	<input type="checkbox"/> 拡充	<input type="checkbox"/> 延長 <input type="checkbox"/> 事後

点検項目	評価の実施状況	課題
租税特別措置等の合理性		
① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け	<input type="checkbox"/> 明らか <input checked="" type="checkbox"/> 明らかでない	
租税特別措置等の有効性		
③ 達成目標及び測定指標	<input type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定性的記述 <input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	
⑥ 適用数等の将来予測	<input type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 定性的記述 <input checked="" type="checkbox"/> 予測なし	
⑧ 減収額の将来予測	<input type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input checked="" type="checkbox"/> 予測なし	
⑩ 租特の効果・達成目標の実現状況の将来予測	<input type="checkbox"/> 予測あり <input checked="" type="checkbox"/> 予測なし	
⑫ 税収減是認の効果の将来見込み	<input type="checkbox"/> 説明あり <input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	
租税特別措置等の相当性		
⑬ 租特の手段をとる必要性・適切性	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	
⑭ 他の政策手段との役割分担	<input type="checkbox"/> 他の政策手段はない <input type="checkbox"/> 説明あり <input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	

「○」：評価書の説明・分析に課題（疑問点・問題点等）があるもの。
 「※」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題が解消したもの。
 「◎」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題の一部が解消したもの（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）。

【課題の説明】

※ 「独立行政法人の制度及び組織の見直しの基本方針」（平成24年1月20日閣議決定）に基づく各独立行政法人の制度及び組織の見直しによる税制改正要望であり、課題の指摘には至っていない。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	独立行政法人の制度及び組織の見直しに伴う税制上の所要の措置
2	要望の内容	「独立行政法人の制度及び組織の見直しの基本方針」(平成24年1月20日閣議決定)に基づき、新たな制度及び組織への移行後、各法人が引き続き円滑に業務を実施できるよう税制上の所要の措置を講じる。
3	担当部局	経済産業省大臣官房政策評価広報課
4	評価実施時期	平成24年8月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	「独立行政法人の制度及び組織の見直しの基本方針」(平成24年1月20日閣議決定)に基づき、平成26年4月に新たな法人制度及び組織に移行するに当たり、税制上の所要の措置を講ずる。
6	適用又は延長期間	恒久
7	必要性等	① 政策目的及びその根拠 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 「独立行政法人の制度及び組織の見直しの基本方針」(平成24年1月20日閣議決定)に基づき、平成26年4月に新たな法人制度及び組織に移行するに当たり、各法人が引き続き円滑に業務を実施できるようにするため、税制上の所要の措置を講ずることが必要。 《政策目的の根拠》 「独立行政法人の制度及び組織の見直しの基本方針」(平成24年1月20日閣議決定)
		② 政策体系における政策目的の位置付け —
		③ 達成目標及び測定指標 《租税特別措置等により達成しようとする目標》 — 《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 — 《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 —

8	有効性等	① 適用数等 —
		② 減収額 —
		③ 効果・達成目標の実現状況 《政策目的の実現状況》 — 《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》 — 《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》 — 《税込減を是認するような効果の有無》 —
9	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等 独立行政法人制度から新たな法人制度及び組織への移行に当たり、各法人の名称等が変更されるものの、目的や業務の範囲が変更されるものではなく、引き続き現行と同様の税制上の措置を講じることが妥当。
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担 —
		③ 地方公共団体が協力する相当性 —
10	有識者の見解	—
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	—

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	ベンチャー企業の事業拡大に係る税制優遇措置の創設	府省名	経済産業省
税目	法人税、法人住民税、法人事業税		
区分	<input checked="" type="checkbox"/> 新設	<input type="checkbox"/> 拡充	<input type="checkbox"/> 延長 <input type="checkbox"/> 事後

点検項目	評価の実施状況			課題
租税特別措置等の合理性				
① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け	<input checked="" type="checkbox"/> 明らか	<input type="checkbox"/> 明らかでない		
租税特別措置等の有効性				
③ 達成目標及び測定指標	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定性的記述	<input type="checkbox"/> 説明なし	◎
⑥ 適用数等の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 予測なし	
⑧ 減収額の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 予測なし	※
⑩ 租特の効果・達成目標の実現状況の将来予測	<input type="checkbox"/> 予測あり	<input checked="" type="checkbox"/> 予測なし		○
⑫ 税収減是認の効果の将来見込み	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり		<input type="checkbox"/> 説明なし	○
租税特別措置等の相当性				
⑬ 租特の手段をとる必要性・適切性	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり		<input type="checkbox"/> 説明なし	※
⑭ 他の政策手段との役割分担	<input type="checkbox"/> 他の政策手段はない	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり	<input type="checkbox"/> 説明なし	※

「○」：評価書の分析・説明に課題（疑問点・問題点等）があるもの。
「※」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題が解消したもの。
「◎」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題の一部が解消したもの（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）。

【課題の説明】

政策目的に向けた手段としての「有効性」について説明・分析が不十分

(1) 以下のとおり、本租税特別措置等の検証を行うための測定指標について説明が不足している。

③ 本租税特別措置等の効果を把握するために設定されている測定指標（ベンチャー企業によるIPO数）は、経済情勢等、他の要因の影響を大きく受けるものである。このため、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのか明らかではなく、その効果の検証が困難であることから、租税特別措置等の効果を測ることができるより適切な測定指標を設定する必要がある。

(2) 以下のとおり、税収減を是認するような有効性（費用対効果）の説明が不足している。

[将来の見込み]

⑫ 減収額と効果を対比して説明しているが、本項目を説明するための前提となる次の点検項目について、説明不足の点があるため、将来における税収減を是認するような効果を適切に分析し、説明する必要がある。

⑩ 本租税特別措置等の効果・達成目標（我が国のベンチャー企業について、米国やアジアの急成長するベンチャー企業と同様の成長を実現）の実現状況の将来予測について、定性的に「創業間もないベンチャー企業の雇用者の増加等の事業拡大を支援することは、こうした企業の「死の谷」からの迅速な脱却を促し、その後の急成長に資する」と説明しているが、本租税特別措置等の効果や達成目標の実現状況の将来予測の検証が困難であるため、当該効果を測ることができる適切な測定指標を用いて、本租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況の将来予測を説明する必要がある。

注1 背景にある政策の今日的な「合理性」については、分析・説明に不十分な点は認められない。

注2 補助金等其他の政策手段と比した「相当性」については、評価書の説明では課題がみられたものの、点検過程で新たに示された＜点検結果表の別紙＞の説明も踏まえると、その分析・説明に不十分な点は認められない。

<点検結果表の別紙>

課題のみられた点検項目に関し点検過程で新たに示された説明

- ③ 達成目標及び測定指標の設定（評価書中7③<<租税特別措置等により達成しようとする目標>>欄への補足説明）

達成目標に係る目標値及び達成時期については、本課税措置の適用を受けられるような事業拡大を積極的に行うベンチャー企業を5年間で倍増させることを目標としたい。すなわち、現状では240社が適用できるものと見込まれるところ、平成31年3月末までに、適用企業数を480社まで拡大させる。

- ⑧ 減収額の将来予測（評価書中8②「減収額」欄への補足説明）
別紙参照。

- ⑫ 税収減是認の効果の将来見込み（評価書中8③<<税収減を是認するような効果の有無>>欄への補足説明）

仮に上記政策目標を達成した場合の法人税等の増収額を試算すると、700億円程度の増収が見込まれるため、本措置による税収減を十分に是認できる。

（算出方法）

- ・本措置を適用するベンチャー企業数が5年間で240社増加すると仮定。
- ・こうしたベンチャー企業の平均的な収益水準は年間900百万円程度（出所：JVR「VC投資先新興市場IPO企業研究」）。また、低成長を余儀なくされているベンチャー企業の収益水準は年間48百万円程度（出所：経産省委託調査「平成23年度ベンチャー企業等における資本政策に関する調査」）と見込まれる。
- ・本措置を適用する上記240社については、事業拡大に伴う収益の増加が見込まれるが、これによる増収額は $(900\text{百万円}-48\text{百万円}) \times 240\text{社} \times \text{実効税率} 35\% = 72,000\text{百万円}$ 。
- ・他方、本措置を適用することによる減収額は年間2,500百万円であるため、当該減収額を加味しても、 $72,000\text{百万円}-2,500\text{百万円} = 69,500\text{百万円}$ の増収となる。

- ⑬ 租特の手段をとる必要性・適切性（評価書中9①「租税特別措置等によるべき妥当性等」欄への補足説明）

税制措置は、補助金等他の政策手段と比較した場合、利用者の負担を等しく公平に軽減するものであるが、本措置が事業拡大に取り組むベンチャー企業に一律に適用されるべき措置である点に鑑みれば、税制措置とすることが適切と思われる。また、仮に本措置と同じ政策効果を補助金により達成しようとする、新たな基金の造成と複数年度に渡る長期管理が必要となり、執行コストが著しく大きくなるというデメリットもある。

- ⑭ 他の政策手段との役割分担（評価書中9②「他の支援措置や義務付け等との役割分担」欄への補足説明）

創業資金にかかる金融上の支援措置等は既に整備されているものの、成長が見込まれるベンチャー企業を対象に、創業後の事業拡大とりわけ雇用の拡大を支援する施策はない。

「ベンチャー企業の事業拡大に係る税制優遇措置」の減収額試算

1. 取得可能なデータによる減収額の試算

- 2005年度～2009年度の5決算年度の財務情報がとれるVB46社（全てIPOを行ったVB）のデータに基づいて試算を実施。
（出所：JVR「VC投資先新興市場IPO企業研究」）
- このうち、従業員増加要件（前年度比2人以上かつ10%以上増加）をいわずれか1年度でも満たすベンチャー企業は22社存在。
- 2005年～2009年度の各年度の減収額の平均値を試算すると2.2億円。（国税：1.9億円 地方税：0.3億円）。

2. マクロベースへの引き延ばし

- 我が国VCの投資先数は2011年3月末で約10,000社。
（出所：VEC「2011年度ベンチャービジネスに関する年次報告」）
- このうち、IPOを行うなど成長する可能性が高く、本措置の対象となることが想定されるVBは500社程度。
（出所：同上）
 $10,000\text{社} \times 5\% (\text{Exit件数全体に対するIPO件数の比率}) = 500\text{社}$
- 以上から、1で試算された減収額をマクロベースに引き延ばすと以下の通り。

対象企業数 : 22社÷46社×500社=240社
減収額 : 2.2億円÷46社×500社=25億円（国税：21億円 地方税4億円）

以上

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	<p>政策評価の対象とした租税特別措置等の名称</p> <p>ベンチャー企業の事業拡大に係る税制優遇措置の創設 国税2（法人税：義） 地方税9（自動連動）（法人住民税：義、法人事業税：義）</p>										
2	<p>要望の内容</p> <p>創業間もない成長性の高いベンチャー企業に対して、雇用創出と事業拡大を支援するため、法人税の軽減措置を創設する。</p> <p>(1) 対象企業</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 以下の要件をみたす企業が対象。 ① 創業（設立）10年未満の中小企業であること ② 特定の株主グループからの投資の合計が5/6を超えない会社であること ③ 大規模法人（資本金1億円超等）および大規模法人と特殊の関係にある法人の所有に属さないこと ④ 未登録・未上場の株式会社で、風俗営業等に該当する事業を行う会社でないこと ⑤ <table border="1" data-bbox="427 783 990 1102"> <thead> <tr> <th>設立経過年数</th> <th>要件</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1年未満</td> <td>研究者あるいは新事業活動従事者が2人以上かつ常勤の役員・従業員が10%以上。</td> </tr> <tr> <td>1年以上～2年未満</td> <td>試験研究費など（宣伝費、マーケティング費用を含む）が収入金額の3%超。または、新事業活動従事者が2人以上かつ常勤の役員・従業員の10%以上。</td> </tr> <tr> <td>2年以上～5年未満</td> <td>試験研究費など（宣伝費、マーケティング費用を含む）が収入金額の3%超。または、売上高成長率が25%超。</td> </tr> <tr> <td>5年以上～10年未満</td> <td>試験研究費など（宣伝費、マーケティング費用を含む）が収入金額の5%超。</td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> ⑥ 当該事業年度中に雇用者数を前年度対比で10%以上かつ2人以上増加させている会社であること <p>(2) 具体的な優遇措置の内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 初めて適用を受けた年度の前年度の支払給与を基準に、最長で5年の間、支払給与の増加額の20%の税額控除ができることとする。 ● また、各年度における税額控除の上限を法人税額の20%に相当する金額とするが、当該税額控除の上限を超えた部分については、4年間を限度に繰越控除を可能とする。 	設立経過年数	要件	1年未満	研究者あるいは新事業活動従事者が2人以上かつ常勤の役員・従業員が10%以上。	1年以上～2年未満	試験研究費など（宣伝費、マーケティング費用を含む）が収入金額の3%超。または、新事業活動従事者が2人以上かつ常勤の役員・従業員の10%以上。	2年以上～5年未満	試験研究費など（宣伝費、マーケティング費用を含む）が収入金額の3%超。または、売上高成長率が25%超。	5年以上～10年未満	試験研究費など（宣伝費、マーケティング費用を含む）が収入金額の5%超。
設立経過年数	要件										
1年未満	研究者あるいは新事業活動従事者が2人以上かつ常勤の役員・従業員が10%以上。										
1年以上～2年未満	試験研究費など（宣伝費、マーケティング費用を含む）が収入金額の3%超。または、新事業活動従事者が2人以上かつ常勤の役員・従業員の10%以上。										
2年以上～5年未満	試験研究費など（宣伝費、マーケティング費用を含む）が収入金額の3%超。または、売上高成長率が25%超。										
5年以上～10年未満	試験研究費など（宣伝費、マーケティング費用を含む）が収入金額の5%超。										

3	担当部局	経済産業政策局 新規産業室
4	評価実施時期	平成24年8月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	(新設要望)
6	適用又は延長期間	適用期限の定めのない措置を要望
7	<p>必要性等</p> <p>① 政策目的及びその根拠</p> <p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》</p> <p>我が国経済の活性化を図るためには、新しい技術・ビジネスモデルを生み出すベンチャー企業が創業し、着実に事業を拡大させ、成長していくことが不可欠である。</p> <p>我が国のベンチャー企業の現状をみると、米国やアジアの急成長ベンチャー企業と比べると、成長のスピード・規模の面で見劣りする。</p> <p>この背景には、我が国のベンチャー企業の多くが、創業後の収益落ち込み期*（死の谷）を乗り越えることができない、または、乗り越えるのに長い時間を要することがある。ベンチャー企業が死の谷から脱却するためには、事業規模を拡大させ、収益を積み上げていく必要があるが、ベンチャー企業の多くは、事業拡大を積極的に行う資金的な余力がなく、十分な成長を行えない状況となっている。</p> <p>そのため、今後の成長が見込まれる企業（例えば、創業間もない頃から、黒字基調を維持し、積極的に事業拡大）を対象に、ベンチャー企業の雇用創出と事業拡大を促進するための措置を講じる。</p> <p>※ 一般に、創業間もないベンチャー企業は、創業前に費やした先行投資等のコストがある一方で十分な売上を確保できないため、収益が創業直後において一度下落した後に回復する傾向がある。</p> <p>《政策目的の根拠》</p> <p>創業間もないベンチャー企業の多くは、スタートアップ時点のコスト（開業費用等）が負担となり、十分な雇用創出や事業拡大を行うことができない。</p> <p>そのため、今後の成長が見込まれるベンチャー企業に対して、死の谷から早期に脱却し、雇用創出や事業拡大を促進するため、税制面での優遇措置を講じる必要性は高い。</p> <p><参考></p> <p>平成24年7月31日閣議決定された「日本再生戦略」では「中小・ベンチャー企業の起業・創業・育成の支援体制強化を図るため、世界を目指す起業・創業、若手・女性等の起業・創業、第二創業といった様々</p>	

		<p>な段階の起業を促進する施策、(中略)を実施する」と記載。</p> <p>日本再生戦略</p> <p>IV. 2. 「共創の国」への具体的な取組～11の成長戦略と38の重点施策～</p> <p>(1) 更なる成長力強化のための取組</p> <p>① 環境の変化に対応した新産業・新市場の創出 [中小企業戦略]</p>
	② 政策体系における政策目的の位置付け	1. 経済成長
	③ 達成目標及び測定指標	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》</p> <p>我が国のベンチャー企業について、米国やアジアの急成長するベンチャー企業と同様の成長を実現する。</p> <p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》</p> <p>参考指標は、ベンチャー企業によるIPO数等。</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》</p> <p>本措置により、創業間もないベンチャー企業の雇用者の増加等の事業拡大を支援することは、こうした企業の「死の谷」からの迅速な脱却を促し、その後の急成長に資する有効な施策である。</p>
8	有効性等	<p>① 適用数等</p> <p><本措置の適用見込み></p> <p>本税制措置の対象として、240社のベンチャー企業が見込まれる。</p> <p><算出根拠></p> <ul style="list-style-type: none"> ● 2005年度～2009年度の財務情報がとれるベンチャー企業46社(全てIPOを実施)を対象に検証したところ、本制度の適用を受けられる可能性のある企業は22社。 ● 将来的にIPOするものと見込まれるベンチャー企業が500社※程度存在すると想定されることから、$500 \times (22/46) = 240$社が本制度を利用できる見込み。 <p>※ 2011年末時点にベンチャーキャピタルが投資をしているベンチャー企業1万社のうち、IPOに至る割合は5%程度。</p> <p>② 減収額</p> <p>税の減収額：約25億円(国税：21億円、地方税：4億円)</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 上記22社で試算した減収額を240社(マクロベース)に引き延ばしたもの。 <p>③ 効果・達成目標の実現状況</p> <p>《政策目的の実現状況》</p> <p>我が国のベンチャー企業の現状をみると、米国やアジアの急成長ベンチャー企業と比べると、成長のスピードや事業規模で見劣りする。</p>

		<p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》</p> <p>現状、多くのベンチャー企業が、最小限の人員・設備で事業をスタートさせているが、なかなか事業規模を拡大できず、「死の谷」を乗り越えることが出来ない、或いは、乗り越えるのに長い時間を要する状況にある。本措置により、創業間もないベンチャー企業の雇用者の増加等の事業拡大を支援することは、こうした企業の「死の谷」からの迅速な脱却を促し、その後の急成長に資する有効な施策である。</p> <p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》</p> <p>本措置がない場合には、創業間もないベンチャー企業が死の谷から脱することができず、十分な成長を行うことができない。</p> <p>《税収減を是認するような効果の有無》</p> <p>本措置により、ベンチャー企業の新しいビジネス・技術の創出および成長を支援することは、周辺ビジネスの拡大も含め、我が国経済全体の活性化に繋がり、税収減を是認する効果が十分にあると考えられる。</p>
9	相当性	<p>① 租税特別措置等によるべき妥当性等</p> <p>ベンチャー企業の雇用創出と事業拡大を促進するための措置を講じる上では、創業間もない成長力の高いベンチャー企業に対して一律かつ公平に適用される税制による措置が適切である。</p> <p>② 他の支援措置や義務付け等との役割分担</p> <p>成長性の高いベンチャー企業を対象として、創業後の雇用創出と事業拡大を促進していく税制は現時点では存在しない。</p> <p>③ 地方公共団体が協力する相当性</p> <p>本措置の対象税目には地方税も含まれるが、ベンチャー企業が事業を拡大させ成長を遂げることは、地域経済の活性化に繋がるため、地方公共団体が協力することは妥当である。</p>
10	有識者の見解	特になし
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	なし(新設要望)

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	創業時の登録免許税及び印紙税の課税免除措置の創設	府省名	経済産業省
税目	登録免許税、印紙税		
区分	<input checked="" type="checkbox"/> 新設	<input type="checkbox"/> 拡充	<input type="checkbox"/> 延長 <input type="checkbox"/> 事後

点検項目	評価の実施状況	課題
租税特別措置等の合理性		
① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け	<input checked="" type="checkbox"/> 明らか <input type="checkbox"/> 明らかでない	
租税特別措置等の有効性		
③ 達成目標及び測定指標	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 説明なし	○
⑥ 適用数等の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 予測なし	
⑧ 減収額の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 予測なし	
⑩ 租特の効果・達成目標の実現状況の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 予測あり <input type="checkbox"/> 予測なし	○
⑫ 税収減是認の効果の将来見込み	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	○
租税特別措置等の相当性		
⑬ 租特の手段をとる必要性・適切性	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	
⑭ 他の政策手段との役割分担	<input type="checkbox"/> 他の政策手段はない <input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	※

「○」：評価書の説明・分析に課題（疑問点・問題点等）があるもの。
 「※」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題が解消したもの。
 「◎」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題の一部が解消したもの（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）。

【課題の説明】

政策目的に向けた手段としての「有効性」について説明・分析が不十分

- (1) 以下のとおり、本租税特別措置等の検証を行うための測定指標について説明が不足している。
- ③ 本租税特別措置等の効果を把握するために設定されている測定指標（我が国における開業率）は、経済情勢等、他の要因の影響を大きく受けるものである。このため、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかではなく、その効果の検証が困難であることから、租税特別措置等の効果を測ることができるより適切な測定指標を設定する必要がある。
- (2) 以下のとおり、税収減を是認するような有効性（費用対効果）の説明が不足している。

[将来の見込み]

⑫ 税収減と効果を対比して説明しているが、5,281億円のGDP押し上げ効果と65,000人の雇用創出効果に関する試算方法及び根拠が不明なため、本租税特別措置等の将来における税収減を是認するような効果を適切に説明する必要がある。

また、税収減を是認するような効果の見込みについて説明するために用いる次の点検項目についても説明が不足している。

⑩ 租税特別措置等の効果・達成目標（開業率が廃業率を上回る）の実現状況の将来予測について、定性的に「2000年のフランスにおいて本特例措置と同様に登録税を撤廃した際に、翌年度において約3%の創業数の増加が確認されており、本特例措置も一定の創業促進効果が期待できる」と説明しているが、登録免許税の撤廃に伴う企業増加率を6.94%と一定に取り扱う根拠及びフランスにおける登録税減免措置と企業増加率の関連性の説明の根拠が不明なため、本租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況の将来予測を適切に説明する必要がある。

注1 背景にある政策の今日的な「合理性」については、説明・分析に不十分な点は認められない。

注2 補助金等の政策手段と比した「相当性」については、評価書の説明では課題がみられたものの、点検過程で新たに示された＜点検結果表の別紙＞の説明も踏まえると、その説明・分析に不十分な点は認められない。

<点検結果表の別紙>

課題のみられた点検項目に関し点検過程で新たに示された説明

⑫ 税収減是認の効果の将来見込み（評価書中8③「税収減を是認するような効果の有無」欄への補足説明）

中小企業庁委託調査による試算では、創業時の登録免許税と印紙税の課税免除による減収額 163 億円に対し、本特例措置によって 5,281 億円の GDP 押し上げ効果と 65,000 人の雇用創出効果がもたらされる。

（試算方法）

GDP 押し上げ効果と雇用創出効果の試算については、本特例措置の対象としている資本金 2,000 万円以下の企業の売上高の平均を割り出した上で、産業連関表を利用して 1 社当たりの経済波及効果と雇用創出効果を推測し、本特例措置で予測される企業増加数を乗じたものである。

⑭ 他の政策手段との役割分担（評価書中9②「他の支援措置や義務付け等との役割分担」欄への補足説明）

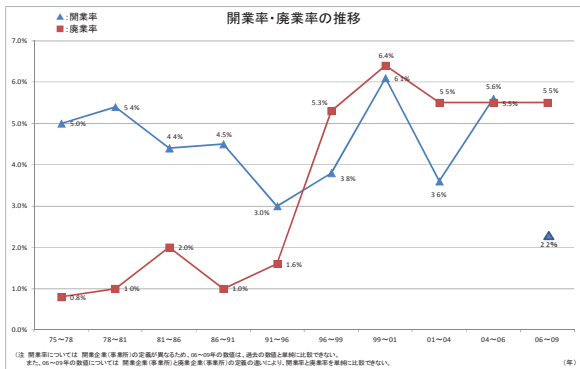
本特例措置は、創業希望者全員の創業する際のハードルを下げ、先進国並の創業環境を確保するものである。金融措置や予算措置（“ちいさな企業” 未来補助金）については、事業計画を策定することのできる一定の者について、当該事業計画に基づき融資や助成を行うものである。また、エンジェル税制については、創業後間もない企業に対して投資を行う個人投資家向けの措置である。

以上から、本特例措置と他の措置との間では、明確な役割分担がされている。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

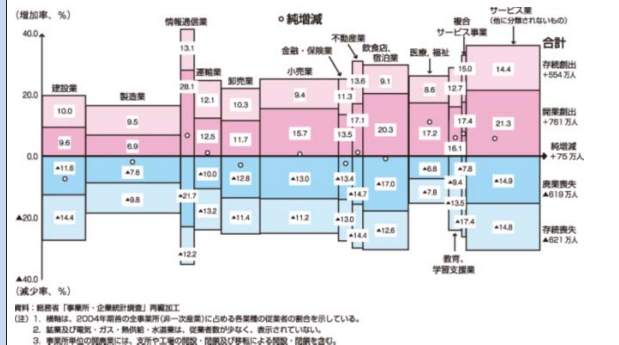
1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	創業時の登録免許税及び印紙税の課税免除措置の創設 (国税3)(登録免許税、印紙税:外)
2	要望の内容	資本金2,000万円未満の新たな株式会社を設立(新設合併、組織変更、新設分割によるものを除く。)する際の登録免許税の免税措置及び定款の原本に係る印紙税(4万円)の免税措置を講じる。
3	担当部局	中小企業庁経営支援部創業・技術課 中小企業庁事業環境部財務課
4	評価実施時期	平成24年8月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	-
6	適用又は延長期間	当分の間の措置
7	必要性等	① 政策目的及びその根拠 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 諸外国と比べて高く、資本金の額が少ない小規模株式会社ほど負担が大きい我が国における株式会社設立手続に係るコストを軽減し、本特例措置以外の予算措置、金融措置、税制措置等と合わせて、日本再生戦略で掲げられた目標である2015年までの開業率と廃業率の均衡、2020年までの開業率が廃業率を定常的に上回る状態を達成し、地域の雇用や社会を支える担い手としての中小企業を増やす。 《政策目的の根拠》 IV. 日本再生のための具体策 2. 「共創の国」への具体的な取組 ~11の成長戦略と38の重点施策~ [中小企業戦略] 中小・ベンチャー企業の起業・創業・育成の支援体制強化を図るため、世界を目指す起業・創業、若手・女性等の起業・創業、第二創業といった様々な段階の起業を促進する施策、創業時・創業後の経営面の知識サポートの抜本強化、ベンチャーに挑戦する人材を鍛え、市場志向で新事業を創出する「場」の創設等を実施する。
		② 政策体系における政策目的の位置付け 1. 経済成長
		③ 達成目標及び測定指標 《租税特別措置等により達成しようとする目標》 ・開業率が廃業率を定常的に上回る ※なお、本目標は、本特例措置以外の予算措置、金融措置、税制措置等と一体となって達成するもの。 (関連する閣議決定) ○「日本再生戦略」(平成24年7月31日閣議決定) 2015年度の中間目標:開業率と廃業率の均衡

		2020年度までの目標：開業率が廃業率を定常的に上回る
		《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》
		我が国における開業率
		《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 開業率が廃業率を定常的に上回ることになれば、我が国の企業数は減少することなく、地域の雇用や社会を支える担い手としての中小企業の増加につながる。
8	有効性等	① 適用数等 株式会社設立数 平成25年度 85,825件 平成26年度 91,781件 平成27年度 98,150件 (経済産業省推計)
		② 減収額 平成25年度 163.0億円 平成26年度 174.4億円 平成27年度 186.5億円 (経済産業省推計)
		③ 効果・達成目標の実現状況 《政策目的の実現状況》(分析対象期間：25年度～) 我が国の開業率は足下では廃業率を大きく下回るが、本特例措置により、他の予算措置、金融措置、税制措置等と合わせて創業を促進することで、開業率の上昇が見込まれる。



(出典) 中小企業庁「2011年度版中小企業白書」
また、創業による雇用の創出については、下図(2004年から2006年)に書けての業種別の雇用変動率を、存続事業所における雇用創出、開

業事業所における雇用創出、廃業事業所における雇用喪失、存続事業所における雇用創出に分解した図)を見ると、2004年から2006年にかけて創出された雇用の約6割は開業事業所で創出されていることから、本特例措置による創業の促進により、雇用の拡大が図られる。



(出典) 中小企業庁「2011年度版中小企業白書」

さらに、小規模企業は、「顧客対応の速さ、小口受注などに対する柔軟さ」、「アフターサービスの充実」の面での強み、すなわち組織の柔軟性、機動性、サービスという点での強みを有しているとの分析もあり(中小企業庁「2005年版中小企業白書」)、本特例措置により資本金が少ない小規模株式会社の創業が促進され、その機動力や柔軟性が十分に発揮されることで、地域のニーズに応えるきめ細やかなサービスや商品が新たに提供される社会が実現することとなる。

《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間：25年度～)
我が国の開業率は足下で低迷しており、他の予算措置、金融措置、税制措置等と合わせて、創業を促進することにより、日本再生戦略で掲げられた目標である2015年までの開業率と廃業率の均衡、2020年までの開業率が廃業率を定常的に上回る状態を達成する。
なお、本特例措置の効果としては、2000年のフランスにおいて本特例措置と同様に登録税を撤廃した際に、翌年度において約3%の創業数の増加が確認されており、本特例措置も一定の創業促進効果が期待できる。
《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間：25年度～)
デフレ、円高の長期化等経済を巡る状況が厳しい中で地域の雇用や社会を支える一方で、経営環境の変化による影響を受けやすい中小企業は、厳しい状況に置かれている。

			<p>そのため、本特例措置が新設されなかった場合には、既存の企業に比べて、大きな雇用創出効果が期待できる創業の促進が、他の予算措置、金融措置等が講じられたとしても限定的となることから、開業率が廃業率を定常的に上回るという目標の実現は困難となり、地域経済の停滞、雇用の減少につながるおそれがある。</p> <p>《税収減を是認するような効果の有無》（分析対象期間：25年度～） 過去フランスにおいて創業する際の登録税が廃止された時の創業数の増加状況から本措置による国内の創業の増加状況を試算すると1年で約5,000社増加が見込まれるところ。 本特例措置により、上記程度の企業が増加した場合、減収額152.3億円に対して、5,281億円のGDP押し上げ効果と65,000人の雇用創出効果が見込まれる（中小企業庁委託調査による試算）。</p>
9	相当性	<p>①: 租税特別措置等によるべき妥当性等</p> <p>創業の拡大を図る観点から株式会社設立手続に係るコストを軽減する本特例措置は、創業希望者が実際に創業する際に一律公平に適用されるべきものであり、金額等で執行の制限がかかる予算措置や金融措置では無く、租税特別措置によって実施することが妥当である。</p> <p>また、本特例措置は、最低資本制度の撤廃によって小規模資本金での会社設立割合が高まっている状況の中、資本金規模が小さい株式会社設立の場合ほど設立コストに占める負担が大きくなっている登録免許税、印紙税の免税措置を、小規模資本金での株式会社設立の場合に限り対象に実施するものであり、これにより、特定の業種での創業に偏ることなく、地域のニーズに応えるきめ細かなサービスや商品を新たに提供する多様な形態の創業が促進され、引いては多様な社会ニーズに応えることにもなることから、国民の納得できる必要最低限の措置である。</p>	
		<p>②: 他の支援措置や義務付け等との役割分担</p> <p>本特例措置は、創業時における株式会社設立手続に係るコストの軽減を図るものであり、予算措置、金融措置や、創業して間もない企業に対して投資を行う個人投資家向けの措置であるエンジェル税制などの他の税制措置と一体的に、我が国における創業支援を行うものである。</p>	
		<p>③: 地方公共団体が協力する相当性</p> <p>本税制措置は地方税に係る租税特別措置等ではない。</p>	
10	有識者の見解	—	
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	—	

創業時の登録免許税及び印紙税の課税免除措置の創設
—減収見込額試算積算根拠—

平成24年度減税見込額（試算）

15250百万円

資本金2000万円未満の新規株式会社設立数 80256件（平成23年度法務省登記統計実績）

○登録免許税

80256件×15万円=120.4億円 → 減収額▲120.4億円

○印紙税

80256件×4万円=約32.1億円 → 減収額▲32.1億円

【合計】平成24年度試算

登録免許税120.4億円 + 印紙税32.1億円 = 152.5億

平成25年度減税見込額（試算）

16300百万円

資本金2000万円未満の平成25年度新規株式会社設立数の推計値
80256件×1.0694（本措置による企業数想定増加率※）=85825件

○登録免許税

85825件×15万円=128.7億円 → 減収額▲128.7億円

○印紙税

85825件×4万円 = 34.3億円 → 減収額▲34.3億円

【合計】平成25年度試算

登録免許税128.7億円 + 印紙税34.3億円 = 163.0億

平成26年度減税見込額（試算）

17440百万円

資本金2000万円未満の平成26年度新規株式会社設立数の推計値
85825件×1.0694（※）=91781件

○登録免許税

91781件×15万円=137.7億円 → 減収額▲137.7億円

○印紙税

91781件×4万円 = 36.7億円 → 減収額▲36.7億円

【合計】平成25年度試算

登録免許税137.7億円 + 印紙税36.7億円 = 174.4億

平成 27 年度減税見込額（試算）

18650 百万円

資本金 2000 万円未満の平成 27 年度新規株式会社設立数の推計値

91781 件×1.0694(※)=98150 件

○登録免許税

98150 件×15 万円=147.2 億円 → 減収額▲147.2 億円

○印紙税

98150 件×4 万円 =39.3 億円 → 減収額▲39.3 億円

【合計】平成 25 年度試算

登録免許税 147.2 億円 + 印紙税 39.3 億円 = 186.5 億

※本措置による企業数想定増加率

2000 年フランス創業の際の登録税減免措置時の創業費用の減少率

4,200 フラン（66,780 円）→2,700 フラン（42,930 円）

→減少率 35.7%

本措置における創業費用の減少比率

24 万円 → 5 万円

→減少率 79.2%

※24 万円には登録免許税及び印紙税の他に公証人の公証手数料 5 万円が含まれている。

2000 年フランス創業の際の登録税減免措置時の企業増加率

209,648 件（1999 年） → 216,214 件（2000 年）

→上昇率 3.13%

フランス創業費用減少率：フランス企業増加率

=本措置創業費用減少率：本措置企業増加率

35.7%：3.13%=79.2%：X

X（本措置企業増加率）=6.94%

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	課税済み原油等の精製過程で発生する非製品ガスに係る石油石炭税の還付制度の創設	府省名	経済産業省
税目	石油石炭税		
区分	<input checked="" type="checkbox"/> 新設	<input type="checkbox"/> 拡充	<input type="checkbox"/> 延長 <input type="checkbox"/> 事後

点検項目	評価の実施状況	課題
租税特別措置等の合理性		
① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け	<input checked="" type="checkbox"/> 明らか <input type="checkbox"/> 明らかでない	
租税特別措置等の有効性		
③ 達成目標及び測定指標	<input type="checkbox"/> 定量化 <input checked="" type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 説明なし	⊗
⑥ 適用数等の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 予測なし	※
⑧ 減収額の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 予測なし	※
⑩ 租特の効果・達成目標の実現状況の将来予測	<input type="checkbox"/> 予測あり <input checked="" type="checkbox"/> 予測なし	⊗
⑫ 税収減是認の効果の将来見込み	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	○
租税特別措置等の相当性		
⑬ 租特の手段をとる必要性・適切性	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	
⑭ 他の政策手段との役割分担	<input checked="" type="checkbox"/> 他の政策手段はない <input type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	

「○」：評価書の説明・分析に課題（疑問点・問題点等）があるもの。
 「※」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題が解消したもの。
 「⊗」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題の一部が解消したもの（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）。

【課題の説明】

政策目的に向けた手段としての「有効性」について説明・分析が不十分

- (1) 以下のとおり、本租税特別措置等の検証を行うための測定指標について課題がある。
- ③ 「石油精製業者に対する過大な負担の軽減」の実現を通じた「石油製品の安定的な供給」については、本租税特別措置等以外の要因の影響を受けるものである。このため、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかでなく、その検証が困難であるため、本租税特別措置等の効果を図ることのできる測定指標を設定するか、又は、あらかじめ他の外部要因の影響度等を明らかにする必要がある。
- (2) 以下のとおり、税収減を是認するような有効性（費用対効果）の説明が不足している。

[将来の見込み]

- ⑫ 減収額と効果を対比すべきところ対比せずに、本租税特別措置等の効果を説明しており、将来における税収減を是認するような効果を適切に説明する必要がある。

また、税収減を是認するような効果の見込みについて説明するために用いる次の点検項目についても説明が不足している。

- ⑩ 本租税特別措置等の効果・達成目標（「石油精製業者に対する過大な負担の軽減」の実現を通じた「石油の安定的な供給」の実現状況の将来予測について、「課税済み原油等の精製過程で発生する非製品ガスに係る石油石炭税の還付制度が創設されることで、将来の減収額の見込みのとおり、石油精製業者の過大な負担は改善される。また、この負担軽減措置により、石油精製業者の経営基盤が強化されるとともに、石油精製業者によるサプライチェーンへの投資によりサプライチェーンの維持・強化につながるので、本措置は石油製品の安定的な供給に資するものである。」と説明しているが、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかでない測定指標（③参照）を用いて説明されているため、適切な測定指標を用いて、本租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況の将来予測を説明する必要がある。

注 背景にある政策の今日的な「合理性」及び補助金等其他の政策手段と比した「相当性」については、説明・分析に不十分な点は認められない。

<点検結果表の別紙>

課題のみられた点検項目に関し点検過程で新たに示された説明

- ③ 達成目標及び測定指標の設定（（評価書中7③「租税特別措置等により達成しようとする目標」欄への補足説明）

本租税特別措置の直接的な目標は、「租税特別措置等に係る事前評価書」等に記載しているとおり、「石油精製業者に対する過大な負担の軽減」である。

本租税特別措置は、石油精製業者の収益源にならない課税済み原油等の精製過程で発生する非製品ガスに対する石油石炭税の還付制度を創設することで、石油精製業者の過度な負担（収益源にならない非製品ガスの分も石油石炭税を納税している状態）を改善するものである。このため、本租税特別措置の目標として定量的な目標値を設置することは、目標の性質上、馴染まない。

一方、本租税特別措置を講ずることで、石油精製業者の負担が軽減されることは明らかであるため、目標の性質上定量的な目標値が設定できないとしても、本租税特別措置の効果の検証が困難という指摘は適切ではない。

なお、「石油製品の安定的な供給」は、「石油精製業者に対する過大な負担の軽減」の実現を通じて期待される間接的な目標である。石油製品が安定的に供給されているかどうかは、供給量と需要量により判断されるものである。供給量が需要量を下回れば、安定的な供給が確保されていないということである。供給量及び需要量は日々変化するため、石油製品が安定的に供給されているかどうかは、その時々判断されるものである。このため、あらかじめ定量的な目標値を設定することは馴染まない。

- ⑥ 適用数等の将来予測（評価書中8①「適用数等」欄への補足説明）

平成25年度 15社
平成26年度 15社
平成27年度 15社

（根拠）

平成24年度8月時点の石油精製業者数は15社であり、石油産業関係者へのヒアリングより、平成25年度から平成27年度における適用数は変化しないと見込まれる。

- ⑧ 減収額の将来予測（評価書中8②「減収額」欄への補足説明）

平成25年度 約185億円
平成26年度 約182億円
平成27年度 約179億円

平成25年度の減収額については、平成23年資源・エネルギー統計における石油精製業者による石油ガスの消費量より試算

$$9,069,290\text{k1} \times 2,040 \text{円/k1} = 185 \text{億円}$$

平成22年度の石油製品需要は約194百万k1、平成32年度の石油製品需要の見通しが約165百万k1である（総合資源エネルギー調査会基本問題委員会（第27回）資料より）ことから、石油製品需要が毎年約1.6%減少すると仮定。

非製品ガスは、石油製品の生産に伴い不可避免的に発生するものであるため、非製品ガスも平成25年度以降、同様に毎年1.6%減少するものと仮定して平成26年度及び平成27年度の減収額を試算した。

- ⑩ 租税特別措置等の効果・達成目標の実現状況の将来予測（評価書中8③「租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況」欄への補足説明）

課税済み原油等の精製過程で発生する非製品ガスに係る石油石炭税の還付制度が創設されることで、将来の減収額の見込みのとおり、石油精製業者の過度な負担は改善される。

また、この負担軽減措置により、石油精製業者の経営基盤が強化されるとともに、石油精製業者によるサプライチェーンへの投資によりサプライチェーンの維持・強化につながるため、本措置は石油製品の安定的な供給に資するものである。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	課税済み原油等の精製過程で発生する非製品ガスに係る石油石炭税の還付制度の創設（国税4）（石油石炭税：外）
2	要望の内容	課税済み原油等の精製過程で発生する非製品ガスに係る石油石炭税を、石油精製業者に還付する。
3	担当部局	資源エネルギー庁資源・燃料部政策課、石油精製備蓄課
4	評価実施時期	平成24年8月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	—
6	適用又は延長期間	3年間
7	必要性等	<p>① 政策目的及びその根拠</p> <p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》</p> <p>課税済み原油等の精製過程で発生する非製品ガスに課税されている石油石炭税の還付制度を創設して、石油精製業者に対する過度な負担を改善して、石油製品の安定的な供給を図る。</p> <p>-----</p> <p>《政策目的の根拠》</p> <p>1. 社会保障・税一体改革大綱における位置付け</p> <p>・社会保障・税一体改革大綱（平成24年2月17日閣議決定）において、「酒税、たばこ税、石油関係諸税等については、個別間接税を含む価格に消費税が課される国際的な共通ルールを踏まえ、国及び地方の財政状況、課税対象品目を巡る環境の変化、国民生活への影響等を勘案しつつ、これまでの税制改正大綱で示された方針に沿って、引き続き検討する。」とされている。</p> <p>2. 石油製品を巡る環境変化</p> <p>・石油製品を巡る環境変化としては、第一に、国内需要の急速な減少や国内市場における競争の激化等を受けて、石油精製業者等の経営環境が益々悪化する中で、東日本大震災時に明らかになったようにエネルギー供給のラストリゾートとして、原油から石油製品へと精製し、国内の最終消費者に届けるという、石油サプライチェーン全体を維持していかなければならないこと。第二に、原油価格が高止まり、家計の大きな圧迫要因となっていることが挙げられる。</p> <p>東日本大震災において、石油がエネルギー供給のラストリゾートであり、石油サプライチェーンの重要性があらためて認識された。</p> <p>石油は、タンクローリー等により機動的な輸送が可能（可搬容易性）、自動車用燃料・暖房用燃料・自家発電用燃料等幅広く利用できる（用途多様性）、低コストで保管できる（貯蔵容易性）といった他のエネルギー</p>

ギーよりも優れた利点から、被災地において利用できるエネルギーとして高いニーズがあった（被災地からの物資の支援要請のうち、約29%が石油供給の要請）。

こうしたニーズに対応して、製油所における機動的な石油製品の増産、大きな被害を免れた油槽所やSS（サービスステーション）の供給拠点としての利用により、被災地等で必要とされる石油製品を被災者等に供給した。

東日本大震災の発災後早々に被災地への石油供給を開始し（一方で、都市ガスの全面復旧には5月3日、電力の全面復旧には6月18日までの長時間を要している。）、被災地に約1.6万klの石油製品を供給した。その供給先は石油販売業者、病院・避難所、警察・消防・地方自治体・自衛隊等、通信・運輸・マスコミ等と多岐にわたっている。

こうした経験から、今後も災害時において他のエネルギーよりも石油製品のニーズが高いと考えられるので、災害時に石油を迅速に供給できるように、平時から石油サプライチェーン全体を維持していくことが、エネルギー安全保障上重要である。

一方、我が国の石油製品の需要は減少傾向にある。2000年から2011年にかけて石油製品の需要は約2割減少した。また、2010年から2011年にかけても、石油製品（火力発電用燃料であるB・C重油を除く）の需要は引き続き減少しており、東日本大震災以降も需要減少の大きな流れは変わらない。

さらに、中長期的にも石油製品の需要は減少する見込みである。エネルギー基本計画の見直しの中で議論されているエネルギーミックスの各選択肢においても、2030年の石油製品の最終需要は、ガソリンの大幅な需要減少（約6割減少）を中心として、2010年に比べて3割以上減少すると見込まれている。

このように中長期的にも収益が伸びない市場構造の中で、石油精製業者には、平時及び有事において石油製品の安定供給を担うことが期待されている。

また、海外からは安価な石油製品が輸入されていることから、国産の石油製品は価格を引き下げざるを得ない。さらに、アジア地域等に目を転じれば、大規模な生産能力を持つ製油所の新規建設が相次いでおり、国際的にも供給過剰の見通しである（2009年にアジア地域における精製能力（2,800万b/d）は、同地域の需要（2,400万b/d）を上回り、今後もこの傾向が継続する見通し。）。このように、我が国の石油市場は、需要が減少していく中で、アジア地域等から安価な輸入品が瞬く間に輸入される環境にある。現に、近年、国内需要が減少する中、石油製品の国内供給量に占める輸入品の割合は増加傾向にある（2007年14%→2011年19%）。

このように、中長期的にも収益が伸びず、かつ、競争が激しくなっ

		<p>いる市場構造の中で、石油精製業者にはエネルギー供給のラストリゾートである石油の安定的な供給が期待されている。石油精製業者が、このような期待に応えるためには、石油精製業者に対する過度な負担を改善することが必要である。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一方、現在の石油石炭税においては、石油製品の原料となる原油に対して課税されているが、その課税対象には、精製プロセスで不可避免的に発生するもので、商品としての価値を有さず、販売できないガス（課税済み原油等の精製過程で発生する非製品ガス）も含まれている。課税済み原油等の精製過程で発生する非製品ガスは、石油精製業者の収益源にはならないので、現在の石油石炭税は、石油精製業者に対し過度な負担である。 また、輸入品の石油製品に対しては、石油製品本体のみに石油石炭税が課税されている。なお、諸外国においては非製品ガスに対して課税していない。 <p>3. 国民生活への影響</p> <ul style="list-style-type: none"> また、消費税率の引き上げは、消費税導入時から石油諸税と単純併課されている石油製品については、個別間接税のない商品に比べて特に負担が重くなる。生活必需品である石油製品への課税額の急上昇を通じて家計への過度な負担も生じる。 <p>4. 還付制度の創設</p> <ul style="list-style-type: none"> こうしたことから、石油精製業者への過度な負担を改善して、石油精製業者による石油製品の安定供給を図るために、課税済み原油等の精製過程で発生する非製品ガスに課税されている石油石炭税の還付制度を創設することが必要である。 課税済み原油等の精製過程で発生する非製品ガスに課税されている石油石炭税は、一部、石油販売業者や消費者に転嫁されており、国民負担を軽減する観点からも早急に解消すべき。
②	政策体系における政策目的の位置付け	3. 資源エネルギー・環境政策
③	達成目標及び測定指標	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》 課税済み原油等の精製過程で発生する非製品ガスに課税されている石油石炭税の還付制度を創設して、石油精製業者に対する過度な負担を改善して、石油製品の安定的な供給を図る。</p> <p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 課税済み原油等の精製過程で発生する非製品ガスに課税されている石油石炭税の還付制度を創設して、石油精製業者に対する過度な負担を改善して、石油製品の安定的な供給が図られている。</p>

			《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 課税済み原油等の精製過程で発生する非製品ガスに課税されている石油石炭税の還付制度を創設して、石油精製業者に対する過度な負担を改善して、石油製品の安定的な供給が図られる。
8	有効性等	① 適用数等	適用事業者数及び適用範囲は全ての石油精製業者（15社※）の見込み。 ※平成24年8月時点の石油精製業者数
		② 減収額	18,500百万円
		③ 効果・達成目標の実現状況	《政策目的の実現状況》(分析対象期間:〇〇～〇〇) — 《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:〇〇～〇〇) — 《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間:平成25年度～平成27年度) 石油精製業者に対する過度な負担が続くことで、石油製品の安定供給への影響が懸念される。 《税収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:平成25年度～平成27年度) 課税済み原油等の精製過程で発生する非製品ガスに課税されている石油石炭税の還付制度を創設して、石油精製業者に対する過度な負担を改善して、石油製品の安定的な供給を図る。
9	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	<ul style="list-style-type: none"> 本措置は、石油精製業者に対する過度な負担を改善するための必要最低限の措置である。 石油製品の生産量は予め予測できないため、補助金等の予算で手当てすることは不可能であることから、租税特別措置以外の他の手段での公平な措置は困難である。 本措置により、石油精製業者に還付される石油石炭税は、課税の公平性確保の範囲内にとどまり、必要最低限の措置である。
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	他の支援措置や義務付け等は無い。
		③ 地方公共団体が協力する相当性	—
10	有識者の見解		—
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		—

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	探鉱準備金又は海外探鉱準備金、新鉱床探鉱費又は海外新鉱床探鉱費の特別控除	府省名	経済産業省
税目	所得税、法人税、法人住民税、事業税		
区分	<input type="checkbox"/> 新設	<input checked="" type="checkbox"/> 拡充	<input type="checkbox"/> 延長 <input type="checkbox"/> 事後

点検項目	評価の実施状況			課題
租税特別措置等の合理性				
① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け	<input type="checkbox"/> 明らか	<input checked="" type="checkbox"/> 明らかでない		※
② 所期の目標が達成していない状況	<input type="checkbox"/> 達成されていない	<input type="checkbox"/> 達成されている	<input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	※
租税特別措置等の有効性				
③ 達成目標及び測定指標	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定性的記述	<input type="checkbox"/> 説明なし	◎
④ 適用数等の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 把握なし	
⑤ 僅少・偏りのない状況	<input type="checkbox"/> 説明あり		<input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	※
⑥ 適用数等の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 予測なし	※
⑦ 減収額の実績把握	<input type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input checked="" type="checkbox"/> 把握なし	※
⑧ 減収額の将来予測	<input type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input checked="" type="checkbox"/> 予測なし	※
⑨ 租特の効果・達成目標の実現状況の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 把握あり		<input type="checkbox"/> 把握なし	○
⑩ 租特の効果・達成目標の実現状況の将来予測	<input type="checkbox"/> 予測あり		<input checked="" type="checkbox"/> 予測なし	○
⑪ 税収減是認の効果の実績確認	<input type="checkbox"/> 説明あり		<input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	○
⑫ 税収減是認の効果の将来見込み	<input type="checkbox"/> 説明あり		<input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	○
租税特別措置等の相当性				
⑬ 租特の手段をとる必要性・適切性	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり		<input type="checkbox"/> 説明なし	
⑭ 他の政策手段との役割分担	<input type="checkbox"/> 他の政策手段はない	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり	<input type="checkbox"/> 説明なし	

「○」：評価書の説明・分析に課題（疑問点・問題点等）があるもの。
 「※」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題が解消したもの。
 「◎」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題の一部が解消したもの。（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）

【課題の説明】

政策目的に向けた手段としての「有効性」について説明・分析が不十分

- (1) 以下のとおり、本租税特別措置等の検証を行うための測定指標について説明が不足している。
- ③ 本租税特別措置等の効果を把握するために設定されている測定指標（石油・天然ガスの自主開発比率、自主開発鉱石の自給率）は、(独)石油天然ガス・金属鉱物資源機構による出資・債務保証等、他の政策手段の影響を大きく受けるものである。このため、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかではなく、その効果の検証が困難であることから、租税特別措置等の効果を測ることができるより適切な測定指標を設定する必要がある。
- (2) 以下のとおり、税収減を是認するような有効性（費用対効果）の説明が不足している。

[過去の実績]

⑪ 過去において、税収減を是認するような効果が発現したのかについて説明されていないため、本租税特別措置等の税収減を是認するような効果について、減収額と達成目標の実現状況を用いて説明する必要がある。

また、税収減を是認するような効果が発現したのかについて説明するために用いる次の点検項目についても説明が不足している。

⑨ 租税特別措置等の効果・達成目標（石油・天然ガスの自主開発比率を2030年までに40%程度等）の実現状況について、「平成20年度から平成23年度までで、19.6%から22.6%へと推移」と説明しているが、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかでない測定指標（③参照）を用いているため、適切な測定指標を用いて、本租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況を説明する必要がある。

[将来の見込み]

⑫ 将来において、税収減を是認するような効果が発現するのかについて説明されていないため、本租税特別措置等の税収減を是認するような効果の見込みについて、減収額と達成目標の実現状況を用いて説明する必要がある。

また、税収減を是認するような効果の見込みについて説明するために用いる次の点検項目についても説明が不足している。

⑩ 本租税特別措置等の効果・達成目標（石油・天然ガスの自主開発比率を2030年までに40%程度等）の実現状況について予測されていないため、当該効果・達成目標の実現状況の見込みを明らかにする必要がある。

注1 補助金等の政策手段と比した「相当性」については、説明・分析に不十分な点は認められない。

注2 背景にある政策の今日的な「合理性」については、評価書の説明では課題がみられたものの、点検過程で新たに示された＜点検結果表の別紙＞の説明も踏まえると、その説明・分析に不十分な点は認められない。

＜点検結果表の別紙＞

課題のみられた点検項目に関し点検過程で新たに示された説明

- ① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け（評価書中7①《政策目的の根拠》欄への補足説明）
本税制は我が国の石油・天然ガスや金属鉱物資源の自主開発比率、自給率の向上に資することを目的としており、この目的については閣議決定を始めとする政府の計画、対策等において以下のよう
に明確に位置付けられているところである。
- 「資源・燃料の安定供給確保のための先行実施対策」 P. 8
資源確保を巡る状況が厳しさを増す中で、我が国にとって必要な資源・燃料を中長期的に開発・確保していくためには、官民の連携体制、資源開発主体とエンドユーザーの連携体制を構築し、国として特に必要な資源、戦略資源国を特定した上で、効果的に集中投資して行く体制を構築する必要がある。
- 「エネルギー需給安定行動計画」
P. 11 3) 多様な主体が参加した供給力増強支援（供給構造の改革）
発電に利用される燃料の安定供給のために資源・燃料戦略を推進する。
- 「エネルギー基本計画(H22)」
P. 5 第1章 基本的視点 1. 総合的なエネルギー安全保障の強化
国産資源に恵まれない我が国の状況を勘案すれば、その多くを海外に依存する化石燃料については、自主開発の比率を中長期的に高めることが重要である。
- P. 12 第3節 政策手法のあり方
本基本計画その他の法律等により政策的支援の必要性・緊要性が位置付けられるものについては、規制・予算・税制・金融措置などの政策を総動員し、国民負担を最小限としつつ、・・・
- P. 16 (イ) 我が国企業による上流権益獲得に対する支援
・・・JBICを通じたファイナンス支援、関連税制の活用等の各種施策を総動員し、短期的には、既に我が国企業が権益を取得済みのプロジェクトの確実な立ち上げに向けて、リスクマネー供給支援等を集中的に実施する。
- 「資源確保戦略」
P. 7 (4) 資源権益獲得に対する資金供給の機能強化
資源確保をめぐる状況が激変する中で、世界では資源の上流開発を担う企業の資金規模が急速に拡大している。我が国上流開発を担う企業は規模において大きく水を明けられている。このギャップを埋めるべく、政府による資金供給機能拡充を図る。
- 「日本再生戦略」
P. 25、P. 26 グリーン成長戦略
(重点施策：グリーン部素材が支えるグリーン成長の実現)
再生可能エネルギー発電設備、蓄電池の高性能化、自動車や航空機の軽量化・省エネ、高断熱住宅等に関する部素材などは、現時点では日本が高い競争力を有しているものの、部素材メーカー単独では製品開発まで行えず、必ずしも部素材の強みを最終製品に反映できていない。(中略)
製品化を見据えた川上川下の共同技術開発の支援を行う。

- ② 所期の目標が達成していない状況（評価書中8③《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》欄への補足説明）

金属鉱業に関しては、前回の当該租税特別措置の期間中の達成目標は、我が国が権益を有する既存鉱山の自主開発比率として、重要なベースメタルである銅については概ね平成20年度から平成24年までは33%で推移、その後、平成27年には48%に上昇すると設定しているところである。また、石油・天然ガスについても、平成20年をベースに期間中の自主開発比率の押し上げ効果について言及している。これら目標値は、エネルギー基本計画（平成22年）の策定に伴い、非鉄金属鉱物については「自給率」を目標として設定し直すことが適切であり、それに従えば銅の平成19年度の自給率は48.9%となる。また、石油・天然ガスについても、同様に平成20年をベースとすれば自主開発比率19.6%である。同計画においては、「化石燃料の自主開発資源比率を、2030年に倍増（現状約26%）させるとの目標の実現のため、国産を含む石油及び天然ガスを合わせた自主開発比率を40%以上（現状は約20%）、石炭の自主開発比率を60%以上（現状約40%）に引き上げることを目指す。ベースメタル（銅・亜鉛）については、海外資源開発やリサイクルによる供給源確保を含む自給率を2030年に80%以上とすることを目指す。」と位置付け、新たな目標水準を設定したところ。同目標については、分析対象期間の終了年度である平成23年度において評価書中7③で示したとおり、それぞれ銅が54.2%、石油・天然ガスが22.6%と数値の上昇が見られ、2030年の目標年度に向けた着実な進展と言える。

これを踏まえ、今後とも本租税特別措置制度を維持し、2030年に向けてさらに自主開発比率、自給率の向上を目指すことが合理的である。

- ③ 達成目標及び測定指標の設定（評価書中7③《租税特別措置等により達成しようとする目標》欄への補足説明）

資源開発には数年から十数年の期間を要する必要があるため、「自主開発比率の向上」「自給率の向上」という施策の成果が現れるまでには期間を要する。したがって、達成目標を2030年という中長期の目標とすることが適切である。

自主開発比率、自給率の向上には、本租税特別措置等のみならず予算、税制、金融措置（出融資）、さらには資源外交などのツールを総合的に駆使して目標達成を図っている。

一方、鉱山開発は一定のリスクを伴うものであり、成功事例がある裏で、失敗事例（有望鉱床の発見につながらない事例）もまた存在するところ。また、一つのプロジェクトで様々な政策支援ツールが活用されている実態がある。このような鉱山開発の事情を踏まえると、測定指標として自主開発比率等を設定しているが、本租税特別措置等の効果がどの程度寄与するかを詳細に明らかにすることは難しい。

- ⑤ 過去実績の適用数等の僅少性、偏倚性（評価書中8①「適用数等」欄への補足説明）

本租税特別措置は、我が国の資源・エネルギーの自主開発比率、自給率向上を目的として石油・天然ガスや金属鉱物の採掘を行う事業者を適用対象とするものであり、適用の基準も明確に定められている。これに基づき、探鉱準備金制度については石油・天然ガス・非鉄金属等合わせて平成23年度実績で37法人が利用しているところ。これは、制度の利用が想定される鉱山会社の操業の実態を踏まえ、関係業界団体を通じ非鉄金属鉱業については1社、石灰石鉱業については96社、石油天然ガス鉱業については11社等を対象として利用実績をとりまとめた結果を記載しており、適用数の僅少性、適用の偏りについては認められない。

本制度は損金算入して積み立てた探鉱準備金を「新鉱床探鉱費」として支出した際に特別控除できるものであり、鉱山会社が利益を出しつつ制度を利用することを前提としている。赤字決算の会

【経産05】

社は利用できない制度である。しかし、我が国の非鉄金属、非金属、石灰石鉱山のうち最も多い石灰石鉱山を例に取ると、平成8年度に合計2億トンだった生産量が平成23年度には1億3千万トンと65%に落ち込むなど経営環境が悪化してきており、利益が出ない企業が多い状況にある。実際、経済産業省で平成22年度に国内の非鉄金属、非金属、石灰石の約350企業（約400鉱山）（業界団体に加盟していない鉱山も含む）を対象に収支等のアンケート調査を実施したところ、回答分

（56%）については3割が赤字決算で、うち、中小企業鉱山（鉱山全体数の9割以上）に限ると34%が赤字決算である。本制度は一定程度の規模の鉱区を有し、探鉱の余地のある社で、かつ赤字ではない企業が適用対象となる。従って、比較的規模の大きい企業から構成される石灰石鉱業の団体加盟各社を対象として調査した結果、25社の利用実績があったことは、上記に述べた国内鉱山の経営実勢を踏まえると、適用数が僅少とはいえないと考えている。

金属鉱山は、国内唯一の稼働中鉱山で本制度の利用実績がある。

また、石油・天然ガスを採掘する事業者はもともと数が少なく、天然ガス鉱業会を通じてほぼ網羅的に把握されている。現在は例年11社を対象に利用実績を調査して23年度実績で10社の利用（準備金積立）の報告があったところで、あり適用数が僅少ということはない。

海外探鉱準備金制度については、利用に当たっての要件（国内鉱業者要件、海外自主開発法人要件）を満たす事業者が3社しか存在しないことから、現在まで年1社程度の利用実績にとどまっている。

海外探鉱準備金制度については、利用に当たっての要件（国内鉱業者要件、海外自主開発法人要件）を満たす事業者が3社しか存在しないことから、現在まで年1社程度の利用実績にとどまっている。

⑥ 適用数等の将来予測（評価書中8①「適用数等」欄への補足説明）

本租税特別措置等の適用数の将来（平成24年度）の推計については、業界関連団体を通じ、平成23年度の利用実績を聴取する際に本租税特別措置の利用実績のあった企業等に対して今後の利用見込みについて照会し、回答を得たものを記載している。

⑦ 減収額の実績把握（評価書中8②「減収額」欄への補足説明）

税収の平年度減収額については、54億円（財務省試算）。業界関連団体を通じ、本租税特別措置の利用実績のあった企業等に対して今後の本税特別措置の利用見込みについて照会し、特別控除額について把握。

⑧ 減収額の将来予測（評価書中8②「減収額」欄への補足説明）

減収額の将来推計については、延長要望に係る部分については54億円（財務省試算）。拡充に係る部分の税額（741百万円）については別紙参照。

減収見込額(国税・延長に係る減収額+拡充による減収額)

内訳

①適用期限の延長に係る部分	5,400	百万円	(←財務省試算額による)
②拡充に係る部分	741	百万円	
合計	6,141	百万円	

拡充に係る部分の試算根拠

【海外探鉱準備金】

前提：国内鉱業者要件が緩和され、出資比率要件が20%まで引き下げ、また、準備金は全て海外新鉱床探鉱費に使用され、全額特別控除を受ける。

(非鉄金属)

	H25FY	H26FY	H27FY	H28FY	H29FY	平年度 特別控除
特別控除額	2,691	3,166	3,001	2,906	2,775	2,908

$$2,908 \times 25.5\% = 741 \text{ 百万円}$$

(平年度特別控除額) (法人税率)

減収見込額(地方税・平年度)

内訳

①適用期限の延長に係る分	2,713	百万円	(A)+(C)
②拡充に係る分	373	百万円	(B)+(D)
合計	3,086	百万円	

I. 法人住民税 1,062 百万円

①適用期限の延長に係る部分の試算根拠
 $5,400 \times 17.3\% = 934$ 百万円 (A)(←財務省試算額による)
 (法人税の減収額) (税率)

②拡充に係る部分の試算根拠
 $741 \times 17.3\% = 128$ 百万円 (B)
 (法人税の減収額) (税率)

II. 法人事業税 2,023 百万円

①適用期限の延長に係る部分の試算根拠
 ・適用期限延長に係る法人税特別控除額合計額
 $5,400 \text{百万円} / 25.5\% = 21,176$ 百万円
 ・減収見込額
 $21,176 \times 8.4\% = 1,779$ 百万円 (C)(←財務省試算額による)
 (所得の減収額) (税率:外形+外形外)

②拡充に係る部分の試算根拠
 ・拡充に係る法人税特別控除額合計額 2,908 百万円
 ・減収見込額
 $2,908 \times 8.4\% = 244$ 百万円 (D)
 (所得の減収額) (税率:外形+外形外)

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	探鉱準備金又は海外探鉱準備金、新鉱床探鉱費又は海外新鉱床探鉱費の特別控除(所得税、法人税)(国税9・地方税13(自動連動))(法人税・義、法人住民税・義、事業税・義)
2	要望の内容	平成25年3月31日で適用期限の到来する本制度について、所要の見直しを行ったうえで、3年間延長する。 鉱山経営の多様化を踏まえ、海外探鉱準備金制度について、国内鉱業者要件、現地法人に対する出資比率、内国法人による鉱石引取要件等について所要の見直しを行う。 (海外探鉱準備金の拡充内容) ・適用期限の延長。 ・国内鉱業者に海外で鉱業を行っている者を含める。 ・海外鉱山(自主開発法人)への出資比率(現行50%以上)を引き下げる。 ・海外鉱山(自主開発法人)からの鉱石引取比率(現行50%以上)を引き下げる。 ・対象鉱種を拡大する。
3	担当部局	資源エネルギー庁資源・燃料部鉱物資源課
4	評価実施時期	平成24年8月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	昭和40年度 「探鉱準備金と新鉱床探鉱費の特別控除」制度創設(3年間) 昭和50年度 拡充(海外探鉱準備金及び海外新鉱床探鉱費の特別控除) 昭和51年度 縮減(準備金収入金額基準:15%→14%) 昭和52年度 延長(3年間) 縮減(準備金収入金額基準:14%→13%) 平成13年度 延長(3年間) 縮減(準備金収入金額基準:13%→12%) 平成25年度 延長要望(3年間)及び拡充要望
6	適用又は延長期間	平成25年4月1日～平成28年3月31日(3年間)
7	必要性等	① 政策目的及びその根拠 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 ○石油・天然ガスの安定供給確保 石油・天然ガスは、昨今の中国やインドを中心とした新興国における需要の急増等に伴い、その需給逼迫が懸念され、また、東日本大震災に伴う原子力発電所の運転停止により、我が国の石油・天然ガス需要が増加していることから、我が国企業による石油・天然ガスの自主開発の促進等を通じて、我が国の石油・天然ガスの安定供給の確保を図る。 ○鉱物資源の安定供給確保 金属鉱物資源は、我が国の産業活動を支える基礎物資であり、資源の乏しい我が国において、その確保は我が国の国際競争力に直結するため、中長期的かつ持続的な鉱物資源の安定供給の確保を図る。 《政策目的の根拠》 ・「資源・燃料の安定供給確保のための先行実施対策」(平成23年12月) ・「エネルギー需給安定行動計画」(平成23年11月) ・「エネルギー基本計画」(平成22年6月) ・「資源確保戦略」(平成24年6月)

		・「日本再生戦略」(平成 24 年 7 月)																																																																
	② 政策体系における政策目的の位置付け	3. 資源エネルギー・環境政策																																																																
	③ 達成目標及び測定指標	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》</p> <p>(1) 石油・天然ガス 我が国の石油・天然ガスの自主開発比率の向上(2030年までに40%程度)をはかり、もって安定供給を確保する。</p> <p>(2) 金属鉱物 我が国の鉱物資源安定供給を確保するため、自主開発鉱石の輸入を推進する(2030年までにベースメタルは自給率80%、レアメタルは自給率50%)。</p> <p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》</p> <p>(1) 石油・天然ガス 我が国の石油・天然ガスの自主開発比率の向上(2030年までに40%程度)をはかり、もって安定供給を確保する。</p> <p>(2) 金属鉱物 我が国の鉱物資源安定供給を確保するため、自主開発鉱石の輸入を推進する(2030年までにベースメタルは自給率80%、レアメタルは自給率50%)。</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 本措置により、操業の継続に伴い漸次減耗していく鉱床を新たな探鉱活動により補填(＝鉱業資本を回収)することを可能となり、我が国企業が継続的に探鉱・開発を進めていくが可能となる。その結果として探鉱開発投資が促進されることが自主開発比率の向上につながり、我が国への資源エネルギーの安定供給確保に寄与する。</p>																																																																
8	有効性等	<p>① 適用数等</p> <p>〔探鉱準備金〕 ○利用企業数 (単位: 百万円)</p> <table border="1"> <tr><th>年度</th><th>H19</th><th>H20</th><th>H21</th><th>H22</th><th>H23</th><th>H24 見込</th><th>H25 見込</th></tr> <tr><td>企業数</td><td>38</td><td>32</td><td>36</td><td>32</td><td>37</td><td>31</td><td>34</td></tr> </table> <p>○準備金積立額 (単位: 百万円)</p> <table border="1"> <tr><th>年度</th><th>H19</th><th>H20</th><th>H21</th><th>H22</th><th>H23</th><th>H24 見込</th><th>H25 見込</th></tr> <tr><td>積立額</td><td>37,772</td><td>34,561</td><td>30,193</td><td>35,289</td><td>39,058</td><td>32,106</td><td>34,241</td></tr> </table> <p>(注)石油鉱業連盟、天然ガス鉱業会、日本鉱業協会、石灰石鉱業協会を対象とした調査による。H24 は見込み、H25 は過去 5 年平均値。</p> <p>〔海外探鉱準備金〕 ○利用企業数 (単位: 百万円)</p> <table border="1"> <tr><th>年度</th><th>H19</th><th>H20</th><th>H21</th><th>H22</th><th>H23</th><th>H24 見込</th><th>H25 見込</th></tr> <tr><td>企業数</td><td>3</td><td>1</td><td>1</td><td>0</td><td>1</td><td>0</td><td>1</td></tr> </table> <p>○準備金積立額 (単位: 百万円)</p> <table border="1"> <tr><th>年度</th><th>H19</th><th>H20</th><th>H21</th><th>H22</th><th>H23</th><th>H24 見込</th><th>H25 見込</th></tr> <tr><td>積立額</td><td>2,539</td><td>726</td><td>19</td><td>0</td><td>94</td><td>0</td><td>168</td></tr> </table> <p>(注)日本鉱業協会を対象とした調査による。H24 は見込み、H25 は過去 5 年平均値。</p>	年度	H19	H20	H21	H22	H23	H24 見込	H25 見込	企業数	38	32	36	32	37	31	34	年度	H19	H20	H21	H22	H23	H24 見込	H25 見込	積立額	37,772	34,561	30,193	35,289	39,058	32,106	34,241	年度	H19	H20	H21	H22	H23	H24 見込	H25 見込	企業数	3	1	1	0	1	0	1	年度	H19	H20	H21	H22	H23	H24 見込	H25 見込	積立額	2,539	726	19	0	94	0	168
年度	H19	H20	H21	H22	H23	H24 見込	H25 見込																																																											
企業数	38	32	36	32	37	31	34																																																											
年度	H19	H20	H21	H22	H23	H24 見込	H25 見込																																																											
積立額	37,772	34,561	30,193	35,289	39,058	32,106	34,241																																																											
年度	H19	H20	H21	H22	H23	H24 見込	H25 見込																																																											
企業数	3	1	1	0	1	0	1																																																											
年度	H19	H20	H21	H22	H23	H24 見込	H25 見込																																																											
積立額	2,539	726	19	0	94	0	168																																																											

	② 減収額	<p>〔探鉱準備金〕 ○特別控除額 (単位: 百万円)</p> <table border="1"> <tr><th>年度</th><th>H19</th><th>H20</th><th>H21</th><th>H22</th><th>H23</th><th>H24 見込</th><th>H25 見込</th></tr> <tr><td>特別控除額</td><td>19,216</td><td>18,533</td><td>22,918</td><td>19,861</td><td>16,623</td><td>24,241</td><td>20,435</td></tr> </table> <p>(注)石油鉱業連盟、天然ガス鉱業会、日本鉱業協会、石灰石鉱業協会を対象とした調査による。H24 は見込み、H25 は過去 5 年平均値。</p> <p>〔海外探鉱準備金〕 ○特別控除額 (単位: 百万円)</p> <table border="1"> <tr><th>年度</th><th>H19</th><th>H20</th><th>H21</th><th>H22</th><th>H23 見込</th><th>H24 見込</th><th>H25 見込</th></tr> <tr><td>特別控除額</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td></tr> </table>	年度	H19	H20	H21	H22	H23	H24 見込	H25 見込	特別控除額	19,216	18,533	22,918	19,861	16,623	24,241	20,435	年度	H19	H20	H21	H22	H23 見込	H24 見込	H25 見込	特別控除額	0	0	0	0	0	0	0																	
年度	H19	H20	H21	H22	H23	H24 見込	H25 見込																																												
特別控除額	19,216	18,533	22,918	19,861	16,623	24,241	20,435																																												
年度	H19	H20	H21	H22	H23 見込	H24 見込	H25 見込																																												
特別控除額	0	0	0	0	0	0	0																																												
	③ 効果・達成目標の実現状況	<p>《政策目的の実現状況》(分析対象期間:平成 19～23 年度) (自主開発比率の推移) (単位: %)</p> <table border="1"> <tr><th></th><th></th><th>H19FY</th><th>H20FY</th><th>H21FY</th><th>H22FY</th><th>H23FY</th></tr> <tr><td>石油</td><td>自主開発比率</td><td>18.9</td><td>15.8</td><td>18.5</td><td>17.9</td><td>18.1</td></tr> <tr><td>石油・天然ガス</td><td>自主開比率(注 1)</td><td>—</td><td>19.6</td><td>23.1</td><td>23.5</td><td>22.6</td></tr> <tr><td>銅鉱石</td><td>自給率(注 2)</td><td>48.9</td><td>47.6</td><td>49.6</td><td>52.5</td><td>54.2</td></tr> <tr><td>鉄鉱石</td><td>自主開発比率</td><td>17.8</td><td>21.1</td><td>22.9</td><td>20.3</td><td>20.8</td></tr> <tr><td>ウラン</td><td>自主開発比率</td><td>6.2</td><td>5.7</td><td>6.7</td><td>11.0</td><td>9.6</td></tr> <tr><td>石炭</td><td>自主開発比率</td><td>43.7</td><td>40.7</td><td>48.6</td><td>44.0</td><td>47.0</td></tr> </table> <p>(注 1) 自主開発比率は、平成 22 年 6 月のエネルギー基本計画における「自主開発比率」指標見直しにともない、これまでの原油(輸入分)に加え、原油(国産分)と天然ガス(輸入・国産分)を追加。 (注 2) 自給率は、基本的には、金属需要(地金製錬量)に占める、我が国企業の権益下にある輸入鉱石から得られる地金量に国内スクラップから得られるリサイクル地金等の量を加えたものの割合。鉱種により海外に我が国企業の権益下にある製錬所がある場合についてはそうした供給源からの輸入地金等も含む。</p> <p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:平成 17～平成 23 年度) ○石油・天然ガス 我が国の国産を含む石油及び天然ガスを合わせた自主開発比率を 2030 年までに 40%以上に引き上げることとした政策目標に対し、平成 20 年度から平成 23 年度までで、19.6%から 22.6%へと推移した。</p> <p>○金属鉱物 我が国の銅鉱石の自給率は平成 17 年度 46%だったものが、平成 23 年度には、54%に上昇しており、本制度により、自給率はさらに向上すると見込まれる。 鉄鉱石は、平成 19 年度以降、自主開発権益比率は概ね 20%前後で推移している。ナミザ社(ブラジル)保有鉱山における生産が平成 21 年から開始されたことにより、今後、同鉱山における生産量は増加が見込まれ、これにより自主開発比率は上昇する効果が見込まれる。</p>			H19FY	H20FY	H21FY	H22FY	H23FY	石油	自主開発比率	18.9	15.8	18.5	17.9	18.1	石油・天然ガス	自主開比率(注 1)	—	19.6	23.1	23.5	22.6	銅鉱石	自給率(注 2)	48.9	47.6	49.6	52.5	54.2	鉄鉱石	自主開発比率	17.8	21.1	22.9	20.3	20.8	ウラン	自主開発比率	6.2	5.7	6.7	11.0	9.6	石炭	自主開発比率	43.7	40.7	48.6	44.0	47.0
		H19FY	H20FY	H21FY	H22FY	H23FY																																													
石油	自主開発比率	18.9	15.8	18.5	17.9	18.1																																													
石油・天然ガス	自主開比率(注 1)	—	19.6	23.1	23.5	22.6																																													
銅鉱石	自給率(注 2)	48.9	47.6	49.6	52.5	54.2																																													
鉄鉱石	自主開発比率	17.8	21.1	22.9	20.3	20.8																																													
ウラン	自主開発比率	6.2	5.7	6.7	11.0	9.6																																													
石炭	自主開発比率	43.7	40.7	48.6	44.0	47.0																																													

			<p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間:平成19～23年度)</p> <p>○拡充・延長されなかった場合、準備金が積み立てできず、新鉱床探鉱費が減少、探鉱活動が縮小する。その結果、自主権益が減少するとともに自主開発比率や自給率の達成が困難となるおそれがある。</p> <p>《税收減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:〇〇～〇〇)</p>
9	相当性	<p>①: 租税特別措置等によるべき妥当性等</p> <p>補助金等の予算措置は、申請から交付に至るまでの時間を要するとともに交付決定がなされるかどうか不確実で予見可能性が低い。一方、本制度は企業自らの意思により利用できる制度であり、準備金から探鉱費を支出することにより、特別控除が受けられることから、企業の探鉱投資を誘導、促進させる制度であることから、補助金等より政策手段としての確。</p>	
		<p>②: 他の支援措置や義務付け等との役割分担</p> <p>本制度は、鉱業経営の基盤であるが、操業の継続に伴い漸次減耗していく鉱床を新たな探鉱活動により補填(=鉱業資本を回収)することを可能とし、我が国企業による継続的に探鉱・開発を円滑に進めていく上で必要不可欠な制度である。</p> <p>本制度以外の税制措置としては、海外投資等損失準備金がある。海外投資等損失準備金は、リスクが高く、かつ、巨額の資金を要する探鉱開発事業に投資を行う者に損失に備えた準備金の積立て及びその損金算入を認め、リスクの軽減及びキャッシュフローの改善を図るものであり、民間の探鉱開発投資を促進する上で基盤となるものである。</p> <p>予算措置は特にリスクが高いと考えられる案件等、一部のプロジェクトについて、JOGMECの出資等により、民間の出資負担を軽減することにより、民間の探鉱開発投資を支援するものであり、以下がある。</p> <p>(1)石油・天然ガス</p> <ul style="list-style-type: none"> ・(独)石油天然ガス・金属鉱物資源機構 <p>海外探鉱等事業への出資・債務保証(出資金)</p> <p>(2)金属鉱物</p> <ul style="list-style-type: none"> ・(独)石油天然ガス・金属鉱物資源機構 <p>海外探鉱等事業への出融資・債務保証</p> <ul style="list-style-type: none"> ・(独)石油天然ガス・金属鉱物資源機構 ・(独)石油天然ガス・金属鉱物資源機構 <p>海外ウラン探鉱支援事業(補助金)</p>	
		<p>③: 地方公共団体が協力する相当性</p>	
10	有識者の見解		
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		平成21年度

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	非上場株式会社等についての相続税・贈与税の納税猶予制度の見直し	府省名	経済産業省
税目	相続税、贈与税		
区分	<input type="checkbox"/> 新設	<input checked="" type="checkbox"/> 拡充	<input type="checkbox"/> 延長 <input type="checkbox"/> 事後

点検項目	評価の実施状況			課題
租税特別措置等の合理性				
① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け	<input checked="" type="checkbox"/> 明らか	<input type="checkbox"/> 明らかでない		
② 所期の目標が達成していない状況	<input type="checkbox"/> 達成されていない	<input type="checkbox"/> 達成されている	<input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	※
租税特別措置等の有効性				
③ 達成目標及び測定指標	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定性的記述	<input type="checkbox"/> 説明なし	○
④ 適用数等の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 把握なし	
⑤ 僅少・偏りのない状況	<input type="checkbox"/> 説明あり		<input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	○
⑥ 適用数等の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 予測なし	○
⑦ 減収額の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 把握なし	
⑧ 減収額の将来予測	<input type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input checked="" type="checkbox"/> 予測なし	○
⑨ 租特の効果・達成目標の実現状況の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 把握あり		<input type="checkbox"/> 把握なし	
⑩ 租特の効果・達成目標の実現状況の将来予測	<input type="checkbox"/> 予測あり		<input checked="" type="checkbox"/> 予測なし	○
⑪ 税収減是認の効果の実績確認	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり		<input type="checkbox"/> 説明なし	○
⑫ 税収減是認の効果の将来見込み	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり		<input type="checkbox"/> 説明なし	○
租税特別措置等の相当性				
⑬ 租特の手段をとる必要性・適切性	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり		<input type="checkbox"/> 説明なし	
⑭ 他の政策手段との役割分担	<input type="checkbox"/> 他の政策手段はない	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり	<input type="checkbox"/> 説明なし	

「○」：評価書の説明・分析に課題（疑問点・問題点等）があるもの。
 「※」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題が解消したもの。
 「◎」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題の一部が解消したもの。（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）

【課題の説明】

政策目的に向けた手段としての「有効性」について説明・分析が不十分

- (1) 以下のとおり、本租税特別措置等の検証を行うための達成目標について説明が不足している。
- ③ 本租税特別措置等の達成目標（相続税・贈与税負担によって事業活動の継続に支障が生じるとされる者が、将来相続が開始した時点又は贈与の時点で本特例措置を利用し、事業承継の円滑化が図られる）の目標水準が設定されておらず、どのような状況になれば達成されたといえるのか不明であり、その効果の検証が困難であることから、達成目標の目標水準を設定する必要がある。
- (2) 以下のとおり、適用数が想定外に僅少でないこと、想定外に特定の者に偏っていないことについて説明が不足している。
- ⑤ 本租税特別措置等の適用数は、平成 21 年度相続認定 153 件、贈与認定 29 件等と把握されているが、本租税特別措置等が適用される企業数の所期の想定と比較して、想定外に僅少でないこと、適用に偏りが無いことについて説明する必要がある。
- (3) 以下のとおり、税収減を是認するような有効性（費用対効果）の説明が不足している。

[過去の実績]

⑪ 過去における税収減を是認するような効果が発現したのかについて、「雇用が確保されたことによる経済波及効果について、事業活動の継続に係る効果（廃業防止効果）によって年間約 1,570 億円、雇用の確保に係る効果によって年間約 97 億円の合計約 1,667 億円の経済波及効果が生じると試算される（中小企業庁委託調査による）」とされているが、算定に用いた数値、計算式及びその根拠が不明なため、本租税特別措置等の過去における税収減を是認するような効果を適切に説明する必要がある。

[将来の見込み]

⑫ 減収額と効果を対比すべきところ、減収額及び達成目標の実現状況の将来予測に言及せずに、本租税特別措置等の効果を説明しており、また、「事業活動の継続に係る効果（廃業防止効果）によって年間約 2,000 億円、雇用の確保に係る効果によって年間約 50 億円の合計約 2,050 億円の経済波及効果が生じると試算される（中小企業庁委託調査による試算）」と説明しているが、試算の内容及び試算に用いた数値の根拠が不明なため、本租税特別措置等の将来における税収減を是認するような効果を適切に説明する必要がある。

また、税収減を是認するような効果の見込みについて説明するために用いる次の点検項目についても説明が不足している。

- ⑥ 本租税特別措置等の適用数の将来推計について平成 24 年度しか把握されていないため、適用数の見込みを分析対象期間の年度ごとに明らかにする必要がある。
- ⑧ 本租税特別措置等の減収額の将来推計が予測されていないため、分析対象期間における減収額の見込みについて、算定根拠を明らかにし、説明する必要がある。
- ⑩ 本租税特別措置等の効果・達成目標（相続税・贈与税負担によって事業活動の継続に支障が生じるとされる者が、将来相続が開始した時点又は贈与の時点で本特例措置を利用し、事業承継の円滑化が図られる）の実現状況について予測されていないため、当該効果・達成目標の実現状況の見込みを明らかにする必要がある。

注1 補助金等他の政策手段と比した「相当性」については、説明・分析に不十分な点は認められない。

注2 背景にある政策の今日的な「合理性」については、評価書の説明では課題がみられたものの、点検過程で新たに示された<点検結果表の別紙>の説明も踏まえると、その説明・分析に不十分な点は認められない。

<点検結果表の別紙>

課題のみられた点検項目に関し点検過程で新たに示された説明

② 所期の目標が達成していない状況（評価書中8③<<租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況>>欄への補足説明）

本特例措置は、相続税・贈与税の負担によって事業活動の継続に支障が生じることがあることから、確認、認定行為を通じた相続税・贈与税の納税猶予措置を講じることで、後継者を決定した上での円滑な事業承継を促し、事業活動の継続を実現し、雇用の確保や地域経済の活力維持につなげることを目的としているが、現時点までに、相続税・贈与税の負担による事業承継の問題が顕在化した企業のうち、現行の要件を満たすことが可能な企業の利用実績が制度創設から約500件となっている。

なお、前回の要望時点において、後継者不在を理由に廃業する社約7万社及びそれに伴う雇用喪失20～35万人を未然に防ぐことを目標として掲げているが、事業承継は、相続の時期の予測はできず、経営者の世代交代も会社ごとにタイミングも異なる中で、常に高齢人口に新たに加わっていく世代がいることも踏まえれば、中長期的、継続的に取り組むべき性質のものである。

① 税収減是認の効果の実績確認（評価書中8③<<税収減を是認するような効果の有無>>欄への補足説明）

（事前評価書における経済波及効果額の訂正）

事前評価書に記載した経済波及効果である「廃業防止効果による年間約1,570億円及び雇用確保効果による年間約97億円」は、平成21年から平成24年までの約3年半にわたる効果であり、訂正後の年間の効果額は、「廃業防止効果による年間約450億円及び雇用確保効果による年間約27億円」となる。

（経済産業省からの補足説明）

減収額に関して、国税庁統計年報によると、相続税に関しては平成20年から平成22年累計で約140億円、贈与税に関しては平成22年で約56億円（平成20年、21年に関しては非公表）であり、これらの合計は約196億円となる。したがって、減収額に比して約8.5倍（1,667億円/196億円）の効果がある。

経済波及効果の試算内容に関しては、事業所企業統計調査（総務省）のデータ等を用いて中小企業全体の平均的な雇用維持率（①）を算出し（約98%）、①に相続税又は贈与税の申告期限から1年後を迎えている認定企業の相続又は贈与当時の従業員数（16,293人）を乗じ、当該認定企業が税制を利用しなかった場合の雇員数（②）を算出し（16,121人）、当該認定企業が認定後1年後における従業員数（16,812人）と②の差を抽出し（691人）、その雇用確保による経済波及効果を算出（中小企業庁委託調査による試算。）（③）。さらに、平成24年中小企業税制に関するアンケートを用いて本特例措置の要件充足が困難で納税猶予を利用しない場合に廃業を検討する者の割合（④）を算出し（16.2%）、④に当該認定企業数（293社）を乗じて、本税制によって廃業が防止されたとあろう企業数（⑤）を算出し（47.5社）、廃業回避の経済波及効果を算出（中小企業庁委託調査による試算。）（⑥）。最後に③に⑥を合計して廃業防止・雇用確保効果を算出している。

【経産06】

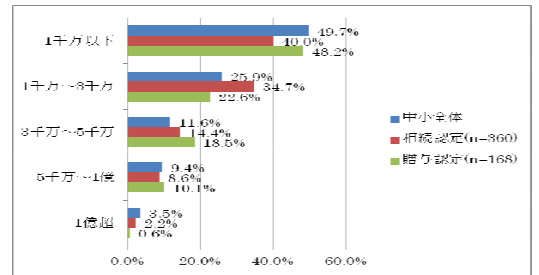
⑫ 税収減是認の効果の将来見込み（評価書中8③「税収減を是認するような効果の有無」欄への補足説明）

経済波及効果に関しては、相続税の基礎控除等の見直し、経営者の高齢化の進展に伴う事業承継問題のより一層の顕在化、本要望による適用要件の見直し、及び、予算事業等におけるPR効果などにより、現行の約4倍の効果を見込んでいる。

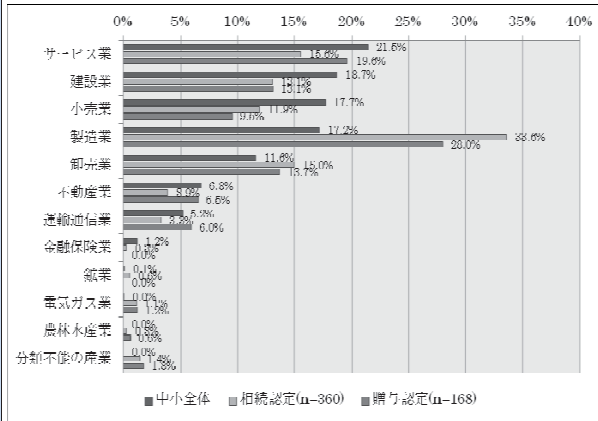
租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	非上場株式等についての相続税・贈与税の納税猶予制度の見直し（国税11）（相続税：外、贈与税：外）
2	要望の内容	<p>社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律（平成24年法律第68号。以下「社会保障・税一体改革法」という。）や平成24年度税制改正大綱において検討事項と位置付けられたこと等を踏まえ、非上場株式等についての相続税・贈与税の納税猶予制度の活用を促進するため、以下の見直しを行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・後継者を先代経営者の親族に限定する要件について、親族外の者であっても制度利用を可能とするよう改める。 ・先代経営者が役員を退任しなければならない要件について、代表者を退任すれば制度利用を可能とするよう改める。 ・相続・贈与時の従業員数の8割以上を5年間毎年確保しなければならない要件について、5年間平均で8割以上確保しなければならない要件に改める。また、5年間で一度でも8割を下回った場合には、その時点で納税猶予が打ち切られ、猶予税額を全額一括納付しなければならないことについて、5年間平均で8割を下回った場合に、その下回った割合に応じた税額を納付しなければならないこととする。 ・後継者死亡等の時点まで納税が免除されないことについて、5年経過時点で納税を免除することとする。 ・会社の事業資金の担保に提供している土地・建物も、相続税・贈与税の納税猶予の対象とする。
3	担当部局	中小企業庁事業環境部財務課
4	評価実施時期	平成24年8月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	<p>平成20年度改正 平成21年度改正において「取引相場のない株式等に係る相続税・贈与税の納税猶予制度」を創設することを決定（税制改正大綱）</p> <p>平成21年度改正 平成20年度税制改正大綱を受け、非上場株式等に係る相続税・贈与税の納税猶予制度の創設</p> <p>平成22年度改正 特別外国子会社に係る認定要件の明確化、納税猶予税額の計算方法の見直し等</p> <p>平成23年度改正 風俗営業会社等に係る特別子会社の要件の見直し等</p>
6	適用又は延長期間	恒久措置
7	必要性等	<p>① 政策目的及びその根拠</p> <p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》</p> <p>多様な就業の機会を提供すること等により我が国の経済の基盤を形成している中小企業の事業承継を円滑化することにより、中小企業の事業活動の継続を実現し、雇用の確保や地域経済の活力維持につなげることを目的とする。</p> <p>《政策目的の根拠》</p> <p>・『中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律』</p> <p>中小企業における経営の承継の円滑化を図り、もって中小企業の事業活動の継続に資するため、中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律（平成20年法律第33号。以下「経営承継法」という。）が平成20年10月（一部規定は平成21年3月）に施行された。</p> <p>非上場株式等についての相続税・贈与税の納税猶予制度の適用は、経営承継法第12条第1項の経済産業大臣の認定を受けることが前提とされており、また、当該制度の適用の継続に当たっては、相続税・贈与税の申告期限から5年間、雇用の8割以上を確保する等の要件が経営承継法施行規則（平成21年経済産業省令第22号）によって課されている。</p>

		<p>(参考1) 社会保障・税一体改革法(抜粋) 第七條 四 イ 事業承継税制(租税特別措置法第70条の7から第70条の7の4までの規定に基づく相続税及び贈与税の特例をいう。)について、中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律(平成20年法律第33号)に基づく認定の運用状況等を踏まえ、その活用を促進するための方策や課税の一層の適正化を図る措置について検討を行い、相続税の課税ベース(課税標準とされるべきものの範囲をいう。附則第21条において同じ。)、税率構造等の見直しの結果に基づき講ぜられる措置の施行に併せて見直しを行う。 附則第21条 資産課税については、格差の固定化の防止、老後における扶養の社会化の進展への対処等の観点からの相続税の課税ベース、税率構造等の見直し及び高齢者が保有する資産の若年世代への早期移転を促し、消費拡大を通じた経済活性化を図る観点からの贈与税の見直しについて検討を加え、その結果に基づき、平成24年度中に必要な法制上の措置を講ずる。</p> <p>(参考2) 平成24年度税制改正大綱(抜粋) 7. 検討事項 (4) 非上場株式等に係る相続税・贈与税の納税猶予制度については、その適用の基礎となる「中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律」に基づく認定等の運用状況や政策目的等を踏まえ、同制度の活用を促進するための方策や課税の一層の適正化を図る措置について引き続き検討を行います。</p> <p>(参考3) 中小企業憲章(平成22年6月18日閣議決定)(抜粋) 2. 基本原則 ・家族経営の持つ意義への意識を強め、また、事業承継を円滑化する。 3. 行動指針 八、中小企業への影響を考慮し政策を総合的に進め、政策評価に中小企業の声を生かす (略) 中小企業庁を始め、関係省庁が、これまで以上に一体性を強めて、産業、雇用、社会保障、教育、金融、財政、税制など総合的に中小企業政策を進める。</p>
	<p>② 政策体系における政策目的の位置付け</p>	<p>4. 取引・経営の安心</p>
	<p>③ 達成目標及び測定指標</p>	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》 本特例措置は、相続税・贈与税負担によって事業活動の継続に支障が生じる中小企業の事業承継の円滑化を図ることにより、中小企業の事業活動の継続を実現し、雇用の確保や地域経済の活力維持につなげることを目標とする。 <達成目標> 本特例措置の活用を促進するための方策を講ずることにより、相続税・贈与税負担によって事業活動の継続に支障が生じるとされる者が、将来相続が開始した時点又は贈与の時点で本特例措置を利用し、事業承継の円滑化が図られることを目標とする。 <目標達成時期> 相続の開始(先代経営者の死亡)の時期を予測することは必ずしも容易でな</p>

		<p>く、経営者の世代交代のタイミングはそれぞれの会社によっても異なる。年月の経過により、常に高齢人口に新たに加わっていく世代がいることも踏まえると、事業承継問題は短期的に解決するものではなく、将来にわたり長期継続的に対処していく課題であるといえる。 このため、本特例措置は長期継続的に適用数を評価していくことが必要である。 《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 本特例措置を適用するための前提となる経営承継法に基づく経済産業大臣の認定を受けた者の数とする。 《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 本特例措置は、適用者に対して、相続税・贈与税の申告期限から5年間、雇用の8割以上を確保する等の要件を課していることから、政策目的である中小企業の事業活動の継続の実現と、それに伴う雇用の確保や地域経済の活力維持に寄与する。</p>															
<p>8 有効性等</p>	<p>① 適用数等</p>	<p>《表1》経営承継法に基づく認定件数の実績と見込み(出典:中小企業庁調べ)</p> <table border="1" data-bbox="1487 550 2024 654"> <thead> <tr> <th></th> <th>H21fy (実績)</th> <th>H22fy (実績)</th> <th>H23fy (実績)</th> <th>H24fy (見込)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>相続認定</td> <td>153</td> <td>133</td> <td>62</td> <td>98</td> </tr> <tr> <td>贈与認定</td> <td>29</td> <td>67</td> <td>72</td> <td>70</td> </tr> </tbody> </table> <p>・平成21年度は平成20年10月～平成22年3月まで。 ・平成24年度は過去2年の実績値を用いて推計した見込数。</p> <p>(参考1) 偏りの無いことの説明 ○認定企業の資本金別分布 認定企業の資本金別の分布《図1》をみると、中小企業全体の資本金分布と比べても大きな遜色はなく、幅広く利用されていることがうかがえる。 (集計期間:平成20年10月～平成24年6月) 《図1》</p>  <p>出典:認定企業(中小企業庁調べ)、中小全体(総務省「事業所・企業統計調査」)</p>		H21fy (実績)	H22fy (実績)	H23fy (実績)	H24fy (見込)	相続認定	153	133	62	98	贈与認定	29	67	72	70
	H21fy (実績)	H22fy (実績)	H23fy (実績)	H24fy (見込)													
相続認定	153	133	62	98													
贈与認定	29	67	72	70													

(参考2) 認定企業の業種別分布
 ほぼ全ての業種が本特例措置の適用対象となっており、認定企業の業種別の分布(図2)を見ると、中小企業全体の業種別分布と比べても大きな遜色はなく、幅広く利用されていることがうかがえる。
 (集計期間:平成20年10月～平成24年6月)
 《図2》



(出典:認定企業(中小企業庁調べ)、中小全体(総務省「事業所・企業統計調査」)

②: 減収額 《表2》相続税・贈与税の納税猶予適用額 (単位:億円)

	H20	H21	H22
相続税	56	43	41
贈与税	—	—	56

(出典:国税庁「税務統計」)

(注1)平成20～21年の贈与税は非公表のため不明。
 (注2)平成20年は10月から12月までに限る。

③: 効果・達成目標の実現状況
 《政策目的の実現状況》(分析対象期間:H20年10月～H24年6月)
 本特例措置は、適用者に対して、相続税・贈与税の申告期限から5年間、雇用の8割以上を確保する等の要件を課していることから、政策目的である中小企業の事業活動の継続の実現と、それに伴う雇用の確保や地域経済の活力維持に寄与している。
 制度創設から約3年半で、経営承継法に基づく経済産業大臣の認定件数は合計500件程度となっており、当該認定企業の事業活動の継続が実現していると考えられる。

《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:H21年度～H24年度)

《表1(再掲)》経営承継法に基づく認定件数の実績と見込み (出典:中小企業庁調べ)

	H21fy (実績)	H22fy (実績)	H23fy (実績)	H24fy (見込)
相続認定	153	133	62	98
贈与認定	29	67	72	70

・平成21年度は平成20年10月～平成22年3月まで。
 ・平成24年度は過去2年の実績値を用いて推計した見込数。

これまでの認定企業における雇用者数は合計約2万8,500人であり、これらの者の雇用維持にもつながったと考えられる。

《表3》認定企業における雇用者数(全認定企業における相続・贈与時点の人数) (出典:中小企業庁調べ)

	相続税認定企業 (360件)	贈与税認定企業 (168件)	合計
総数	16,930人	11,605人	28,535人
1社平均	46.0人	69.1人	53.2人
中間値	21.0人	26.5人	22.0人

(分析対象期間:平成20年10月～平成24年6月)

さらに、相続税又は贈与税の申告期限から1年後の時点における認定企業の雇用状況を見ると、相続・贈与時と比べて平均で増加(+519人)しており、雇用者数が継続的に確保されている。

《表4》認定企業の雇用者数の推移(全認定企業のうち、相続税・贈与税の申告期限から1年後(報告基準日)を迎えた認定企業の雇用者数の推移) (出典:中小企業庁調べ)

	相続税認定 (216件)	贈与税認定(77件)	合計
①相続・贈与時	10,669人	5,624人	16,293人
②報告基準日	10,863人	5,949人	16,812人
増減	+194人	+325人	+519人

(分析対象期間:平成20年10月～平成24年6月)

《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間:平成25年度～平成27年度)

本特例措置の活用を促進するための方策を講じなかった場合には、年間約2,050億円の経済押し下げ効果が見込まれると試算される(中小企業庁委託調査による試算)。

《税収減を是認するような効果の有無》
 (分析対象期間:平成20年10月～平成24年6月)

認定企業の事業活動の継続が実現し、雇用が確保されたことによる経済波及効果について、事業活動の継続に係る効果(廃業防止効果)によって年間約1,570億円、雇用の確保に係る効果によって年間約97億円の合計約1,667

			<p>億円の経済波及効果が生じると試算される(中小企業庁委託調査による試算)。</p> <p>(分析対象期間:平成25年度～平成27年度)</p> <p>本特例措置の活用を促進するための方策を講じることにより、事業活動の継続に係る効果(廃業防止効果)によって年間約2,000億円、雇用の確保に係る効果によって年間約50億円の合計約2,050億円の経済波及効果が生じると試算される(中小企業庁委託調査による試算)。</p>
9	相当性	①: 租税特別措置等によるべき妥当性等	<p>本特例措置は、非上場株式等が流動性の低いものであり、後継者が相続等又は贈与により非上場株式等を取得した場合の相続・贈与税の納税資金確保が困難であることにかんがみ、特別に軽減措置を講じようとするものである。したがって、租税特別措置によることが妥当である。</p> <p>実際に、事業承継を円滑にするために政府や公的支援機関に望むこととして、40%以上が「事業承継の際の税負担の軽減」を挙げている(出典:平成22年中小企業白書)。</p> <p>また、本特例措置の目的は、中小企業の事業活動の継続を実現し、雇用の確保や地域経済の活力維持につなげることであり、この目的に資する税制とするため、雇用の8割以上を確保する等の要件を課すことにより相続税・贈与税の納税を猶予している。このため、申告時点で税負担を免除する方式ではなく、申告時には納税猶予とし、要件を満たさなくなった場合に納税させる納税猶予方式を採用している。</p> <p>さらに、課税の公平性の観点から、事業用資産を持たない者や、主に個人事業主向けである小規模宅地の特例とのバランスなどを踏まえて、非上場株式等の課税価格の100%に対応する相続税の納税を猶予するのではなく、80%に対応する相続税の納税を猶予している。</p>
		②: 他の支援措置や義務付け等との役割分担	<p>中小企業の事業承継円滑化のための総合的支援策として、以下の措置を講じている。</p> <p><予算措置の役割></p> <p>予算措置は、事業承継に係る各制度の普及啓発のためであり、法律・税制・金融に係る制度利用の前さばきのためのもの。具体的には、施策説明会による普及啓発活動や中小企業経営者等に対する巡回対応相談を行っており、相続税・贈与税の納税を猶予する本特例措置とは役割が異なる。</p> <p>(措置名)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中小企業事業承継円滑化支援事業(施策説明会等)(平成24年度予算額2.4億円) ・中小企業支援ネットワーク強化事業(巡回対応相談等)(平成24年度予算額30億円の内数) <p><法律の役割></p> <p>経営承継法に基づく民法の特例は、事業承継の際に後継者以外の者による遺留分減殺請求によって、中小企業の株式が分散し経営の安定が損なわれるリスクを事前に低減するものであり、相続税・贈与税の納税を猶予する本特例措置とは役割が異なる。</p> <p>(措置名)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・遺留分に関する民法特例 <p><金融支援の役割></p>

			<p>金融支援は、事業承継に際し事業用資産や株式等の購入資金に係る資金貸付のみならず、経営者交代による取引先の減少や売上高の減少などに苦しむ会社の資金繰り対策にも資するものである。さらに、税制措置とは異なり、個人事業主の事業承継にも活用できることが大きな特徴である。したがって、相続税・贈与税の納税を猶予する本特例措置とは役割が異なる。</p> <p>(措置名)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・金融支援①(信用保証制度) ・金融支援②(日本政策金融公庫) ・企業再建・事業承継支援資金(日本政策金融公庫) <p><他の税制措置との役割></p> <p>事業承継に係る他の税制措置として小規模宅地等の課税の特例があるが、これは個人事業主が所有する事業用宅地等の処分についての制約面等に配慮し、相続した小規模宅地等の課税価格を軽減しようとするものであり、非上場株式等の相続に伴う相続税の納税を猶予する本特例措置とは役割が異なる。</p> <p>(措置名)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例(措置法第69条の4) <p>本税制措置は地方税に係る租税特別措置等ではない。</p>
10	有識者の見解		—
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		平成23年9月

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	小規模会社の非上場株式会社等についての課税価格の計算の特例	府省名	経済産業省
税目	相続税		
区分	<input checked="" type="checkbox"/> 新設	<input type="checkbox"/> 拡充	<input type="checkbox"/> 延長 <input type="checkbox"/> 事後

点検項目	評価の実施状況	課題
租税特別措置等の合理性		
① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け	<input checked="" type="checkbox"/> 明らか <input type="checkbox"/> 明らかでない	
租税特別措置等の有効性		
③ 達成目標及び測定指標	<input type="checkbox"/> 定量化 <input checked="" type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 説明なし	○
⑥ 適用数等の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 予測なし	○
⑧ 減収額の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 予測なし	○
⑩ 租特の効果・達成目標の実現状況の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 予測あり <input type="checkbox"/> 予測なし	○
⑫ 税収減是認の効果の将来見込み	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	○
租税特別措置等の相当性		
⑬ 租特の手段をとる必要性・適切性	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	※
⑭ 他の政策手段との役割分担	<input type="checkbox"/> 他の政策手段はない <input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	

「○」：評価書の説明・分析に課題（疑問点・問題点等）があるもの。
 「※」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題が解消したもの。
 「◎」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題の一部が解消したもの（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）。

【課題の説明】

政策目的に向けた手段としての「有効性」について説明・分析が不十分

(1) 以下のとおり、本租税特別措置等の検証を行うための達成目標及び測定指標について説明が不足している。

③ 本租税特別措置等の達成目標（相続税負担によって事業活動の継続に支障が生じるとされる者が、将来相続が開始した時点で本特例措置を利用し、事業承継の円滑化が図られる）の目標水準が設定されておらず、どのような状況になれば達成されたといえるのか不明であり、その効果の検証が困難であることから、達成目標の目標水準を設定する必要がある。

・ 本租税特別措置等の効果を把握するために設定されている測定指標（本特例の適用者数）は、他の予算・税制等による支援措置等、他の政策手段の効果の影響を大きく受けるものである。このため、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかではなく、その効果の検証が困難であることから、租税特別措置等の効果を測ることができるより適切な測定指標を設定する必要がある。

(2) 以下のとおり、税収減を是認するような有効性（費用対効果）の説明が不足している。

[将来の見込み]

⑫ 減収額と効果を対比して説明しているが、「本特例措置により、事業活動の継続にかかる効果（廃業防止に係る効果）によって年間約 160 億～200 億円の経済波及効果が生じ」という説明の根拠が不明なため、本租税特別措置等の将来における税収減を是認するような効果を適切に説明する必要がある。

また、税収減を是認するような効果の見込みについて説明するために用いる次の点検項目についても説明が不足している。

⑥ 本租税特別措置等の適用数の将来推計について、「経済センサス基礎調査（平成 21 年）等」と算定に用いた数値の出典が示されているが、適用数の算定に用いた数値、計算式及びその根拠が不明なため、適用数の見込みについて、算定に用いた数値、計算式及びその根拠を明らかにし、説明する必要がある。

⑧ 本租税特別措置等の減収額の将来推計について、「適用者数、課税価格の減少見込額、減収見込額」を示して説明しているが、減収額の試算及び推計方法が不明なため、減収額の見込みに関し、算定に用いた数値、計算式及びその根拠を明らかにし、説明する必要がある。

⑩ 本租税特別措置等の効果・達成目標の実現状況の将来予測について「事業活動の継続にかかる効果（廃業防止に係る効果）及び雇用確保に係る効果によって、本特例措置が無かった場合と比べて平成 25 年度から平成 27 年度までの 3 年間で年間約 160～200 億円の経済波及効果があると試算される（中小企業庁委託調査による試算）」と説明されているが、当該試算及び試算に用いた数値等が不明なため、租税特別措置等の効果・達成目標の実現状況の将来予測を適切に説明する必要がある。

注1 背景にある政策の今日的な「合理性」については、説明・分析に不十分な点は認められない。

注2 補助金等の政策手段と比した「相当性」については、評価書の説明では課題がみられたものの、点検過程で新たに示された<点検結果表の別紙>の説明も踏まえると、その説明・分析に不十分な点は認められない。

<点検結果表の別紙>

課題のみられた点検項目に関し点検過程で新たに示された説明

- ⑬ 租特の手段をとる必要性・適切性（評価書中9①「租税特別措置等によるべき妥当性等」欄への補足説明）

本特例措置は、相続税負担によって事業活動の継続に支障が生じるとされる者が、将来相続を開始した時点で本特例措置を利用し、事業承継の円滑化が図られることを目標とするものであるため、政策目的の実現に当たっては、相続税の負担軽減に対して有効な政策手段をとるべきであり、租税特別措置等とすることが相当である。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	小規模会社の非上場株式等についての課税価格の計算の特例(国税12)(相続税:外)
2	租税特別措置等の内容	小規模会社の後継者が相続等により取得した財産のうちに、その相続の直前において当該小規模会社の事業の用に供されていた当該小規模会社所有の宅地等(土地又は土地の上に存する権利をいう。以下「特例対象事業用宅地等」という。)を含めて評価した当該小規模会社の非上場株式等がある場合には、相続税の課税価格に算入すべきその非上場株式等の価額は、その非上場株式等の価額から、特例対象事業用宅地等の価額に 80/100 を乗じて計算した金額を減じた金額とする。
3	担当部局	中小企業庁事業環境部財務課
4	評価実施時期	平成 24 年 8 月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	新設要望
6	適用期間	恒久措置
7	必要性等	<p>① 政策目的及びその根拠</p> <p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 多様な就業の機会を提供すること等により我が国の経済の基盤を形成している小規模会社の事業承継を円滑化することにより、小規模会社の事業活動の継続を実現し、雇用の確保や地域経済の活力維持につなげることを目的とする。</p> <p>《政策目的の根拠》 「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律」(平成 24 年法律第 68 号) 第七条 四 イ 事業承継税制(租税特別措置法第 70 条の 7 から第 70 条の 7 の 4 までの規定に基づく相続税及び贈与税の特例をいう。)について、中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律(平成 20 年法律第 33 号)に基づく認定の運用状況等を踏まえ、その活用を促進するための方策や課税の一層の適正化を図る措置について検討を行い、相続税の課税ベース(課税標準とされるべきものの範囲をいう。附則第 21 条において同じ。)、税率構造等の見直しの結果に基づき講ぜられる措置の施行に併せて見直しを行う。</p> <p>附則第 21 条 資産課税については、格差の固定化の防止、老後における扶養の社会化の進展への対処等の観点からの相続税の課税ベース、税率構造等の見直し及び高齢者が保有する資産の若年世代への早期移転を促し、消費拡大を通じた経済活性化を図る観点からの贈与税の見直しについて検討を加え、その結果に基づき、平成 24 年度中に必要な法制上の措置を講ずる。</p> <p>「中小企業憲章」(平成 22 年 6 月閣議決定) 2. 基本原則 ・家族経営の持つ意義への意識を強め、また、事業承継を円滑化する。 3. 行動指針 八、中小企業への影響を考慮し政策を総合的に進め、政策評価に中小企業の声を生かす (略) 中小企業庁を始め、関係省庁が、これまで以上に一体性を強めて、産業、雇用、社会保障、教育、金融、財政、税制など総合的に中小企業政策を進める。</p>

	②	政策体系における政策目的の位置付け	4. 取引・経営の安心																							
		③	達成目標及び測定指標	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》</p> <p>【達成目標】 本特例措置を講ずることにより、相続税負担によって事業活動の継続に支障が生じるとされる者が、将来相続が開始した時点で本特例措置を利用し、事業承継の円滑化が図られることを目標とする。</p> <p>【目標達成時期】 相続の開始(先代経営者の死亡)の時期を予測することは必ずしも容易でなく、経営者の世代交代のタイミングはそれぞれの会社によっても異なる。年月の経過により、常に高齢人口に新たに加わっていく世代がいることも踏まえると、事業承継問題は短期的に解決するものではなく、将来にわたり長期継続的に対処していく課題であるといえる。</p> <p>このため、本特例措置は長期継続的に適用数を評価していくことが必要である。</p> <p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 本特例の適用者数</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 本特例措置により、小規模会社の事業承継の円滑化が図られることを通じて小規模会社の事業活動の継続に寄与し、雇用の確保や地域経済の活力維持につながる。</p>																						
		8	有効性等	<p>① 適用数等</p> <p>【適用数】</p> <table border="1"> <tr> <td></td> <td>平成 25 年度</td> <td>平成 26 年度</td> <td>平成 27 年度</td> </tr> <tr> <td>適用者数</td> <td>2,295</td> <td>2,398</td> <td>2,559</td> </tr> </table> <p>(出典) 中小企業庁推計</p> <p>② 減収額</p> <p>【減収額】(単位: 億円)</p> <table border="1"> <tr> <td></td> <td>平成 25 年度</td> <td>平成 26 年度</td> <td>平成 27 年度</td> </tr> <tr> <td>減収額</td> <td>39</td> <td>40</td> <td>41</td> </tr> </table> <p>(出典) 中小企業庁推計</p> <p>③ 効果・達成目標の実現状況</p> <p>《政策目的の実現状況》(分析対象期間: H25 年度～H27 年度) 雇用や地域経済の活力維持の担い手である小規模会社の事業承継の円滑化を図ることにより、一定の経済波及効果及び雇用維持効果がある(下記参照)ため、地域経済の活力維持や雇用の確保に寄与すると考えられる。</p> <p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間: H25 年度～H27 年度)</p> <p>【達成目標の実現状況】</p> <table border="1"> <tr> <td></td> <td>平成 25 年度</td> <td>平成 26 年度</td> <td>平成 27 年度</td> </tr> <tr> <td>適用者数</td> <td>2,295</td> <td>2,398</td> <td>2,559</td> </tr> </table>		平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	適用者数	2,295	2,398	2,559		平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	減収額	39	40	41		平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	適用者数	2,295
	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度																							
適用者数	2,295	2,398	2,559																							
	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度																							
減収額	39	40	41																							
	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度																							
適用者数	2,295	2,398	2,559																							

			<p>(出典)中小企業庁推計</p> <p>【租税特別措置等の効果】 (分析対象期間:平成25年度～平成27年度) 本特例措置による事業活動の継続に係る効果(廃業防止に係る効果)及び雇用確保に係る効果によって、本特例措置が無かった場合と比べて平成25年度から平成27年度までの3年間で年間約160～200億円の経済波及効果があると試算される(中小企業庁委託調査による試算)。</p> <p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間:平成25年度～平成27年度) 本特例が新設されなかった場合には、年間約160～200億円の経済押し下げ効果があると試算される(中小企業庁委託調査による試算)。</p> <p>《税収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:H25年度～H27年度) 本特例措置により、事業活動の継続に係る効果(廃業防止に係る効果)によって年間約160億円～200億円の経済波及効果が生じ、減収見込額に対し、約4～5倍の税収減を是認するような効果があると試算される(中小企業庁委託調査による試算)。</p>
9	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	<p>中小企業の事業承継の円滑化を支援する税制措置としては、非上場株式等に係る納税猶予制度があるが、従業員数が少数の小規模会社においては、雇用の8割以上を確保する要件を充足することがより困難であることから利用を躊躇する傾向が強く、その結果、廃業を検討したり、後継者の納税資金負担などによる会社資金の流出により、本来事業承継が行われるべき小規模会社が弱体化し、その存続が危ぶまれる可能性がある。</p> <p>したがって、小規模会社については、納税猶予ではなく、本特例措置を適用して相続税の納税負担を軽減し、小規模会社の事業承継の円滑化をより一層促進することが妥当である。</p>
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	<p><予算措置> 予算措置は、事業承継に係る各制度の普及啓発のためであり、法律・税制・金融に係る制度利用の前さばきのものである。具体的には、施策説明会による普及啓発活動や中小企業経営者等に対する巡回対応相談を行っており、相続税の課税価格を軽減する本特例措置とは役割が異なる。</p> <p>(措置名) ・中小企業事業承継円滑化支援事業(施策説明会等)(平成24年度予算額2.4億円) ・中小企業支援ネットワーク強化事業(巡回対応相談等)(平成24年度予算額30億円の内数)</p> <p><法律> 経営承継法に基づく民法の特例は、事業承継の際に後継者以外の者による遺留分減殺請求によって、中小企業の株式が分散し経営の安定が損なわれるリスクを事前に低減するものであり、相続税の課税価格を軽減する本特例措置とは役割が異なる。</p> <p>(措置名) ・遺留分に関する民法特例</p> <p><金融支援> 金融支援は、事業承継に際し事業用資産や株式等の購入資金に係る資金貸付のみならず、経営者交代による取引先の減少や売上高の減少などに苦</p>

			<p>しむ会社の資金繰り対策にも資するものである。したがって、相続税の課税価格を軽減する本特例措置とは役割が異なる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・金融支援①(信用保証制度) ・金融支援②(日本政策公庫) ・企業再建・事業承継支援資金(日本政策金融公庫) <p><他の税制措置> 事業承継に係る他の税制措置として、非上場株式等の納税猶予制度があるが、これは非上場株式等の相続・贈与に伴う相続税・贈与税の納税を猶予するものであり、相続税の課税価格の計算についての特例である本特例措置とは措置内容が異なる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・非上場株式等についての相続税の納税猶予(租税特別措置法第70条の7の2) ・非上場株式等についての贈与税の納税猶予(租税特別措置法第70条の7) ・非上場株式等の贈与者が死亡した場合の相続税の納税猶予(租税特別措置法第70条の7の4) <p>また、事業承継に係る他の税制措置として、小規模宅地の課税の特例があるが、これは個人事業主が所有する事業用宅地等の処分についての制約面等に配慮し、相続した小規模宅地等の課税価格を軽減しようとするものである。本特例措置は、相続した非上場株式等の課税価格を軽減しようとするものであり、措置内容が異なる。</p> <p>(措置名) ・小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例(租税特別措置法第69条の4)</p>
		③ 地方公共団体が協力する相当性	<p>本税制措置は地方税に係る租税特別措置等ではない。</p>
10	有識者の見解		—
11	評価結果の反映の方向性		—
12	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		—

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	信用保証協会が受ける抵当権の設定登記等の税率の軽減	府省名	経済産業省
税目	登録免許税		
区分	<input type="checkbox"/> 新設	<input type="checkbox"/> 拡充	<input checked="" type="checkbox"/> 延長 <input type="checkbox"/> 事後

点検項目	評価の実施状況			課題
租税特別措置等の合理性				
① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け	<input checked="" type="checkbox"/> 明らか	<input type="checkbox"/> 明らかでない		
② 所期の目標が達成していない状況	<input type="checkbox"/> 達成されていない	<input type="checkbox"/> 達成されている	<input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	※
租税特別措置等の有効性				
③ 達成目標及び測定指標	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定性的記述	<input type="checkbox"/> 説明なし	
④ 適用数等の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 把握なし	
⑤ 僅少・偏りのない状況	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし			※
⑥ 適用数等の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 予測なし	○
⑦ 減収額の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 把握なし	○
⑧ 減収額の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 予測なし	○
⑨ 租特の効果・達成目標の実現状況の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 把握あり <input type="checkbox"/> 把握なし			○
⑩ 租特の効果・達成目標の実現状況の将来予測	<input type="checkbox"/> 予測あり <input checked="" type="checkbox"/> 予測なし			○
⑪ 税収減是認の効果の実績確認	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし			○
⑫ 税収減是認の効果の将来見込み	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし			○
租税特別措置等の相当性				
⑬ 租特の手段をとる必要性・適切性	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし			
⑭ 他の政策手段との役割分担	<input type="checkbox"/> 他の政策手段はない	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし		

「○」：評価書の説明・分析に課題（疑問点・問題点等）があるもの。
 「※」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題が解消したもの。
 「◎」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題の一部が解消したもの（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）。

【課題の説明】

政策目的に向けた手段としての「有効性」について説明・分析が不十分

以下のとおり、税収減を是認するような有効性（費用対効果）の説明が不足している。
 [過去の実績]

⑪ 減収額と効果を対比すべきところ、減収額に言及せずに、中小企業の利用者負担の軽減について説明することどまっており、本租税特別措置等による効果がどの程度あるのか説明されていないため、過去における税収減を是認するような効果を適切に説明する必要がある。

また、税収減を是認するような効果について説明するために用いる次の点検項目についても説明が不足している。

⑦ 本租税特別措置等の減収額の過去の実績について「経済産業省試算」と算定に用いた数値の出典が示されているが、適用額の算定に用いた数値、計算式及びその根拠が不明なため、減収額の実態に関し、算定に用いた数値、計算式及びその根拠を明らかにし、説明する必要がある。

⑨ 信用補完制度、緊急保証について説明されているが、本租税特別措置等による効果が把握されていないため、租税特別措置等の効果を明らかにした上で、達成目標の実現状況を説明する必要がある。

[将来の見込み]

⑫ 減収額と効果を対比すべきところ、減収額に言及せずに、中小企業の利用者負担の軽減について説明することどまっており、本租税特別措置等による効果がどの程度あるのか説明されていないため、将来における税収減を是認するような効果を適切に説明する必要がある。

また、税収減を是認するような効果の見込みについて説明するために用いる次の点検項目についても説明が不足している。

⑥⑧ 本租税特別措置等の適用数・減収額の将来推計について「経済産業省試算」と算定に用いた数値の出典が示されているが、適用数・適用額の算定に用いた数値、計算式及びその根拠が不明なため、適用数・減収額の見込みに関し、算定に用いた数値、計算式及びその根拠を明らかにし、説明する必要がある。

⑩ 本租税特別措置等の効果・達成目標の実現状況について予測されていないため、当該効果・達成目標の実現状況の見込みを明らかにする必要がある。

注1 補助金等の政策手段と比した「相当性」については、説明・分析に不十分な点は認められない。

注2 背景にある政策の今日的な「合理性」については、評価書の説明では課題がみられたものの、点検過程で新たに示された＜点検結果表の別紙＞の説明も踏まえると、その説明・分析に不十分な点は認められない。

<点検結果表の別紙>

課題のみられた点検項目に関し点検過程で新たに示された説明

② 所期の目標が達成していない状況（評価書中8③<<租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況>>欄への補足説明）

前回要望時の達成目標に記載した「中小企業者等の資金調達の円滑化を支援」という点については、以下のとおり説明している。

- ・中小企業者等の資金繰りは、緊急保証や東日本大震災復興緊急保証等の対策で下支えしている。
- また、本特例措置は有担保保証に係る信用補完制度の利用負担を軽減するものであるため、中小企業者等の資金繰りに一定程度寄与している。
- ・信用補完制度は中小企業者等の資金繰り支援という政策目標に対して、相当の効果があつたものと考えられる。

なお、中小企業者等を取り巻く経済状況、中小企業者等の資金調達環境、中小企業者等の資金繰り対策等の状況変化が生じて、本特例措置を通じて中小企業者等の信用補完制度の利用負担を一定程度軽減し、信用補完制度の利用を通じて幅広く中小企業者等の資金繰りを支援することは重要である。

⑤ 僅少・偏りのない状況（評価書中8①「適用数等」欄への補足説明）

有担保保証で信用保証協会が担保設定した件数における本特例措置の適用数は概ね一定割合にあるので、想定外に僅少ではない。

中小企業白書2012の「産業別企業数（全国値）」によれば、中小企業者等の構成比は、建設業（12.4%）、製造業（10.6%）、卸売業（5.8%）、小売業（19.2%）、不動産業、物品賃貸業（8.4%）、宿泊業、飲食サービス業（14.4%）等となっており、中小企業者等に対する金融の円滑化を図ることを目的とする信用保証協会の性質を鑑みると、中小企業者等の経済状況、中小企業者等の資金調達環境、中小企業者等の資金繰り対策等の要因の変動によって、信用保証協会の利用者数の増減は生じたとしても、ある特定の属性（業種、規模等）を持つ中小企業者等の利用だけが極端に増減し、想定外に特定の者に偏りが生じることはない。

⑨ 租税特別措置等の効果・達成目標の実現状況の実績把握（評価書中8③<<租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況>>欄への補足説明）

緊急保証では無担保保証について、一般枠に加えて別枠での利用が可能（合計1.6億円）だったところ、有担保保証の保証承諾に占める割合（金額）は、平成20年度以降、11%~13%程度と一定で推移している。

なお、これは、無担保保証がより多く利用できる中でも、本特例措置が中小企業者等の資金繰りにおける担保活用のインセンティブの一つとして効果を発揮しているためと考えられる。

⑩ 租税特別措置等の効果・達成目標の実現状況の将来予測（評価書中8③<<租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況>>欄への補足説明）

⑨のとおり。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	信用保証協会が受ける抵当権の設定登記等の税率の軽減 (国税13)(登録免許税:外)
2	要望の内容	本特例措置は、信用保証協会がその保証に係る担保として抵当権の設定登記を行う際の登録免許税について、担保物件の内容にかかわらず一律1.5/1,000に軽減する制度である。 保証に係る担保としての抵当権の設定登記に係る登録免許税は、実務上、保証制度を利用する中小企業者等に対して負担を求めているところ、本特例措置は有担保保証に係る中小企業者等の利用負担を軽減し、信用補完制度の利用を通じて幅広く中小企業者等の資金繰りを支援するため、一律に軽減措置を講じているものである。 適用期限を2年間延長する。
3	担当部局	中小企業庁 事業環境部金融課
4	評価実施時期	平成24年8月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	・昭和46年に創設 ・以後2年ごとに単純延長 ・平成23年に軽減率を縮減して延長 (担保物件によらず一律1/1,000に軽減 → 1.5/1,000) ※ただし、「所得税法等の一部を改正する法律案」が平成22年度末までに成立しなかったため、平成23年4月1日~6月30日までは1/1,000、平成23年7月1日~平成25年3月31日までは1.5/1,000
6	適用又は延長期間	平成25年4月1日~平成27年3月31日(2年間)
7	必要性等	①:政策目的及びその根拠 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 信用補完制度の利用を通じて、中小企業者等に対して必要かつ十分な資金供給を行うことにより、幅広く中小企業者等の資金繰りを支援する。 ※本政策は、信用補完制度に加えて政府系金融機関による融資も併せて実行することにより達成を目指すものである。 (指標:保証承諾実績、資金繰りDI) 《政策目的の根拠》 中小企業基本法では、「国は、中小企業に対する資金の供給の円滑化を図るため、政府関係金融機関の機能の強化、信用補完事業の充実、民間金融機関からの中小企業に対する適正な融資の指導その他の必要な施策を講ずるものとする」と明記されている。また、平成22年6月18日に閣議決定された「中小企業憲章」の行動指針においては、政府が具体的に取組を進めることの一つに「中小企業向けの金融を円滑化すること」が明記され、その政策的重要性が改めて示されている。 信用補完制度は、平成23年度に約11兆5,533億円の保証承諾をしており、平成23年度末に約34兆4,464億円の保証債務残高があるなど、中小企業者等の資金繰りの円滑化に大きな役割を果たしている。信用補完制度は信用保証協会法及び中小企業信用保険法に基づくものであり、中小企業者等に対する信用保証協会による信用保証、信用保証協会に対する政府の再保険(日本政策金融公庫による信用保険)によって中小企業者等の信用力を補完し、中小企業者等の資金繰りの円滑化を図っている。 本特例措置は中小企業者等の信用補完制度の利用負担を軽減するものであり、中小企業者等の資金繰り円滑化に寄与するため、必要不可欠な施策である。

		② 政策体系における政策目的の位置付け	4. 取引・経営の安心																		
		③ 達成目標及び測定指標	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》</p> <p>本特例措置等により、中小企業者等の信用補完制度の利用負担を軽減し、信用補完制度の利用を通じて幅広く中小企業者等の資金繰りを支援する。</p> <p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》</p> <p>本特例措置の適用件数</p> <p>※保証承諾件数及び有担保保証の割合については、中小企業者等を取り巻く経済状況、中小企業者等の資金調達環境、中小企業者等の資金繰り対策等、本特例措置以外の要因により大きく変動するため、あらかじめ正確に予測することは困難である。しかし、こうした時々の状況変化が生じても、本特例措置を通じて中小企業者等の信用補完制度の利用負担を一定程度軽減し、信用補完制度の利用を通じて幅広く中小企業者等の資金繰りを支援することが重要であるため、本指標を設定している。</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》</p> <p>中小企業者等が信用保証協会に担保を提供する際、保証料のほか、登録免許税についても負担する必要がある。</p> <p>本特例措置により、中小企業者等の登録免許税の負担が4/1,000等から一律1.5/1,000に軽減されることから、本特例措置は有担保保証に係る中小企業者等の信用補完制度の利用負担を軽減し、資金繰り円滑化に寄与している。</p>																		
8	有効性等	① 適用数等	<p>[適用件数の推移] (単位:件)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>H19</th> <th>H20</th> <th>H21</th> <th>H22</th> <th>H23</th> <th>H24</th> <th>H25</th> <th>H26</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>件</td> <td>5,022</td> <td>4,343</td> <td>3,058</td> <td>1,995</td> <td>1,801</td> <td>1,626</td> <td>1,468</td> <td>1,325</td> </tr> </tbody> </table> <p>※出典: H19~H22(実績) 法務省「民事・訴訟・人権統計年報」 H23~H26(推計) 経済産業省試算</p> <p>本特例措置は、保証付き融資のうち有担保の場合であって、信用保証協会が担保の抵当権を新規等で設定する場合(下記③等)に適用される措置である。このため、信用補完制度を利用する全ての中小企業者等に適用されるものではないことから、上記適用件数は僅少ではない。</p> <p><平成23年度の例> ((社)全国信用保証協会連合会アンケートより)</p> <p>① 保証承諾件数・・・約87.0万件</p> <p>② ①のうち、有担保保証で信用保証協会が担保設定した件数・・・約1.7万件</p> <p>③ ②のうち、当該年度で新規に抵当権設定登記等をした件数・・・約1,800件</p> <p>また、信用保証協会の利用対象者は、信用保証協会法第20条第1項に基づき「中小企業者等」とされており、本特例措置は特定の者に偏って適用されない。</p>	年度	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	件	5,022	4,343	3,058	1,995	1,801	1,626	1,468	1,325
年度	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26													
件	5,022	4,343	3,058	1,995	1,801	1,626	1,468	1,325													
		② 減収額	<p>[減収額の推移] (単位:百万円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>H19</th> <th>H20</th> <th>H21</th> <th>H22</th> <th>H23</th> <th>H24</th> <th>H25</th> <th>H26</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>額</td> <td>952</td> <td>823</td> <td>263</td> <td>183</td> <td>171</td> <td>160</td> <td>149</td> <td>139</td> </tr> </tbody> </table> <p>※出典: H19~H22(実績) 法務省「民事・訴訟・人権統計年報」の登録免許税実績額より経済産業省推計 H23~H26(推計) 経済産業省試算</p>	年度	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	額	952	823	263	183	171	160	149	139
年度	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26													
額	952	823	263	183	171	160	149	139													

		③ 効果・達成目標の実現状況	<p>《政策目的の実現状況》(分析対象期間:平成20年~平成24年6月)</p> <p>中小企業者等の資金繰りは、平成20年9月のリーマンショックや平成23年3月の東日本大震災の影響を受けたが、「緊急保証」(平成20年10月31日~平成23年3月31日)や「東日本大震災復興緊急保証」(平成23年5月23日~)等の対策により下支えしており、足元は改善傾向にある。</p> <p>緊急保証では無担保保証について、一般枠に加えて別枠での利用が可能だったため、有担保保証はそれほど増加しなかったが、保証承諾に占める割合(金額)は、平成20年度以降、一定で推移(11%~13%程度)している。本特例措置は有担保保証に係る信用補完制度の利用負担を軽減するものであるため、中小企業者等の資金繰りに一定の寄与をしている。</p> <p>信用補完制度は中小企業者等の資金繰り支援という政策目標に対して、相当の効果があつたものと考えられる。</p>																								
		<p>【資金繰りDI】</p> <p>(出典: 中小企業景況調査(中小企業庁))</p>																									
			<p>【保証承諾実績】</p> <p>(億円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>合計</th> <th>うち緊急保証</th> <th>無担保保証</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>H19年度</td> <td>130,273</td> <td>15,929</td> <td>114,344</td> </tr> <tr> <td>H20年度</td> <td>195,811</td> <td>92,059</td> <td>91,693</td> </tr> <tr> <td>H21年度</td> <td>166,252</td> <td>100,293</td> <td>65,959</td> </tr> <tr> <td>H22年度</td> <td>141,723</td> <td>80,933</td> <td>60,790</td> </tr> <tr> <td>H23年度</td> <td>115,533</td> <td>18,157</td> <td>65,658</td> </tr> </tbody> </table>	年度	合計	うち緊急保証	無担保保証	H19年度	130,273	15,929	114,344	H20年度	195,811	92,059	91,693	H21年度	166,252	100,293	65,959	H22年度	141,723	80,933	60,790	H23年度	115,533	18,157	65,658
年度	合計	うち緊急保証	無担保保証																								
H19年度	130,273	15,929	114,344																								
H20年度	195,811	92,059	91,693																								
H21年度	166,252	100,293	65,959																								
H22年度	141,723	80,933	60,790																								
H23年度	115,533	18,157	65,658																								

※有担保保証の保証承諾に占める割合(金額)

平成19年度: 14.3%
 平成20年度: 11.1%
 平成21年度: 13.5%
 平成22年度: 13.6%
 平成23年度: 13.0%

(出所: (社)全国信用保証協会連合会)

《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間: 平成20年度～平成23年度)

平成20年9月のリーマンショック以降、急激に景気が悪化し、信用補完制度の重要性が高まる中、政府では平成20年10月に緊急保証(保証枠36兆円)を措置し、中小企業者等の資金繰りを下支えてきた。

緊急保証の効果により、平成20～22年度の保証承諾実績は対平成19年度比で大きく増加しているが、緊急保証では無担保保証について、一般枠に加えて別枠での利用が可能だったため、有担保保証はそれほど増加せず、本特例措置の適用件数は減少した。

また、平成23年3月の東日本大震災後、政府では平成23年5月に東日本大震災復興緊急保証を措置するなど、直接被害を受けた中小企業者等に加えて全国的な震災被害対策として、3階建ての信用保証枠を用意した(対象となる中小企業者等は、無担保保証について、一般枠に加えて別枠での利用が可能)。

平成23年度は平成22年度と比べて、セーフティネット保証の利用は大きく減少し、保証承諾実績そのものも減少しているが、一般保証の利用割合が増加しているため、今後相対的に有担保保証割合が増加することも考えられる。

〔適用件数の推移〕 (単位: 件)

年度	H20	H21	H22	H23
件	4,343	3,058	1,995	1,801

(出典: 法務省「民事・訴訟・人権統計年報」)
 ※H23(推計) 経済産業省試算

《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間: 平成20年度～平成26年度)

信用保証協会は担保力に乏しい中小企業者等に対しては無担保で保証を実施しているが、中小企業者等としては担保の提供によってさらなる資金調達が可能となる。

信用補完制度の利用者には、小規模・零細事業者や個人事業主などの経営基盤が脆弱な者が多い実態を踏まえると、本特例措置の効果は高い(利用者の85%弱が、従業員20人以下の小規模企業者)。

このため、本特例措置が延長されなかった場合、中小企業者等の資金繰りの円滑化に大きな役割を果たしている信用補完制度について、中小企業者等の利用負担の実質的な引上げとなり、中小企業者等の資金繰り支援という政策目標を阻害することになる。

《税收減を是認するような効果の有無》(分析対象期間: 平成19年度～平成26年度)

本特例措置は、中小企業者等の信用補完制度の利用負担を軽減(※)し、資金繰り円滑化に寄与する。

※本措置による軽減税率(2.5/1,000)は、保証料の負担と比較するとその負担の1/10、金利の負担と比較するとその負担の1/20に相当すると見込まれる。

※本特例措置による1件当たり軽減額(=上記「減収額」/「適用件数」)
 [1件当たり軽減額の推移] (単位: 千円)

年度	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26
額	190	189	86	92	95	98	102	105

(経済産業省試算)

信用補完制度の利用者には、小規模・零細事業者や個人事業主などの経営基盤が脆弱な者が多い実態を踏まえると、本特例措置の効果は大きい(利用者の85%弱が、従業員20人以下の小規模企業者)。

本特例措置は、予算措置と異なり、予算の制約を受けずに、中小企業者等が有担保による保証を利用する場合には一律に適用されるというメリットがある。利用者全ての利用負担を等しく公平に軽減する措置は、税制措置以外にない。

また、政府系金融機関である日本政策金融公庫の登録免許税が非課税であることを勘案すると、同様に公的金融を担う信用保証協会の登録免許税を軽減することは、国民の納得できる必要最小限の特例措置である。

さらに、中小企業者等の信用リスクが高いが担保の提供があれば保証が可能となる場合や、無担保枠を超えた保証付き融資を利用する場合等、中小企業者等の資金調達の円滑化に関して、担保は重要な役割を果たしている。このため、本特例措置は、信用力に乏しい中小企業者等や、より大きな資金を調達したい中小企業者等の信用補完制度の利用負担軽減を図るものとして継続的に措置されており、適用期限の延長は必要不可欠である。

信用補完制度に係る支援措置には、本特例措置のほかに、①<税制>特定基金に対する負担金等の損金算入の特例(信用保証協会)、②<補助金>経営安定関連保証等対策費補助金、③<補助金>資金供給円滑化信用保証協会等補助金がある。

①は信用保証協会の財政基盤の強化を通じて保証債務額の限度拡大に資するものであり、②及び③は信用保証協会に対する損失補償である。

本特例措置は、有担保保証に係る中小企業者等の信用補完制度の利用負担を軽減するものであり、上記①～③と明確に役割分担ができています。

② 他 の 支 援 措 置 や 義 務 付 け 等 と の 役 割 分 担

③ 地 方 公 共 団 体 が 協 力 す る 相 当 性

10 有識者の見解

11 前回の事前評価又は事後評価の実施時期

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	保険会社等の異常危険準備金の延長	府省名	経済産業省
税目	法人税、法人住民税、事業税		
区分	<input type="checkbox"/> 新設	<input type="checkbox"/> 拡充	<input checked="" type="checkbox"/> 延長 <input type="checkbox"/> 事後

点検項目	評価の実施状況			課題	
租税特別措置等の合理性					
① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け	<input checked="" type="checkbox"/> 明らか	<input type="checkbox"/> 明らかでない			
② 所期の目標が達成していない状況	<input checked="" type="checkbox"/> 達成されていない	<input type="checkbox"/> 達成されている	<input type="checkbox"/> 説明なし		
租税特別措置等の有効性					
③ 達成目標及び測定指標	<input type="checkbox"/> 定量化	<input checked="" type="checkbox"/> 定性的記述	<input type="checkbox"/> 説明なし	◎	
④ 適用数等の実績把握	<input type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 定性的記述	<input checked="" type="checkbox"/> 把握なし	※
⑤ 僅少・偏りのない状況	<input type="checkbox"/> 説明あり			<input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	※
⑥ 適用数等の将来予測	<input type="checkbox"/> 定量化	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 定性的記述	<input type="checkbox"/> 予測なし	※
⑦ 減収額の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)		<input type="checkbox"/> 把握なし	○
⑧ 減収額の将来予測	<input type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)		<input checked="" type="checkbox"/> 予測なし	○
⑨ 租特の効果・達成目標の実現状況の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 把握あり			<input type="checkbox"/> 把握なし	○
⑩ 租特の効果・達成目標の実現状況の将来予測	<input type="checkbox"/> 予測あり			<input checked="" type="checkbox"/> 予測なし	○
⑪ 税収減是認の効果の実績確認	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり			<input type="checkbox"/> 説明なし	◎
⑫ 税収減是認の効果の将来見込み	<input type="checkbox"/> 説明あり			<input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	○
租税特別措置等の相当性					
⑬ 租特の手段をとる必要性・適切性	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり			<input type="checkbox"/> 説明なし	※
⑭ 他の政策手段との役割分担	<input type="checkbox"/> 他の政策手段はない		<input type="checkbox"/> 説明あり	<input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	※

「○」：評価書の説明・分析に課題（疑問点・問題点等）があるもの。
 「※」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題が解消したもの。
 「◎」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題の一部が解消したもの（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）。

【課題の説明】

政策目的に向けた手段としての「有効性」について説明・分析が不十分

- (1) 以下のとおり、本租税特別措置等の検証を行うための測定指標について説明が不足している。
- ③ 本租税特別措置等の効果を把握するために設定されている測定指標（異常危険準備金の積立残高）は、中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）によって積立てが義務付けられており、当該測定指標では本租税特別措置等の効果の測定が困難であるため、本租税特別措置等が目標値にどの程度寄与しているのか不明であり、その効果の検証が困難である。
- (2) 以下のとおり、税収減を是認するような有効性（費用対効果）の説明が不足している。

[過去の実績]

- ⑪ 減収額と効果を対比して説明しているが、本租税特別措置等が異常危険準備金の積立増加にどの程度寄与しているのか明らかでないため、過去における税収減を是認するような効果を適切に説明する必要がある。
- また、税収減を是認するような効果について説明するために用いる次の点検項目についても説明が不足している。

- ⑦ 本租税特別措置等の減収額の過去の実績について、「火災共済協同組合決算書等から中企庁において計算」と算定に用いた数値の出典が示されているが、適用額の算定に用いた数値、計算式及びその根拠が不明なため、減収額の実態に関し、算定に用いた数値、計算式及びその根拠を明らかにすることが求められる。
- ⑨ 本租税特別措置等の効果・達成目標の実現状況について、「積み立てた異常危険準備金の累計額は予想外の損害のうち最大規模のものを下回っている」と説明しているが、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかでない測定指標（③参照）を用いて説明されているため、適切な測定指標を用いて、本租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況を説明する必要がある。

[将来の見込み]

- ⑫ 将来において、税収減を是認するような効果が発現するのかがについて説明されていないため、本租税特別措置等の税収減を是認するような効果の見込みについて、減収額と達成目標の実現状況を用いて説明する必要がある。
- また、税収減を是認するような効果の見込みについて説明するために用いる次の点検項目についても説明が不足している。
- ⑧ 本租税特別措置等の減収額の将来推計が予測されていないため、分析対象期間における減収額の見込みについて、算定根拠を明らかにし、説明する必要がある。
- ⑩ 本租税特別措置等の効果・達成目標の実現状況について予測されていないため、当該効果・達成目標の実現状況の見込みを明らかにする必要がある。

注1 背景にある政策の今日的な「合理性」については、説明・分析に不十分な点は認められない。

注2 補助金等他の政策手段と比した「相当性」については、評価書の説明では課題がみら

れたものの、点検過程で新たに示された<点検結果表の別紙>の説明も踏まえると、その説明・分析に不十分な点は認められない。

<点検結果表の別紙>

課題のみられた点検項目に関し点検過程で新たに示された説明

- ③ 達成目標及び測定指標の設定（評価書中7③<<租税特別措置等により達成しようとする目標>>欄への補足説明）
異常災害に対応できる財務基盤の確保に係る指標となる異常危険準備金の積立残高について、現段階ではその目安として、伊勢湾台風級の大規模自然災害による損害額を想定して積み立てているが、異常危険準備金は、異常災害が発生した場合に共済金の支払原資として取り崩される一方で、異常災害の発生は予測が困難であることから、達成目標の達成時期を明らかにすることは困難である。
- ④ 適用数等の実績把握（評価書中8①「適用数等」欄への補足説明）
本租税特別措置の過去の適用数については、以下のとおり。
2団体（平成23年度）
2団体（平成22年度）
2団体（平成21年度）
2団体（平成20年度）
3団体（平成19年度）
- ⑤ 僅少・偏りのない状況（評価書中8①「適用数等」欄への補足説明）
本租税特別措置の対象となる火災共済協同組合及び同連合会は3団体であることから、適用数が想定外に僅少であるとはいえない。
なお、平成19年度から、広島県及び三重県以外の各都道府県の協同組合に係る異常危険準備金の積立てについて、連合会に一元化されたことに伴い、対象法人数が減少（45組合→3組合）している。
- ⑥ 適用数等の将来予測（評価書中8①「適用数等」欄への補足説明）
本租税特別措置は、異常危険準備金の積立残高が一定額を超える場合（火災共済協同組合にあつては、その事業年度における正味収入共済掛金の60%、同連合会にあつては、その事業年度における正味収入共済掛金の75%）には適用されないことから、平成24年度の各団体の異常危険準備金の積立残高や正味収入共済掛金の推計に鑑みれば、本租税特別措置が適用される団体数は1と見込まれている。
- ⑪ 税収減是認の効果の実績確認（評価書中8③<<税収減を是認するような効果の有無>>欄への補足説明）
平成19年度から平成23年度までの減収額の合計は、259百万円に対して、異常危険準備金の残高は平成19年度の平成23年度までの比較で510百万円増加しており、減収額に比し約2倍程度の異常危険準備金の積立残高の増加となっている。
- ⑬ 租特の手段をとる必要性・適切性（評価書中9①「租税特別措置等によるべき妥当性等」欄への補足説明）

【経産09】

共済制度は、民民の契約によるものであり、本来的に共済掛金と共済金との収支相等の原則で運営すべきものであるため、予算措置で支援することは妥当ではなく、民間団体である火災共済協同組合及び同連合会における、異常危険準備金の積立ての促進の観点からは、租税特例措置によることが相当である。

- ⑭ 他の政策手段との役割分担（評価書中9②「他の支援措置や義務付け等との役割分担」欄への補足説明）

本租税特別措置以外に、他の政策手段はない。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	保険会社等の異常危険準備金の延長 (国税14・地方税14(自動連動))(法人税:義、法人住民税:義、事業税:義)
2	要望の内容	火災共済協同組合及び同連合会が、毎年度において、政令で定めるところにより計算した金額以下の金額を異常危険準備金として積立てたときの損金に算入を認める措置のうち、時限的に認められている特例措置について、その適用期間を3年間延長する。 ※平成24年9月6日において、中小企業等協同組合法の一部改正が成立したことを受けて、平成26年4月1日から、現行の「火災共済協同組合」は「火災等共済組合」となる。
3	担当部局	中小企業庁経営支援部経営支援課
4	評価実施時期	平成24年8月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	昭和28年度 創設 昭和34年度 火災共済協同組合についても適用 昭和36年度 火災共済協同組合連合会についても適用 ・ 無税積立率の変遷 平成5年度 5年間の延長(積立率5%(本則2.5%)) 平成10年度 3年間の延長 平成13年度 3年間の延長 平成16年度 3年間の延長 平成19年度 3年間の延長 平成22年度 3年間の延長、積立率4%(本則2%)に引き下げ ・ 洗替保証率の変遷 昭和36年度 火災共済協同組合 75%(火災共済協同組合連合会 90%)、 昭和53年度 72%(87%)、昭和54年度 69%(84%)、 昭和55年度 66%(81%)、昭和56年度 63%(78%)、 昭和57年度 60%(75%)
6	適用又は延長期間	平成25年度から3年間
7	必要性等	① 政策目的及びその根拠 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 中小企業者の活性化・健全な発展を実現するための環境整備を行う。特に、契約者たる中小企業者の保護を目的として、火災共済協同組合及び同連合会の財務基盤の安定を図る。 《政策目的の根拠》 中小企業等協同組合法は、中小企業者の相互扶助の精神に基づき協同して事業を行うために必要な組織について定め、これらの者の公正な経済活動の機会を確保し、また、その自主的な経済活動を促進し、かつ、その経済的地位の向上を図ることを目的としている。 同法において責任準備金の積立てが義務づけられており、責任準備金の一つである異常危険準備金については、中小企業等協同組合法施行規則において共済契約に基づく将来の債務を確実に履行するため将来発生が見込まれる危険に備えて計算した金額を積立てなければいけないことが明記されている。

		② 政策体系における政策目的の位置付け	4. 取引・経営の安心
		③ 達成目標及び測定指標	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》</p> <p>中小企業者に契約どおりの共済金が確実に支払われる環境整備を図るため、火災共済協同組合及び同連合会が異常危険準備金を確実に積立てることにより、異常災害に対応できる財務基盤を確保させる。</p> <p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》</p> <p>異常危険準備金の積立残高について、予想外の損害のうち最大規模の水準（伊勢湾台風級の異常災害で想定される支払共済金の額）まで積立てる。</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》</p> <p>中小企業者に契約どおりの共済金が確実に支払われる環境整備を図り、火災共済協同組合及び同連合会の財務基盤が強くなることで、契約者たる中小企業者の保護が確保され、中小企業の活性化・健全な発展に寄与する。</p>
8	有効性等	① 適用数等	<p>○適用状況</p> <p>1 団体（平成 24 年度見込み）（減収見込額▲ 1 百万円）</p> <p>1 団体（平成 25 年度見込み）（減収見込額▲ 1 百万円）</p> <p>1 団体（平成 26 年度見込み）（減収見込額▲ 1 百万円）</p> <p>1 団体（平成 27 年度見込み）（減収見込額▲ 1 百万円）</p> <p>なお、本措置の対象となる火災共済協同組合及び同連合会は 3 団体。</p>
		② 減収額	<p>○減収額</p> <p>66 百万円（平成 19 年度）</p> <p>63 百万円（平成 20 年度）</p> <p>60 百万円（平成 21 年度）</p> <p>36 百万円（平成 22 年度）</p> <p>34 百万円（平成 23 年度）</p> <p>（出所：火災共済協同組合決算書等から中企庁において計算）</p>
		③ 効果・達成目標の実現状況	<p>《政策目的の実現状況》（分析対象期間：平成 19 年度～平成 23 年度）</p> <p>本措置により、順調に異常危険準備金の積立てが行われている。</p> <p>○異常危険準備金積立残高（本措置の対象となる3団体の合計）</p> <p>9,688 百万円（平成 19 年度）</p> <p>9,980 百万円（平成 20 年度）</p> <p>10,232 百万円（平成 21 年度）</p> <p>10,471 百万円（平成 22 年度）</p> <p>10,198 百万円（平成 23 年度）</p> <p>（出所：火災共済協同組合決算書等）</p> <p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》（分析対象期間：平成 19 年度～平成 23 年度）</p> <p>本措置を利用し積立てを行っているものの、相次ぐ異常災害により、異常危険準備金を取り崩されており、積み立てた異常危険準備金の累計額は予想外の損害のうち最大規模のもの（伊勢湾台風級の自然災害で想定される支払共済金の額）を下回っている。引き続き、目標額までの異常危険準備金の積立てを促進する必要がある。</p>

			<p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》（分析対象期間：平成 19 年度～平成 23 年度）</p> <p>本措置がない場合、火災共済協同組合及び同連合会の税負担が増すことにより、異常危険準備金の毎年度の積立額が現状よりも減少することから、異常災害が発生した際に共済金の支払が困難になるおそれがある。</p>
			<p>《税収減を是認するような効果の有無》（分析対象期間：平成 19 年度～平成 23 年度）</p> <p>本措置により、火災共済協同組合及び同連合会の税負担を軽減することで、契約者たる中小企業者の保護を目的として、異常災害に対応できる財務基盤を確保するため、順調に異常危険準備金の積立てが行われている。</p>
9	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	<p>中小企業等協同組合法において責任準備金の積立てが義務づけられており、責任準備金の一つである異常危険準備金については、中小企業等協同組合法施行規則において共済契約に基づく将来の債務を確実に履行するため将来発生が見込まれる危険に備えて計算した金額を積み立てなければいけないことが明記されている。</p> <p>本措置における損金算入の特例 4% は、本措置を利用して積み立てられた異常危険準備金の累積額の正味収入共済掛金の額に対する割合が火災共済協同組合 60%、同連合会 75% 以下の低水準の場合に限り認められるものであり、適切な措置となっている。</p>
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	—
		③ 地方公共団体が協力する相当性	<p>税負担を軽減することで、異常災害の発生に備えるための適正な水準までの準備金の積立てを促す措置であり、地方税においても同様の措置が必要である。</p> <p>また、全国各地で生じる異常災害に対し、被災者である中小企業者の生活及び経済活動の復旧に必要となる円滑かつ確実な共済金の支払いに資するものであることから、地方公共団体が一定の措置を講ずることは妥当である。</p>
10	有識者の見解		なし
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		平成 22 年 8 月

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	中小企業者等の法人税率の特例	府省名	経済産業省
税目	法人税、法人住民税		
区分	<input type="checkbox"/> 新設	<input checked="" type="checkbox"/> 拡充	<input type="checkbox"/> 延長 <input type="checkbox"/> 事後

点検項目	評価の実施状況			課題
租税特別措置等の合理性				
① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け	<input checked="" type="checkbox"/> 明らか	<input type="checkbox"/> 明らかでない		
② 所期の目標が達成していない状況	<input type="checkbox"/> 達成されていない	<input type="checkbox"/> 達成されている	<input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	※
租税特別措置等の有効性				
③ 達成目標及び測定指標	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定性的記述	<input type="checkbox"/> 説明なし	○
④ 適用数等の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 把握なし	※
⑤ 僅少・偏りのない状況	<input type="checkbox"/> 説明あり		<input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	※
⑥ 適用数等の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 予測なし	
⑦ 減収額の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 把握なし	※
⑧ 減収額の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 予測なし	※
⑨ 租特の効果・達成目標の実現状況の実績把握	<input type="checkbox"/> 把握あり		<input checked="" type="checkbox"/> 把握なし	○
⑩ 租特の効果・達成目標の実現状況の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 予測あり		<input type="checkbox"/> 予測なし	※
⑪ 税収減是認の効果の実績確認	<input type="checkbox"/> 説明あり		<input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	○
⑫ 税収減是認の効果の将来見込み	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり		<input type="checkbox"/> 説明なし	○
租税特別措置等の相当性				
⑬ 租特の手段をとる必要性・適切性	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり		<input type="checkbox"/> 説明なし	
⑭ 他の政策手段との役割分担	<input checked="" type="checkbox"/> 他の政策手段はない	<input type="checkbox"/> 説明あり	<input type="checkbox"/> 説明なし	

「○」:評価書の説明・分析に課題(疑問点・問題点等)があるもの。
 「※」:点検過程における各府省からの補足説明(<点検結果表の別紙>参照)により課題が解消したもの。
 「◎」:点検過程における各府省からの補足説明(<点検結果表の別紙>参照)により課題の一部が解消したもの(なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。)

【課題の説明】

政策目的に向けた手段としての「有効性」について説明・分析が不十分

- (1) 以下のとおり、本租税特別措置等の検証を行うための達成目標及び測定指標について説明が不足している。
- ③ 本租税特別措置等の達成目標については、目標値(目標水準)が設定されておらず、どのような状況になれば達成されたといえるのか不明であるため、その効果の検証が困難であることから、達成目標について目標値(目標水準)及び達成時期を設定する必要がある。
- 本租税特別措置等の効果を把握するために設定されている測定指標(中小企業の業況判断D I、中小企業景況調査、中小企業の資金繰り判断D I、実質GDP)は、経済情勢等、他の要因の影響を大きく受けるものである。このため、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかではなく、その効果の検証が困難であることから、租税特別措置等の効果を測ることができるより適切な測定指標を設定する必要がある。
- (2) 以下のとおり、税収減を是認するような有効性(費用対効果)の説明が不足している。

[過去の実績]

- ⑪ 過去において、税収減を是認するような効果が発現したのかについて説明されていないため、本租税特別措置等の税収減を是認するような効果について、減収額と達成目標の実現状況を用いて説明する必要がある。
- また、税収減を是認するような効果が発現したのかについて説明するために用いる次の点検項目についても説明が不足している。
- ⑨ 租税特別措置等の効果・達成目標の実現状況について把握されていないため、当該効果・達成目標の実現状況の実態を明らかにする必要がある。

[将来の見込み]

- ⑫ 減収額と効果を対比して説明しているが、「減収額1,044億円に対し、本措置によって国内生産額が3,302億円増加し、GDPが1,722億円押し上げられ、それに伴い21,162人の雇用創出効果をもたらされるという試算」の具体的内容が明らかでないため、将来における税収減を是認するような効果を適切に説明する必要がある。

注1 補助金等の政策手段と比した「相当性」については、説明・分析に不十分な点は認められない。

注2 背景にある政策の今日的な「合理性」については、評価書の説明では課題がみられたものの、点検過程で新たに示された<点検結果表の別紙>の説明も踏まえると、その説明・分析に不十分な点は認められない。

＜点検結果表の別紙＞

課題のみられた点検項目に関し点検過程で新たに示された説明

② 所期の目標が達成していない状況（評価書中8③「租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況」欄への補足説明）

本租税特別措置は、中小企業者等が我が国で地域経済の柱となり、雇用の大半を担っていることを踏まえ、こうした中小企業者等を支えるために講じられているものである。具体的には、厳しい経営環境の中で必死に利益を上げている中小企業者等の経営基盤を強化し、その活性化・競争力の強化を通じて、恒常的に日本経済を成長に繋げていくことを目標としており、その参考指標として、前回要望時には、「中小企業の資金繰り判断BSI（「法人企業景気予測調査」財務総合政策研究所）」や実質GDPの数値等を用いることとしている。

この参考指標についてみると、中小企業の資金繰りBSIは平成24年7～9月期で▲11.7、また、2011年度の実質GDP成長率も依然として▲0.0という状況であり、中小企業の経営安定とその活性化・競争力の強化を通じた日本経済の成長が十分達成されているとは言い難い状況となっている。

他方、足下では、欧州政府債務危機を巡る不確実性が依然として高い中で世界景気に減速感が広がっており、こうした海外経済の状況が、金融資本市場を通じた影響も含め、日本の景気を下押しするリスクとなっている。さらに、平成25年3月末の金融円滑化法の期限の到来や平成26年4月と平成27年10月の消費税率の二段階の引き上げが予定されており、中小企業の資金繰りや実質GDPの水準も更に押し下がるリスクがあることから、引き続き本租税特別措置を講ずることが必要となっている。

③ 達成目標及び測定指標の設定（評価書中7③「租税特別措置等により達成しようとする目標」欄への補足説明）

本租税特別措置は中小企業者等の経営基盤を強化し、その活性化・競争力の強化を通じて、恒常的に日本経済を成長につなげるものであることから、特定の時期の特定の指標で測定するのではなく、中小企業者等全体の景況等を捉える資金繰りDIや業況判断DI、実質GDPの数値を参考とすることが適切である。

④ 適用数等の実績把握（評価書中8①「適用数等」欄への補足説明）

平成21年度、平成22年度の数値は実績である。

⑤ 僅少・偏りのない状況（評価書中8①「適用数等」欄への補足説明）

前回評価時には、平成21年度以降の適用見込みとして、経営環境の若干の改善による利益計上法人比率の増加により、平成20年度実績と同程度以上になることが見込まれると推計している。実績としては、平成20年度の利益計上法人比率が28.28%に対して、平成22年度の利益計上法人比率が27.00%となっており、中小企業者等は景気動向等外部環境の変化に特に影響を受けやすく、また過去の赤字である繰越欠損金を当期利益から控除した結果として欠損法人となっているケースもあることを勘案すれば、概ね想定範囲内の推移となっている。また、本措置は全ての利益計上中小法人に適用される措置であり、適用に特段の偏りは生じない。

⑦⑧ 減収額の実績把握・減収額の将来予測（評価書中8②「減収額」欄への補足説明）

【減収額】

- ・平成21年度（22%→18%）：国税：1,100億円（財務省試算）、地方税：190億円
- ・平成22年度（22%→18%）：国税：914億円（財務省試算）、地方税：158億円
- ・平成23年度（22%→18%）：国税：895億円（財務省試算）、地方税：155億円
- ・平成24年度（18%→15%）：国税：783億円（経済産業省試算）、地方税：135億円
（* 復興特別法人税で、15%→16.5%、減収規模 国税：392億円、地方税：68億円）
- ・平成25年度（15%→11%）：国税：1,044億円（経済産業省試算）、地方税：181億円
（* 復興特別法人税で、11%→12.1%、減収規模 国税：757億円、地方税：131億円）
- ・平成26年度：同上
- ・平成27年度：（15%→11%）：国税：1,044億円（経済産業省試算）、地方税：181億円

＜積算根拠＞

※平成24年度以降の国税減収額は下記式で計算。

$$\text{軽減税率対象所得見込額} \times (\text{軽減税率} - \text{改正後の軽減税率}) = \text{減収見込額}$$

※軽減税率対象所得見込額は26,100億円程度

$$\text{財務省の試算減収額} 1,044 \text{ 億円} \div (19\% - 15\%) = 26,100 \text{ 億円}$$

※地方税については、法人住民税：(国税減収額×0.173)円、法人事業税：0円で試算。

⑨ 租税特別措置等の効果・達成目標の実現状況の実績把握（評価書中8③「租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況」欄への補足説明）

中小企業の資金繰りBSIは平成24年7～9月期で▲11.7、また、2011年度の実質GDP成長率も依然として▲0.0という状況であり、中小企業の経営安定とその活性化・競争力の強化を通じた日本経済の成長が十分達成されているとは言い難い状況となっている。

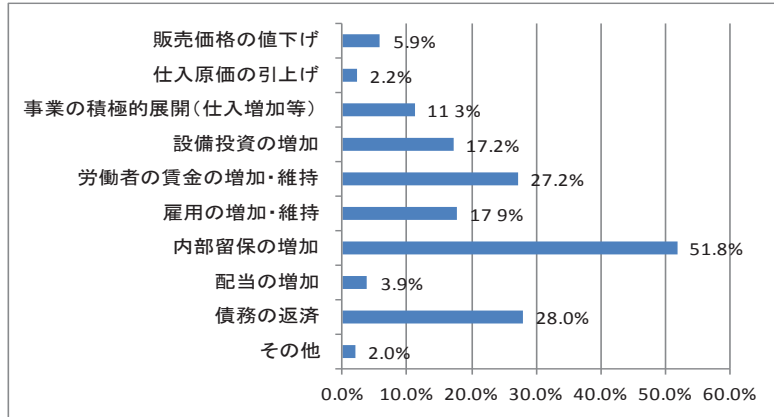
他方、足下では、欧州政府債務危機を巡る不確実性が依然として高い中で世界景気に減速感が広がっており、こうした海外経済の状況が、金融資本市場を通じた影響も含め、日本の景気を下押しするリスクとなっている。さらに、平成25年3月末の金融円滑化法の期限の到来や平成26年4月と平成27年10月の消費税率の二段階の引き上げが予定されており、中小企業の資金繰りや実質GDPの水準も更に押し下がるリスクがあることから、引き続き本租税特別措置を講ずることが必要となっている。

⑩ 租税特別措置等の効果・達成目標の実現状況の将来予測（評価書中8③「租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況」欄への補足説明）

本租税特別措置は全ての中小企業者等が利用しうる措置であり、また、本措置によって生じたキャッシュフローについても制度上及び実質的にも用途が制限されているものではない。実際に、中小企業庁委託調査では、本措置によって増加したキャッシュフローは内部留保の増加（51.8%）、債務の返済（28.0%）、労働者の賃金の増加・維持（27.2%）、雇用の増加・維持（17.9%）等様々な用途で利用されており、中小企業者等の経営基盤を強化し、その活性化・競争力の強化に資していることが確認できる。

【経産10】

【中小法人税率軽減による増加C Fの使い道】（複数回答：n=1, 120）
 （使途を特定できない企業及び欠損法人の回答は除く）



(出典) 中小企業庁委託調査から集計

⑫ 税収減是認の効果の将来見込み（評価書中 8 ③「税収減を是認するような効果の有無」欄への補足説明）

軽減税率の引下げにより、中小企業者等に係るキャッシュフローが改善され、設備投資や内部留保の増加を促すこととなり、中小企業者等の活性化、競争力の向上、雇用の増加が図られる。中小企業庁委託調査による試算では、軽減税率の引下げによる減収額 1,044 億円に対し、本措置によって国内生産額が 3,302 億円増加し、GDP が 1,722 億円押し上げられ、それに伴い 21,162 人の雇用創出効果もたらされる。

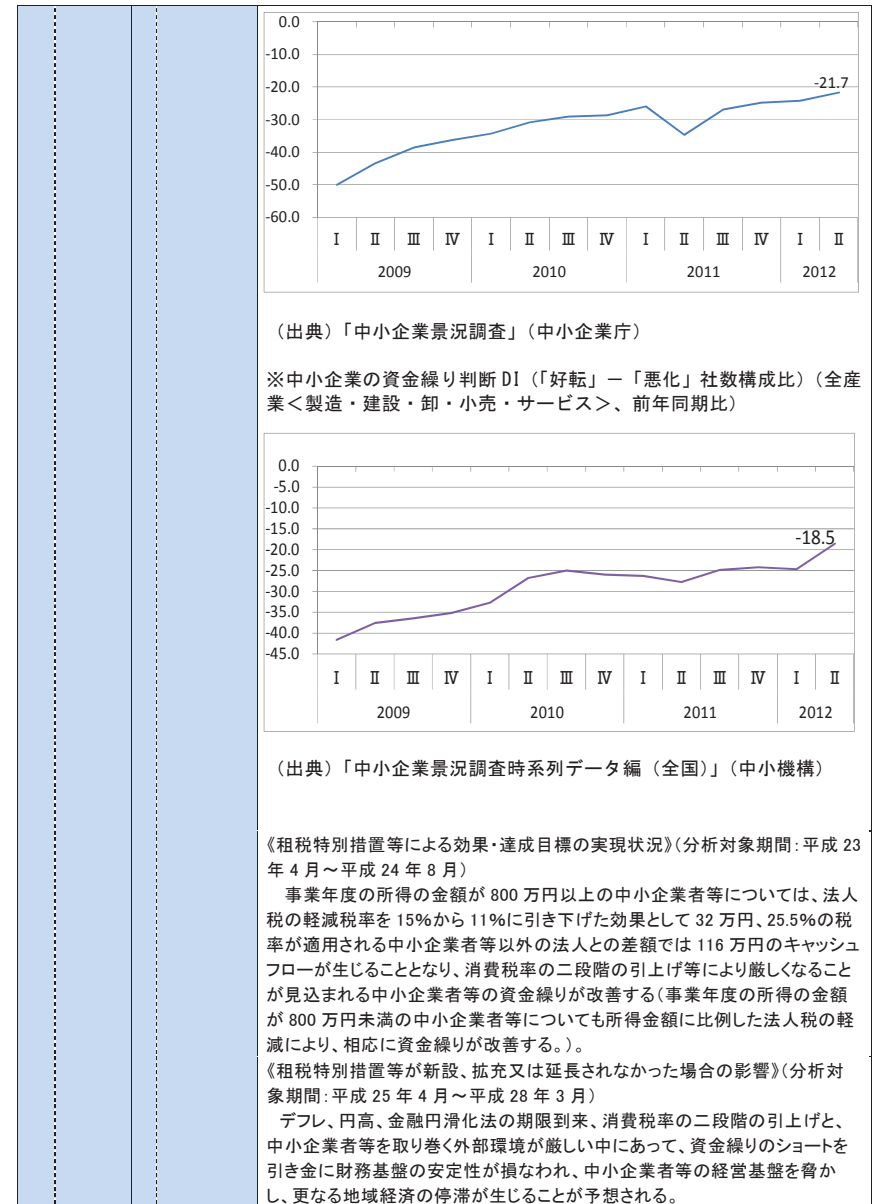
<試算方法>

減収額から中小企業者等の実効税率の低下幅を算出し、当該実効税率の低下が新規創業の促進や設備投資の増加、労働所得の増加、資本所得の増加にもたらす影響を、土居丈朗（2010）「法人税の帰着に関する動学的分析—簡素なモデルによる分析—」等の分析におけるパラメータを基に試算し、全体の GDP 押し上げ効果を算出しており、そこから産業連関表や雇用表を基に、国内生産額や雇用創出効果を算出している。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	中小企業者等の法人税率の特例 (国税19・地方税15(自動連動))(法人税:義、法人住民税:義)
2	要望の内容	中小企業者等の各事業年度の所得の金額のうち年 800 万円以下の金額について適用される法人税の税率(軽減税率)を本則の 19%(租税特別措置の 15%)から 11%まで引き下げることを目指す。
3	担当部局	中小企業庁事業環境部財務課
4	評価実施時期	平成 24 年 8 月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	平成 21 年度 創設(基本税率 30%、軽減税率 22%、特例税率 18%、所得区分 800 万円以下) 平成 24 年度 拡充(基本税率 25.5%、軽減税率 19%、特例税率 15%、所得区分同上)
6	適用又は延長期間	当分の間
7	必要性等	① 政策目的及びその根拠 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 中小企業者等は、我が国経済の基盤であり、地域経済の柱として多くの雇用を担う存在であることから、中小企業者等の法人税の軽減税率の引下げを通じて、その活性化や競争力の向上を図る。 《政策目的の根拠》 中小企業基本法第 24 条(自己資本の充実)では、「国は、中小企業の自己資本の充実を図り、その経営基盤の強化に資するため、中小企業に対する投資の円滑化のための制度の整備、租税負担の適正化その他の必要な施策を講ずるものとする。」とされている。 また、平成 21 年衆院選時の「民主党マニフェスト」では、「中小企業の法人税率を 18%から 11%に引き下げ」、平成 22 年参院選時の「民主党マニフェスト」において、「中小企業向けの法人税率の引き下げ(18%→11%)」とされている。
		② 政策体系における政策目的の位置付け 4. 取引・経営の安心
		③ 達成目標及び測定指標 《租税特別措置等により達成しようとする目標》 厳しい経営環境の中で必死に利益を上げている中小企業者等を支援するため、軽減税率引下げを含めた中小企業政策を一体的に展開することにより、中小企業者等の経営基盤を強化し、その成長力を高め、雇用の確保・増加、地域経済の活性化を図り、日本経済の自立的な経済成長に貢献する。 《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 上記目標達成のため、法人税の軽減税率の特例を含めた中小企業関連税制等諸施策を通じて中小企業者等に係るキャッシュフローの改善や経営基盤の強化を図ることを当面の目標とし、その達成度を検討するため、具体的には、「中小企業の業況判断 DI」(「中小企業景況調査」(中小企業庁))や「中小企業の資金繰り判断 DI」(中小機構)、実質 GDP の数値等を参考にする。

			<p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》</p> <p>我が国企業の99.7%を占め、雇用の66.0%を担う中小企業者等は、我が国経済と雇用を支える基盤であることから、本特例措置により中小企業者等のキャッシュフローの改善や財務基盤の強化を図り、自助努力で成長する中小企業を後押しすることで、日本経済の自立的な経済成長に貢献することが可能である。</p>
a	有効性等	① 適用数等	<p>※適用件数</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成21年度：697,692件 ・平成22年度：688,997件 ・平成23年度：688,997件（直近実績と同程度並と想定） ・平成24年度：688,997件（同上） ・平成25年度：688,997件（同上） ・平成26年度：688,997件（同上） ・平成27年度：688,997件（同上） <p>（出典）H22「会社標本調査」により経済産業省試算（国税庁）</p>
		② 減収額	<ul style="list-style-type: none"> ・平成21年度(22%→18%)：1,100億円 ・平成22年度(22%→18%)：914億円(財務省試算) ・平成23年度(22%→18%)：895億円(財務省試算) ・平成24年度(18%→15%)：783億円(経済産業省試算) <p>（* 復興特別法人税で、15%→16.5%、減収規模392億円）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成25年度(15%→11%)：1,044億円(経済産業省試算) <p>（* 復興特別法人税で、11%→12.1%、減収規模757億円）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成26年度：同上 ・平成27年度：同上 <p>（出典）財務省試算より経済産業省試算</p>
		③ 効果・達成目標の実現状況	<p>《政策目的の実現状況》(分析対象期間：平成23年4月～平成24年8月)</p> <p>本特例措置を創設した平成21年度以降、中小企業の資金繰りDIや業況判断DIは一部で回復の兆しが見え始めたが、平成23年3月の東日本大震災や近年の継続的な円高等により、依然として業況判断DIは▲21.7、資金繰りDIは▲18.5と大幅なマイナス水準となっている。他方、2011年度の実質GDP成長率が▲0.0%という状況の下、平成24年度末の金融円滑化法の期限の到来とともに、平成26年4月、平成27年10月の消費税率の二段階の引上げが決定されていることを踏まえれば、先行き不透明な中で、中小企業者等は、更なる利益の圧縮、資金繰りの圧迫化等により、一層厳しい経営を強いられるおそれがあり、我が国経済に大きな影響を与えるおそれがある。</p> <p>中小企業者等は我が国経済の基盤であり、地域経済の柱として多くの雇用を担う存在であることから、中小企業者等に係る軽減税率の更なる引下げを行い、中小企業者等に係るキャッシュフローを改善し、財務基盤の安定・強化を図ることで、その成長力を高め、地域経済の活性化、雇用の確保・増加を図り、もって日本経済の自立的な経済成長に貢献することが必要である。</p> <p>※中小企業の業況判断DI（「好転」－「悪化」前期比季節調整値）（全産業）</p>



			<p>《税収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:平成25年4月～平成26年3月)</p> <p>軽減税率の引下げにより、中小企業者等に係るキャッシュフローが改善され、設備投資や内部留保の増加を促すこととなり、中小企業者等の活性化、競争力の向上、雇用の増加が図られる。具体的には、軽減税率の引下げによる減収額1,044億円に対し、本措置によって国内生産額が3,302億円増加し、GDPが1,722億円押し上げられ、それに伴い21,162人の雇用創出効果がもたらされるという試算がある(中小企業庁委託調査による試算)。</p>
9	相当性	①: 租税特別措置等によるべき妥当性等	<p>現状の先行き不透明な経済状況や今後の金融環境の悪化と消費税負担の増加は、環境変化に特に影響を受けやすい中小企業者等に更なる利益の圧縮、資金繰り圧迫をもたらす懸念があり、我が国経済に大きな影響を与えるおそれがある。こうした状況下において、本特例措置は、中小企業者等に係るキャッシュフローを改善し、財務基盤を強化するものであることから、政策手段としての的確である。</p> <p>また、租税負担能力に着目して、中小企業者等とそれ以外の法人の法人税率に差異を設けた制度であることから、課税の公平原則に照らし、国民の納得できる必要最小限の特例措置となっている。</p> <p>今後の先行き不安の大きな要因となっている金融円滑化法の期限到来や消費税率の二段階の引上げについては、全ての中小企業者等が影響を受けるものであることから、これらへの対策は全ての中小企業者等を対象にした租税特別措置によって実施することが妥当であり、特定の企業を対象とした補助金やその他の措置では十分な効果を期待できない。</p>
		②: 他の支援措置や義務付け等との役割分担	<p>本特例措置と同様の政策目的に係る他の支援措置や義務づけ等は存在しない。</p>
		③: 地方公共団体が協力する相当性	<p>本特例措置は、地域経済の柱として多くの雇用を担う存在であり、また経営環境の変化に特に影響を受けやすい中小企業者等の経営基盤の強化を図るためのものであることから、中小企業者等の法人税率に併せて法人住民税法人税割についても同様の効果を適用する(租税特別措置法第42条の3の2、第68条の8、租税特別措置法施行令第27条の3の2において措置された場合、国税との自動連動を図る)ことが相当である。</p>
10	有識者の見解		—
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		—

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	金融商品取引法等の一部改正に伴う所要の税制措置	府省名	経済産業省
税目	法人税、法人住民税、法人事業税		
区分	<input checked="" type="checkbox"/> 新設	<input type="checkbox"/> 拡充	<input type="checkbox"/> 延長 <input type="checkbox"/> 事後

点検項目	評価の実施状況	課題
租税特別措置等の合理性		
① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け	<input checked="" type="checkbox"/> 明らか <input type="checkbox"/> 明らかでない	
租税特別措置等の有効性		
③ 達成目標及び測定指標	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 説明なし	◎
⑥ 適用数等の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 予測なし	
⑧ 減取額の将来予測	<input type="checkbox"/> 定量化 <input checked="" type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 予測なし	※
⑩ 租特の効果・達成目標の実現状況の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 予測あり <input type="checkbox"/> 予測なし	○
⑫ 税収減是認の効果の将来見込み	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	※
租税特別措置等の相当性		
⑬ 租特の手段をとる必要性・適切性	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	
⑭ 他の政策手段との役割分担	<input checked="" type="checkbox"/> 他の政策手段はない <input type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	

「○」：評価書の説明・分析に課題（疑問点・問題点等）があるもの。
 「※」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題が解消したもの。
 「◎」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題の一部が解消したもの（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）。

【課題の説明】

政策目的に向けた手段としての「有効性」について説明・分析が不十分

(1) 以下のとおり、本租税特別措置等の検証を行うための測定指標について説明が不足している。

③ 本租税特別措置等の効果を把握するために設定されている測定指標（総合的な取引所が創設された場合の既存商品先物取引業者の参加状況）は、金融商品の需給関係や政治経済情勢などによる市場価格の変動等他の要因の影響を大きく受けるものである。このため、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかではなく、その効果の検証が困難であることから、租税特別措置等の効果を測ることができより適切な測定指標を設定するか、又は、あらかじめ他の外部要因の影響度等を明らかにしておく必要がある。

(2) 以下のとおり、本租税特別措置等の効果・達成目標の実現状況の説明が不足している。

[将来の見込み]

⑩ 本租税特別措置等の効果・達成目標（総合的な取引所が創設された場合における既存商品先物取引業者の総合的な取引所への参加）の実現状況の将来予測について、定性的に「本措置により、既存商品先物取引業者の総合的な取引所への参加が促進し、総合的な取引所の活性化が図られる」と説明しているが、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかでない測定指標（③参照）を用いているため、適切な測定指標を用いて、本租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況の将来予測を説明する必要がある。

注 背景にある政策の今日的な「合理性」及び補助金等他の政策手段と比した「相当性」については、説明・分析に不十分な点は認められない。

<点検結果表の別紙>

課題のみられた点検項目に関し点検過程で新たに示された説明

③ 達成目標及び測定指標の設定（評価書中7③<租税特別措置等により達成しようとする目標>欄への補足説明）

金融商品取引法等の一部を改正する法律（平成24年法律第86号。以下「改正法」という。）は、証券・金融と商品を一体的に取り扱う総合的な取引所の実現のための制度整備を行うものであり、現時点で総合的な取引所が創設されているわけではないので、達成時期を設定することは困難である。他方で、目標値については、本租税特別措置等の適用対象が平成24年5月現在で既存商品先物取引業者33社あり、既存商品先物取引業者が総合的な取引所に参加することが達成目標である。

⑧ 減収額の将来予測（評価書中8②「減収額」欄への補足説明）

改正法は、証券・金融と商品を一体として取り扱う総合的な取引所の実現に向けた環境・制度整備をするものであり、改正法附則第4条では、現行の商品先物取引法における委託者保護基金は、総合的な取引所が実現された場合に、金融商品取引法における投資者保護基金が行う一定の業務を行うことができるとされている。現行の委託者保護基金及び投資者保護基金は、どちらも租税特別措置法において「特定の基金に対する負担金等の損金算入の特例」が認められており、改正法の施行時に現行の委託者保護基金に既に加している商品先物取引業者に限って本租税特別措置等を導入しても、新たな減収額は発生しないものとする。なお、改正法においては、既存の商品先物取引業者は、既に委託者保護基金に加しているため、総合的な取引所において取引しようとする場合の投資者保護基金への加入は免除されている。

さらに、現行の委託者保護基金は、平成17年に委託者保護基金が創設されてからペイオフ（商品先物取引業者が破綻等した場合に基金から一般委託者への支払）実績がないため、商品先物取引業者の基金への負担金の実績はない。現在の委託者保護資金の額は、業務規程に定める造成水準の98億円であり、そのためこれまでも減収額は発生しておらず、この状況を前提として将来の減収額を考えた。

⑫ 税収減是認の効果の将来見込み（評価書中8③<税収減を是認するような効果の有無>欄への補足説明）

⑧の補足説明で示したとおり、本租税特別措置等による税収減は発生しない。なお現行の委託者保護基金においても、ペイオフが発生した実績がないため、これまでも減収額は発生していない。この状況を前提に本租税特別措置等の将来の税収減を考えると、税収減は発生しないと見込まれる。他方で、総合的な取引所が実現した場合に、本措置により、既存商品先物取引業者が新たな負担をすることなく従前と同様の委託者保護のセーフティネットが整備され、総合的な取引所への参加が可能となるため有効と考える。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	金融商品取引法等の一部改正に伴う所要の税制措置（国税24・地方税21（自動連動））（法人税：義、法人住民税：義、法人事業税：義）
2	要望の内容	金融商品取引法等の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）において、証券・金融と商品を一体として取り扱う総合的な取引所を実現するため、一定の商品を金融商品として他の多様な金融商品とともに取り扱うことのできる総合的な取引所の実現に向けた制度の整備が行われた。当該改正における委託者保護基金に関する経過措置について、従来の税制面の取扱いと差が生じることのないよう、所要の税制措置を行う。 具体的には、改正法附則第4条の経過措置において、委託者保護基金は、農林水産大臣及び経済産業大臣の認可を受けることによって、当分の間、金融商品取引法の投資者保護基金が行う一定の業務を行うことができるとされている。そのため、租税特別措置における特定の基金に対する負担金等の損金算入の特例について、当該経過措置に対応した所要の税制措置を行う。
3	担当部局	商務情報政策局 商務流通グループ 商取引・消費経済政策課
4	評価実施時期	平成24年8月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	新設要望
6	適用又は延長期間	経過措置が有効な間（改正法附則第4条では「当分の間」とされている）
7	必要性等	<p>① 政策目的及びその根拠</p> <p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 総合的な取引所の実現に向けた制度整備として、今国会で成立した改正法に設けられた経過措置に関し、税制面においても所要の措置を講ずることにより、総合的な取引所創設を図る制度・施策の可能な限りの早期実施を行い、「新金融立国」を目指す。</p> <p>《政策目的の根拠》 ○新成長戦略（2010年6月18日閣議決定）（抜粋） VII. 金融分野における国家戦略プロジェクト 21. 総合的な取引所（証券・金融・商品）の創設を推進 「新金融立国」に向けた施策として、証券・金融、商品を扱う取引所が別々に設立・運営されているという現状に鑑み、2013年度までに、この根拠を取り払い、全てを横断的に一括して取り扱うことのできる総合的な取引所創設を図る制度・施策の可能な限りの早期実施を行う。 総合的な取引所においては、市場としての機能を再生・発展させるため、投資家・利用者の利便性を第一の仕組みとし、「国を開き」、世界から資本を呼び込む市場を作り上げるための具体的な対応をできるだけ速やかに実行することにより、アジアの資金を集め、アジアに投資するアジアの一大金融センターとして「新金融立国」を目指す。</p> <p>○日本再生の基本戦略（2011年12月24日閣議決定）（抜粋） 4. 新成長戦略の実行加速と強化・再設計 （1）更なる成長力強化のための取組（経済のフロンティアの開拓） ③新たな資金循環による金融資本市場の活性化 <当面、重点的に取り組む主な施策> ○総合的な取引所（証券・金融・商品）の創設の推進 総合的な取引所の実現に向け、取引所や規制・監督の在り方等の論点</p>

		<p>について方針を取りまとめた上で、2012年の通常国会に向けた所要の法案の提出準備を行う。</p> <p>○金融商品取引法等の一部を改正する法律(平成24年9月6日成立) 附則第4条の要旨 この法律の施行の際現に存する商品先物取引法上の委託者保護基金につき、当分の間、農林水産大臣及び経済産業大臣の認可を受けて、この法律の施行の際現にその会員である商品先物取引業者のうち商品関連市場デリバティブ取引の取次ぎ等の業務に係る金融商品取引業の登録を受けた一定の者に対し、投資者保護基金が行う一定の業務を行うことができることとするほか、所要の規定を整備することとする。(附則第4条関係)</p> <p>○日本再生戦略(2012年7月31日閣議決定)(抜粋) IV. 日本再生のための具体策 2. 「共創の国」への具体的な取組 ~11の成長戦略と38の重点施策~ (1) 更なる成長力強化のための取組 ③新たな資金循環による金融資本市場の活性化 【金融戦略】 総合的な取引所において、世界から資金を呼び込み、取引所順位アジアトップを目指す (重点施策: アジアにおける我が国企業・金融機関・市場の地位確立) 我が国の金融・資本市場の魅力を上向きさせ、投資を呼び込み、アジアの金融センターとしての地位を確立するべく、総合的な取引所の実現、投資家の利便性向上のための施策を講じる。 (別表) 日本再生に向けた改革工程表 (1) III 新たな資金循環による金融資本市場の活性化 ~金融戦略~ 4. アジアにおける我が国企業・金融機関・市場の地位確立 (1) アジア金融センターへ向けた我が国金融資本市場・金融機関の競争力向上 総合的な取引所実現へ向けた法改正、法改正に伴う関係政府令等の整備 清算証拠金・口座の一元化や税制(損益通算)等の検討、実施</p>
②	政策体系における政策目的の位置付け	1. 経済成長
③	達成目標及び測定指標	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》 総合的な取引所が創設された場合における既存商品先物取引業者の総合的な取引所への参加</p> <p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 ・総合的な取引所が創設された場合の既存商品先物取引業者の参加状況(現在は総合的な取引所が創設されていないため、実績なし(平成24年8月))</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 証券・金融と商品を一体として取り扱うことのできる総合的な取引所が創設された場合、当該措置により、従前の租税特別措置によって認められている措置と同様の取扱いになり、既存の商品先物取引業者が税法上の新たな負担を強いられることがなく、既存商品先物取引業者の総合的な取引所への参加</p>

			が促進される。
8	有効性等	① 適用数等	現在、商品先物取引業者は33社(平成24年5月28日現在、許可業者)であり、改正法附則第4条の経過措置は、総合的な取引所が創設された場合における既存の商品先物取引業者が対象となるため、現状では多くても33社の見込み。
		② 減収額	なし
		③ 効果・達成目標の実現状況	<p>《政策目的の実現状況》(分析対象期間:平成24年8月) ・現在は、証券・金融と商品を一体として取り扱うことのできる総合的な取引所は創設されていない。</p> <p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:平成24年8月) ・現在は、証券・金融と商品を一体として取り扱うことのできる総合的な取引所は創設されていない。 ・総合的な取引所が創設された場合、本措置により、既存商品先物取引業者の総合的な取引所への参加が促進し、総合的な取引所の活性化が図られる。</p> <p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間:平成24年8月) ・総合的な取引所が創設された場合に、当該総合的な取引所で取引しようとする既存の商品先物取引業者に対して新たな負担を強いることになるため、総合的な取引所への参加が促進されない可能性がある。 ・総合的な取引所が創設されても、既存の商品先物取引業者の参加が促進されない場合、証券・金融と商品を一体的に取り扱う総合的な取引所の効果が失われることになる。</p> <p>《税収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:平成24年8月) 現状では、商品先物取引法第270条の委託者保護基金が行う同法第300条第1号及び第2号に掲げる業務につき、租税法第66条の11第1項第6号に規定する特定の業務として、その支出した金額につき負担金の損金算入の特例とされている。金融商品取引法における投資者保護基金についても同様に措置されている。改正法附則第4条の経過措置は、委託者保護基金が農林水産大臣及び経済産業大臣の認可を受けることによって、当分の間、金融商品取引法の投資者保護基金が行う一定の業務を行うことができるとされるものである。当該経過措置に基づいた租税特別措置を設けることにより、総合的な取引所が創設された場合に、既存の商品先物取引業者が新たな負担を強いられることなく、総合的な取引所へ参加できることになるため、当該措置は有効である。</p>
9	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	改正法附則第4条の経過措置に対応する措置であり、税法上、従前の租税特別措置における税制措置によって認められている措置(委託者保護基金、投資者保護基金に対する負担金の損金算入の特例)と同様の対応を要望するものであり妥当なものと考えられる。また、総合的な取引所が創設された場

			合に、既存の商品先物取引業者が税法上の新たな負担を強いられることがないよう措置するものであり、妥当なものと考えられる。
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	現在、本措置と同一の目的・対象に対する補助金等は存在しない。
		③ 地方公共団体が協力する相当性	各地方に所在する既存の商品先物取引業者が総合的な取引所に参加する場合の負担が軽減されることにより、地域経済の活性化に資する。
10	有識者の見解		—
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		—

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法の認定を受けて行う自社株対価TOBに応じた株主に係る株式譲渡所得等の課税の繰延等	府省名	経済産業省
税目	法人税、所得税、法人住民税、法人事業税、個人事業税、個人住民税		
区分	<input checked="" type="checkbox"/> 新設	<input type="checkbox"/> 拡充	<input type="checkbox"/> 延長 <input type="checkbox"/> 事後

点検項目	評価の実施状況			課題
租税特別措置等の合理性				
① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け	<input checked="" type="checkbox"/> 明らか	<input type="checkbox"/> 明らかでない		
租税特別措置等の有効性				
③ 達成目標及び測定指標	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定性的記述	<input type="checkbox"/> 説明なし	※
⑥ 適用数等の将来予測	<input type="checkbox"/> 定量化	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 予測なし	◎
⑧ 減収額の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 予測なし	※
⑩ 租特の効果・達成目標の実現状況の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 予測あり	<input type="checkbox"/> 予測なし		○
⑫ 税収減是認の効果の将来見込み	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり	<input type="checkbox"/> 説明なし		○
租税特別措置等の相当性				
⑬ 租特の手段をとる必要性・適切性	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり	<input type="checkbox"/> 説明なし		※
⑭ 他の政策手段との役割分担	<input type="checkbox"/> 他の政策手段はない	<input type="checkbox"/> 説明あり	<input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	※

「○」：評価書の説明・分析に課題（疑問点・問題点等）があるもの。
 「※」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題が解消したもの。
 「◎」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題の一部が解消したもの（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）。

【課題の説明】

政策目的に向けた手段としての「有効性」について説明・分析が不十分

以下のとおり、税収減を是認するような有効性（費用対効果）の説明が不足している。
 [将来の見込み]

⑫ 減収額と効果を対比すべきところ、減収額に言及せずに、本租税特別措置等の効果を説明しており、将来における税収減を是認するような効果を適切に説明する必要がある。

また、税収減を是認するような効果の見込みについて説明するために用いる次の点検項目についても説明が不足している。

⑥ 本租税特別措置等の適用数の将来推計についての算定根拠が不明なため、分析対象期間内の適用数の見込みについて、算定に用いた数値、計算式及びその根拠を示して説明する必要がある。また、初年度5件が僅少でないことについて説明する必要がある。

⑩ 本租税特別措置等の効果・達成目標の実現状況の将来予測について、定性的に「企業再編・事業再編の促進による企業の成長、国際競争力が強化されることにより、企業の収益力が向上する。」と説明されているが、説明の根拠が不明であり、また、企業の収益力の向上に本租税特別措置等の効果がどの程度寄与するかが明らかでないため、租税特別措置等の効果・達成目標の実現状況の将来予測を適切に説明する必要がある。

注1 背景にある政策の今日的な「合理性」については、説明・分析に不十分な点は認められない。

注2 補助金等其他の政策手段と比した「相当性」については、評価書の説明では課題がみられたものの、点検過程で新たに示された＜点検結果表の別紙＞の説明も踏まえると、その説明・分析に不十分な点は認められない。

<点検結果表の別紙>

課題のみられた点検項目に関し点検過程で新たに示された説明

- ③ 達成目標及び測定指標の設定（評価書中7③「租税特別措置等により達成しようとする目標」）
達成目標に係る測定指標について、毎年度の活用件数を5件程度と推計している。本租税特別措置等の適用期限である平成27年度末までに計15件程度の活用を目指す。達成時期は、本租税特別措置等の適用期限である平成27年度末である。
- ⑥ 適用数等の将来予測（評価書中8①「適用数等」欄への補足説明）
適用数については、平成22年度に国内で行われたTOB件数に世界で行われたTOB金額に占める株対価TOBの割合を乗じて、毎年度5件程度と推計しているもの。政策目的及び目標達成のため、本租税特別措置等適用期限である平成27年度末までに計15件程度の活用を促進したい。
- ⑧ 減収額の将来予測（評価書中8②「減収額」欄への補足説明）
減収額（平成25年度）については、前年（平成24年度）の国内でのTOBにおける株式譲渡損益総額から非居住株主における株式譲渡損益総額を差し引き、国内税法の対象となる株式譲渡損益総額を算出し、当該金額を個人株主分及び法人株主分に按分した上で、株対価TOBの割合及び個人・法人株主ごとの税率を乗じて算出した。平成26年度、平成27年度についても同様の減収額が見込まれる。
- ⑬ 租特の手段をとる必要性・適切性（評価書中9①「租税特別措置等によるべき妥当性等」欄への補足説明）
産業活力の再生及び産業活動の革新に関する法律（平成11年法律第131号）の特例が設けられた昨年7月以降、同法の利用による自社株対価TOBの利用実績はない。その要因を分析するため平成23年度に実施した法人向けアンケートによれば、約90%が応募株主の課税関係が制約要因になると考えており、平成24年度に実施した個人投資家向け及び法人向けアンケートによれば、個人投資家については約85%、事業会社については約80%が応募株主の課税関係がTOB応募の検討に消極的な要素になると考えている。
- ⑭ 他の政策手段との役割分担（評価書中9②「他の支援措置や義務付け等との役割分担」欄への補足説明）
本租税特別措置等と産活法との役割分担の説明は以下のとおり。

対象会社株主が買付会社に株式を渡す場合には株式譲渡として課税が発生するため、対価として現金が入らない自社株対価TOBにおいて課税繰延措置がなければ、対象会社の株主がTOBに応じない可能性が高い。加えて、TOBをはじめとするM&Aは企業にとってリスクを伴う高度な経営判断であり、このような株主が応じない懸念が強い状態では、企業が自社株対価TOBをM&Aのツールとして選択することは困難であり、アンケート結果でも、産活法の改正を踏まえて自社株対価TOBの実施を検討したいとする企業の約9割が、課税が自社株対価TOB実施上の制約になると回答している。

上述のように、会社法上の問題と課税上の問題は別個の問題であって、産活法による特例措置は「1. 会社法上の問題」の解決策となっているものの、「2. 課税上の問題」については何ら解決に寄与するものではなく、産活法による会社法の特例措置があることをもって税制措置の相当性を論ずることは意味をなさない。なお、株式譲渡に係る課税の問題を解決するための補助金等の他の政策措置は講じられていない。

自社株対価TOBは、欧米諸国においてはM&Aのための有効な手段として認識・活用されているにもかかわらず、我が国においては実施されてこなかった。主な理由は以下の2点と考えられる。

1. 会社法上の問題

自社株対価TOBは、TOBを実施する会社（買付会社）が、TOBの対象となる会社（対象会社）の株主から対象会社の株式を取得する対価として自社の株式を交付するものであり、事前に株主総会で決議することやTOB中の株価変動について取締役が填補責任を追うことなどが会社法（平成17年法律第86号）で規定されており、実施に当たっての大きな制約となっていた。

2. 課税上の問題

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法の認定を受けて行う自社株対価 TOB に応じた株主に係る株式譲渡所得等の課税の繰延等 国税 23 (法人税：義、所得税：外) 地方税 20 (自動連動) (法人住民税：義、法人事業税：義、個人事業税：外、個人住民税：外)
2	要望の内容	産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法（以下「産活法」）の認定を受けて事業者が行う自社株対価 TOB について、以下の措置を講ずる。 ① TOB に応募した法人株主の株式譲渡損益に対する課税の繰延べ ② TOB に応募した個人株主の譲渡所得等（譲渡所得、事業所得、雑所得）に対する課税の繰延べ ③ 一定の要件のもと、TOB に応募した個人株主が取得した株式の特定口座預け入れ対象への追加 ※自社株対価 TOB：現金ではなく自社又は親会社の株式を対価として行う株式公開買付
3	担当部局	経済産業省経済産業政策局産業組織課
4	評価実施時期	平成 24 年 8 月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	新設要望であるため該当なし。
6	適用又は延長期間	平成 25 年 4 月 1 日～平成 28 年 3 月 31 日の 3 年間
7	必要性等	① 政策目的及びその根拠 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 昨年 7 月に施行された改正産活法では会社法の特例を設けることで自社株対価 TOB を行いやすくしているが、自社株対価 TOB の対象会社株主が株式譲渡損益・譲渡所得等に対して課税されることを理由に自社株対価 TOB に応じないことが課題となっており、応募株主の課税の繰延措置等を講じることで自社株対価 TOB が活発に行われる環境を整備し、戦略的な事業再編による我が国企業の成長と国際競争力の強化を図る 《政策目的の根拠》 ・日本再生戦略 P95(平成 24 年 7 月) 「企業の戦略的な事業再編の促進」 「M&A 等の組織再編手続の簡素化・多様化のための措置の効果検証・追加措置検討」 ・新成長戦略 p30(平成 22 年 6 月) 「(3)企業の戦略的な事業再編の促進 M&A 等の組織再編手続の簡素化・多様化のための措置の在り方の検討」

			・産業構造ビジョン p212 (平成 22 年 6 月) 「③企業組織再編法制関係 (ア) 自社株式を対価とする TOB の簡易化」
	② 政策体系における政策目的の位置付け	1. 経済成長	
	③ 達成目標及び測定指標	《租税特別措置等により達成しようとする目標》 自社株式を対価とする株式取得を通じた企業再編・事業再編の促進による企業の成長、国際競争力の強化。 《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 自社株対価 TOB の活用件数を指標とし、各社の選択と集中の進捗を測定する。 《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 自社株対価 TOB による企業再編・事業再編の実施を通じて、企業の成長と国際競争力の強化が見込まれる。	
8	有効性等	① 適用数等	初年度 5 件程度を想定している。
		② 減収額	初年度約 26 億円を想定している。 17 億円(国税) 9 億円(地方税)
		③ 効果・達成目標の実現状況	《政策目的の実現状況》(分析対象期間：平成 25 年 4 月 1 日～平成 28 年 3 月 31 日) 自社株対価 TOB の対象会社株主に係る株式譲渡損益・譲渡所得等の課税が繰延られることにより、改正産活法の認定による自社株対価 TOB の利用が促進され、戦略的な事業再編が進み我が国企業の成長と国際競争力の強化が図られる。 《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間：平成 25 年 4 月 1 日～平成 28 年 3 月 31 日) 企業再編・事業再編の促進による企業の成長、国際競争力が強化されることにより、企業の収益力が向上する。 《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間：平成 25 年 4 月 1 日～平成 28 年 3 月 31 日) 平成 23 年度実施の法人向けアンケート結果によれば、今後自社株対価 TOB の活用を検討する企業のうち、約 90%の企業が、応募株主の課税関係が制約要因になると考えており、平成 24 年度実施の個人投資家向け及び法人向けアンケート結果によれば、個人投資家については約 85%、事業会社については約 80%が、「応募株主の課税関係」が TOB 応募の検討に消極的な要素になると回答がなされていることが

			<p>ら、本措置が新設されなかった場合、自社株対価 TOB による企業再編・事業再編が停滞し、我が国企業の成長が妨げられる。</p> <p>《税込減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:平成 25 年 4 月 1 日～平成 28 年 3 月 31 日)</p> <p>長いスパンで見ると、自社株対価 TOB による企業再編・事業再編の実施を通じて「選択と集中」を進め、競争力を強化した企業における収益状況の改善等により、課税所得の増加による健全な形で税収増につながる効果がある。</p>
9	相当性	<p>① 租税特別措置等によるべき妥当性等</p> <p>平成 23 年度実施の法人向けアンケート結果によれば、今後自社株対価 TOB の活用を検討する企業のうち、約 90%の企業が、応募株主の課税関係が制約要因になると考えており、平成 24 年度実施の個人投資家向け及び法人向けアンケート結果によれば、個人投資家については約 85%、事業会社については約 80%が、「応募株主の課税関係」が TOB 応募の検討に消極的な要素になるとの回答がなされていることから、課税の繰延措置によって制約要因を直接に取り除くことが必要かつ適切である。</p>	
		<p>② 他の支援措置や義務付け等との役割分担</p>	
		<p>③ 地方公共団体が協力する相当性</p>	<p>企業再編・事業再編の促進による企業の成長、国際競争力が強化されることにより、企業の収益力が向上し、将来的には地方経済の活性化につながる。</p>
10	有識者の見解		
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	商業・サービス中小企業活性化税制	府省名	経済産業省
税目	法人税、法人住民税、事業税、所得税		
区分	<input checked="" type="checkbox"/> 新設	<input type="checkbox"/> 拡充	<input type="checkbox"/> 延長 <input type="checkbox"/> 事後

点検項目	評価の実施状況	課題
租税特別措置等の合理性		
① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け	<input checked="" type="checkbox"/> 明らか <input type="checkbox"/> 明らかでない	
租税特別措置等の有効性		
③ 達成目標及び測定指標	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 説明なし	⊗
⑥ 適用数等の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 予測なし	○
⑧ 減収額の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 予測なし	⊗
⑩ 租特の効果・達成目標の実現状況の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 予測あり <input type="checkbox"/> 予測なし	○
⑫ 税収減是認の効果の将来見込み	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	⊗
租税特別措置等の相当性		
⑬ 租特の手段をとる必要性・適切性	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	※
⑭ 他の政策手段との役割分担	<input type="checkbox"/> 他の政策手段はない <input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	

「○」：評価書の説明・分析に課題（疑問点・問題点等）があるもの。
 「※」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題が解消したもの。
 「⊗」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題の一部が解消したもの（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）。

【課題の説明】

政策目的に向けた手段としての「有効性」について説明・分析が不十分

(1) 以下のとおり、本租税特別措置等の検証を行うための測定指標について説明が不足している。

③ 本租税特別措置等の効果を把握するために設定されている測定指標（売上額D Iの変動）は、経済情勢等、他の要因の影響を大きく受けるものである。このため、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかではなく、その効果の検証が困難であることから、租税特別措置等の効果を測ることができるより適切な測定指標を設定するか、又は、あらかじめ他の外部要因の影響度等を明らかにしておく必要がある。

(2) 以下のとおり、税収減を是認するような有効性（費用対効果）に説明が不足している。

[将来の見込み]

⑫ 将来における税収減を是認するような効果について、中小企業庁委託調査に基づいて「本特例措置による設備投資を促進し、中小商業・サービス業の活性化が図られることで、我が国経済全体として195億円の経済波及効果が生じるとともに、雇用を3152人創出するとの試算がある」と説明しているが、経済波及効果及び雇用創出効果の算定に用いた数値、計算式及びその根拠が明らかでないため、算定に用いた数値、計算式及びその根拠を明らかにし、適切に説明を行う必要がある。

また、税収減を是認するような効果の見込みについて説明するために用いる次の点検項目についても説明が不足している。

⑥⑧ 本租税特別措置等の適用数及び減収額の将来推計について、「経済産業省推計」と算定に用いた数値の出典が示されているが、適用数及び減収額の算定に用いた数値、計算式及びその根拠が不明なため、適用数及び減収額の見込みについて、算定に用いた数値、計算式及びその根拠を明らかにし、説明する必要がある。

⑩ 本租税特別措置等の効果・達成目標（消費税率引上げによる影響を最小限に抑え、売上高の安定化、向上を図る）の実現状況の将来予測について、定性的に「本特例措置により魅力の向上や業務改善等に資する設備の投資を促進することで、売上高の安定化と向上を図る」と説明しているが、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかでなく、本租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況の将来予測を適切に説明する必要がある。

注1 背景にある政策の今日的な「合理性」については、説明・分析に不十分な点は認められない。

注2 補助金等の政策手段と比した「相当性」については、評価書の説明では課題がみられたものの、点検過程で新たに示された＜点検結果表の別紙＞の説明も踏まえると、その説明・分析に不十分な点は認められない。

<点検結果表の別紙>

課題のみられた点検項目に関し点検過程で新たに示された説明

- ③ 達成目標及び測定指標の設定（評価書中7③「租税特別措置等により達成しようとする目標」及び「租税特別措置等による達成目標に係る測定指標」欄への補足説明）

中小企業庁委託調査によるアンケート調査では、実際に中小商業・サービス業における設備投資による効果として、営業の継続約38%、提供する製品・サービスの高付加価値化約25%、コスト削減約15%、売上げの向上約14%との回答が示されているところ、設備投資による直接的な効果として、設備投資が売上の安定化や向上に資することは明らかであることから、本特例措置について、売上額D Iを指標として採用することは適切であると考えられる。

また、本特例措置は、現状において中長期的な需要の低迷もあり景況感の回復テンポが鈍い一方で、消費税率の二段階の引上げにより、需要増と反動減、価格転嫁が困難なことによる売上げの減少等による経営への悪影響により、場合によっては廃業すら懸念される中小商業・サービス業について、魅力の向上や業務改善等に資する設備投資を促進することで、経営の安定化を図ることを目的としている。

- ⑧ 減収額の将来推計（評価書中8②「減収額」欄への補足説明）

地方税における減収額試算

平成25年度	89.6億円
平成26年度	89.9億円
平成27年度	90.3億円

- ⑩ 租税特別措置等の効果・達成目標の実現状況の将来予測（評価書中8③「租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況」欄への補足説明）

③のとおり。

- ⑫ 税収減是認の効果の将来見込み（評価書中8③「税収減を是認するような効果の有無」欄への補足説明）

- ・ 中小企業庁委託調査による試算では、軽減税率の引下げによる減収額177億円に対し、本措置によって設備投資額が164億円増加し、GDPが195億円押し上げられ、それに伴い3,152人の雇用創出効果もたらされる。

<試算方法>

- ・ GDP押し上げ効果の算出に当たっては、減収額から資本コストモデルを用いて、本特例措置による設備投資増加額を算出した後、これに公共投資乗数を乗じて試算した。また、雇用創出効果については、試算したGDP押し上げ効果を基に、産業連関表を用いて雇用誘発効果を算出した。

- ⑬ 租特の手段をとる必要性・適切性（評価書中9①「租税特別措置等によるべき妥当性等」欄への補足説明）

現状において中長期的な需要の低迷もあり景況感の回復テンポが鈍い一方で、消費税率の二段階の引上げにより、需要増と反動減、価格転嫁が困難なことによる売上げの減少等による経営への悪

影響といった、商業・サービス業を営む全ての事業者が抱える課題に対応するためには、補助金等一部の事業者しか対象にならない措置と比べて、設備投資を行った全ての事業者が対象となる税制措置が妥当である。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	商業・サービス中小企業活性化税制 (国税25・地方税22 法人税、法人住民税、事業税:義 所得税:外)
2	要望の内容	次により、中小商業・サービス業の活性化のための投資に係る特別償却制度、税額控除制度を創設する。 (1) 対象業種等：卸売業、小売業又はサービス業を営む個人又は中小法人 (2) 対象設備の要件： ①建物附属設備 取得価額 1台 60万円以上 ②器具・備品 取得価額 1台 30万円以上 (3) 特別償却又は税額控除の選択適用 特別償却：取得価格の30% 税額控除：取得価格の7%
3	担当部局	中小企業庁事業環境部財務課
4	評価実施時期	平成24年8月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	—
6	適用又は延長期間	3年間
7	必要性等	① 政策目的及びその根拠 現状においても経営環境が厳しい卸売業、小売業又はサービス業を営む中小企業（以下「中小商業・サービス業」という。）について、消費税率の二段階の引上げに備え、魅力の向上や業務改善等に資する設備投資を促進することで、経営の安定化、活性化を図る。 《政策目的の根拠》 (参考) ○ 社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法等の一部を改正する等の法律案及び社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律案の国会提出に伴う今後の対応について（平成24年3月30日閣議決定） ・ 中小事業者のために必要な財政上、税制上その他の支援措置を検討する。 ○ 消費税の円滑かつ適正な転嫁等に関する検討本部「転嫁対策・価格表示に関する方向性についての検討状況（中間整理）」（平成24年5月31日） ・ 民主党が取りまとめた「転嫁対策・価格表示のあり方について※」において提言されている予算措置・税制措置を含め、予算編成や税制改正等の過程において、必要な財政上、税制上その他の支援措置を検討する。

		※民主党転嫁対策・価格表示のあり方検討WT「転嫁対策・価格表示のあり方について」（平成24年5月14日） ・ 現下の景気状況の下で雇用維持に努めている中小企業や国民の食生活を支える農林水産業などの実情を十分に踏まえた上で、適切な予算措置や税制措置等を検討すべき。
	② 政策体系における政策目的の位置付け	4. 取引・経営の安心
	③ 達成目標及び測定指標	《租税特別措置等により達成しようとする目標》 中小商業・サービス業における魅力の向上や業務の改善等に資する設備投資を通じて、消費税率の引上げ前後の駆け込み需要増とその反動での需要減に伴う大幅な収益ギャップの発生、消費税の価格転嫁の困難などによる利益の減少など消費税率の引上げによる影響を最小限に抑え、売上高の安定化、向上を図る。 具体的には、中小商業・サービス業の売上額DI（前期比）を用いて、消費税率の引上げのタイミングを挟む、平成26年第1四半期と第2四半期、平成27年第2四半期と第3四半期の中小卸売業、小売業、サービス業の前期比売上額DIの変動幅を可能な限り小さいものとするともに、売上額DIを安定的に向上させていくことを目標とする。 (参考指標) 平成9年の消費税率引上げ時の変動幅(平成9年第1四半期と第2四半期の売上額DIの差)は、卸売業▲10.5ポイント、小売業▲7.9ポイント、サービス業▲1.8ポイント。 《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 売上額DIの変動 《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 消費税率の引上げ時における中小商業・サービス業の売上高への影響を最小限に抑えるとともに、その安定的な向上を図ることで、中小商業・サービス業の経営の安定化、活性化に寄与する。
8	有効性等	① 適用数等 (適用事業者数) 平成25年度 23,819社 平成26年度 24,772社 平成27年度 25,763社 (経済産業省推計) ② 減収額 (減収額) 平成25年度 176.7億円 平成26年度 177.4億円 平成27年度 178.1億円 (経済産業省推計)

③ 効果・達成
目標の実
現状況

《政策目的の実現状況》
中小商業・サービス業が直面している経営上の問題点は多岐に亘るが、最も多くの中小商業・サービス業の事業者が共通で挙げている問題点は、需要の停滞であり、続いて、卸売業者では販売単価の低下、小売業者では大中型店舗の進出による競争の激化、サービス業者では利用者ニーズの変化への対応が挙げられている。こうした経営上の問題点に対応するため、中小商業・サービス業では、需要の喚起（集客力の増加）のための取組み、大企業との競争の激化に対応するための業務効率の改善、新商品、新サービスの提供をしていくことが必要となっている。

【直面している経営上の課題】

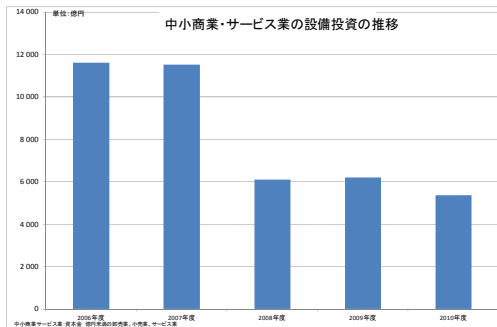
	1位	2位
卸売業	需要の停滞 (43.9%)	販売単価の低下、上昇難 (11.2%)
小売業	需要の停滞 (22.8%)	大中型店舗の進出による競争の激化 (21.0%)
サービス業	需要の停滞 (25.0%)	利用者ニーズの変化への対応 (19.5%)

出典：(独) 中小企業基盤整備機構「中小企業景況調査 資料編」(平成24年4月～6月実績)

実際、厳しい経営環境を打破し、経営の安定化を図るため、老朽化設備の更新、事務効率の向上や新商品、新サービスの展開に係る設備の導入等を進める必要性を感じている中小商業・サービス業の事業者が一定程度存在している一方で、足下で、中小商業・サービス業全体の設備投資額は、減少傾向にある<注1>。

そのため、本特例措置により投資環境を整備することは、中小商業・サービス業における魅力向上や業務改善等に資する投資を促進することとなり、中小商業・サービス業の経営の安定化、活性化が図られることとなる。

<注1>



(出典) 法人企業統計

《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(平成25年4月～平成26年4月)

		<p>足下の中小商業・サービス業の売上高は回復の兆しは見えていないものの、全産業に比してそのテンポは鈍く、本特例措置により魅力の向上や業務改善等に資する設備の投資を促進することで、売上高の安定化と向上を図る。</p> <p>本特例措置については、客で賑わう活気のある商店街における分析として、中小商業・サービス業の個別の事業者毎に、店舗の改装・店内のレイアウト変更、ディスプレイの変更等販売促進活動の強化、ITの活用等の活性化策を実施し、魅力ある店舗作りを行っていることとされる報告(中小企業庁委託「平成21年度商店街実態調査報告書」)もあることから、店舗改装等による魅力向上、IT化による業務改善等に係る投資を促進することで需要の増加(集客力の向上)を図り、中小商業・サービス業における売上高の安定化、向上に寄与することが期待される。</p> <p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(平成25年4月～平成26年4月)</p> <p>本特例措置が創設されなかった場合、消費税率の引上げの影響により中小商業・サービス業の経営状況が悪化し、これらの事業者の廃業の増加や雇用の縮小を招き、地域経済の活性化、雇用の確保に悪影響を与えるおそれがある。</p> <p>《税収減を是認するような効果の有無》</p> <p>本特例措置による設備投資を促進し、中小商業・サービス業の活性化が図られることで、我が国経済全体として195億円の経済波及効果が生じるとともに、雇用に3152人創出するとの試算がある(中小企業庁委託調査による試算)。</p>
9	相当性	<p>① 租税特別措置等によるべき妥当性等</p> <p>本特例措置の対象は、景況の回復テンポが遅く、かつ、人件費率が高いこと等から消費税率の引上げの影響を受けやすい、中小商業・サービス業に限定しており、国民の納得できる必要最小減の特例措置となっている。</p> <p>② 他の支援措置や義務付け等との役割分担</p> <p>中小企業者等における設備投資の促進を目的とするものとして、中小企業投資促進税制があり、当該税制では、主として生産性向上のための機械・装置の投資の促進を目的としている。</p> <p>これに対して、本特例措置は、中小商業・サービス業の魅力の向上や業務改善等を図るための設備投資の促進を目的としており、対象設備も、店舗の改装に係る建物附属設備や看板等の器具及び備品としていることから、目的及び適用の範囲が異なる。</p> <p>③ 地方公共団体が協力する相当性</p> <p>中小商業・サービス業は地域密着型の内需型産業であり、本特例措置により、中小商業・サービス業の事業者の経営の安定化、活性化を図ることは、地域経済の活性化及び雇用の確保・創出に資することとなるため、本特例措置を利用した場合の法人住民税・事業税における手当(本特例措置を利用した場合の法人住民税・事業税の自動連動)をすることが相当である。</p>
10	有識者の見解	-
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	-

【経産14】

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	試験研究を行った場合の法人税額等の特別控除	府省名	経済産業省
税目	法人税		
区分	<input type="checkbox"/> 新設	<input checked="" type="checkbox"/> 拡充	<input type="checkbox"/> 延長 <input type="checkbox"/> 事後

点検項目	評価の実施状況			課題
租税特別措置等の合理性				
① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け	<input checked="" type="checkbox"/> 明らか	<input type="checkbox"/> 明らかでない		
② 所期の目標が達成していない状況	<input checked="" type="checkbox"/> 達成されていない	<input type="checkbox"/> 達成されている	<input type="checkbox"/> 説明なし	※
租税特別措置等の有効性				
③ 達成目標及び測定指標	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定性的記述	<input type="checkbox"/> 説明なし	
④ 適用数等の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 把握なし	※
⑤ 僅少・偏りのない状況	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり		<input type="checkbox"/> 説明なし	※
⑥ 適用数等の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 予測なし	※
⑦ 減収額の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 把握なし	※
⑧ 減収額の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 予測なし	※
⑨ 租特の効果・達成目標の実現状況の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 把握あり		<input type="checkbox"/> 把握なし	
⑩ 租特の効果・達成目標の実現状況の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 予測あり		<input type="checkbox"/> 予測なし	
⑪ 税収減是認の効果の実績確認	<input type="checkbox"/> 説明あり		<input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	※
⑫ 税収減是認の効果の将来見込み	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり		<input type="checkbox"/> 説明なし	※
租税特別措置等の相当性				
⑬ 租特の手段をとる必要性・適切性	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり		<input type="checkbox"/> 説明なし	
⑭ 他の政策手段との役割分担	<input type="checkbox"/> 他の政策手段はない	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり	<input type="checkbox"/> 説明なし	

「○」：評価書の説明・分析に課題（疑問点・問題点等）があるもの。
 「※」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題が解消したもの。
 「◎」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題の一部が解消したもの。（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）

【課題の説明】

本評価書は、評価に求められる最低限必要な要素（項目）の説明が行われている。
 なお、背景にある政策の今日的な「合理性」及び政策目的に向けた手段としての「有効性」については、点検過程で新たに示された補足説明の内容（＜点検結果表の別紙＞参照）も踏まえている。

<点検結果表の別紙>

課題のみられた点検項目に関し点検過程で新たに示された説明

- ② 所期の目標が達成していない状況（評価書中8③<<租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況>>欄への補足説明）

2008年度までは、「民間研究開発投資の対GDP比率を主要先進諸国の中で最高水準（第1位）とする」という達成目標は実現できていた。

しかしながら、2008年9月に発生したリーマンショックの影響による世界的な経済不況に加え、その後の急速な円高及び東日本大震災の影響等により日本企業の事業環境・収益環境が大幅に悪化したことにより、日本のみが対GDP比率を大きく減少し、長年にわたり1位であった順位が韓国に抜かれ2位となったと考えている。

このような中、リーマンショック後の経済対策として実施された「研究開発税制の総額型に係る控除上限を20%から30%に引き上げる」措置は、当該措置を活用した企業が研究開発投資の増加割合が高いという効果が確認されているが、本年度から廃止となり、控除上限は20%に引き下がった。

いまだ投資環境が不透明な中、所期の目標達成のためには、可及的速やかに控除上限を30%へ再引き上げることが有効であると考えている。

- ④ 適用数等の実績把握（評価書中8①「適用数等」欄への補足説明）

【別紙①】参照。

- ⑤ 僅少・偏りのない状況（評価書中8①「適用数等」欄への補足説明）

所期の想定との比較については、昨年度の税制改正要望時に想定した適用数との比較で説明する。ただし、今回の「控除上限20%－30%」に引き上げる要望は、従来は行っていなかったことから、本税制全体での比較となる。

結論としては、昨年度見込みと比較して、想定外に僅少とはなっていない。

<本税制全体の適用数>

	昨年度要望時の見込み	→	今回要望時の実績及び見込み
平成22年度	8,727 事業年度		8,508 事業年度
平成23年度	6,485 事業年度		8,769 事業年度
平成24年度	6,660 事業年度		8,196 事業年度

また、「20%－30%」に係る適用数に偏りが無いことについては、事前評価書「8. 有効性」の「①適用数」の「利用業種」で説明しているとおおり。

- ⑥ 適用数等の将来予測（評価書中8①「適用数等」欄への補足説明）

【別紙①】参照。

- ⑦ 減収額の実績把握（評価書中8②「減収額」欄への補足説明）

【別紙②】参照。

- ⑧ 減収額の将来予測（評価書中8②「減収額」欄への補足説明）

【別紙②】参照。

- ⑩ 税収減是認の効果の実績確認（評価書中8③<<税収減を是認するような効果の有無>>欄への補足説明）

平成24年度経済産業省アンケート結果に基づき、2008年度と2011年度の試験研究費の増減率について、研究開発税制の活用度合い別に3群に分けて分析したところ、以下のとおり、「控除上限20%－30%」活用企業（下記（A））は、非活用企業（同（B））と比べて3年間の試験研究費伸び率が+5.1%高くなっている。研究開発投資に影響を与える要因は他にも多数存在すると思われるが、これらの要因それぞれと研究開発投資との関係を説明することは困難であることから、3群とも同等に影響を受けるとの前提に立って、この+5.1%については研究開発税制による研究開発投資押上げ効果であると考えている。

研究開発税制活用企業①（A+B）	08年度→11年度試験研究費増減率
控除上限20%－30%活用企業（A）	+9.1%
控除上限20%－30%非活用企業（B）	+4.0%
研究開発税制非活用企業②	▲8.6%
全体（①+②）	▲1.9%

20%－30%活用企業の試験研究費伸び率が+5.1%高くなっていることで、試験研究費は1,199億円増加している。これは、3年間の減収額1,005億円に対して約1.2倍と減収額に対する効果を確認できるとともに、対GDP民間研究開発投資比率を0.03%押し上げた効果を得ている。

$$\text{平成20年度試験研究費 } 2 \text{ 兆 } 3500 \text{ 億円} \times 5.1\% = 1,199 \text{ 億円}$$

$$(\text{2兆3500億円} = \text{上記(A)に該当する企業の試験研究費の合計})$$

対GDP民間研究開発投資比率押上効果

$$1,199 \text{ 億円} / 470 \text{ 兆円 (平成23年度GDP実績)} = 0.03\%$$

- ⑫ 税収減是認の効果の将来見込み（評価書中8③<<税収減を是認するような効果の有無>>欄への補足説明）

押上げ倍率及びGDP押上げ効果（マクロモデルによる計算）については、【別紙③】参照。

また、平成25年度減収額589億円によって研究開発投資は879億円増加するが、これにより、単年度で対GDP民間研究開発投資比率を、0.02%押し上げる効果が見込まれる。

$$879 \text{ 億円} / 470 \text{ 兆円 (平成23年度GDP実績)} = 0.02\%$$

【別紙①】

適用数等の算出根拠

(試験研究を行った場合の法人税額等の特別控除)

平成 24 年度経済産業省アンケート調査結果を元に、国税庁会社標本調査との整合性を確認しつつ試算した。

なお、試算の妥当性を確保するため、アンケート調査結果の活用企業を、平成 21 年度から 25 年度までの 5 年間全ての試験研究費、税額控除実績（ゼロ含む）の記載がある企業とした。

1 研究開発税制全体の適用見込み数の算出根拠

① 会社標本調査（国税庁）における適用数実績に対する平成 24 年度経済産業省アンケート調査結果における適用数実績の平均カバー率（アウターライン）

大企業総額型	21 年度 6.4%、	22 年度 6.3%	→	平均 6.3%
大企業上乗せ措置	21 年度 5.5%、	22 年度 7.7%	→	平均 6.6%
中小企業総額型	21 年度 1.1%、	22 年度 0.9%	→	平均 1.0%
中小企業上乗せ措置	21 年度 0.7%、	22 年度 0.3%	→	平均 0.5%

② 平成 24 年度経済産業省アンケート調査結果における 23 年度適用数及び 24 年度並びに 25 年度適用見込み数に、①の平均カバー率を乗じて適用見込み数を算出

大企業総額型	23 年度 2,692 事業年度、	24 年度 2,992 事業年度	25 年度 3,135 事業年度
大企業上乗せ措置	23 年度 892 事業年度、	24 年度 620 事業年度	25 年度 695 事業年度
中小企業総額型	23 年度 3,783 事業年度、	24 年度 3,783 事業年度	25 年度 3,584 事業年度
中小企業上乗せ措置	23 年度 1,402 事業年度、	24 年度 801 事業年度	25 年度 801 事業年度
【総額型合計】	23 年度 6,475 事業年度、	24 年度 6,775 事業年度	25 年度 6,719 事業年度

2. 「控除上限 20%－30%」の適用数の算出根拠

大企業、中小企業別に、以下の方法で適用数を試算。

【大企業】アンケート調査結果とアンケート未回答企業の試算値を合算して算出

① 平成 24 年度経済産業省アンケート調査結果における 20%-30%適用割合を元に、アンケート未回答企業における 20%-30%適用数の割合を推計し、アンケート未回答企業数にこの割合を乗じて、20%-30%適用数を算出。

・アンケート未回答企業における 20%-30%適用数の割合
15%（アンケート未回収企業の研究開発規模を勘案）

② 全体の 20%-30%適用数推計

①で求めたアンケート未回答企業の 20%-30%適用数と、アンケート調査結果による適用数を合算。

21 年度 393 事業年度、22 年度 453 事業年度、23 年度 480 事業年度

③ 平成 24 年度以降の適用数推計に使う全体の 20%-30%適用数の割合

18%（②の適用数が、全体の 18%であるため）

④ 平成 24 年度以降の総額型適用数見込みに③の割合を乗じて算出

24 年度 538 事業年度、25 年度 565 事業年度

【中小企業】アンケート調査結果の適用割合を全体に拡大して適用数を試算

① 平成 24 年度経済産業省アンケート調査結果における各年度の 20%-30%適用割合を国税庁会社標本調査の総額型適用数実績に乘じて算出

21 年度 733 事業年度、22 年度 1,269 事業年度、
23 年度 1,110 事業年度

② 平成 24 年度以降の適用数推計に使う全体の 20%-30%適用数の割合

29%（平成 23 年度の割合を準用）

③ 平成 24 年度以降の総額型適用数見込みに②の割合を乗じて算出

24 年度 1,110 事業年度、25 年度 1,051 事業年度

以上

【別紙②】

減収見込額等の算出根拠
(試験研究を行った場合の法人税額等の特別控除)

1 研究開発税制全体の減収見込額の算出根拠

平成 21 年度及び 22 年度について、会社標本調査（国税庁）の適用金額実績に対する平成 24 年度経済産業省アンケート調査結果のカバー率を算出し、同アンケートによる 23 年度適用実績及び 24 年度並びに 25 年度適用見込み額にカバー率を除して算出。

算出は、企業規模別（大企業、中小企業）、類型別（総額型、上乗せ措置）に実施し、平成 24 年度及び 25 年度については、注釈のない限り、法人基本税率 25.5%、総額型控除上限 20%で算出。

なお、試算の妥当性を確保するため、アンケート調査結果の活用企業を、平成 21 年度から 25 年度までの 5 年間全ての試験研究費、税額控除実績（ゼロ含む）の記載がある企業とした。

- ① 会社標本調査（国税庁）における適用金額実績に対する平成 24 年度経済産業省アンケート調査結果における適用金額実績のカバー率（アンダーライン）

大企業総額型	21 年度 13.5%、	22 年度 14.5%	→	<u>平均 14.0%</u>
大企業上乗せ措置	21 年度 7.2%、	22 年度 26.2%	→	<u>平均 16.7%</u>
中小企業総額型	21 年度 1.5%、	22 年度 1.3%	→	<u>平均 1.4%</u>
中小企業上乗せ措置	21 年度 0.8%、	22 年度 0.1%	→	<u>平均 0.5%</u>

- ② 平成 24 年度経済産業省アンケート調査結果における 23 年度適用実績及び 24 年度並びに 25 年度適用見込み額に、①の平均カバー率を乗じて適用見込額を算出

大企業総額型	23 年度 360,370 百万円、	24 年度 363,920 百万円
	25 年度 405,227 百万円	
大企業上乗せ措置	23 年度 11,664 百万円、	24 年度 17,211 百万円
	25 年度 19,013 百万円	
中小企業総額型	23 年度 13,112 百万円、	24 年度 12,032 百万円
	25 年度 12,594 百万円	
中小企業上乗せ措置	23 年度 594 百万円、	24 年度 615 百万円
	25 年度 467 百万円	
【合計】	23 年度 385,740 百万円、	24 年度 393,778 百万円
	25 年度 437,301 百万円	

2 控除上限 20%→30%の減収見込額の算出根拠

平成 24 年度経済産業省アンケート調査結果から、平成 21 年度及び 22 年度の総額型に占める「20%→30%」の割合を把握。次に、アンケート未回答企業における「20%→30%」の割合を試算。24 年度及び 25 年度の試算においては、両者に基づき「20%→30%」割合を推計し、「1」で求めた総額型減収見込額に除して減収額を算出。

【大企業】

- ① 平成 24 年度経済産業省アンケート調査結果
 - ・総額型控除実績に対する「20%→30%」の割合
21 年度 18.1%、22 年度 19.5%・・・（A）
 - ・法人税額に対する総額型控除実績の割合
21 年度 9.8%、22 年度 11.6%・・・（B）
 - ② アンケート未回答企業における法人税額に対する総額型（推計）の割合
21 年度 2.1%、22 年度 3.9%・・・（C）
 - ③ アンケート未回答企業における「20%→30%」の割合の推計
6%（未回答企業における法人税額に対する総額型の割合（C）が、回答企業（B）の 1/3～1/4 のため）
 - ④ アンケート未回答企業における総額型適用金額（推計）に④の割合を乗じて算出した額と、アンケート結果を合算して、適用金額を算出
21 年度 33,218 百万円、22 年度 44,805 百万円
- 総額型控除実績に対する「20%→30%」の割合
総額型控除実績 21 年度 230,729 百万円、22 年度 333,729 百万円
21 年度 14.4%、22 年度 13.4%・・・（E）
- ⑤ 平成 24 年度及び 25 年度の試算に使用する「20%→30%」の割合（E）の通り「20%→30%」の割合は低下傾向にあることから平成 24 年度及び 25 年度における割合を、12.5%と推計・・・（F）

⑥ 平成24年度及び25年度の「20%→30%」部分の減収見込額試算「1」で求めた総額型減収見込額に（F）を加味して算出

- 24年度 総額型減収見込額 控除上限30%時の見込額
 $363,920 \text{ 百万円} / (1-12.5\%) = 415,909 \text{ 百万円}$
「20%→30%」部分
 $415,909 \text{ 百万円} - 363,920 \text{ 百万円} = 51,989 \text{ 百万円}$
- 25年度 総額型減収見込額 控除上限30%時の見込額
 $405,227 \text{ 百万円} / (1-12.5\%) = 463,117 \text{ 百万円}$
「20%→30%」部分
 $463,117 \text{ 百万円} - 405,227 \text{ 百万円} = 57,890 \text{ 百万円}$

【中小企業】サンプル数が少ないため、大企業とは異なる方法で推計

① 平成24年度経済産業省アンケート調査結果から総額型控除実績に対する「20%→30%」の割合を算出。

21年度 7.5%、22年度 7.5%、23年度 8.4%・・・（A）
3年間平均 7.7%・・・（B）

② 中小企業全体の総額型控除実績

中小企業総額型 21年度 12,501 百万円、22年度 16,456 百万円
23年度 13,112 百万円（推計）・・・（C）

③ 中小企業全体の「20%→30%」部分の推計（アンケート未回答企業含む）

（C）×（A） 21年度 941 百万円、22年度 1,240 百万円
23年度 1,096 百万円（推計）

④ 平成24年度及び25年度の「20%→30%」部分の減収見込額試算

「1」で求めた総額型減収見込額に（B）を加味して算出

- 24年度 総額型減収見込額 控除上限30%時の見込額
 $12,032 \text{ 百万円} / (1-7.7\%) = 13,038 \text{ 百万円}$
「20%→30%」部分
 $13,038 \text{ 百万円} - 12,032 \text{ 百万円} = 1,006 \text{ 百万円}$
- 25年度 総額型減収見込額 控除上限30%時の見込額
 $12,594 \text{ 百万円} / (1-7.7\%) = 13,647 \text{ 百万円}$
「20%→30%」部分
 $13,647 \text{ 百万円} - 12,594 \text{ 百万円} = 1,053 \text{ 百万円}$

以上

【別紙③】

研究開発税制の押し上げ効果の考え方（大企業分及び中小企業分）

税制支援措置の効果

① 税減収を是認するような効果or当該措置が無かった場合の影響・効果（直接的効果）

→ 研究開発税制による民間研究開発投資の押し上げ効果を試算した場合、大企業は減税額の約1.49倍、中小企業は減税額の約1.41倍となる。

<押し上げ効果の試算方法>

○平成24年度経済産業省アンケート調査に基づき以下の方法で試算。

①研究開発費の押し上げ額：

[アンケート調査実施した各社の23年度研究開発投資額×アンケート調査を実施した各社の押し上げ率]の合計

②税額控除額：23年度控除額（総額型）

③減税による投資押し上げ率 = ① ÷ ② = 大企業：1.49(149%)、中小企業：1.41(141%)

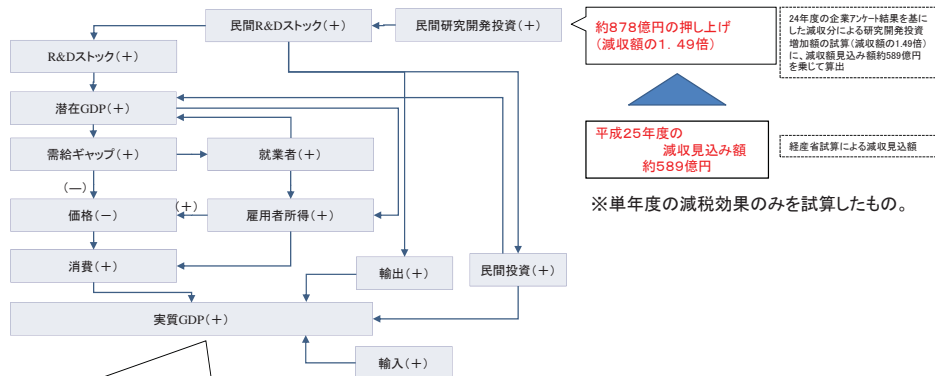
○以上から、研究開発税制による研究開発投資の押し上げ効果は、大企業は減収額の1.49倍、中小企業は減収額の1.41倍と推計。

研究開発税制のマクロモデルの考え方

税制支援措置の効果

② 経済波及効果

○ 需要と供給の両面を勘案したモデル分析(研究開発投資による技術力の向上→良質で安価な製品への需要喚起→消費増大(生産増大)といった経路を基本構造とするマクロ経済モデル)により、研究開発税制による我が国のGDP押し上げ効果を算出。



【研究開発税制全体のGDP押し上げ効果】
10年間(平成25~34年度)累計:約3,596億円(減収額の約6.1倍)

経済産業省アンケートより

GDP押し上げ額(経済波及効果)のまとめ

(億円)

	平成25年度			試験研究費 増加額	GDP押し上げ額 (経済波及効果) 10年 (25~34年)
	減収見込額	×	押し上げ倍率		
大企業	579		1.49倍	863	3,532
中小企業	11		1.41倍	15.5	64
合計	589		1.49倍	878	3,596

※記載単位未満の四捨五入の関係上、単純合計の数値と不一致の部分が生じる箇所がある
出典:経産省アンケート調査及び国税庁「会社標本調査」を元に試算した数値を基に

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	試験研究を行った場合の法人税額等の特別控除(国税26)(法人税:義)	
2	要望の内容	総額型の控除上限の再引上げ(法人税額の20%→30%)	
3	担当部局	経済産業省産業技術環境局技術振興課	
4	評価実施時期	平成24年9月	
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	<ul style="list-style-type: none"> ・増加型:昭和42年度創設 ・中小企業技術基盤強化税制:昭和60年度創設 ・特別共同試験研究に係る税額控除制度:平成5年度創設 ・総額型:平成15年度創設 ・高水準型:平成20年度創設 ・平成24年度税制改正にて、上乘せ措置(増加型・高水準型)の適用期間を2年延長 	
6	適用又は延長期間	<ul style="list-style-type: none"> ・総額型(中小企業技術基盤強化税制、特別共同試験研究に係る税額控除制度含む):期限なし ・増加型・高水準型:平成25年度末まで 	
7	必要性等	①: 政策目的及びその根拠	<p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 2020年度までに、官民合わせた研究開発投資をGDP比4%以上にする。</p> <p>《政策目的の根拠》 「2020年度までに、官民合わせた研究開発投資をGDP比4%以上にする。」 (日本再生戦略:平成24年7月閣議決定)</p>
		②: 政策体系における政策目的の位置付け	<p>1. 経済成長</p> <p>○日本再生戦略 「民間研究開発投資への税制優遇措置など研究開発投資の促進に向けた各種施策を検討・実施する。」</p> <p>○第4期科学技術基本計画(平成23~27年度)(平成23年8月閣議決定) 「国として、…民間研究開発投資への税制優遇措置等について検討を行うことが必要である。」</p>
		③: 達成目標及び測定指標	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》 民間研究開発投資の対GDP比率を、主要先進諸国の中で最高水準(第1位)とする。</p> <p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 民間研究開発投資の対GDP比率の国際比較</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 我が国全体の研究開発投資の7割以上を占める企業の研究開発投資を押し上げることで、国全体の研究開発投資の対GDP比率を高めることに大きく寄与することが可能。</p>

8	有効性等	①: 適用数等	<p>・利用実績(うち、税法上の中小企業分) 〈総額型〉 平成21年度 5,628事業年度(3,392事業年度) 平成22年度 6,640事業年度(4,029事業年度) (出典:国税庁 会社標本調査結果「税務統計から見た法人企業の実態」)</p> <p>〈総額型控除上限20%→30%を活用する企業〉 平成21年度 1,127事業年度(733事業年度) 平成22年度 1,722事業年度(1,269事業年度) (平成24年度「経済産業省企業アンケート調査」より推計)</p> <p>・将来推計 〈総額型〉 平成23年度見込み 6,475事業年度(3,783事業年度) 平成24年度見込み 6,775事業年度(3,783事業年度) 平成25年度見込み 6,719事業年度(3,584事業年度) (平成24年度「経済産業省企業アンケート調査」より推計)</p> <p>〈総額型控除上限20%→30%を活用する企業〉 平成25年度見込み 1,616事業年度(1,051事業年度) (平成24年度「経済産業省企業アンケート調査」より推計)</p> <p>・利用業種 下記の通り、幅広い業種で利用されている。 【総額型控除上限20%→30%適用企業 業種別内訳】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>業種名</th> <th>適用企業数</th> <th>(うち中小企業)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>総計</td> <td>158</td> <td>22</td> </tr> <tr> <td>化学</td> <td>56</td> <td>7</td> </tr> <tr> <td>電気機器</td> <td>25</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>精密機器</td> <td>14</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>輸送用機器</td> <td>12</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>機械</td> <td>9</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>食料品</td> <td>8</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>ゴム製品</td> <td>7</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>情報・通信業</td> <td>4</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>金属製品</td> <td>3</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>20</td> <td>5</td> </tr> </tbody> </table> <p>平成24年度「経済産業省企業アンケート調査」より</p>	業種名	適用企業数	(うち中小企業)	総計	158	22	化学	56	7	電気機器	25	3	精密機器	14	2	輸送用機器	12	0	機械	9	0	食料品	8	1	ゴム製品	7	2	情報・通信業	4	1	金属製品	3	1	その他	20	5
		業種名	適用企業数	(うち中小企業)																																			
総計	158	22																																					
化学	56	7																																					
電気機器	25	3																																					
精密機器	14	2																																					
輸送用機器	12	0																																					
機械	9	0																																					
食料品	8	1																																					
ゴム製品	7	2																																					
情報・通信業	4	1																																					
金属製品	3	1																																					
その他	20	5																																					
②: 減収額	<p>・減収額実績(うち、税法上の中小企業分) 〈総額型〉 平成21年度 2,432億円(125億円) 平成22年度 3,502億円(165億円) (出典:国税庁 会社標本調査結果「税務統計から見た法人企業の実態」)</p>																																						

	<p><総額型のうち、控除上限20%→30%> 平成21年度 342億円(9億円) 平成22年度 460億円(12億円) (平成24年度「経済産業省企業アンケート調査」より推計)</p> <p>・将来推計 <総額型(平成24年度及び25年度は、控除上限20%として推計)> 平成23年度見込み 3,735億円(131億円) 平成24年度見込み 3,760億円(120億円) 平成25年度見込み 4,178億円(126億円) (平成24年度「経済産業省企業アンケート調査」より推計)</p> <p><総額型のうち、控除上限20%→30%> 平成25年度見込み 589億円(11億円) (平成24年度「経済産業省企業アンケート調査」より推計)</p>																																																																		
③ 効果・達成目標の実現状況	<p>《政策目的の実現状況》(分析対象期間:平成17年～平成21年) 我が国は、主要先進国の中で第2位の対GDP研究開発投資比率であるが、4%には届いていない。</p> <p>主要国の対GDP研究開発投資比率 (単位:%)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>2005年</th> <th>2006年</th> <th>2007年</th> <th>2008年</th> <th>2009年</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>日本</td> <td>3.32</td> <td>3.40</td> <td>3.44</td> <td>3.45</td> <td>3.36</td> </tr> <tr> <td>中国</td> <td>1.32</td> <td>1.39</td> <td>1.40</td> <td>1.47</td> <td>1.70</td> </tr> <tr> <td>韓国</td> <td>2.79</td> <td>3.01</td> <td>3.21</td> <td>3.36</td> <td>3.56</td> </tr> <tr> <td>アメリカ</td> <td>2.59</td> <td>2.64</td> <td>2.70</td> <td>2.84</td> <td>2.90</td> </tr> <tr> <td>イギリス</td> <td>1.73</td> <td>1.75</td> <td>1.78</td> <td>1.77</td> <td>1.85</td> </tr> <tr> <td>カナダ</td> <td>2.04</td> <td>2.00</td> <td>1.96</td> <td>1.86</td> <td>1.92</td> </tr> <tr> <td>ロシア</td> <td>1.07</td> <td>1.07</td> <td>1.12</td> <td>1.04</td> <td>1.25</td> </tr> <tr> <td>フランス</td> <td>2.11</td> <td>2.11</td> <td>2.08</td> <td>2.12</td> <td>2.26</td> </tr> <tr> <td>ドイツ</td> <td>2.51</td> <td>2.54</td> <td>2.53</td> <td>2.69</td> <td>2.82</td> </tr> <tr> <td>イタリア</td> <td>1.09</td> <td>1.13</td> <td>1.17</td> <td>1.21</td> <td>1.26</td> </tr> </tbody> </table> <p>出典:OECD「Main Science and Technology Indicators database 2012/01」</p> <p><今後の達成予測> 主要先進諸国との研究開発投資拡充競争が激化する中、本租税特別措置の効果を通じて、民間研究開発投資の対GDP比率を世界最高水準に維持し続けることができれば、政策目標の達成に大きく寄与することが可能と考えられる。</p> <p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:平成17年～平成21年) 我が国は、主要先進諸国の中で韓国に次ぐ対GDP民間研究開発投資比率となっている。</p>		2005年	2006年	2007年	2008年	2009年	日本	3.32	3.40	3.44	3.45	3.36	中国	1.32	1.39	1.40	1.47	1.70	韓国	2.79	3.01	3.21	3.36	3.56	アメリカ	2.59	2.64	2.70	2.84	2.90	イギリス	1.73	1.75	1.78	1.77	1.85	カナダ	2.04	2.00	1.96	1.86	1.92	ロシア	1.07	1.07	1.12	1.04	1.25	フランス	2.11	2.11	2.08	2.12	2.26	ドイツ	2.51	2.54	2.53	2.69	2.82	イタリア	1.09	1.13	1.17	1.21	1.26
	2005年	2006年	2007年	2008年	2009年																																																														
日本	3.32	3.40	3.44	3.45	3.36																																																														
中国	1.32	1.39	1.40	1.47	1.70																																																														
韓国	2.79	3.01	3.21	3.36	3.56																																																														
アメリカ	2.59	2.64	2.70	2.84	2.90																																																														
イギリス	1.73	1.75	1.78	1.77	1.85																																																														
カナダ	2.04	2.00	1.96	1.86	1.92																																																														
ロシア	1.07	1.07	1.12	1.04	1.25																																																														
フランス	2.11	2.11	2.08	2.12	2.26																																																														
ドイツ	2.51	2.54	2.53	2.69	2.82																																																														
イタリア	1.09	1.13	1.17	1.21	1.26																																																														

	<p>主要国の対GDP民間研究開発投資比率(単位:%)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>2005年</th> <th>2006年</th> <th>2007年</th> <th>2008年</th> <th>2009年</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>日本</td> <td>2.54</td> <td>2.63</td> <td>2.68</td> <td>2.70</td> <td>2.54</td> </tr> <tr> <td>中国</td> <td>0.91</td> <td>0.99</td> <td>1.01</td> <td>1.08</td> <td>1.25</td> </tr> <tr> <td>韓国</td> <td>2.15</td> <td>2.32</td> <td>2.45</td> <td>2.53</td> <td>2.64</td> </tr> <tr> <td>アメリカ</td> <td>1.80</td> <td>1.86</td> <td>1.93</td> <td>2.04</td> <td>2.04</td> </tr> <tr> <td>イギリス</td> <td>1.06</td> <td>1.08</td> <td>1.11</td> <td>1.10</td> <td>1.12</td> </tr> <tr> <td>カナダ</td> <td>1.14</td> <td>1.14</td> <td>1.09</td> <td>0.98</td> <td>0.99</td> </tr> <tr> <td>ロシア</td> <td>0.73</td> <td>0.72</td> <td>0.72</td> <td>0.66</td> <td>0.78</td> </tr> <tr> <td>フランス</td> <td>1.31</td> <td>1.33</td> <td>1.31</td> <td>1.33</td> <td>1.39</td> </tr> <tr> <td>ドイツ</td> <td>1.74</td> <td>1.78</td> <td>1.77</td> <td>1.86</td> <td>1.91</td> </tr> <tr> <td>イタリア</td> <td>0.55</td> <td>0.55</td> <td>0.61</td> <td>0.65</td> <td>0.67</td> </tr> </tbody> </table> <p>出典:OECD「Main Science and Technology Indicators 2012/01」</p> <p><今後の達成予測> 主要先進諸国等における研究開発税制拡充競争が激化する中、総額型控除上限の引上げにより、長期的に安定した研究開発投資が促進されることで、最高水準の対GDP民間研究開発投資比率の確保に寄与することが可能と考えられる。</p> <p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間:平成25年度～平成34年度) 平成25年度の減収見込み額及び投資押上げ効果に基づき、今回の拡充要望が実現しなかった場合のGDP押し下げ効果を試算する。 経済波及効果を分析するに当たっては、モデルを用いて計算をする前提として、一定の期間を区切る必要があり、分析対象期間は平成25年度～平成34年度までの10年間とした(※24年度の経済産業省実施アンケートに基づく試算)。</p> <p><控除上限型> 平成25年度の減収見込み額における、今回要望内容の効果 ・減収額:589億円程度 ↓(マクロモデルによる計算) ・GDP押し下げ影響:約3,596億円</p> <p>《税収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:平成25年度～平成34年度) 経済波及効果の試算(※24年度の経済産業省実施アンケートに基づく試算)</p> <p><今回要望:控除上限20%→30%> ・平成25年度減収額(大企業579億円、中小企業11億円) ↓研究開発税制による研究開発投資押上げ効果 大企業:1.49倍 中小企業:1.41倍 ・研究開発投資押上げ額 大企業:863億円(579億円×1.49倍) 中小企業:15.5億円(11億円×1.41倍) ↓GDP押し上げ効果(マクロモデルによる計算) 大企業:3,532億円 中小企業:64億円</p>		2005年	2006年	2007年	2008年	2009年	日本	2.54	2.63	2.68	2.70	2.54	中国	0.91	0.99	1.01	1.08	1.25	韓国	2.15	2.32	2.45	2.53	2.64	アメリカ	1.80	1.86	1.93	2.04	2.04	イギリス	1.06	1.08	1.11	1.10	1.12	カナダ	1.14	1.14	1.09	0.98	0.99	ロシア	0.73	0.72	0.72	0.66	0.78	フランス	1.31	1.33	1.31	1.33	1.39	ドイツ	1.74	1.78	1.77	1.86	1.91	イタリア	0.55	0.55	0.61	0.65	0.67
	2005年	2006年	2007年	2008年	2009年																																																														
日本	2.54	2.63	2.68	2.70	2.54																																																														
中国	0.91	0.99	1.01	1.08	1.25																																																														
韓国	2.15	2.32	2.45	2.53	2.64																																																														
アメリカ	1.80	1.86	1.93	2.04	2.04																																																														
イギリス	1.06	1.08	1.11	1.10	1.12																																																														
カナダ	1.14	1.14	1.09	0.98	0.99																																																														
ロシア	0.73	0.72	0.72	0.66	0.78																																																														
フランス	1.31	1.33	1.31	1.33	1.39																																																														
ドイツ	1.74	1.78	1.77	1.86	1.91																																																														
イタリア	0.55	0.55	0.61	0.65	0.67																																																														

【経産14】

			<p>・平成25年度の控除上限引上げ(20%→30%)による減税が、平成25年度～平成34年までの10年間に及ぼすGDP押し上げ効果:3,596億円</p>
9	相当性	<p>①: 租税特別措置等によるべき妥当性等</p> <p>②: 他の支援措置や義務付け等との役割分担</p> <p>③: 地方公共団体が協力する相当性</p>	<p>・我が国においては、</p> <ul style="list-style-type: none"> ①企業が実施する研究開発費は、国全体の研究開発費総額に占める割合が高い(75.3%、主要国中トップ) ②企業が実施する研究開発費をほとんど企業自身の資金で賄い(98.2%)、 ③政府による企業への直接支援が少ない(1.2%、主要国中最低)。 <p>・すなわち、我が国のイノベーションは、企業が牽引しており、かつ、企業が自らの負担で推進していることから、企業の創意工夫ある自主的な研究開発を促進することが、成長力・国際競争力強化の観点から極めて重要。</p> <p>・研究開発税制は、企業の法人税額負担を減少させることにより、創意工夫あふれる自主的な研究開発投資を直接促すことが可能な措置であり、妥当性があると言える。</p> <p>・予算上の措置(委託費等)は、それぞれ国の政策に基づき助成等の対象者及び研究テーマ等を設定することで、より特定された分野又は研究開発段階における成果の獲得を目指す制度であることからすれば、あくまで誘導的な政策支援であり、民間活力による自主的な研究開発投資を幅広く促進することにより、我が国の経済成長を実現するためには、本税制措置による支援が適切と考えられる。</p> <p>・予算上の措置(委託費等)は、それぞれ国の政策に基づき助成等の対象者及び研究テーマ等を設定することで、より特定された分野又は研究開発段階における成果の獲得を目指す制度であり、民間活力による研究開発投資を幅広く促進する制度である税制措置とは支援目的と対象が異なる。</p> <p>・また、諸外国においても、民間研究開発投資に対し、予算・税制両面から積極的な支援が行われている。</p> <p>・地方税法第23条第一項第四号において、法人住民税は試験研究費税額控除前の法人税額を課税標準とすることとされている。その中で、中小企業者等においては、地方税法附則抄第8条により、試験研究費税額控除後の法人税額を課税標準とすることが定められている。</p>
10	有識者の見解		—
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		平成23年9月

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	エネルギー環境負荷低減推進設備等取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除（グリーン投資減税）	府省名	経済産業省
税目	法人税、法人住民税、事業税、所得税		
区分	<input type="checkbox"/> 新設	<input checked="" type="checkbox"/> 拡充	<input type="checkbox"/> 延長 <input type="checkbox"/> 事後

点検項目	評価の実施状況			課題	
租税特別措置等の合理性					
① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け	<input checked="" type="checkbox"/> 明らか	<input type="checkbox"/> 明らかでない			
② 所期の目標が達成していない状況	<input type="checkbox"/> 達成されていない	<input type="checkbox"/> 達成されている	<input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	※	
租税特別措置等の有効性					
③ 達成目標及び測定指標	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定性的記述	<input type="checkbox"/> 説明なし	◎	
④ 適用数等の実績把握	<input type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 定性的記述	<input checked="" type="checkbox"/> 把握なし	※
⑤ 僅少・偏りのない状況	<input type="checkbox"/> 説明あり		<input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	◎	
⑥ 適用数等の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 定性的記述	<input type="checkbox"/> 予測なし	
⑦ 減収額の実績把握	<input type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input checked="" type="checkbox"/> 把握なし	※	
⑧ 減収額の将来予測	<input type="checkbox"/> 定量化	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 予測なし	※	
⑨ 租特の効果・達成目標の実現状況の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 把握あり		<input type="checkbox"/> 把握なし	◎	
⑩ 租特の効果・達成目標の実現状況の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 予測あり		<input type="checkbox"/> 予測なし	◎	
⑪ 税収減是認の効果の実績確認	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり		<input type="checkbox"/> 説明なし	○	
⑫ 税収減是認の効果の将来見込み	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり		<input type="checkbox"/> 説明なし	○	
租税特別措置等の相当性					
⑬ 租特の手段をとる必要性・適切性	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり		<input type="checkbox"/> 説明なし	○	
⑭ 他の政策手段との役割分担	<input type="checkbox"/> 他の政策手段はない	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり	<input type="checkbox"/> 説明なし		

「○」：評価書の説明・分析に課題（疑問点・問題点等）があるもの。
 「※」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題が解消したもの。
 「◎」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題の一部が解消したもの。（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）

【課題の説明】

- 政策目的に向けた手段としての「有効性」について説明・分析が不十分
 - 以下のとおり、本租税特別措置等の検証を行うための測定指標について説明が不足している。
 - 本租税特別措置等の効果を把握するために設定されている測定指標（省エネルギー効果、再生可能エネルギー導入量）は、補助金等、他の政策手段の効果の影響を大きく受けるものである。このため、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかではなく、その効果の検証が困難であることから、租税特別措置等の効果を測ることができるより適切な測定指標を設定するか、又は、あらかじめ他の外部要因の影響度等を明らかにする必要がある。
 - 以下のとおり、適用数が想定外に僅少でないこと、想定外に特定の者に偏っていないことについて説明が不足している。
 - 本租税特別措置等の適用数の過去の実績は把握されているが（＜点検結果表の別紙＞④参照）、本租税特別措置等が適用される事業者数等の所期の想定と比較して、想定外に僅少でないこと、適用に偏りが無いことについて説明する必要がある。
- 以下のとおり、税収減を是認するような有効性（費用対効果）の説明が不足している。

[過去の実績]

 - 減収額と効果を対比して説明しているが、本項目を説明するための前提となる次の点検項目について、説明不足の点があるため、過去における税収減を是認するような効果を適切に分析し、説明する必要がある。
 - 租税特別措置等の達成目標の実現状況について把握されておらず、また、効果について「3年間で約1.6兆円の設備投資が促されたという試算結果を得ている」と説明しているが、試算の内容が不明であるため、本租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況を明らかにする必要がある。

[将来の見込み]

 - 減収額と効果を対比して説明しているが、本項目を説明するための前提となる次の点検項目について、説明不足の点があるため、将来における税収減を是認するような効果を適切に分析し、説明する必要がある。
 - 租税特別措置等の達成目標の実現状況について予測されておらず、また、効果について「約1.6兆円の投資促進効果を上回るが見込まれる」と説明しているが（＜点検結果表の別紙＞⑩参照）、試算の内容が不明であるため、本租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況の見込みを明らかにする必要がある。
- 補助金等他の政策手段と比した「相当性」について説明・分析が不十分
 - 政策目的の実現に当たって、本租税特別措置等の手段をとることが必要かつ適切であることについて、「税制による負担軽減は、導入する新たな担い手を拡大する効果的な措置である」と説明しているが、補助金等、他の政策手段と比較した上で説明されていないため、他の政策手段との比較を行うことにより、本租税特別措置等の相当性を説明する必要がある。

注 背景にある政策の今日的な「合理性」については、評価書の説明では課題がみられたものの、点検過程で新たに示された<点検結果表の別紙>の説明も踏まえると、その説明・分析に不十分な点は認められない。

<点検結果表の別紙>

課題のみられた点検項目に関し点検過程で新たに示された説明

- ② 所期の目標が達成していない状況（評価書中8③<租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況>欄への補足説明）

前回要望時に、エネルギー供給構造の改革として、2010年度の新エネ導入量110原油換算万k1の達成に向け、新エネ設備投資を促進することとしていた。これに対して、2010年度の導入実績は太陽光発電設備が約15原油換算万k1、風力発電設備は約37原油換算万k1となっており、合計約52原油換算万k1である。（2007年時点の導入実績は太陽光発電設備が約7.5原油換算万k1、風力発電設備が約26原油換算万k1）

目標が達成されていない理由として、本租税特別措置と併せて予算措置も一体的に実施してきたものの、固定価格買取制度の導入を見越し、補助金対象が、既に補助金を交付した事業者に対する後年度負担や、自家消費型の設備等の比較的小規模の設備に限定されていたため、導入量の観点から見れば、十分な量が積み上がらなかったことが考えられる。

新エネ設備については、市場形成が始まったばかりであり、設備単価が高止まりしていることから、導入補助金や研究開発により価格低減効果や初期投資コスト低下を図ると共に、本租税特別措置により設備投資を促進することを想定していた。しかしながら、設備投資を検討する事業者にとっては、なおコスト的な負担感や抵抗感があり、想定していた導入量が達成されなかったことも考えられる。

また、2010年度は固定価格買取制度の開始直前であり、買取価格や買取価格が定まらない状態で事業者としては設備投資を決断しづらい環境であったことが理由として考えられる。

- ③ 達成目標及び測定指標の設定（評価書中7③<租税特別措置等により達成しようとする目標>欄への補足説明）

本租税特別措置法の達成目標である、省エネルギー効果や再生可能エネルギー導入量については、革新的エネルギー・環境戦略にて提示された通り、2030年をその達成目標時期として設定している。

- ④ 適用数等の実績把握（評価書中8①「適用数等」欄への補足説明）

過去の実績については、将来の導入見込みの試算・定量化と併せて、設備毎に業界団体や大手事業者へのヒアリングに基づく販売実績の把握と、経済産業省で実施したアンケート結果による本税制利用率を基に試算・定量化している。

本租税特別措置の平成23年度の実績は、以下のとおりとなっている。（詳細は別紙参照）

	取得価額（百万円）	設備取得法人数	設備取得資産数
新エネルギー利用設備等	38,749	457	504
二酸化炭素排出抑制設備等	241,669	18,051	24,921
エネルギー使用合理化設備	0	0	0
エネルギー使用制御設備	0	0	0

【経産15】

⑤ 僅少・偏りのない状況（評価書中8①「適用数等」欄への補足説明）

過去の実績については、別紙に示す通り、設備毎に業界団体や大手事業者へのヒアリングに基づく販売実績の把握と、経済産業省で実施したアンケート結果による本税制利用率を基に、その適用数を試算・定量化している。本租税特別措置の対象設備は、特定の事業者のみが利用する設備ではなく、幅広い事業者が導入可能な設備であり、適用に偏りは生じていないと考えられる。

⑦ 減収額の実績把握（評価書中8②「減収額」欄への補足説明）

過去の実績については、別紙に示す通り、設備毎に業界団体や大手事業者へのヒアリングに基づく販売実績の把握と、経済産業省で実施したアンケート結果による本税制利用率を基に、その減収額を試算・定量化している。

⑧ 減収額の将来予測（評価書中8②「減収額」欄への補足説明）

将来推計については、設備毎に業界団体や大手事業者へのヒアリングに基づく販売実績の把握と、経済産業省で実施したアンケート結果による本税制利用率を基に、その減収額を試算・定量化している。

⑨ 租税特別措置等の効果・達成目標の実現状況の実績把握（評価書中8③<<租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況>>欄への補足説明）

本租税特別措置要望時に、各対象設備について、本租税特別措置が講じられない場合と講じられた場合の企業の投資行動の変化を、経済産業省にてアンケート調査（約1,600社対象）を行ない試算した結果、3年間の効果として、約1.6兆円の投資促進効果が見込まれることが推計された。

⑩ 租税特別措置等の効果・達成目標の実現状況の将来予測（評価書中8③<<租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況>>欄への補足説明）

本租税特別措置要望時に、各対象設備について、本租税特別措置が講じられない場合と講じられた場合の企業の投資行動の変化を、経済産業省にてアンケート調査（約1,600社対象）を行い試算した結果、3年間の効果として、約1.6兆円の投資促進効果が見込まれることが推計されており、対象設備や税制措置の拡充を平成25年度要望にて要望していることから、その将来推計については、約1.6兆円の投資促進効果を上回ることが見込まれるが、詳細な推計については、現在、調査・試算中である。

(別紙)平成23年度 減収額試算根拠

	対象設備 全投資額	設備取得 法人数	取得資産 数
新エネルギー利用設備	38749	457	504
二酸化炭素排出抑制設備	241669	18051	24921
エネルギー使用合理化設備	0	0	0
エネルギー使用制御設備	0	0	0
合計	280418	18508	25425

(平成23年度減収額 :百万円)	中小企業			大企業				減収 見込額
	投資額	税額控除 利用投資額	税額 控除額	投資額	特別償却 利用投資額	特別償却 実施額	特別 償却額	
新エネルギー利用設備	15758	8982.06	628.7	22991	15518.9	4655.7	1187.2	1815.9
二酸化炭素排出抑制設備	139450	79486.5	5564.1	102219	68997.8	20699.3	5278.3	10842.4
エネルギー使用合理化設備	0	0	0	0	0	0	0	0
エネルギー使用制御設備	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	155208	88468.6	6192.8	125210	84516.8	25355.0	6465.5	12658.3

試算の前提条件	税制実施 割合	黒字法人 比率	税率 メリット	法人税率
	中小企業 (控除利用)	0.95	0.60	0.07
大企業 (償却)	0.90	0.75	0.30	0.255

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	<p>政策評価の対象とした租税特別措置等の名称</p> <p>エネルギー環境負荷低減推進設備等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除(グリーン投資減税)(国税27、地方税23(自動運動))(法人税、法人住民税、事業税・義、所得税・外)</p>
2	<p>要望の内容</p> <p>○次の設備を特別償却(即時償却)制度に追加する。</p> <p>対象設備：熱併給型動力発生装置のうち、コージェネレーション設備。 (現行制度上、熱併給型動力発生装置には、コージェネレーション設備とガスヒートポンプが含まれる。)</p> <p>○次の設備を対象設備に追加する。</p> <p>(1) 新エネルギー利用設備等に以下の設備を追加する。</p> <p>①下水熱利用設備 ②バイオガス利用設備 ③中小水力発電設備</p> <p>(2) 二酸化炭素排出抑制設備等に以下の設備を追加する。</p> <p>④高効率窓設備 ⑤高効率空調設備 ⑥高効率照明 ⑦蓄電池 ⑧プラグインハイブリッド自動車と同時に設置する電力制御装置(V to Hシステム) ⑨電気自動車と同時に設置する電力制御装置(V to Hシステム)</p> <p>○税額控除制度を以下のように変更する。</p> <p>(1) 太陽光発電設備、風力発電設備、コージェネレーション設備向け</p> <p>対象企業：「中小企業のみ」を「全企業向け」に変更。 税額控除率：「7%」を「15%」に変更。</p> <p>(2) その他の設備向け</p> <p>対象企業：「中小企業のみ」を「全企業向け」に変更。</p> <p>○エネルギー使用合理化設備の設備仕様要件を以下のように変更する。</p> <p>「平成11年基準を25%以上、上回る省エネ性能を有するもの」を「都市の低炭素化の促進に関する法律に規定される低炭素建築物新築等計画の認定を受けたもの」に変更。</p> <p>○適用期限を延長する。</p> <p>現行制度は平成23年6月30日から平成26年3月31日まで(太陽光発電設備、風力発電設備については、平成25年3月31日まで)が適用期限となっている。この期限を延長し、平成25年4月1日から平成28年3月31日までの3年間の措置とする。</p>

3	担当部局	資源エネルギー庁長官官房総合政策課給政策室
4	評価実施時期	平成24年8月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	平成23年度 創設 平成24年度 一部改正 太陽光発電設備及び風力発電設備のうち、固定価格買取制度の認定を受けていて、かつ、一定の発電容量以上の設備に対して、即時償却を創設。
6	適用又は延長期間	平成25年4月1日から平成28年3月31日までに延長 (現行：平成23年6月30日から平成26年3月31日まで)
7	必要性等	<p>① 政策目的及びその根拠</p> <p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 エネルギー利用効率の向上、非化石エネルギーの開発や利用の促進といった、エネルギーの高度利用やエネルギー源の多様化・分散化を推進し、エネルギー制約の高まる国内において、エネルギーの安定供給の確保、環境への適合といった国家的な課題に対応しつつ、国際的に競争力のある経済活動を持続させることを目指す。 エネルギー・環境に関する選択肢については、現時点では、その具体的内容について結論を得ていないが、どのような選択をする場合にも取り組まなければならない以下の3つの改革を、あらゆる政策資源を総動員して実現することとなっている。本税制は、これらの実現に寄与することが目的。 【3つの改革】 ①クリーンエネルギーへの重点シフトと成長の確保(再生可能エネルギー、省エネルギーにエネルギー構造の重点をシフト) ②需要家主体のエネルギーシステム改革(分散型の新しいシステムに転換) ③多面的なエネルギー・環境の国際貢献</p> <p>《政策目的の根拠》 日本再生戦略(平成24年7月31日閣議決定)(P.8~9該当) 「(略)原子力に代わるエネルギーとして、政策資源を総動員して国民の省エネルギー、再生可能エネルギーの導入を力強く支援していただく必要がある。(中略)コージェネレーション等も活用した分散型のエネルギーシステムの拡大の可能性を高めた。これまでの大規模電源集中型の供給中心の電力システムの脆弱性を克服するためにも、需要サイドと供給サイドの両方を視野に入れた政策展開が必要である。」</p> <p>② 政策体系における政策目的の位置付け</p> <p>3. 資源エネルギー・環境政策</p> <p>③ 達成目標及び測定指標</p> <p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》 エネルギー・環境に関する選択肢については、その具体的内容や新たな数値目標についての議論は結論を得ていない状況ではあるが、これまでの国民的議論を通じて、どのような選択をする場合にも取り組まなければならない以下の3つの改革を、本税制を含むあらゆる政策資源を総動員して実現する。 【3つの改革】 ①クリーンエネルギーへの重点シフトと成長の確保(再生可能エネルギー、省エネルギーにエネルギー構造の重点をシフト) ②需要家主体のエネルギーシステム改革(分散型の新しいシステムに転換) ③多面的なエネルギー・環境の国際貢献</p>

			<p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・省エネルギー効果 (2010年比19%以上の削減) ・再生可能エネルギー導入量 (発電電力量に占める割合:25%以上) <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 グリーン投資減税創設時には、現行エネルギー基本計画で想定していた再生可能エネルギー導入量の約1%相当を達成する寄与度を算出。現在、再生可能エネルギー導入量の数値目標や、省エネルギーの数値目標について、結論を得ていない状況ではあるが、本税制創設時と同等程度の寄与を目標とする。</p>
8	有効性等	① 適用数等	<p>適用事業者数(見込み)</p> <p>平成24年度(見込み) 約 66,000 平成25年度(見込み) 約 100,000 平成26年度(見込み) 約 126,000 平成27年度(見込み) 約 148,000 (経済産業省ヒアリング調査を基に推計。詳細は別紙参照。)</p> <p>※本税制の対象設備は、電気自動車等の運輸関連設備、工作機械等の業務関連設備、太陽光発電設備等であり、広く事業者が利用可能な税制となっている。</p>
		② 減収額	<p>平成24年度 402億円 平成25年度 462億円 平成26年度 524億円 平成27年度 572億円</p>
		③ 効果・達成目標の実現状況	<p>《政策目的の実現状況》(分析対象期間:平成23年度)</p> <p>東日本大震災以降の電力需給逼迫の中で、各電力会社管内において、省エネルギー・節電に向けた取組、ピークカット、ピークシフトに向けた取組が進み、その際に、本税制を活用し、設備更新を前倒しした例も数多く報告されている。また、自家発電設備の導入の一貫として、再生可能エネルギー利用設備や、コージェネレーション設備の導入等も進んでおり、結果として、エネルギーの高度利用やエネルギー源の多様化・分散化の推進が実現されている。</p> <p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:平成23年度)</p> <p>グリーン投資減税創設時においては、エネルギー環境負荷低減設備の投資額を増加させ、現行エネルギー基本計画の目標の一つであったCO2削減に関連して、CO2削減効果の高い設備について、3年間でCO2削減効果が1.5万トン以上の効果、という目標を設定していた。</p> <p>しかしながら、東日本大震災の発生に伴い、エネルギー基本計画及びCO2削減目標についての見直しが行なわれている状況である。</p> <p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間:平成23年度)</p> <p>グリーン投資減税の創設により、どの程度、設備投資計画の前倒しや、設備更新が早められたかについて、経済産業省にてアンケートを実施した結果、</p>

			<p>3年間で約1.6兆円の設備投資が促されたという試算結果を得ている。したがって、仮に本税制が拡充・延長されない場合には、同程度の額の投資活動が実施されないことが想定される。</p> <p>《税込減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:平成23年度)</p> <p>上記のように、本税制により、低炭素設備の普及が加率的に拡大することにより、相当程度のグリーン投資減税対象設備導入拡大効果が見込まれる。これにより、省エネルギーの徹底、再生可能エネルギーの加率的導入という政策目的の実現に大きく寄与が見込まれるため、税込減を十分に是認できると考えられる。</p>
9	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	<p>本税制は、エネルギー起源CO2排出削減や再生可能エネルギー導入拡大に資する設備の投資を促進し、低炭素社会の構築を実現することを狙いとしたもの。</p> <p>一方、平成23年3月11日に発生した東日本大震災の影響により、電力需給の逼迫が長期化する可能性が高く、エネルギーの安定供給の確保のためには、省エネルギーの徹底、再生可能エネルギーの加率的導入拡大が不可欠。税制による負担軽減は、導入する新たな担い手を拡大する効果的な措置である。</p> <p>また、対象設備を産業政策的にも大きな効果が期待される、一定の普及率以上の設備と限定することで、政策的な重点投資を図り、課税の公平原則に照らし必要最小限の措置としている。</p>
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	<p>【関連する他の支援措置の内容】</p> <p>税制: 再生可能エネルギー発電設備に係る課税標準の特例措置、エコカー減税 融資: 環境・エネルギー対策貸付 制度: 住宅・建築物高効率エネルギーシステム導入促進 エネルギー使用合理化事業者支援事業 固定価格買取制度</p> <p>【他の支援措置との役割の違い】</p> <p>予算上の措置は、本税制の対象設備と比して、より先端的な実証段階にある設備の導入支援、並びに長期的な視点から重要な役割を担う技術開発を推進するための措置である。例えば、工業炉の場合、補助金の対象は、日本国内で1基しか配備されていない次世代コークス炉のような高効率の省エネを実現し、かつ先端的設備が対象となる。</p> <p>これに対して、本税制措置は、導入段階にありながらも初期費用の制約により十分に普及していない設備・システムについて導入支援を行うものである。例えば、断熱強化型工業炉は、既に市販されており購入可能な設備であるが、高効率な省エネを実現する機種であるため割高な価格のため、導入が進んでいないのが現状であり、このような設備が税制の対象となっている。</p>
		③ 地方公共団体が協力する相当性	—

10	有識者の見解	—
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	—

(別紙) 適用事業者数の内訳

グリーン投資減税における各年度の適用事業者数の推移は、設備群毎に以下の通りと推計（経済産業省アンケート結果に基づく）。

	H24 (見込み)	H25 (見込み)	H26 (見込み)	H27 (見込み)
太陽光・風力	1821	2291	2294	2298
新エネルギー利用設備	23	44	52	52
二酸化炭素排出抑制設備	64237	97540	123535	145032
エネルギー使用合理化設備	100	116	120	128
エネルギー使用制御設備	149	163	183	201
合計	66330	100154	126184	147711

(別紙)平成25年度税制改正 減収見込額試算根拠

(平成24年度減収見込額 :百万円)	対象設備 全投資額	中小企業			大企業				減収 見込額
		投資額	税額控除 利用投資額	税額 控除額	投資額	特別償却 利用投資 額	特別償 却 実施額	特別 償却額	
太陽光・風力	135380	59008	33634.6	2354.4	76372	51551.1	51551.1	13145.5	15499.9
新エネルギー利用設備	10815	3561	2029.8	142.1	7254	4896.5	1468.9	374.6	516.7
二酸化炭素排出抑制設備	511777	310011	176706.3	12369.4	201766	136192.1	40857.6	10418.7	22788.1
エネルギー使用合理化設備	19937	15351	8750.1	612.5	4586	3095.6	928.7	236.8	849.3
エネルギー使用制御設備	12180	9379	5346.0	374.2	2801	1890.7	567.2	144.6	518.9
合計	690089	397310	226466.7	15852.7	292779	197625.8	95373.5	24320.2	40172.9

(平成25年度減収見込額 :百万円)	対象設備 全投資額	中小企業			大企業						減収 見込額
		投資額	税額控除 利用投資額	税額 控除額	投資額	特別償却 利用投資 額	特別償 却 実施額	特別 償却額	税額控除 利用投資 額	税額 控除額	
太陽光・風力・コジェネ	177290.0	76942.0	43856.9	6578.5	100348.0	7526.1	7526.1	1919.2	60208.8	9031.3	17529.0
新エネルギー利用設備	19186.0	4566.0	2602.6	182.2	14620.0	1096.5	329.0	83.9	8772.0	614.0	880.1
二酸化炭素排出抑制設備	614688.0	374164.0	213273.5	14929.1	240524.0	18039.3	5411.8	1380.0	144314.4	10102.0	26411.2
エネルギー使用合理化設備	19937.0	15351.0	8750.1	612.5	4586.0	344.0	103.2	26.3	2751.6	192.6	831.4
エネルギー使用制御設備	12180.0	9379.0	5346.0	374.2	2801.0	210.1	63.0	16.1	1680.6	117.6	507.9
合計	843281	480402.0	273829.1	22676.6	362879.0	27215.9	13433.0	3425.4	217727.4	20057.6	46159.6

平年度の減収見込額
▲ 5987 百万円

試算の 前提条件	改正後	(太陽光、風力、コジェネ)	税制 実施割合	黒字法人 比率	税率 メリット	法人税率
		中小企業(控除利用)	0.95	0.60	0.15	/
		大企業(控除利用)	0.80	0.75	0.15	/
		大企業(償却)	0.10	0.75	1.00	0.255
		(それ以外)	税制 実施割合	黒字法人 比率	税率 メリット	法人税率
		中小企業(控除利用)	0.95	0.60	0.07	/
	大企業(控除利用)	0.80	0.75	0.07	/	
	大企業(償却)	0.10	0.75	0.30	0.255	
	改正前		税制実施 割合	黒字法人 比率	税率 メリット	法人税率
		中小企業(控除利用)	0.95	0.60	0.07	/
大企業(償却)		0.90	0.75	0.30	0.255	
大企業(償却、太陽光・風力)	0.90	0.75	1.00	0.255		

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	技術研究組合の所得計算の特例	府省名	経済産業省
税目	法人税		
区分	<input type="checkbox"/> 新設	<input type="checkbox"/> 拡充	<input checked="" type="checkbox"/> 延長 <input type="checkbox"/> 事後

点検項目	評価の実施状況			課題
租税特別措置等の合理性				
① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け	<input checked="" type="checkbox"/> 明らか	<input type="checkbox"/> 明らかでない		
② 所期の目標が達成していない状況	<input checked="" type="checkbox"/> 達成されていない	<input type="checkbox"/> 達成されている	<input type="checkbox"/> 説明なし	※
租税特別措置等の有効性				
③ 達成目標及び測定指標	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定性的記述	<input type="checkbox"/> 説明なし	○
④ 適用数等の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 把握なし	
⑤ 僅少・偏りのない状況	<input type="checkbox"/> 説明あり		<input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	◎
⑥ 適用数等の将来予測	<input type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 定性的記述 <input checked="" type="checkbox"/> 予測なし	※
⑦ 減収額の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 把握なし	
⑧ 減収額の将来予測	<input type="checkbox"/> 定量化	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 予測なし	※
⑨ 租特の効果・達成目標の実現状況の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 把握あり		<input type="checkbox"/> 把握なし	○
⑩ 租特の効果・達成目標の実現状況の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 予測あり		<input type="checkbox"/> 予測なし	○
⑪ 税収減是認の効果の実績確認	<input type="checkbox"/> 説明あり		<input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	○
⑫ 税収減是認の効果の将来見込み	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり		<input type="checkbox"/> 説明なし	○
租税特別措置等の相当性				
⑬ 租特の手段をとる必要性・適切性	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり		<input type="checkbox"/> 説明なし	
⑭ 他の政策手段との役割分担	<input type="checkbox"/> 他の政策手段はない	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり	<input type="checkbox"/> 説明なし	

「○」：評価書の説明・分析に課題（疑問点・問題点等）があるもの。
 「※」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題が解消したもの。
 「◎」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題の一部が解消したもの。（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）

【課題の説明】

政策目的に向けた手段としての「有効性」について説明・分析が不十分

- (1) 以下のとおり、本租税特別措置等の検証を行うための測定指標について説明が不足している。
- ③ 本租税特別措置等の効果を把握するために設定されている測定指標（1組合当たりの研究開発費）は、経済情勢や本租税特別措置等の適用対象外の組合における事業費等、他の要因の影響を大きく受けるものである。このため、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかではなく、その効果の検証が困難であることから、租税特別措置等の効果を測ることができるより適切な測定指標を設定するか、又は、あらかじめ他の外部要因の影響度等を明らかにする必要がある。
- (2) 以下のとおり、適用数が想定外に僅少でないこと、想定外に特定の者に偏っていないことについて説明が不足している。
- ⑤ 本租税特別措置等の適用数の所期の想定が示されていないため、過去の実績について、所期の想定と比較して想定外に僅少でないこと、適用に偏りが無いことを、所期に想定していた適用数等を示して説明する必要がある。
- (3) 以下のとおり、税収減を是認するような有効性（費用対効果）の説明が不足している。

[過去の実績]

⑪ 過去において、税収減を是認するような効果が発現したのかについて説明されていないため、本租税特別措置等の税収減を是認するような効果について、減収額と達成目標の実現状況を用いて説明する必要がある。

また、税収減を是認するような効果が発現したのかについて説明するために用いる次の点検項目についても説明が不足している。

⑨ 本租税特別措置等の効果・達成目標（技術研究組合を利用した共同研究開発の拡大）の実現状況について、「1組合当たりの事業費の伸び率は、平成22年度△8.8%、平成23年度△30.5%」と説明しているが、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかでない測定指標（③参照）を用いているため、適切な測定指標を用いて、本租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況を説明する必要がある。

[将来の見込み]

⑫ 減収額と効果を対比して説明しているが、本項目を説明するための前提となる次の点検項目について、説明不足の点があるため、将来における税収減を是認するような効果を適切に分析し、説明する必要がある。

⑩ 本租税特別措置等の効果・達成目標の実現状況の将来予測について、「技術研究組合の設備投資の押し上げ効果…減収額の約1.12倍」、「10年間累計で約31億円のGDP押し上げ効果が見込まれる」と説明しているが、押し上げ効果の算定に用いた数値、計算式及びその根拠を示して、本租税特別措置等の効果・達成目標の実現状況の将来予測について適切に説明する必要がある。

注1 補助金等の政策手段と比した「相当性」については、説明・分析に不十分な点は認められない。

注2 背景にある政策の今日的な「合理性」については、評価書の説明では課題がみられたものの、点検過程で新たに示された<点検結果表の別紙>の説明も踏まえると、その説明・分析に不十分な点は認められない。

<点検結果表の別紙>

課題のみられた点検項目に関し点検過程で新たに示された説明

- ② 所期の目標が達成していない状況（評価書中8③<租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況>欄への補足説明）
平成21年の技術研究組合法（昭和36年法律第81号）改正前から存在する技術研究組合の一部の大型プロジェクトの金額が22年度及び23年度に減少するという特殊要因があり、目標未達成となったが、当該特殊要因を除けば、1組合当たりの事業費である研究開発費は、順調に増加している。
- ⑤ 僅少・偏りのない状況（評価書中8①「適用数等」欄への補足説明）
本租税特別措置等の適用組合の組合員数は、各年度で100社から200社程度あり、規模や業種も多様な企業が参加している。
- ⑥ 適用数等の将来予測（評価書中8①「適用数等」欄への補足説明）
別紙参照。
- ⑧ 減収額の将来予測（評価書中8②「減収額」欄への補足説明）
別紙参照。

技術研究組合の所得計算の特例
利用実績並びに利用見込及び積算根拠

1. 過去5年分の利用実績

区 分		H19'	H20'	H21'	H22'	H23'
①適用件数	組合数	13	12	9	15	13
	組合員数	192	182	105	167	159
②適用額(百万円)		5,178	5,649	12,170	6,536	1,007
③減収額(②×30%)		1,553	1,695	3,651	1,961	302

2. 平成24年度利用見込

区 分		H24'
①適用件数	組合数	16
	組合員数	211
②適用額(百万円)		2,088
③減収額(②×25.5%)		532

経産省・農水省・総務省から、現在の57組合にアンケート調査した本税制の適用件数・額の平成24年度見込に加え、平成24年度中に「新設かつ適用が見込まれる数・額(以下「新設適用数等」)」を、平成21～23年度の新設適用数等の平均から試算する等により算出。

3. 今後3年間の利用見込

区 分		H25'	H26'	H27'
①適用件数	組合数	20	24	28
	組合員数	253	296	339
②適用額(百万円)		2,542	2,998	3,456
③減収額(②×25.5%)		648	764	881

平成24年度の適用件数・額(上記2.)を基に、平成21年法改正前に設立した組合については、毎年度1割(これまでの組合の平均存続年数が約10年である事に基づく)つつ減少すると試算し、同法改正後に設立した組合については、「H21'～H22'、H22'～H23'、H23'～H24'の平均増加数・額」が毎年増加すると試算する等により算出。

※ アンケート調査結果は、公表を前提に各組合から収集した情報ではないため、算出に用いた具体的数値等については記載していない。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	技術研究組合の所得計算の特例(国税28)(法人税:義)
2	要望の内容	技術研究組合が賦課金をもって試験研究用資産を取得し1円まで圧縮記帳をした場合には減額した金額を損金に算入する措置の2年間の延長
3	担当部局	産業技術環境局 技術振興課
4	評価実施時期	平成24年8月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	昭和36年度 創設 昭和55年度 適用期限設定(昭和60年3月31日まで) 昭和60年度 適用期限延長(2年間) 昭和62年度 適用期限延長(2年間) 平成元年度 適用期限延長(2年間) 平成3年度 適用期限延長(2年間) 平成5年度 適用期限延長(2年間) 平成7年度 適用期限延長(2年間) 平成9年度 適用期限延長(2年間) 平成11年度 適用期限延長(2年間) 平成13年度 適用期限延長(2年間) 平成15年度 適用期限延長(2年間) 平成17年度 適用期限延長(2年間) 平成19年度 適用期限延長(2年間) 平成21年度 適用期限延長(2年間) [平成21年6月、鉱工業技術研究組合法から技術研究組合法へ改正] 平成23年度 適用期限延長(2年間)
6	適用又は延長期間	平成25年4月1日～平成27年3月31日(2年間)
7	必要性等	<p>① 政策目的及びその根拠 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 本税制は、試験研究を協同して行う技術研究組合を通じて研究開発投資の促進を図るものであり、共同研究の促進及び持続的な経済成長を実現する上で重要。 《政策目的の根拠》 ○第4期科学技術基本計画(平成23～27年度)(平成23年8月閣議決定) 「5. 科学技術イノベーションの推進に向けたシステム改革」の「(1)科学技術イノベーションの戦略的な推進体制の強化」において、「科学技術によるイノベーションを促進するための「知」のネットワークの強化に向けて、産学官の連携を一層拡大するための取組を進める。」とされている。</p> <p>② 政策体系における政策目的の位置付け 1. 経済成長</p> <p>③ 達成目標及び測定指標 《租税特別措置等により達成しようとする目標》 技術研究組合を利用した共同研究開発を拡大すること。</p>

8	有効性等	① 適用数等	<p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 1組合当たり、当面2年間で事業費である研究開発費を増加させること。</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 技術研究組合制度の活用を通じて、研究開発投資の促進を図る。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>FY19</th> <th>FY20</th> <th>FY21</th> <th>FY22</th> <th>FY23</th> <th>FY24 (見込)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>組合数</td> <td>13</td> <td>12</td> <td>9</td> <td>15</td> <td>13</td> <td>16</td> </tr> <tr> <td>組合員数</td> <td>192</td> <td>182</td> <td>105</td> <td>167</td> <td>159</td> <td>211</td> </tr> </tbody> </table> <p>※平成24年8月までに設立された全組合に対する調査および平成24年度新設組合の見込みを基に算出。</p>	区分	FY19	FY20	FY21	FY22	FY23	FY24 (見込)	組合数	13	12	9	15	13	16	組合員数	192	182	105	167	159	211		
		区分	FY19	FY20	FY21	FY22	FY23	FY24 (見込)																		
		組合数	13	12	9	15	13	16																		
組合員数	192	182	105	167	159	211																				
② 減収額	<p>(単位:百万円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>FY19</th> <th>FY20</th> <th>FY21</th> <th>FY22</th> <th>FY23</th> <th>FY24 (見込)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1,553</td> <td>1,695</td> <td>3,651</td> <td>1,961</td> <td>302</td> <td>532</td> </tr> </tbody> </table> <p>※平成24年8月までに設立された全組合に対する調査および平成24年度新設組合の見込みを基に算出。</p>	FY19	FY20	FY21	FY22	FY23	FY24 (見込)	1,553	1,695	3,651	1,961	302	532													
FY19	FY20	FY21	FY22	FY23	FY24 (見込)																					
1,553	1,695	3,651	1,961	302	532																					
③ 効果・達成目標の実現状況	<p>《政策目的の実現状況》(分析対象期間:平成21~24年度) 技術研究組合を活用した研究開発投資の促進により、共同研究の促進及び持続的な経済成長に寄与。</p> <p>《租税特別措置等による達成目標の実現状況》(分析対象期間:平成21~24年度) 1組合当たりの事業費の伸び率は、平成22年度△8.8%、平成23年度△30.5%となっており、目標未達成ではあるが、平成24年度伸び率は+11.2%と回復基調となる。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>平成21年度</th> <th>平成22年度</th> <th>平成23年度</th> <th>H24年度 (見込)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>事業費(百万円)</td> <td>31,567</td> <td>41,614</td> <td>30,562</td> <td>35,208</td> </tr> <tr> <td>組合数</td> <td>36</td> <td>52</td> <td>55</td> <td>57</td> </tr> <tr> <td>1組合当たり事業費</td> <td>877</td> <td>800</td> <td>556</td> <td>618</td> </tr> <tr> <td>対前年度伸び率</td> <td></td> <td>△8.8%</td> <td>△30.5%</td> <td>11.2%</td> </tr> </tbody> </table> <p>※平成24年8月までに設立された経済産業省所管の全組合に対する調査および平成24年度新設組合の見込みを基に算出。</p> <p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(平成21~24年度) 租税特別措置が延長されない場合、技術研究組合を活用した設備投資が減少し、あるいは、技術研究組合の新設件数が減少し、研究開発投資の促進に支障が生ずる恐れがある。</p> <p>《税収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:平成25~34年度) ○所得計算の特例による技術研究組合の設備投資の押し上げ効果を試算した場合、減収額の約1.12倍となる。 ※経済産業省アンケート調査(H24年度)における、各組合の減税による押し上げ率を加重平均するなどして算出。 ○技術研究組合の所得計算の特例のGDP押し上げ額をマクロモデルにより試算すると、平成25年度の単年度の減税(648百万円)により、10年間</p>	区分	平成21年度	平成22年度	平成23年度	H24年度 (見込)	事業費(百万円)	31,567	41,614	30,562	35,208	組合数	36	52	55	57	1組合当たり事業費	877	800	556	618	対前年度伸び率		△8.8%	△30.5%	11.2%
区分	平成21年度	平成22年度	平成23年度	H24年度 (見込)																						
事業費(百万円)	31,567	41,614	30,562	35,208																						
組合数	36	52	55	57																						
1組合当たり事業費	877	800	556	618																						
対前年度伸び率		△8.8%	△30.5%	11.2%																						

9	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	<p>累計で約31億円のGDP押し上げ効果が見込まれる。 ※上記アンケート結果を元に、減税により押し上げられた設備投資の経済波及効果を試算。研究開発税制のGDP押し上げ効果を算出するもの同一の方法により試算。</p> <p>「技術研究組合」は、相互に補完関係を有する複数のパートナーによる共同研究を通じて、成長性の高い成果の創出を目的としている。研究開発の初年度における費用負担軽減を図ることにより当該技術研究組合の研究活動を促進するため、試験研究用資産を取得する際の所得計算の特例を講ずる必要がある。 なお、平成21年度法改正において、産学官連携に基づく共同研究が促進されるとともに、より厳選した構成員による共同研究が可能になるなど、共同研究の効果が高められる措置が講じられており、本特例の必要性は高まっている。</p> <p>税制による研究開発投資へのインセンティブの付与は、資金面・財務面の制約を緩和しつつ、民間の創意や活力を最大限に引き出せる措置として適正なものといえる。 なお、技術研究組合と同様に非出資制の協同組合については、租税特別措置ではなく、法人税法本則上(法人税法第46条)で、圧縮記帳が認められており、本特例措置がある事により、イコールフットイングとなっている。 また、出資制の法人は、「構成員の拠出金(資本金)が損益と無関係であるために、圧縮記帳が無くても、課税関係が発生しない」が、非出資制の法人は、「構成員の拠出金が益金算入されるために、圧縮記帳がある事により、課税関係が発生しない」状況であり、本特例措置がある事により、イコールフットイングとなっている。</p>
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	<p>予算上の措置は、それぞれ国の政策に基づき助成等の対象者及び研究テーマ等を設定することで、より特定された分野又は研究開発段階における成果の獲得を目指す制度。民間の創意工夫に基づく自主的な研究開発投資を幅広く促進する制度である税制措置とは支援目的と対象が異なる。</p>
		③ 地方公共団体が協力する相当性	—
10	有識者の見解	—	
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	平成22年8月	

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	バイオエタノール等揮発油に係る課税標準の特例	府省名	経済産業省
税目	揮発油税、地方揮発油税		
区分	<input type="checkbox"/> 新設	<input type="checkbox"/> 拡充	<input checked="" type="checkbox"/> 延長 <input type="checkbox"/> 事後

点検項目	評価の実施状況			課題
租税特別措置等の合理性				
① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け	<input checked="" type="checkbox"/> 明らか	<input type="checkbox"/> 明らかでない		
② 所期の目標が達成していない状況	<input type="checkbox"/> 達成されていない	<input type="checkbox"/> 達成されている	<input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	※
租税特別措置等の有効性				
③ 達成目標及び測定指標	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定性的記述	<input type="checkbox"/> 説明なし	○
④ 適用数等の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 把握なし	
⑤ 僅少・偏りのない状況	<input type="checkbox"/> 説明あり		<input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	※
⑥ 適用数等の将来予測	<input type="checkbox"/> 定量化	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 予測なし	※
⑦ 減収額の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 把握なし	
⑧ 減収額の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 予測なし	
⑨ 租特の効果・達成目標の実現状況の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 把握あり		<input type="checkbox"/> 把握なし	○
⑩ 租特の効果・達成目標の実現状況の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 予測あり		<input type="checkbox"/> 予測なし	○
⑪ 税収減是認の効果の実績確認	<input type="checkbox"/> 説明あり		<input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	◎
⑫ 税収減是認の効果の将来見込み	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり		<input type="checkbox"/> 説明なし	◎
租税特別措置等の相当性				
⑬ 租特の手段をとる必要性・適切性	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり		<input type="checkbox"/> 説明なし	※
⑭ 他の政策手段との役割分担	<input type="checkbox"/> 他の政策手段はない	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり	<input type="checkbox"/> 説明なし	

「○」：評価書の説明・分析に課題（疑問点・問題点等）があるもの。
 「※」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題が解消したもの。
 「◎」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題の一部が解消したもの。（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）

【課題の説明】

政策目的に向けた手段としての「有効性」について説明・分析が不十分

- (1) 以下のとおり、本租税特別措置等の検証を行うための達成目標及び測定指標について説明が不足している。
- ③ 本租税特別措置等の達成目標（2020年に全国のガソリンの3%相当以上のバイオ燃料導入を目指すこと）の達成時期が、要望する租税特別措置等の延長期間を超えて2020年と設定されているところ、その理由が示されていないため、当該理由を明示する必要がある。
- 本租税特別措置等の効果を把握するために設定されている測定指標（バイオ燃料の導入量）は、エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律（平成21年法律第72号）によって導入義務量が設定されており、当該測定指標では本租税特別措置等の効果の測定が困難であるため、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかではなく、その効果の検証が困難であることから、租税特別措置等の効果を測ることができるより適切な測定指標を設定するか、又は、あらかじめ他の外部要因の影響度等を明らかにする必要がある。
- (2) 以下のとおり、税収減を是認するような有効性（費用対効果）の説明が不足している。

[過去の実績]

⑪ 減収額と効果を対比して説明しているが、本項目を説明するための前提となる次の点検項目について、説明不足の点があるため、過去における税収減を是認するような効果を適切に分析し、説明する必要がある（＜点検結果表の別紙＞⑪参照）。

⑨ 本租税特別措置等の効果・達成目標の実現状況について、「平成21年度約5万KL、22年度約21万KL、23年度約21万KL」と説明しているが、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかでない測定指標（③参照）を用いているため、適切な測定指標を用いて、本租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況を説明する必要がある。

[将来の見込み]

⑫ 減収額と効果を対比して説明しているが、本項目を説明するための前提となる次の点検項目について、説明不足の点があるため、将来における税収減を是認するような効果を適切に分析し、説明する必要がある。

⑩ 本租税特別措置等の効果・達成目標の実現状況の将来予測について、「平成24年度見込み約21万KL」と説明しているが、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかでない測定指標（③参照）を用いているため、適切な測定指標を用いて、本租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況の将来予測を説明する必要がある。

注 背景にある政策の今日的な「合理性」及び補助金等他の政策手段と比した「相当性」については、評価書の説明では課題がみられたものの、点検過程で新たに示された＜点検結果表の別紙＞の説明も踏まえると、その説明・分析に不十分な点は認められない。

<点検結果表の別紙>

課題のみられた点検項目に関し点検過程で新たに示された説明

- ② 所期の目標が達成していない状況（評価書中8③<<租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況>>欄への補足説明）

前回要望時（平成23年度要望）の目標の根拠になっており、目標達成期間が到来しているものはエネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律（以下「エネルギー供給構造高度化法」という。）に基づく目標である。

本法に基づく告示において、2011年度での石油精製業者によるバイオエタノールの利用目標量の総計は原油換算21万KL（エタノール換算34.6万KL）と定めている。

今回要望においても適用数量の欄に平成23年度は「約36万KL」と記載しているとおり、前回要望時の目標は現時点では達成している。

エネルギー供給構造高度化法に基づく石油精製業者に対するバイオエタノール導入目標は、2017年度までの計画として以下のとおり定められている。バイオ燃料を主に導入している石油業界の産業構造にはコスト高を回収する仕組みがないため、バイオ燃料混合ガソリンを通常のガソリン価格よりも高い価格で販売するしかなく、消費者が利用する際の負担が大きくなり、導入目標の達成に影響が出る可能性があるため、本租税特別措置等を引き続き実施する必要がある。

2011年度	2012年度	2013年度	2014年度	2015年度	2016年度	2017年度
21万KL	21万KL	26万KL	32万KL	38万KL	44万KL	50万KL

（単位は原油換算量（万KL））

- ⑤ 僅少・偏りのない状況（評価書中8①「適用数等」欄への補足説明）

前回要望時（平成23年度要望）は適用件数として平成22年度、平成23年度ともに100件以上と想定していた。実績としては平成22年度116件、平成23年度129件であり、想定以上の申請があった。

前回要望時（平成23年度要望）は適用事業者数として平成22年度、平成23年度ともに10社以上と想定していた。実績としては平成22年度14社、平成23年度16社である。

適用を受ける可能性のある事業者（「揮発油等の品質の確保等に関する法律」における揮発油等特定加工業者として登録されている事業者）は20社程度であることから適用者の隔たりはないと考える。

- ⑥ 適用数等の将来予測（評価書中8①「適用数等」欄への補足説明）

バイオ燃料の導入見込みは導入義務のある石油精製業者の導入量見込みと義務が課されていない非石油精製業者の導入量見込みに分けて考えている。算定根拠は以下のとおり。

<算定根拠>

平成24年度の石油精製業者の義務量＝原油換算21万KL＝エタノール換算34.6万KL

平成24年度の非石油精製業者の導入量見込み＝エタノール換算0.35万KL

平成24年度の適用数量＝34.6万KL＋0.35万KL≒約35万KL

平成25年度の石油精製業者の義務量＝原油換算26万KL＝エタノール換算42.8万KL

平成25年度の非石油精製業者の導入量見込み＝エタノール換算0.35万KL

平成25年度の適用数量＝42.8万KL＋0.35万KL≒約43万KL

※非石油精製業者の導入量見込みは平成23年度実績と同程度と推定。

- ⑪ 税収減是認の効果の実績確認（評価書中8③<<税収減を是認するような効果の有無>>欄への補足説明）

過去における効果は、以下のとおりであり、本特例措置が開始された平成20年度から着実に導入量が伸びてきたのは、本特例措置によりバイオ燃料混合ガソリンと通常ガソリンの価格差を是正してきたことによる効果が非常に大きい。

<適用数量>

- 平成20年度 約1万KL
- 平成21年度 約8万KL
- 平成22年度 約37万KL
- 平成23年度 約36万KL

<減収額>

- 平成20年度の減収額 約4億円※
- 平成21年度の減収額 約45億円
- 平成22年度の減収額 約199億円
- 平成23年度の減収額 約192億円

※本税制措置の創設は平成21年2月25日からであり、20年度の減収額は約1ヶ月間のもの。

<算出式>減収額＝適用数量×揮発油税（53.8円/L）

- ⑫ 税収減是認の効果の将来見込み（評価書中8③<<税収減を是認するような効果の有無>>欄への補足説明）

将来における効果は、以下のとおりであり、本特例措置によりバイオ燃料混合ガソリンと通常ガソリンの価格差を是正することにより、バイオ燃料の導入を着実に進めていく。

<適用数量>（見込み）

- 平成24年度 約35万KL
- 平成25年度 約43万KL
- 平成26年度 約53万KL
- 平成27年度 約63万KL
- 平成28年度 約73万KL
- 平成29年度 約83万KL

<減収額>（見込み）

- 平成24年度の減収額 約188億円
- 平成25年度の減収額 約232億円
- 平成26年度の減収額 約286億円
- 平成27年度の減収額 約339億円
- 平成28年度の減収額 約392億円
- 平成29年度の減収額 約443億円

<算出式>減収額＝適用数量×揮発油税（53.8円/L）

【経産17】

⑬ 租特の手段をとる必要性・適切性（評価書中9①「租税特別措置等によるべき妥当性等」欄への補足説明）

バイオ由来燃料混合ガソリンの価格は通常ガソリンと比べて、1リットル当たり約1.8円程度割高であるが、そのコスト差分の最大1.6円分を本租税特別措置により補填しており、残りを「バイオE T B E関税の無税化措置」等で補填している。

そのため、他の政策手段と比較して、コスト差分を補填する効果が大きい本租税特別措置を講じなければバイオ由来燃料の導入は進まなくなる。

（参考）

本租税特別措置による減税額見込み 約188億円（平成24年度）

バイオE T B E関税の無税化措置による減税額見込み 約20億円（平成24年度）

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	バイオエタノール等揮発油に係る課税標準の特例（国税29）（揮発油税：外）
2	要望の内容	○ バイオ燃料を混合したガソリンの普及促進を図るため、バイオ燃料を混合してガソリンを製造した場合に、当該混合分に係る揮発油税及び地方揮発油税の免税をする制度を延長する。
3	担当部局	資源エネルギー庁資源・燃料部政策課燃料政策企画室
4	評価実施時期	平成24年8月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	平成20年度創設
6	適用又は延長期間	平成25年度～平成29年度
7	必要性等	<p>① 政策目的及びその根拠</p> <p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》</p> <p>○ 地球温暖化対策、エネルギー源の多様化の観点から、バイオ燃料を混合したガソリンの普及を促進する。</p> <p>○ バイオ燃料の導入は、全国のガソリンスタンド（SS）で平成19年度に50ヶ所、平成20年度に新たに50ヶ所で一部限定的にスタートした。現在は関東圏を中心に、約3200ヶ所（平成24年7月現在）のSSで導入している。</p> <p>○ バイオ燃料の規格については、平成15年に揮発油等の品質の確保等に関する法律を改正し、ガソリンにバイオエタノールを最大3%混和することを可能とする規格の整備が行われ、平成24年3月には、最大10%混和することを可能とする規格の整備が行われた。</p> <p>○ 現在、「エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律」（以下「エネルギー供給構造高度化法」という。）により、石油事業者にはバイオ燃料の導入義務量が設定されており、当該導入義務量は平成29年度まで段階的に増加するよう設定されていることから、石油事業者が導入義務量分を供給（義務履行）し、計画を達成するためには、バイオ燃料の導入を着実に進めていく必要がある。他方で、バイオ燃料はガソリンよりも割高であり、ガソリンに混合するためには設備投資のための費用も発生するため、経済原理だけでは導入が進まない。したがって、本措置を延長し、バイオ燃料混合ガソリンとガソリンの価格差を是正して、バイオ燃料の導入を着実に進めていくことが必要。</p> <p>《政策目的の根拠》</p> <p>○エネルギー供給構造高度化法（平成21年8月施行）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・石油事業者に対し、バイオ燃料の導入を義務づけ。 ・「政府は、エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用促

		<p>進のために必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めることとする。」(同法第13条)</p> <p>○エネルギー基本計画(平成22年6月閣議決定) ・「LCAでの十分な温室効果ガス削減効果、安定供給や経済性の確保を前提に、2020年に全国のガソリンの3%相当以上の導入を目指す。」 ・「そのために、税制上の措置の活用を含め、導入拡大のために必要となるバイオ燃料の製造・混合設備等のインフラ整備を図る。」</p>
	②: 政策体系における政策目的の位置付け	3. 資源エネルギー・環境政策
	③: 達成目標及び測定指標	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》</p> <p>○ LCAでの十分な温室効果ガス削減効果、安定供給や経済性の確保を前提に、2020年に全国のガソリンの3%相当以上の導入を目指す。(「エネルギー基本計画」平成22年閣議決定)</p> <p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》</p> <p>○ バイオ燃料の導入量</p> <hr/> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》</p> <p>○ バイオ燃料はガソリンよりも割高であり、ガソリンに混合するためには設備投資のための費用も発生するため、コスト高が混合したガソリンの販売価格に転嫁される可能性もあるが、本措置により、バイオ燃料混合ガソリンは、揮発油税等が約1.6円/L(バイオエタノール混合割合が3%の場合又はバイオETBE(バイオエタノールとイソブテンから製造される化合物)混合割合が7%の場合。以下同じ。)控除され、最終的には消費者への負担が軽減されることにより、バイオ燃料を混合したガソリンの普及が図られる。</p>
8	有効性等	<p>①: 適用数等</p> <p>○ 適用件数(適用事業者数)</p> <p>平成20年度の適用件数 6件(3社)※ 平成21年度の適用件数 80件(13社) 平成22年度の適用件数 116件(14社) 平成23年度の適用件数 129件(16社) 平成24年度の適用件数見込み 約100件以上(10社以上) 平成25年度の適用件数見込み 約100件以上(10社以上)</p> <p>※本税制措置の創設は平成21年2月25日からであり、平成20年度の減税額は約1ヶ月間のもの。</p> <p>適用を受ける可能性のある事業者(「揮発油等の品質の確保等に関する法律」において揮発油特定加工業者として登録されている事業者)は20社程度。</p> <p>○ 適用数量<経済産業省調べ></p> <p>平成20年度 約1万KL 平成21年度 約8万KL 平成22年度 約37万KL 平成23年度 約36万KL 平成24年度見込み 約35万KL 平成25年度見込み 約43万KL (平成24年度は平成23年度と同程度と推定。平成25年度はエネルギー供給構造高度化法に基づくバイオエタノールの導入目標量から推定。)</p>

	②: 減収額	<ul style="list-style-type: none"> 平成20年度の減収額 約4億円※ 平成21年度の減収額 約45億円 平成22年度の減収額 約199億円 平成23年度の減収額 約192億円 平成24年度の減収額見込み 約188億円 平成25年度の減収額見込み 約232億円 (平成24年度は平成23年度と同程度と推定。平成25年度はエネルギー供給構造高度化法に基づくバイオエタノールの導入目標量から推定。) <p>※本税制措置の創設は平成21年2月25日からであり、平成20年度の減税額は約1ヶ月間のもの。</p> <p><算出式>減収額=適用数量×揮発油税(53.8円/L)</p>
	③: 効果・達成目標の実現状況	<p>《政策目的の実現状況》(分析対象期間:平成21年4月~平成25年3月)</p> <p>○ 本税制措置等を活用し、平成21年度から平成23年度まで、それぞれ5万KL、21万KL、21万KLのバイオエタノールの導入が図られている。平成24年度についても、21万KLのバイオエタノールの導入が図られる見込み。これにより、バイオ燃料を混合したガソリンの普及が図られている。(単位は原油換算)</p> <hr/> <p>《租税特別措置等による達成目標の実現状況》(分析対象期間:平成21年4月~平成25年3月)</p> <p>○ バイオ燃料の導入量</p> <p>平成21年度 約5万KL(原油換算) 平成22年度 約21万KL(原油換算) 平成23年度 約21万KL(原油換算) 平成24年度見込み 約21万KL(原油換算)</p> <hr/> <p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間:平成25年4月~平成26年3月)</p> <p>○ バイオ燃料とガソリンの混合方式には、バイオエタノールをガソリンに混合する「直接混合」と、バイオETBEをガソリンに混合する「ETBE方式」がある。我が国におけるガソリンに混合されたバイオ燃料におけるバイオETBEの割合は、99%(平成23年度)である。バイオETBEをガソリンに7%混合すると、設備投資にかかる費用等を含めてガソリン1L当たり約1.6円程度のコスト高となる。</p> <p>バイオ燃料を主に導入している石油業界の産業構造にはコスト高を回収する仕組みがないため、バイオ燃料混合ガソリンを通常のガソリン価格よりも高い価格で販売するしかなく、消費者が利用する際の負担が大きくなり、導入目標の達成に影響が出る可能性がある。</p> <hr/> <p>《税収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:平成25年4月~平成26年3月)</p> <p>○ 本税制措置を講じなければ、事業者はバイオ燃料混合ガソリンを通常のガソリン価格よりも高い価格で販売するしかなく、消費者が利用する際の負担が大きくなり導入が進まなくなる。</p> <p>本措置により、バイオ燃料混合ガソリンは、揮発油税等が約1.6円/L控除され、最終的には消費者への負担が軽減されることとなり、バイオ燃料混合ガソリンの普及が進むと考えられるため、税収減を是認する効果が認められる。</p>

9	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	<p>○ 本税制措置を講じない場合、事業者はバイオ燃料の原料コスト高分をバイオ燃料混合ガソリンの価格に上乘せし、通常のガソリン価格よりも高い価格で販売せざるを得ない。加えて、ガソリンは生活必需品であるため、消費者は高価格のバイオ燃料混合ガソリンよりも低価格の通常ガソリンを選択することが予想される。環境対策としてバイオ燃料の円滑な導入を実現させるためには、バイオ燃料混合ガソリンを通常ガソリンと同程度の価格にすることが必要であり、コスト差を低減することに寄与する本税制措置は的確である。</p>
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	<p>【規制措置】</p> <p>○ 「エネルギー供給構造高度化法」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 石油事業者に対し、バイオ燃料の導入を義務づけるものであり、今後、導入量自体は増加するが、目標達成に向けては引き続き、通常ガソリンとの価格差を本税制措置等で是正する必要がある。 ・ 法律では、導入義務を課すのと同時に、バイオ燃料の利用を促進するために必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めることとしている（同法第13条）。 <p>【通常ガソリンとの価格差の是正】</p> <p>バイオ燃料については、原料が割高であることのほか、追加のインフラ整備が必要であることから通常ガソリンよりコスト高となる。バイオ燃料混合ガソリンを通常ガソリンと同程度の価格にするために、本税制措置に加え、以下の措置を組み合わせることで価格差を是正。</p> <p><予算> 「バイオ燃料導入加速化支援対策費補助金」</p> <ul style="list-style-type: none"> → 環境対策としてバイオ燃料を円滑に導入するために、事業者に対しインフラ（貯蔵タンク、配管等）整備にかかる費用について支援を行うもの。 <p><関税> 「バイオE T B E関税の無税化措置」</p> <ul style="list-style-type: none"> → 環境対策としてバイオ燃料の円滑な導入を実現させるために、ガソリン税の免税措置と併せて、バイオE T B E関税についても無税化し、原料の割高等のバイオE T B E混合ガソリンのコスト高分を低減させるもの。 （仮に関税無税化措置を講じない場合、バイオE T B E混合ガソリンと通常ガソリンの価格差が拡大し、ガソリン税の免税措置による効果を打ち消すこととなる。）
		③ 地方公共団体が協力する相当性	-
10	有識者の見解	-	
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	-	

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	非居住者等が受け取る振替社債の利子等に係る非課税化の恒久化	府省名	経済産業省
税目	法人税、所得税、法人住民税、法人事業税、個人事業税、個人住民税		
区分	<input type="checkbox"/> 新設	<input checked="" type="checkbox"/> 拡充	<input type="checkbox"/> 延長 <input type="checkbox"/> 事後

点検項目	評価の実施状況			課題
租税特別措置等の合理性				
① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け	<input checked="" type="checkbox"/> 明らか	<input type="checkbox"/> 明らかでない		
② 所期の目標が達成していない状況	<input type="checkbox"/> 達成されていない	<input type="checkbox"/> 達成されている	<input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	※
租税特別措置等の有効性				
③ 達成目標及び測定指標	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定性的記述	<input type="checkbox"/> 説明なし	○
④ 適用数等の実績把握	<input type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 定性的記述 <input checked="" type="checkbox"/> 把握なし	※
⑤ 僅少・偏りのない状況	<input type="checkbox"/> 説明あり		<input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	※
⑥ 適用数等の将来予測	<input type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 定性的記述 <input checked="" type="checkbox"/> 予測なし	※
⑦ 減収額の実績把握	<input type="checkbox"/> 定量化	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 把握なし	◎
⑧ 減収額の将来予測	<input type="checkbox"/> 定量化	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 予測なし	○
⑨ 租特の効果・達成目標の実現状況の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 把握あり		<input type="checkbox"/> 把握なし	○
⑩ 租特の効果・達成目標の実現状況の将来予測	<input type="checkbox"/> 予測あり		<input checked="" type="checkbox"/> 予測なし	○
⑪ 税収減是認の効果の実績確認	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり		<input type="checkbox"/> 説明なし	○
⑫ 税収減是認の効果の将来見込み	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり		<input type="checkbox"/> 説明なし	○
租税特別措置等の相当性				
⑬ 租特の手段をとる必要性・適切性	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり		<input type="checkbox"/> 説明なし	
⑭ 他の政策手段との役割分担	<input checked="" type="checkbox"/> 他の政策手段はない	<input type="checkbox"/> 説明あり	<input type="checkbox"/> 説明なし	

「○」：評価書の説明・分析に課題（疑問点・問題点等）があるもの。
 「※」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題が解消したもの。
 「◎」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題の一部が解消したもの。（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）

【課題の説明】

政策目的に向けた手段としての「有効性」について説明・分析が不十分

- (1) 以下のとおり、本租税特別措置等の検証を行うための達成目標及び測定指標について説明が不足している。
- ③ 本租税特別措置等の達成目標については、目標値（目標水準）及び達成時期が設定されておらず、どの時点でどのような状況になれば達成されたといえるのか不明であるため、その効果の検証が困難であることから、達成目標について目標値（目標水準）及び達成時期を設定する必要がある。
- 本租税特別措置等の効果を把握するために設定されている測定指標（外からの投資件数・投資金額、社債の海外投資家保有比率、発行額のGDP比）は、市況等、他の要因の影響を大きく受けるものである。このため、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかではなく、その効果の検証が困難であることから、租税特別措置等の効果を測ることができるより適切な測定指標を設定する必要がある。
- (2) 以下のとおり、税収減を是認するような有効性（費用対効果）の説明が不足している。

【過去の実績】

- ⑪ 過去における税収減を是認するような効果が発現したのかについて、「社債（振替社債）に対する外国投資家の投資額は平成22年6月時点の559億円から足もとの平成24年6月末時点で6,570億円と着実に増加している。」と説明しているが、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかでないため、本租税特別措置等の過去における税収減を是認するような効果を適切に説明する必要がある。
- また、税収減を是認するような効果の実績について説明するために用いる次の点検項目についても説明が不足している。

- ⑦ 本租税特別措置等の減収額の過去（平成22年度～24年度）の実績についての算定根拠が不明なため、分析対象期間内の減収額の実態について算定に用いた数値及び計算式を示して説明する必要がある。
- ⑨ 本租税特別措置等の効果・達成目標の実現状況について、「平成24年6月末時点で6,570億円と着実に増加」と説明しているが、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかでない測定指標（③参照）を用いているため、適切な測定指標を用いて、本租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況を説明する必要がある。

【将来の見込み】

- ⑫ 将来における税収減を是認するような効果が発現するのかについて、「社債（振替社債）に対する外国投資家の投資額は平成22年6月時点の559億円から足もとの平成24年6月末時点で6,570億円と着実に増加している。」と説明されているが、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが不明なため、将来における税収減を是認するような効果を適切に説明する必要がある。

また、税収減を是認するような効果の見込みについて説明するために用いる次の点検項目についても説明が不足している。

- ⑧ 本租税特別措置等の減収額の将来推計についての算定根拠が不明なため、分析対象期間内の減収額の見込みについて算定に用いた数値、計算式及びその根拠を示して説明する必要がある。

⑩ 本租税特別措置等の効果・達成目標の実現状況について予測されていないため、当該効果・達成目標の実現状況の見込みを明らかにする必要がある。

注1 補助金等他の政策手段と比した「相当性」については、説明・分析に不十分な点は認められない。

注2 背景にある政策の今日的な「合理性」については、評価書の説明では課題がみられたものの、点検過程で新たに示された<点検結果表の別紙>の説明も踏まえると、その説明・分析に不十分な点は認められない。

<点検結果表の別紙>

課題のみられた点検項目に関し点検過程で新たに示された説明

② 所期の目標が達成していない状況（評価書中8③<租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況>欄への補足説明）

本租税特別措置等は、一定の結果を達成すれば役目を終えるという性質のものではなく、恒久的に存在することによって、海外投資家による振替社債等の保有、及びそれによる我が国資本市場の活性化を通じた我が国企業の円滑な資金調達という目的が達成されるものなので、引き続き実施すべき合理性があることは明らかである。

④ 適用数等の実績把握（評価書中8①「適用数等」欄への補足説明）

本租税特別措置の適用対象となっている振替社債の実績は平成24年6月末時点で銘柄数及び金額は6,570億円（345件）であり、平成22年6月末時点の同559億円（55件）から着実に増加している。

⑤ 僅少・偏りのない状況（評価書中8①「適用数等」欄への補足説明）

本租税特別措置の適用対象となっている振替社債の実績は平成24年6月末時点で銘柄数及び金額は6,570億円（345件）であり、平成22年6月末時点での同559億円（55件）から着実に増加している。当該制度が恒久的なものとはならなかったため、恒久化を前提とした想定数と比較すると少なくなっているが、社会通念上「僅少」というべき数ではなく、また適用にも偏りはない。

⑥ 適用数等の将来予測（評価書中8①「適用数等」欄への補足説明）

本租税特別措置等が適用される銘柄数及び金額の将来予測としては、制度の恒久化が実現できるかによって差があると考えられるが、少なくとも現時点での適用数が今後も維持されることを疑うに足る事由は存在しない。

⑦ 減収額の実績把握（評価書中8②「減収額」欄への補足説明）

本租税特別措置の適用対象となっている振替社債等につき、便宜的に名目上の税額を算出したと仮定した場合の額としては、平成22年度：15億円、平成23年度：31億円、平成24年度：26億円である。算出方法は暦年のものと同様、初年度の平成22年度については各月末の残高の平均、平成23年度及び平成24年度はそれぞれ平成24年3月末及び平成24年6月末の残高を使用した。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	非居住者等が受け取る振替社債の利子等に係る非課税化の恒久化 国税 33 (法人税：義、所得税：外) 地方税 28(自動連動)(法人住民税：義、法人事業税：義、個人事業税：外、個人住民税：外)
2	要望の内容	海外投資家からの投資を呼び込むことにより社債の買い手の裾野を拡げ、国際的に遜色のない資金調達環境を確立し、もって我が国企業の資金調達環境の円滑化を図るために、振替社債の利子等に係る非居住者及び外国法人に対する非課税措置の適用期限を恒久化する。
3	担当部局	経済産業政策局 産業資金課
4	評価実施時期	平成 24 年 8 月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	平成 22 年度 創設
6	適用又は延長期間	適用期限 (平成 25 年 3 月 31 日) の撤廃・恒久化を希望。
7	必要性等	①: 政策目的及びその根拠 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 海外投資家からの投資を呼び込むことにより社債の買い手の裾野を拡げ、国際的に遜色のない資金調達環境を確立し、もって我が国企業の資金調達環境の円滑化を図る。 《政策目的の根拠》 新成長戦略(2010年6月18日閣議決定)(抜粋) 第3章 7つの戦略分野の基本方針と目標と成果 (3) アジア経済戦略 (アジア市場一体化のための国内改革、日本と世界とのヒト・モノ・カネの流れ倍増) 日本国内においても、アジアを中心に世界とのヒト・モノ・カネの流れの障壁をできるだけ除去することが必要である。ヒト・モノ・カネの日本への流れを倍増させることを目標とし、例えば、その流れの阻害要因となっている規制を大胆に見直すなど、日本としても重点的な国内改革も積極的に進める。
		②: 政策体系における政策目的の位置付け 1. 経済成長 2. 対外経済政策
		③: 達成目標及び測定指標 《租税特別措置等により達成しようとする目標》 我が国企業が国内で発行する社債に対する海外投資家からの投資を拡大させ、もって我が国企業の資金調達を支援する。

H	有効性等	①: 適用数等	《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 ①振替社債に対する海外投資家からの投資件数・投資金額、②我が国企業の発行する社債の海外投資家保有比率、③同発行額の GDP 比等を総合的に判断し、上記政策目標の達成度合いを測ることとしたい。なお、①については、平成 22 年 6 月末時点の 559 億円 (55 件) から足もとの平成 24 年 6 月末時点で 6,570 億円 (345 件) と着実に増加。 《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 振替社債に対する海外投資家からの投資件数・投資金額をみると、平成 22 年 6 月末時点の 559 億円 (55 件) から足もとの平成 24 年 6 月末時点で 6,570 億円 (345 件) と着実に増加しており、政策目標の達成に大きく寄与。
		②: 減収額	上記、振替社債に対する海外投資家による投資実績は、本非課税措置の効果により実現したものであり、仮に本措置を廃止した場合には、海外投資家からの投資が殆ど受けられない、制度開始以前の状況に戻るものが想定される。このため、仮に本措置を廃止した場合にも、税収は増加することなく、よって、本措置の減収額は見込まれない。
		③: 効果・達成目標の実現状況	《政策目的の実現状況》(分析対象期間：H22 年 6 月～H24 年 2 月) 本措置の導入以降、我が国企業の発行する社債(振替社債)に対する外国投資家の投資額は平成 22 年 6 月時点の 559 億円から足もとの平成 24 年 6 月時点で 6,570 億円と着実に増加している。もっとも、欧米主要国と比べれば、依然として国の経済規模に対する社債発行額が少ないほか、海外投資家の保有比率も低く、今後の拡大の余地が大きい。このため、上記政策目標を達成するためには、引き続き措置を維持し、国際的に遜色のない資金調達環境を確立する必要性が高い。この点、そもそも、社債の発行市場はその時々々の市況に大きな影響を受けるところ、前回要望以降、ギリシャ・ショック、欧州債務問題等に端を発する市場の混乱から上記目標を達成するに至っていない。もっとも、本措置の導入以降、市況の混乱の影響は受けつつも、我が国企業の発行する社債(振替社債)に対する外国投資家の投資は着実に増加しているため、本措置を恒久化し、上記政策目標を達成していく必要がある。

			<p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間：H22年6月～H24年2月)</p> <p>本措置の導入以降、我が国企業の発行する社債(振替社債)に対する外国投資家の投資額は平成22年6月時点の559億円から足もとの平成24年6月末時点で6,570億円と着実に増加している。もっとも、引き続き、欧米主要国と比べ、社債の海外投資家の保有比率低く、引き続き拡大に取り組む必要。</p> <p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間：H25年4月～)</p> <p>本措置は、あくまで国際的イコールフットイングを実現し、我が国企業の国際的に遜色のない資金調達環境を確保するための施策であり、これまで上記の通り、海外投資家による投資残高を拡大してきた。欧米主要国が非課税措置を継続する中、仮に本措置の期限が切れ、日本のみが海外投資家に対して課税を再開すれば、当該投資家による急速な日本社債離れが起こることが想定される。具体的には、海外投資家による振替社債の投資が殆ど行われなかった、本措置導入以前の状況に戻るものと思われる。</p> <p>《税収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間：H22年6月～H24年2月)</p> <p>上記の通り、本措置の導入以降、我が国企業の発行する振替社債に対する外国投資家の投資額は着実に増加しており、同様の課税環境が維持されれば、今後も同ペースでの増加が見込まれる。このように、企業が当該社債発行による資金調達を拡大させることは、資金調達手法の多様化、適時適量な資金調達と投資の実行等にも資するほか、日本の金融市場全体の魅力を高めるなど、副次的な効果も大きい。</p>
9	相当性	<p>① 租税特別措置等によるべき妥当性等</p> <p>② 他の支援措置や義務付け等との役割分担</p> <p>③ 地方公共団体が協力する相当性</p>	<p>本税率は、国際的なイコールフットイングの観点から、海外投資家に公平に適用されるべきものであり、租税特別措置によって実施することは妥当であるといえる。</p> <p>現在、本措置と同一の目的・対象に対する補助金等は存在しない。</p> <p>本措置により、我が国企業の資金調達環境を整備することは、当該企業の地域における経済活動の拡大に資するものであり、地域経済の活性化に繋がるため、地方公共団体が協力することは妥当である。</p>
10	有識者の見解		特になし。
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	企業再生税制による再生の円滑化を図るための措置の拡充	府省名	経済産業省
税目	法人税、法人住民税、法人事業税		
区分	<input checked="" type="checkbox"/> 新設	<input type="checkbox"/> 拡充	<input type="checkbox"/> 延長 <input type="checkbox"/> 事後

点検項目	評価の実施状況	課題
租税特別措置等の合理性		
① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け	<input type="checkbox"/> 明らか <input checked="" type="checkbox"/> 明らかでない	※
租税特別措置等の有効性		
③ 達成目標及び測定指標	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 説明なし	○
⑥ 適用数等の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 予測なし	◎
⑧ 減収額の将来予測	<input type="checkbox"/> 定量化 <input checked="" type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 予測なし	○
⑩ 租特の効果・達成目標の実現状況の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 予測あり <input type="checkbox"/> 予測なし	○
⑫ 税収減是認の効果の将来見込み	<input type="checkbox"/> 説明あり <input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	○
租税特別措置等の相当性		
⑬ 租特の手段をとる必要性・適切性	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	※
⑭ 他の政策手段との役割分担	<input type="checkbox"/> 他の政策手段はない <input type="checkbox"/> 説明あり <input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	※

「○」：評価書の説明・分析に課題（疑問点・問題点等）があるもの。
 「※」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題が解消したもの。
 「◎」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題の一部が解消したもの（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）。

【課題の説明】

政策目的に向けた手段としての「有効性」について説明・分析が不十分

(1) 以下のとおり、本租税特別措置等の検証を行うための達成目標及び測定指標について説明が不足している。

③ 本租税特別措置等の達成目標（事業再生を行う中小企業への円滑な資金提供を促し、中小企業の事業再生・経営改善の実効性を高めることで、地域経済の活性化を図る）については、目標値及び達成時期が設定されておらず、どの時点でどのような状況になれば達成されたといえるのか不明であるため、その効果の検証が困難であることから、達成目標について目標値及び達成時期を設定する必要がある。

・ 本租税特別措置等の効果を把握するために設定されている測定指標（中小企業再生支援協議会等による再生計画策定支援件数）は、「中小企業金融円滑化法の最終延長を踏まえた中小企業の経営支援のための政策パッケージ」に掲げられているような他の政策手段の効果の影響を大きく受けるものである。このため、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかではなく、その効果の検証が困難であることから、租税特別措置等の効果を測ることができるより適切な測定指標を設定するか、又は、あらかじめ他の外部要因の影響度等を明らかにする必要がある。

(2) 以下のとおり、税収減を是認するような有効性（費用対効果）の説明が不足している。

[将来の見込み]

⑫ 将来において、税収減を是認するような効果が発現するのかがについて説明されていないため、本租税特別措置等の税収減を是認するような効果の見込みについて、減収額と達成目標の実現状況を用いて説明する必要がある。

また、税収減を是認する効果の見込みについて説明するために用いる次の点検項目についても説明が不足している。

⑥ 本租税特別措置等の適用数の将来推計について年度ごとに予測されていないため、適用数の見込みを分析対象期間の年度ごとに明らかにする必要がある。

⑧ 本租税特別措置等の減収額の将来推計についての算定根拠が不明なため、分析対象期間内の減収額の見込みについて、算定に用いた数値、計算式及びその根拠を示して説明する必要がある。

⑩ 本租税特別措置等の効果・達成目標の実現状況について、定性的に「企業再生税制の適用を受けやすくすることにより、中小企業の事業再生の機運が高まることで、中小企業再生支援協議会等による再生計画策定支援件数の増加が見込まれる。」と説明しているが、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかでない測定指標（③参照）を用いているため、適切な測定指標を用いて、本租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況の将来予測を説明する必要がある。

注 背景にある政策の今日的な「合理性」及び補助金等他の政策手段と比した「相当性」については、評価書の説明では課題がみられたものの、点検過程で新たに示された＜点検結果表の別紙＞の説明も踏まえると、その説明・分析に不十分な点は認められない。

<点検結果表の別紙>

課題のみられた点検項目に関し点検過程で新たに示された説明

- ① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け（評価書中7①「政策目的の根拠」欄への補足説明）
平成24年7月31日に閣議決定された「日本再生戦略」については、「38の重点施策」の1つとして、「金融円滑化法の期限到来も踏まえた中小企業等への支援」が定められている。
- ⑥ 適用数等の将来予測（評価書中8①「適用数等」欄への補足説明）
評価書中8①「適用数等」欄の【算出方法】の①及び②の算定根拠については、以下のとおり。
①に関しては、信用調査機関のデータに基づく条件変更先数の推計30~40万社のうち、再生支援等が必要な割合を、当庁ウェブサイトで公表されている「自己査定による債務者区分の推移」（<http://www.fsa.go.jp/status/npl/20110819/07.pdf>）から16%と仮定計算（（要管理先+破綻懸念先の債権額）÷（その他要注意先+要管理先+破綻懸念先の債権額））した上で、算出したものである。
また、②に関しては、中小企業庁ウェブサイトで中小企業再生支援協議会の活動状況と公表されている数値（<http://www.chusho.meti.go.jp/keiei/saisei/kyougikai/2304.htm>）であり、その算定に用いた数値も記載されている。
- ⑬ 租特の手段をとる必要性・適切性（評価書中9①「租税特別措置等によるべき妥当性等」欄への補足説明）
個別の事業再生事案を補助対象とすることはできないことから、事業再生を行う中小企業への円滑な資金提供を促し、中小企業の事業再生・経営改善を促す施策としては、本租税特別措置等によるインセンティブの付与が最も効果的である。
- ⑭ 他の政策手段との役割分担（評価書中9②「他の支援措置や義務付け等との役割分担」欄への補足説明）
個別の他の政策手段はない。事業再生を支援したり、これを行うことを義務付けることは適切ではないことから、役割分担の対象となるものがないことから、「一」としたところ。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	企業再生税制による再生の円滑化を図るための措置の拡充（国税34、地方税29（自動連動））（法人税、法人住民税、法人事業税：義）
2	要望の内容	金融機関等から債権放棄を受ける再生企業が、債務免除益に対する課税を回避する「企業再生税制（評価損の損金算入、期限切れ欠損金の優先控除）」の適用を受けるためには、2以上の金融機関による債権放棄が行われていること等の要件を満たす必要がある。 このため、例えば、金融機関から債権を取得した再生ファンド等が債権放棄を行う場合など、合理的な再生計画に基づく債権放棄であっても同措置の適用が受けられないケースも存在することから、合理的な再生計画に基づく債権放棄について、「企業再生税制」の適用が認められる要件を拡大すること。 加えて、現状、企業再生税制が適用される場合であっても、評価損の金額が小額（1,000万円未満（有利子負債10億円未満の企業は100万円未満））の資産については、評価損の損金算入が認められていないが、資産評価が行われている場合には、評価損の計上（損金算入）を認めること。
3	担当部局	中小企業庁経営支援課・金融課
4	評価実施時期	平成24年8月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	新設要望である。
6	適用又は延長期間	恒久措置とする。
7	必要性等	<p>① 政策目的及びその根拠</p> <p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 事業再生を行う中小企業への円滑な資金提供を促し、中小企業の事業再生・経営改善の実効性を高めることで、地域経済の活性化を図る。</p> <p>《政策目的の根拠》 金融機関の金融円滑化の対応状況は、貸出条件の変更等の実行率が9割を超える水準になっているなど、基本的にはその取組みは定着してきていると考えられるものの、単なる金融上の貸出条件の変更等の対応にとどまることなく、官民の関係機関が緊密に連携することにより、中小企業の真の意味での経営改善に繋がる支援を強力に推し進めていく必要がある。 また、中小企業金融円滑化法が最終期限（平成25年3月末）を迎えるに当たっての出口戦略として、各地における中小企業の経営改善・事業再生支援を行うための環境整備が強く求められており、平成24年4月20日に公表された「中小企業金融円滑化法の最終延長を踏まえた中小企業の経営支援のための政策パッケージ」においても、中小企業の事業再生等にかかる施策の強化について掲げられている。 上記のとおり、現在、中小企業の事業再生への施策が強く求められており、本件要望を実現することは、中小企業の事業再生の促進、地域経済の活性化のために必要な施策と思われる。</p>

【経産19】

	②: 政策体系における政策目的の位置付け	4. 取引・経営の安心
	③: 達成目標及び測定指標	《租税特別措置等により達成しようとする目標》 事業再生を行う中小企業への円滑な資金提供を促し、中小企業の事業再生・経営改善の実効性を高めることで、地域経済の活性化を図る。
		《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 中小企業再生支援協議会等による再生計画策定支援件数 《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 中小企業の事業再生の促進・経営改善、地域経済の活性化
8 有効性等	①: 適用数等	500～600社 【算出方法】 ①金融円滑化法に基づく貸付条件変更先のうち特に事業再生支援等が必要な先(推計): 5～6万社 ②中小企業再生支援協議会の再生計画策定完了企業数に占める平成17年税制改正(企業再生税制)適用企業数の割合: 1% ※①×②=500～600社
	②: 減収額	—
	③: 効果・達成目標の実現状況	《政策目的の実現状況》(分析対象期間:平成25年4月～平成29年3月) 事業再生を行う中小企業への円滑な資金提供を促し、中小企業の事業再生・経営改善の実効性を高めることで、地域経済の活性化が見込まれる。 《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:平成25年4月～平成29年3月) 企業再生税制の適用を受けやすくすることにより、中小企業の事業再生の機運が高まることで、中小企業再生支援協議会等による再生計画策定支援件数の増加が見込まれる。 《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間:平成25年4月～平成25年3月) 中小企業の事業再生の促進・経営改善、地域経済の活性化が図られないことにより、中小企業の倒産が増加する可能性がある。 《税収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:平成25年4月～平成29年3月) 税収減は生じないと考えられる。

9	相当性	①: 租税特別措置等によるべき妥当性等	事業再生を行う中小企業への円滑な資金提供を促し、中小企業の事業再生・経営改善の実効性を高めることで、地域経済の活性化を図るものであり、本措置は妥当なものである。
		②: 他の支援措置や義務付け等との役割分担	—
		③: 地方公共団体が協力する相当性	税収減は生じないと考えられるので、相当である。
10	有識者の見解	—	
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	—	

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	避難解除区域に係る特例措置（当該区域へ復帰する事業者を支援するための、機械等の特別償却等）の避難指示解除準備区域への拡大（拡充）	府省名	経済産業省
税目	所得税、法人税、法人住民税、事業税		
区分	<input type="checkbox"/> 新設	<input checked="" type="checkbox"/> 拡充	<input type="checkbox"/> 延長 <input type="checkbox"/> 事後

点検項目	評価の実施状況			課題
租税特別措置等の合理性				
① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け	<input checked="" type="checkbox"/> 明らか	<input type="checkbox"/> 明らかでない		
② 所期の目標が達成していない状況	<input type="checkbox"/> 達成されていない	<input type="checkbox"/> 達成されている	<input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	※
租税特別措置等の有効性				
③ 達成目標及び測定指標	<input type="checkbox"/> 定量化	<input checked="" type="checkbox"/> 定性的記述	<input type="checkbox"/> 説明なし	◎
④ 適用数等の実績把握	<input type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 定性的記述 <input checked="" type="checkbox"/> 把握なし	※
⑤ 僅少・偏りのない状況	<input type="checkbox"/> 説明あり		<input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	※
⑥ 適用数等の将来予測	<input type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 定性的記述 <input checked="" type="checkbox"/> 予測なし	※
⑦ 減収額の実績把握	<input type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input checked="" type="checkbox"/> 把握なし	※
⑧ 減収額の将来予測	<input type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input checked="" type="checkbox"/> 予測なし	※
⑨ 租特の効果・達成目標の実現状況の実績把握	<input type="checkbox"/> 把握あり		<input checked="" type="checkbox"/> 把握なし	※
⑩ 租特の効果・達成目標の実現状況の将来予測	<input type="checkbox"/> 予測あり		<input checked="" type="checkbox"/> 予測なし	※
⑪ 税収減是認の効果の実績確認	<input type="checkbox"/> 説明あり		<input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	※
⑫ 税収減是認の効果の将来見込み	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり		<input type="checkbox"/> 説明なし	※
租税特別措置等の相当性				
⑬ 租特の手段をとる必要性・適切性	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり		<input type="checkbox"/> 説明なし	※
⑭ 他の政策手段との役割分担	<input type="checkbox"/> 他の政策手段はない	<input type="checkbox"/> 説明あり	<input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	※

「○」：評価書の説明・分析に課題（疑問点・問題点等）があるもの。
 「※」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題が解消したもの。
 「◎」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題の一部が解消したもの。（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）。

【課題の説明】

政策目的に向けた手段としての「有効性」について説明・分析が不十分

以下のとおり、本租税特別措置等の検証を行うための達成目標及び測定指標について説明が不足している。

- ③ 本租税特別措置等の達成目標（避難指示の解除に向けて、避難指示解除準備区域内に事業所を有していた既存事業者の帰還を支援すること）については、目標値（目標水準）が設定されておらず、どのような状況になれば達成されたといえるのか不明であるため、その効果の検証が困難であることから、達成目標について目標値（目標水準）を設定することが必要である。
- ・ 本租税特別措置等の効果を把握するために設定されている測定指標（避難指示解除準備区域内に事業所を有していた既存事業者の帰還事業者数）は、補助金等、他の政策手段の効果の影響を大きく受けるものである。このため、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかではなく、その効果の検証が困難であるため、租税特別措置等の効果を測ることができるより適切な測定指標を設定するか、又は、あらかじめ他の外部要因の影響度等を明らかにする必要がある。

注 背景にある政策の今日的な「合理性」及び補助金等他の政策手段と比した「相当性」については、評価書の説明では課題がみられたものの、点検過程で新たに示された＜点検結果表の別紙＞の説明も踏まえると、その説明・分析に不十分な点は認められない。

＜点検結果表の別紙＞

課題のみられた点検項目に関し点検過程で新たに示された説明

- ② 所期の目標が達成していない状況（評価書中8③「租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況」欄への補足説明）
 現行の特例措置は、原子力発電所の事故が、復旧・復興に時間を要し、また直接的な被害のみならず、風評被害が発生する等の特殊性をもっているところ、原子力発電所の事故の影響を大きく受ける福島県の復旧・復興を支援するために、避難解除区域における既存事業者（3/11時点で当該区域に事業所を有していた者）の事業再開の促進及び当該事業者の支援を目的として、平成24年4月に新設された。同年7月末時点で、避難解除区域にて事業再開している事業者は、約700者、当該区域内での事業再開に至っていない事業者は約200者。
- ③ 達成目標及び測定指標の設定（評価書中7③「租税特別措置等により達成しようとする目標」欄への補足説明）
 達成目標は、特例措置対象区域における既存事業者の帰還だが、時期については、原子力発電所事故の収束のめども立っておらず、被災事業者の帰還について見通しを立てることが難しいため、現時点で示すことは難しい。
- ④ 適用数等の実績把握（評価書中8①「適用数等」欄への補足説明）
 適用数等の実績については、本措置が平成24年度に創設した制度であり、実績がないため、把握できない。なお、評価書において「避難解除区域の特例措置の適用の要件となる、「福島県による確認」の件数のべ542件」と記載されているが、「福島県による確認」は特例措置の適用の要件の1つにすぎず、542件と適用実績との間に直接の関係はない。
- ⑤ 僅少・偏りのない状況（評価書中8①「適用数等」欄への補足説明）
 ④と同じ
- ⑥ 適用数等の将来予測（評価書中8①「適用数等」欄への補足説明）
 原子力発電所事故の収束のめども立っておらず、被災事業者の帰還やその収益等について見通しを立てることが難しいため、分析対象期間における適用数の見込みについて予測することは困難。
- ⑦ 減収額の実績把握（評価書中8②「減収額」欄への補足説明）
 平成24年度に創設した制度であり、減収額は把握していない。
- ⑧ 減収額の将来予測（評価書中8②「減収額」欄への補足説明）
 原子力発電所事故の収束のめども立っておらず、被災事業者の帰還やその収益等について見通しを立てることが難しいため、分析対象期間における減収額の見込みを示すことは困難。
- ⑨ 租税特別措置等の効果・達成目標の実現状況の実績把握（評価書中8③「租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況」欄への補足説明）
 ④と同じ

- ⑩ 租税特別措置等の効果・達成目標の実現状況の将来予測（評価書中8③「租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況」欄への補足説明）
 原子力発電所事故の収束のめども立っておらず、被災事業者の帰還について見通しを立てることが難しいため、達成目標の実現状況の将来予測は困難。
- ⑪ 税収減是認の効果の実績確認（評価書中8③「税収減を是認するような効果の有無」欄への補足説明）
 適用数等の実績については、本措置が平成24年度に創設した制度であり、実績がないため、把握できないが、一定程度、税収が減収したことが見込まれる。一方、税収減は一定程度あったものの、当該措置により、避難解除区域への事業者の帰還を促すという重要な効果（及びそれによる税収増の効果）があったと考えられる。
- ⑫ 税収減是認の効果の将来見込み（評価書中8③「税収減を是認するような効果の有無」欄への補足説明）
 原子力発電所事故の収束のめども立っておらず、被災事業者の帰還について見通しを立てることが難しいため、減収額の見込みを示すことはできないが、一定程度、税収が減少すると見込まれる。一方、税収減が一定程度発生するものの、当該措置により、避難指示解除準備区域等への事業者の帰還を促すという重要な効果（及びそれによる税収増の効果）が見込まれる。
- ⑬ 租特の手段をとる必要性・適切性（評価書中9①「租税特別措置等によるべき妥当性等」欄への補足説明）
 「ステップ2の完了を受けた警戒区域及び避難指示区域の見直しに関する基本的考え方及び今後の検討課題について」（平成23年12月26日原子力災害対策本部決定）に基づき、避難指示解除準備区域等が新たに設定されたところ、現在避難解除区域において認められている特例措置（特別償却、税額控除）と同様の特例措置を、避難指示解除準備区域等においても適用することが、必要かつ適切である。
- ⑭ 他の政策手段との役割分担（評価書中9②「他の支援措置や義務付け等との役割分担」欄への補足説明）
 他の手段として、「ふくしま産業復興企業立地補助金」があるが、これは事業再開等の際の初期投資に対する支援であるのに対し、税制は事業継続中における支援であり、支援する段階が異なるため、役割分担がなされている。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	避難解除区域に係る特例措置(当該区域へ復帰する事業者を支援するための、機械等の特別償却等)の避難指示解除準備区域への拡大(拡充) (国税35・地方税30(自動運動)) (個人住民税:義、法人住民税:義、事業税:義)
2	要望の内容	・ステップ2の完了により、原子力発電所の安全性が確認されたことから、平成24年4月1日以降順次、東京電力福島第一原子力発電所事故による避難指示区域の見直しが行われ、新たに避難指示解除準備区域、居住制限区域、帰還困難区域が設定されることとなった。 ・このうち、避難指示解除準備区域は、年間積算線量 20 ミリシーベルト以下となることが確実であることが確認された地域で、当面、避難指示が継続されることとなるが、除染等を迅速に行い、一日も早い住民の帰還を目指す地域である。また、住民の一時帰宅(ただし、宿泊は禁止)や、製造業や営農の再開等を柔軟に認めることとしている。 ・これらを踏まえ、当該地域における事業活動の再開促進を通じた地域産業の再生を実現するため、現在、避難解除区域に適用されている特例措置を避難指示解除準備区域等にも適用。
3	担当部局	経済産業省 経済産業政策局 地域経済産業グループ 立地環境整備課
4	評価実施時期	平成 24 年 8 月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	平成 24 年度 避難解除区域における特別償却又は税額控除制度の創設
6	適用又は延長期間	—
7	必要性等	① 政策目的及びその根拠 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 今般の警戒区域等の見直しの結果、避難指示解除準備区域が新たに設定されたが、同区域は、年間積算線量が 20 ミリシーベルト以下となることが確実で、当面、避難指示が継続されるが、除染等を迅速に行い、一日も早い帰還を目指す地域である。また、住民の一時帰宅、製造業等の事業再開等を柔軟に認めることとされている。 これらを踏まえ、避難指示の解除に向けて、同区域内に事業所を有していた既存事業者の帰還を促進すること、及び帰還者を支援すること。 《政策目的の根拠》 ●福島復興再生特別措置法 ●福島復興再生基本方針 3 福島の復興及び再生の基本理念・基本姿勢 (2)原子力災害による被害を受けた福島の特種な諸事情を踏まえた総合的かつ迅速な施策の実施 (略) 国は、上記の福島の安全の確保及び不安の解消のための取組にとどまら

			ず、これと産業の復興及び再生のための取組とを車の両輪と位置付け、規制等の特例や課税の特例、立地促進のための特例等を最大限に活用し、地域の特性や資源を活かした地域産業の振興、観光・交流の促進等地域が自主的かつ自立的に発展するための特別の取組を、総合的、迅速かつ大胆に進めることとする。
		② 政策体系における政策目的の位置付け	1. 経済成長
		③ 達成目標及び測定指標	《租税特別措置等により達成しようとする目標》 避難指示の解除に向けて、避難指示解除準備区域内に事業所を有していた既存事業者の帰還を支援すること。 《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 避難指示解除準備区域内に事業所を有していた既存事業者の帰還事業者数。 《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 避難指示解除準備区域内に事業所を有していた既存事業者の帰還を支援することで、地元雇用等の回復等につながり、被災地域の復興に資する。
8	有効性等	① 適用数等	避難解除区域の特例措置の適用の要件となる、「福島県による確認」の件数のべ 542 件(平成 24 年 8 月 22 日時点)
		② 減収額	—
		③ 効果・達成目標の実現状況	《政策目的の実現状況》(分析対象期間:平成 24 年 4 月～) 避難対象区域解除後に県の確認を受けた法人に対し、当該区域において取得等した事業用設備等の特別償却又は税額控除、被災被用者に対する給与等支給額の 20%を法人税額の 20%を限度として税額控除できる措置により、事業再開が促進されることが期待できる。 《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:平成 24 年 4 月～) 避難対象区域の解除後に県の確認を受けた法人に対し、当該区域において取得等した事業用設備等の特別償却又は税額控除、被災被用者に対する給与等支給額の 20%を法人税額の 20%を限度として税額控除できる措置により、事業再開が促進されることが期待できる。 《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間:平成 24 年 4 月～) 特例措置が避難指示解除準備区域に適用されない場合、避難指示の解除に向けて、同区域内に事業所を有していた既存事業者の帰還への支援が不十分となり、被災地域の雇用回復が遅れるおそれ。 《税収減を是認するような効果の有無》 避難指示解除準備区域内の事業所の事業再開を促進することで当該区域の雇用の回復が図られる。
9	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	平成 24 年 7 月末現在、約 20 の事業所が避難指示解除準備区域内で事業を再開していることを確認。 特例措置を当該区域に適用することにより、当該事業者を支援するとともに、未帰還事業者の当該区域への帰還を促す効果が期待できる。

		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	—
		③ 地方公共団体が協力する相当性	—
10	有識者の見解		—
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		—

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	避難解除区域等に係る特例措置（当該区域等へ復帰する事業者を支援するための、機械等の特別償却等）の新規事業者への適用	府省名	経済産業省
税目	所得税、法人税、法人住民税、事業税		
区分	<input type="checkbox"/> 新設	<input checked="" type="checkbox"/> 拡充	<input type="checkbox"/> 延長 <input type="checkbox"/> 事後

点検項目	評価の実施状況			課題
租税特別措置等の合理性				
① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け	<input checked="" type="checkbox"/> 明らか	<input type="checkbox"/> 明らかでない		
② 所期の目標が達成していない状況	<input type="checkbox"/> 達成されていない	<input type="checkbox"/> 達成されている	<input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	※
租税特別措置等の有効性				
③ 達成目標及び測定指標	<input type="checkbox"/> 定量化	<input checked="" type="checkbox"/> 定性的記述	<input type="checkbox"/> 説明なし	◎
④ 適用数等の実績把握	<input type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 定性的記述 <input checked="" type="checkbox"/> 把握なし	※
⑤ 僅少・偏りのない状況	<input type="checkbox"/> 説明あり		<input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	※
⑥ 適用数等の将来予測	<input type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 定性的記述 <input checked="" type="checkbox"/> 予測なし	※
⑦ 減収額の実績把握	<input type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input checked="" type="checkbox"/> 把握なし	※
⑧ 減収額の将来予測	<input type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input checked="" type="checkbox"/> 予測なし	※
⑨ 租特の効果・達成目標の実現状況の実績把握	<input type="checkbox"/> 把握あり		<input checked="" type="checkbox"/> 把握なし	※
⑩ 租特の効果・達成目標の実現状況の将来予測	<input type="checkbox"/> 予測あり		<input checked="" type="checkbox"/> 予測なし	※
⑪ 税収減是認の効果の実績確認	<input type="checkbox"/> 説明あり		<input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	※
⑫ 税収減是認の効果の将来見込み	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり		<input type="checkbox"/> 説明なし	※
租税特別措置等の相当性				
⑬ 租特の手段をとる必要性・適切性	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり		<input type="checkbox"/> 説明なし	
⑭ 他の政策手段との役割分担	<input type="checkbox"/> 他の政策手段はない	<input type="checkbox"/> 説明あり	<input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	※

「○」：評価書の説明・分析に課題（疑問点・問題点等）があるもの。
 「※」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題が解消したもの。
 「◎」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題の一部が解消したもの。（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）

【課題の説明】

政策目的に向けた手段としての「有効性」について説明・分析が不十分

以下のとおり、本租税特別措置等の検証を行うための達成目標及び測定指標について説明が不足している。

- ③ 本租税特別措置等の達成目標（既存事業者の事業再開と同等の税制上のインセンティブを与え、新規事業者を誘致することによって、迅速な雇用の回復を通じた被災者の帰還を促進すること）については、目標値（目標水準）が設定されておらず、どの時点でどのような状況になれば達成されたといえるのか不明であるため、その効果の検証が困難であることから、達成目標について目標値（目標水準）を設定することが必要である。
- ・ 本租税特別措置等の効果を把握するために設定されている測定指標（新規事業者数及び雇用の回復数）は、補助金等、他の政策手段の効果の影響を大きく受けるものである。このため、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかではなく、その効果の検証が困難であることから、租税特別措置等の効果を測ることができるより適切な測定指標を設定するか、又は、あらかじめ他の外部要因の影響度等を明らかにする必要がある。

注 背景にある政策の今日的な「合理性」及び補助金等他の政策手段と比した「相当性」については、評価書の説明では課題がみられたものの、点検過程で新たに示された点検結果表の別紙＞の説明も踏まえると、その説明・分析に不十分な点は認められない。

<点検結果表の別紙>

課題のみられた点検項目に関し点検過程で新たに示された説明

- ② 所期の目標が達成していない状況（評価書中8③<<租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況>>欄への補足説明）
 現行の特例措置は、東日本大震災の発生時（平成23年3月11日）に避難解除区域に事業所を有していた既存事業者の事業再開の促進及び当該事業者への支援に主眼を置いた制度であり、平成24年7月末時点で避難解除区域にて事業再開している事業者は約700事業者、当該区域内での事業再開に至っていない事業者は約200者。
- ③ 達成目標及び測定指標の設定（評価書中7③<<租税特別措置等により達成しようとする目標>>欄への補足説明）
 達成目標は、特例措置対象区域における既存事業者の帰還だが、時期については、原子力発電所事故の収束のめども立っておらず、新規事業者の誘致について見通しを立てることが難しいため、現時点で示すことは難しい。
- ④ 適用数等の実績把握（評価書中8①「適用数等」欄への補足説明）
 適用数等の実績については、本措置が平成24年度に創設した制度であり、実績がないため、把握できない。なお、評価書において「避難解除区域の特例措置の適用の要件となる、「福島県による確認」の件数のべ542件」と記載されているが、「福島県による確認」は特例措置の適用の要件の1つにすぎず、542件と適用実績との間に直接の関係はない。
- ⑤ 僅少・偏りのない状況（評価書中8①「適用数等」欄への補足説明）
 ④と同じ
- ⑥ 適用数等の将来予測（評価書中8①「適用数等」欄への補足説明）
 原子力発電所事故の収束のめども立っておらず、新規事業者の誘致等について見通しを立てることが難しいため、分析対象期間における適用数の見込みについて予測することは困難。
- ⑦ 減収額の実績把握（評価書中8②「減収額」欄への補足説明）
 平成24年度に創設した制度であり、減収額は把握していない。
- ⑧ 減収額の将来予測（評価書中8②「減収額」欄への補足説明）
 原子力発電所事故の収束のめども立っておらず、新規事業者の誘致等について見通しを立てることが難しいため、分析対象期間における減収額の見込みを示すことは困難。
- ⑨ 租税特別措置等の効果・達成目標の実現状況の実績把握（評価書中8③<<租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況>>欄への補足説明）
 ④と同じ
- ⑩ 租税特別措置等の効果・達成目標の実現状況の将来予測（評価書中8③<<租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況>>欄への補足説明）

原子力発電所事故の収束のめども立っておらず、新規事業者の誘致について見通しを立てることが難しいため、達成目標の実現状況の将来予測は困難。

- ⑪ 税収減是認の効果の実績確認（評価書中8③<<税収減を是認するような効果の有無>>欄への補足説明）
 適用数等の実績については、本措置が平成24年度に創設した制度であり、実績がないため、把握できないが、一定程度、税収が減収すると見込まれる。一方、税収減は一定程度あったものの、当該措置により、迅速な雇用の回復を通じた被災者の帰還を促すという重要な効果（及びそれによる税収増の効果）があったと考えられる。
- ⑫ 税収減是認の効果の将来見込み（評価書中8③<<税収減を是認するような効果の有無>>欄への補足説明）
 原子力発電所事故の収束のめども立っておらず、新規事業者の誘致について見通しを立てることが難しいため、税収減是認の効果の将来見込みは困難であるが、一定程度、税収が減少すると見込まれる。一方、税収減は一定程度発生するものの、当該措置により、迅速な雇用の回復を通じた被災者の帰還を促すという重要な効果（及びそれによる税収増の効果）があると考えられる。
- ⑬ 他の政策手段との役割分担（評価書中9②「他の支援措置や義務付け等との役割分担」欄への補足説明）
 他の支援策で、避難解除区域等への新規事業者の立地を促す支援措置として、「ふくしま産業復興企業立地補助金」があるが、同補助金は新規立地の際の初期投資に対する支援であるのに対し、本特例措置は立地が完了して事業を開始した後における支援であるため、役割分担がなされている。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	避難解除区域等に係る特例措置(当該区域等へ復帰する事業者を支援するための、機械等の特別償却等)の新規事業者への適用 (国税36・地方税31(自動運動)) (個人住民税:義、法人住民税:義、事業税:義)
2	要望の内容	<p>・現行の避難解除区域等(※)に係る特例措置(当該区域等へ復帰する事業者を支援するための、機械等の特別償却等)は、東日本大震災の発生時(平成23年3月11日)に避難解除区域等に事業所を有していた事業者のみ特例措置の対象となる。</p> <p>(※)税制の特例措置の対象区域を拡大するという要望が認められることを前提に避難解除区域等としている。以下、同じ。</p> <p>・東日本大震災により失われた当該地域の約1万人の雇用を回復するためには、東日本大震災の発生時に当該地域で活動していた事業者の事業再開の促進を強化することに加え、域外から新規事業者を誘致することが不可欠と考えられる。</p> <p>・よって、避難解除区域等に係る特例措置(当該区域等へ復帰する事業者を支援するための、機械等の特別償却等)の対象に新規事業者を追加する。</p>
3	担当部局	経済産業省 経済産業政策局 地域経済産業グループ 立地環境整備課
4	評価実施時期	平成24年8月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	平成24年度 避難解除区域における特別償却又は税額控除制度の創設
6	適用又は延長期間	—
7	必要性等	<p>① 政策目的及びその根拠</p> <p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 避難解除区域等では、今後、被災者の帰還を見据えて生活インフラ等の復旧に加え、働く場の確保が重要な課題となっている。</p> <p>現行の特例措置は、東日本大震災の発生時(平成23年3月11日)に避難解除区域に事業所を有していた既存事業者の事業再開を促進することに主眼が置かれた制度になっているが、約1万人に上る失われた雇用を回復するためには、既存事業者に加え、新規事業者の立地を促進する必要がある。</p> <p>したがって、既存事業者の事業再開と同等の税制上のインセンティブを与え、新規事業者を誘致することによって、迅速な雇用の回復を通じ、被災者の帰還を促進することを目指す。</p> <p>《政策目的の根拠》</p> <ul style="list-style-type: none"> ●福島復興再生特別措置法 ●福島復興再生基本方針 <p>3 福島の復興及び再生の基本理念・基本姿勢</p> <p>(2)原子力災害による被害を受けた福島の特種な諸事情を踏まえた総合的かつ迅速な施策の実施</p>

		(略)	<p>国は、上記の福島の安全の確保及び不安の解消のための取組とどまらず、これと産業の復興及び再生のための取組とを車の両輪と位置付け、規制等の特例や課税の特例、立地促進のための特例等を最大限に活用し、地域の特性や資源を活かした地域産業の振興、観光・交流の促進等地域が自主的かつ自立的に発展するための特別の取組を、総合的、迅速かつ大胆に進めることとする。</p>
		② 政策体系における政策目的の位置付け	1. 経済成長
		③ 達成目標及び測定指標	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》</p> <p>既存事業者の事業再開と同等の税制上のインセンティブを与え、新規事業者を誘致することによって、迅速な雇用の回復を通じた被災者の帰還を促進すること。</p> <p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》</p> <p>新規事業者数及び雇用の回復数。</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》</p> <p>既存事業者の事業再開と同等の税制上のインセンティブを与え、新規事業者を誘致することで、迅速な雇用の回復を通じ、被災者の帰還を促進する。</p>
8	有効性等	① 適用数等	避難解除区域の特例措置の適用の要件である、「福島県による確認」の件数のべ542件(平成24年8月22日時点)
		② 減収額	—
		③ 効果・達成目標の実現状況	<p>《政策目的の実現状況》(分析対象期間:平成24年4月～)</p> <p>避難対象区域の解除後に県の確認を受けた法人に対し、当該区域において取得等した事業用設備等の特別償却又は税額控除、被災被用者に対する給与等支給額の20%を法人税額の20%を限度として税額控除できる措置により、事業再開が促進されることが期待できる。</p> <p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:平成24年4月～)</p> <p>避難対象区域の解除後に県の確認を受けた法人に対し、当該区域において取得等した事業用設備等の特別償却又は税額控除、被災被用者に対する給与等支給額の20%を法人税額の20%を限度として税額控除できる措置により、事業再開が促進されることが期待できる。</p> <p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間:平成24年4月～)</p> <p>現行の特例措置は、東日本大震災の発生時(平成23年3月11日)に避難解除区域に事業所を有していた既存事業者の事業再開を促進することに主眼が置かれているが、1日でも早く雇用を回復し、被災者の帰還を促進するためには、既存事業者の再開に向けた取組の強化に加え、新規事業者の誘致に向けた施策を積極的に展開することが必要。</p> <p>特例措置が新規事業者に適用されない場合、雇用の回復が遅れるおそれ。</p> <p>《税収減を是認するような効果の有無》</p> <p>既存事業者の事業再開と同等の税制上のインセンティブを与え、新規事業者を誘致することによって、迅速な雇用の回復を通じ、被災者の帰還が促進される。</p>

9	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	地域の復興に不可欠な住民の帰還を促進するためには、生活インフラの復旧に加え、働く場の確保が不可欠。失われた1万人の雇用の確保のためには、既存事業者の事業再開に加え、新規事業所の立地を促進することが必要であり、既存事業所と同等の税のインセンティブを新規事業者にも付与することが妥当。
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	—
		③ 地方公共団体が協力する相当性	—
10	有識者の見解	—	
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	—	

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	車体課税の抜本的見直し（自動車税のグリーン化関連）	府省名	経済産業省
税目	自動車税		
区分	<input type="checkbox"/> 新設	<input checked="" type="checkbox"/> 拡充	<input type="checkbox"/> 延長 <input type="checkbox"/> 事後

点検項目	評価の実施状況			課題
租税特別措置等の合理性				
① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け	<input checked="" type="checkbox"/> 明らか	<input type="checkbox"/> 明らかでない		
② 所期の目標が達成していない状況	<input type="checkbox"/> 達成されていない	<input type="checkbox"/> 達成されている	<input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	◎
租税特別措置等の有効性				
③ 達成目標及び測定指標	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定性的記述	<input type="checkbox"/> 説明なし	◎
④ 適用数等の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 把握なし	
⑤ 僅少・偏りのない状況	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし			※
⑥ 適用数等の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 予測なし	※
⑦ 減収額の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 把握なし	
⑧ 減収額の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 予測なし	※
⑨ 租特の効果・達成目標の実現状況の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 把握あり <input type="checkbox"/> 把握なし			○
⑩ 租特の効果・達成目標の実現状況の将来予測	<input type="checkbox"/> 予測あり <input checked="" type="checkbox"/> 予測なし			○
⑪ 税収減是認の効果の実績確認	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし			○
⑫ 税収減是認の効果の将来見込み	<input type="checkbox"/> 説明あり <input checked="" type="checkbox"/> 説明なし			○
租税特別措置等の相当性				
⑬ 租特の手段をとる必要性・適切性	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし			○
⑭ 他の政策手段との役割分担	<input type="checkbox"/> 他の政策手段はない	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし		

「○」：評価書の説明・分析に課題（疑問点・問題点等）があるもの。
 「※」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題が解消したもの。
 「◎」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題の一部が解消したもの（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）。

【課題の説明】

- 背景にある政策の今日的な「合理性」について説明・分析が不十分
 - ② 前回要望時における本租税特別措置等により達成しようとする目標及びその達成状況は説明されているが、前回要望時の目標が達成されている場合は引き続き実施する理由、達成されていない場合はその原因分析が記載されていないため、本租税特別措置等を引き続き実施する合理性を明らかにする必要がある。
 - 政策目的に向けた手段としての「有効性」について説明・分析が不十分
 - (1) 以下のとおり、本租税特別措置等の検証を行うための測定指標について説明が不足している。
 - ③ 本租税特別措置等の効果を把握するために設定されている測定指標（自動車税グリーン化の軽減対象者新規登録台数、新車販売台数に占める次世代自動車の割合及び国内自動車販売台数の推移）は、補助金等の政策手段の効果や経済情勢等の要因の影響を大きく受けるものである。このため、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかではなく、その効果の検証が困難であることから、租税特別措置等の効果を測ることができるより適切な測定指標を設定するか、又は、あらかじめ他の外部要因の影響度等を明らかにする必要がある。
 - (2) 以下のとおり、税収減を是認するような有効性（費用対効果）の説明が不足している。

[過去の実績]

 ⑪ 減収額と効果を対比すべきところ対比を行わずに、本租税特別措置等の効果のみを説明しており、過去における税収減を是認するような効果を適切に説明する必要がある。
 また、税収減を是認するような効果について説明するために用いる次の点検項目についても説明が不足している。
 - ⑨ 本租税特別措置等の効果・達成目標の実現状況について、「大きな効果を発揮している」と説明しているが、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかでない測定指標（③参照）を用いているため、適切な測定指標を用いて、本租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況を説明する必要がある。

[将来の見込み]

 ⑫ 将来において、税収減を是認するような効果が発現するのかがについて説明されていないため、本租税特別措置等の税収減を是認するような効果の見込みについて、減収額と達成目標の実現状況を用いて説明する必要がある。
 また、税収減を是認するような効果の見込みについて説明するために用いる次の点検項目についても説明が不足している。
 - ⑩ 本租税特別措置等の効果・達成目標の実現状況について予測されていないため、当該効果・達成目標の実現状況の見込みを明らかにする必要がある。
- 補助金等の政策手段と比した「相当性」について説明・分析が不十分
 - ⑬ 政策目的の実現に当たって、本租税特別措置等の手段をとることが必要かつ適切であることについて、本租税特別措置等の必要性について説明されているものの、補助金等、他の政策手段と比較した上で説明されていないため、他の政策手段との比較を

行うことにより、租税特別措置等の相当性を説明する必要がある。

<点検結果表の別紙>

課題のみられた点検項目に関し点検過程で新たに示された説明

- ② 所期の目標が達成していない状況（評価書中8③《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》欄への補足説明）
 租税特別措置等により達成しようとする目標として、乗用車の新車販売に占める次世代自動車の割合を2020年までに最大50%と記載しており、前回要望時からは変更していない。
 達成状況については、新車販売に占める次世代自動車の割合が平成21年度11%、22年度12%、23年度16%となっており、前回要望時実績（21年度）から目標の達成に近づいている。
- ③ 達成目標及び測定指標の設定（評価書中7③《租税特別措置等により達成しようとする目標》欄への補足説明）
 目標達成時期は、閣議決定に定められた達成時期を用いている。
- ⑤ 僅少・偏りのない状況（評価書中8①「適用数等」欄への補足説明）
 適用台数（国土交通省データ）は百万台超と多数にのぼっており、想定外に希少という状況ではない。また、本租特は軽減対象となる自動車を取得した者はすべからく適用を受けることが出来る制度であり、特定業種、特定地域の住民といった偏ったものが恩恵を受ける制度ではない。
- ⑥ 適用数等の将来予測（評価書中8①「適用数等」欄への補足説明）及び
 「クリーンディーゼル自動車販売見込み台数：27,490台」については企業からのヒアリングによるもの。
- ⑧ 減収額の将来予測（評価書中8②「減収額」欄への補足説明）
 ⑥のとおり。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	車体課税の抜本的見直し(自動車税のグリーン化関連) (地方税法附則第12条の3、地方税法施行規則附則第5条・第5条の2) (地方税1)(自動車税:外)
2	要望の内容	○車体課税の抜本的見直しとして自動車重量税(国税)の廃止、自動車取得税(地方税)の廃止を要望しているが、自動車取得税、自動車重量税の廃止に伴うエコカー減税廃止後においても環境対応車の普及促進のためグリーン化を拡充する。 ○次世代自動車として普及を促進しているクリーンディーゼル自動車を自動車税のグリーン化特例の対象車に追加する。
3	担当部局	製造産業局自動車課
4	評価実施時期	平成24年8月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	(自動車税のグリーン化の経緯) ○平成13年度創設 ○平成15年度 ・平成12年排出ガス基準達成車のうち☆車、☆☆車を軽課対象から除外 ・軽減措置を新規登録から2年間から1年間に短縮 ○平成16年度 ・平成17年排出ガス基準値に見直し ○平成18年度 ・燃費基準超過達成値を+20%及び+10%に変更 ○平成20年度 ・メタノール自動車を除外 ・燃費基準超過達成値を+25%及び+15%に変更 ○平成22年度 ・プラグインハイブリッド自動車を追加 ・燃費基準+15%超過達成車を対象から除外 ○平成24年度 ・平成27年度燃費基準値に見直し ・軽減率を25%及び50%と段階的に設定
6	適用又は延長期間	平成24年度～平成25年度
7	必要性等	① 政策目的及びその根拠 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 ① 社会保障・税一体改革大綱(平成24年2月17日閣議決定)等に基づき、自動車取得税及び自動車重量税について、「廃止、抜本的な見直しを強く求める」等とした平成24年度税制改正における与党の重点要望に沿って、国・地方を通じた関連税制のあり方の見直しを行い、安定的な財源を確保した上で、地方財政にも配慮しつつ、簡素化、負

		<p>担の軽減、グリーン化の観点から、見直しを行う。また、社会保障と税一体改革に関する三党実務者間会合合意文書(平成24年6月15日)に基づき、第7条第1号力の規定に沿って抜本的見直しを行うこととし、消費税率(国・地方)の8%への引上げ時までに結論を得る。</p> <p>② 自動車取得税、自動車重量税の廃止に伴うエコカー減税の廃止後においても、環境・エネルギー制約に対応するため、グリーン化の観点から次世代自動車をはじめとする環境性能に優れた自動車の普及促進を図る。</p> <p>③ 特にクリーンディーゼル自動車をはじめとした次世代自動車は、我が国自動車産業が先行して開発、市場投入しており、有望な成長分野。普及拡大により更なる競争力強化を図る。乗用車の新車販売に占める次世代自動車の割合を、2020年までに最大で50%、2030年までに最大で70%とすることを目指す。</p> <p>《政策目的の根拠》</p> <p>○所得税法等の一部を改正する法律(平成21年法律13号)附則第104条第3項 四 自動車関係諸税については、簡素化を図るとともに、厳しい財政事情、環境に与える影響等を踏まえつつ、税制の在り方及び暫定税率(租税特別措置法及び地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)附則に基づく特例による税率をいう。)を含む税率の在り方を総合的に見直し、負担の軽減を検討すること。</p> <p>○社会保障・税一体改革大綱(平成24年2月) 自動車取得税及び自動車重量税については、「廃止、抜本的な見直しを強く求める」等とした平成24年度税制改正における与党の重点要望に沿って、国及び地方を通じた関連税制のあり方の見直しを行い、安定的な財源を確保した上で、地方財政にも配慮しつつ、簡素化、負担の軽減、グリーン化の観点から、見直しを行う。</p> <p>○社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律案(議員修正後) (税制に関する抜本的な改革及び関連する諸施策に関する措置)第七条 カ 自動車取得税及び自動車重量税については、国及び地方を通じた関連税制の在り方の見直しを行い、安定的な財源を確保した上で、地方財政にも配慮しつつ、簡素化、負担の軽減及びグリーン化(環境への負荷の低減に資するための施策をいう。)の観点から、見直しを行う。</p> <p>○社会保障・税一体改革に関する三党実務者間会合合意文書(平成24年6月15日) 自動車取得税及び自動車重量税については、第7条第1号ワ(※法案修正後はカ)の規定に沿って抜本的見直しを行うこととし、消費税率(国・地方)の8%への引上げ時までに結論を得る。</p> <p>○京都議定書目標達成計画(平成20年3月) 燃費性能の優れた自動車やクリーンエネルギー自動車の普及等の対策・施策を推進する。</p> <p>○低炭素社会づくり行動計画(平成20年7月) 次世代自動車(ハイブリッド自動車、電気自動車、プラグインハイブリッド自動車、燃料電池自動車、クリーンディーゼル車、CNG自動車等)について、2020年までに新車販売のうち2台に1台の割合で導入するという野心的な目標の実現を目指す。</p>
--	--	---

	<p>○新成長戦略（平成22年6月）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・次世代自動車（エコカー等）の普及促進 ・購入補助や環境負荷に応じた税制上のインセンティブの付与 ・新車販売に占める次世代自動車の割合を最大で50%に <p>○日本再生戦略（平成24年7月）</p> <p>2020年までに実現すべき成果目標として、新車販売に占める次世代自動車の割合を最大で50%</p>
② 政策体系における政策目的の位置付け	1. 経済成長
③ 達成目標及び測定指標	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》</p> <p>① 社会保障・税一体改革大綱等に基づき、自動車取得税、自動車重量税については、消費税率8%への引上げ時までに簡素化、負担の軽減、グリーン化を実現。</p> <p>② 自動車市場の拡大を通じて自動車産業ひいては日本経済全体の活性化を図る。</p> <p>③ 環境性能に優れた自動車の普及促進のため、2020年までに実現すべき成果目標として新車販売に占める次世代自動車の割合を最大で50%とする。</p> <p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》</p> <p>＜自動車税グリーン化の軽減対象車新規登録台数(国土交通省試算)＞</p> <p>平成19年度 164万台 平成20年度 118万台 平成21年度 220万台 平成22年度 177万台 平成23年度 200万台</p> <p>＜新車販売台数に占める次世代自動車の割合(経済産業省調べ)＞</p> <p>平成21年度 11% 平成22年度 12% 平成23年度 16%</p> <p>＜国内自動車販売台数の推移(日本自動車工業会データベース)＞</p> <p>平成19年度 532万台 平成20年度 470万台 平成21年度 488万台 平成22年度 460万台 平成23年度 475万台</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》</p> <p>○平成23年度において、新車登録の約6割が自動車税グリーン化の軽減対象車となっており、環境性能に優れた自動車の普及に大きな効果を発揮している。</p> <p>＜自動車税グリーン化の軽減対象車新規登録台数(国土交通省試算)＞</p>

		<p>平成19年度 164万台 平成20年度 118万台 平成21年度 220万台 平成22年度 177万台 平成23年度 200万台</p> <p>○エコカー減税(平成21年度から措置)の導入により、環境性能に優れた自動車の普及が進んでおり、自動車税グリーン化とあわせて、税負担の軽減による普及促進効果は大きい。</p> <p>＜新車販売に占めるエコカー減税対象車の割合(自動車工業会公表情報)＞</p> <p>平成21年度 65.1% 平成22年度 76.7% 平成23年度 81.9%</p>
8 有効性等	① 適用数等	<p>＜自動車税グリーン化の軽減対象車新規登録台数(国土交通省試算)＞</p> <p>平成19年度 164万台 平成20年度 118万台 平成21年度 220万台 平成22年度 177万台 平成23年度 200万台</p> <p>本措置の適用数量は想定以上に僅少ではなく、また適用要件を満たす全ての自動車を対象であるため、特定の者に偏ってはいない。</p>
	② 減収額	<p>○過去5年間の軽減額試算 ○過去5年間の重課額試算</p> <p>平成18年度 ▲172億円 平成19年度 193億円 (18年度登録) 平成19年度 ▲224億円 平成20年度 203億円 (19年度登録) 平成20年度 ▲192億円 平成21年度 205億円 (20年度登録) 平成21年度 ▲224億円 平成22年度 211億円 (21年度登録) 平成22年度 ▲249億円 平成23年度 241億円 (22年度登録) (国土交通省試算) (国土交通省試算)</p> <p>○クリーンディーゼル自動車の対象追加による減収見込額</p> <p>平成25年度 ▲6.2億円 (経済産業省試算)</p> <p>※積算根拠</p> <p>①平成25年度のクリーンディーゼル自動車販売見込み台数 : 27490台</p> <p>②クリーンディーゼル自動車1台あたりの自動車税の課税額 45000円/年 (販売台数の最も多いCX-5を想定)</p> <p>③自動車税のグリーン化特例による減税率 50%(次世代自動車)</p>

③ 効果・達成目標の実現状況	<p>《政策目的の実現状況》(分析対象期間:平成21年度～平成27年度)</p> <p>○平成23年度において、新車登録の約6割が自動車税グリーン化の軽減対象車となっており、環境性能に優れた自動車の普及に大きな効果を発揮している。</p> <p><自動車税グリーン化の軽減対象車新規登録台数(国土交通省試算)></p> <p>平成19年度 164万台 平成20年度 118万台 平成21年度 220万台 平成22年度 177万台 平成23年度 200万台</p> <p>○エコカー減税(平成21年度から措置)の導入により、環境性能に優れた自動車の普及が進んでおり、自動車税グリーン化とあわせて、税負担の軽減による普及促進効果は大きい。</p> <p><新車販売に占めるエコカー減税対象車の割合(自動車工業会公表情報)></p> <p>平成21年度 65.1% 平成22年度 76.7% 平成23年度 81.9%</p>
	<p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:平成20年度～平成26年度)</p> <p>○平成23年度において、新車登録の約6割が軽減対象車となっており、環境性能に優れた自動車の普及に大きな効果を発揮している。</p> <p><自動車税グリーン化の軽減対象車新規登録台数(国土交通省試算)></p> <p>平成19年度 164万台 平成20年度 118万台 平成21年度 220万台 平成22年度 177万台 平成23年度 200万台</p>
	<p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(平成21年度～平成27年度)</p> <p>○日本再生戦略等において、2020年までに実現すべき成果目標として新車販売に占める次世代自動車の割合を最大で50%という目標を掲げているが、これは必要案政策支援を積極的に講じた場合の目標であるため、本措置が講じられなかった場合は、この目標の達成は困難。</p> <p>○自動車税グリーン化の導入により、環境性能に優れた自動車の普及は着実に進展しており、平成23年度では、新車登録の約6割が自動車税グリーン化の軽減対象車となっている。本措置が講じられなかった場合には、これまでの水準の維持は困難。</p> <p><自動車税グリーン化の軽減対象車新規登録台数(国土交通省試算)></p> <p>平成19年度 164万台 平成20年度 118万台 平成21年度 220万台 平成22年度 177万台</p>

9 相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	<p>平成23年度 200万台</p> <p>《税収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:平成21年度～平成27年度)</p> <p>○平成23年度において、新車登録の約6割が自動車税グリーン化の軽減対象車となっており、環境性能に優れた自動車の普及に大きな効果を発揮している。</p> <p><自動車税グリーン化の軽減対象車新規登録台数(国土交通省試算)></p> <p>平成19年度 164万台 平成20年度 118万台 平成21年度 220万台 平成22年度 177万台 平成23年度 200万台</p> <p>○エコカー減税(平成21年度から措置)の導入により、環境性能に優れた自動車の普及が進んでおり、自動車税グリーン化とあわせて、税負担の軽減による普及促進効果は大きい。</p> <p><新車販売に占めるエコカー減税対象車の割合(自動車工業会公表情報)></p> <p>平成21年度 65.1% 平成22年度 76.7% 平成23年度 81.9%</p>
		<p>○エコカー減税(平成21年度から措置)等により、環境性能に優れた自動車の普及が進んでおり、税負担の軽減による効果は大きい。そのため、税制上の優遇措置を講じることが妥当。</p> <p><新車販売に占めるエコカー減税対象車の割合(自動車工業会公表情報)></p> <p>平成21年度 65.1% 平成22年度 76.7% 平成23年度 81.9%</p>
		<p>② 他の支援措置や義務付け等との役割分担</p> <p>○クリーンエネルギー自動車等導入促進対策費補助金)</p> <p>ー平成24年度予算額:292億円</p> <p>ー電気自動車等の購入者に対し、ベース車両との価格差の1/2以内を補助</p> <p>環境・エネルギー制約への対応の観点から、優れた環境性能を有する電気自動車、プラグインハイブリッド自動車、クリーンディーゼル自動車の普及促進を図る。</p> <p>税制改正要望の目的は自動車取得税、重量税等の廃止、抜本的見直しを通じて自動車産業ひいては日本経済の活性化を図りつつ、環境性能に優れた自動車の普及を進めることにある。一方で、上記補助金の目的は、環境性能に優れた自動車の中でも特に、従来車との価格差が大きい電気自動車、プラグイン・ハイブリッド自動車、クリーンディーゼル自動車について、初期需要を促すために購入補助を行うものである</p>

	<p>④ 地方公共団体が協力する相当性</p>	<p>① 道路特定税源の廃止により、自動車取得税及び自動車重量税は課税根拠を喪失したにも関わらず、取得段階では消費税と自動車取得税の二重課税となっており、保有段階でも自動車重量税のほかに自動車税（又は軽自動車税）の2つの税が課されており、複雑かつ過大な負担を強いている。特に移動手段を車に依存せざるをえず、複数台を保有する場合は多い地方ほど負担が重い。</p> <p>② 自動車産業は裾野が広く、他産業への波及効果も極めて大きい。また、関連産業を含めて500万人超（全就業人口の約1割）の雇用を生み出している基幹産業。自動車産業の活性化は、関連産業全体の活性化につながり、ひいては地方を含む日本経済全体の活性化につながる。</p> <p>③ 上記のとおり、車体課税の負担軽減、環境対応車の普及促進を通じた国内自動車市場の活性化は、地方経済の活性化にも資する。</p> <p>④ また、環境性能に優れた自動車の普及は、国全体で取り組むべき温暖化対策や、地域住民の生活に直結する大気汚染防止の観点からも重要な施策であることから、地方公共団体に協力を求めることは妥当。</p>
<p>10</p>	<p>有識者の見解</p>	
<p>11</p>	<p>前回の事前評価又は事後評価の実施時期</p>	<p>平成19年度事後評価書 （26. エネルギーの高度利用・エネルギー源の多様化） 平成20年度事後評価書 （15. ものづくり産業振興）</p>

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	ガス供給業に係る大口需要向けの託送料金を控除する収入割の特例措置	府省名	経済産業省
税目	事業税		
区分	<input type="checkbox"/> 新設	<input type="checkbox"/> 拡充	<input checked="" type="checkbox"/> 延長
			<input type="checkbox"/> 事後

点検項目	評価の実施状況			課題
租税特別措置等の合理性				
① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け	<input checked="" type="checkbox"/> 明らか		<input type="checkbox"/> 明らかでない	
② 所期の目標が達成していない状況	<input type="checkbox"/> 達成されていない	<input checked="" type="checkbox"/> 達成されている	<input type="checkbox"/> 説明なし	※
租税特別措置等の有効性				
③ 達成目標及び測定指標	<input type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定性的記述	<input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	◎
④ 適用数等の実績把握	<input type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 定性的記述	<input checked="" type="checkbox"/> 把握なし
⑤ 僅少・偏りのない状況	<input type="checkbox"/> 説明あり		<input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	※
⑥ 適用数等の将来予測	<input type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 定性的記述	<input checked="" type="checkbox"/> 予測なし
⑦ 減収額の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 把握なし	※
⑧ 減収額の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 予測なし	※
⑨ 租特の効果・達成目標の実現状況の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 把握あり		<input type="checkbox"/> 把握なし	○
⑩ 租特の効果・達成目標の実現状況の将来予測	<input type="checkbox"/> 予測あり		<input checked="" type="checkbox"/> 予測なし	○
⑪ 税収減是認の効果の実績確認	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり		<input type="checkbox"/> 説明なし	○
⑫ 税収減是認の効果の将来見込み	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり		<input type="checkbox"/> 説明なし	○
租税特別措置等の相当性				
⑬ 租特の手段をとる必要性・適切性	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり		<input type="checkbox"/> 説明なし	※
⑭ 他の政策手段との役割分担	<input checked="" type="checkbox"/> 他の政策手段はない	<input type="checkbox"/> 説明あり	<input type="checkbox"/> 説明なし	

「○」：評価書の説明・分析に課題（疑問点・問題点等）があるもの。
 「※」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題が解消したもの。
 「◎」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題の一部が解消したもの（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）。

【課題の説明】

政策目的に向けた手段としての「有効性」について説明・分析が不十分

- (1) 以下のとおり、本租税特別措置等の検証を行うための測定指標について説明が不足している。
- ③ 本租税特別措置等の効果を把握するための測定指標が設定されていないため、その効果の検証が困難であることから、これを設定する必要がある。
- (2) 以下のとおり、税収減を是認するような有効性（費用対効果）の説明が不足している。

[過去の実績]

⑪ 減収額と効果を対比すべきところ対比を行わずに、本租税特別措置等の効果のみを説明しており、過去における税収減を是認するような効果を適切に説明する必要がある。

また、税収減を是認するような効果について説明するために用いる次の点検項目についても説明が不足している。

⑨ 租税特別措置等の効果・達成目標の実現状況について、定性的に「課税の公平性を確保することができた」と説明しているが、測定指標が設定されておらず、また、本租税特別措置等との程度新規参入比率の向上に寄与したかが明らかでないため（③参照）、適切な測定指標を用いて、本租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況を説明する必要がある。

[将来の見込み]

⑫ 減収額と効果を対比すべきところ対比を行わずに、本租税特別措置等の効果のみを説明しており、将来における税収減を是認するような効果を適切に説明する必要がある。

また、税収減を是認するような効果の見込みについて説明するために用いる次の点検項目についても説明が不足している。

⑩ 租税特別措置等の効果・達成目標の実現状況について予測されていないため、本租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況の見込みを明らかにする必要がある。

注 背景にある政策の今日的な「合理性」及び補助金等他の政策手段と比した「相当性」については、評価書の説明では課題がみられたものの、点検過程で新たに示された＜点検結果表の別紙＞の説明も踏まえると、その説明・分析に不十分な点は認められない。

<点検結果表の別紙>

課題のみられた点検項目に関し点検過程で新たに示された説明

- ② 所期の目標が達成していない状況（評価書中8③「租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況」欄への補足説明）
平成23年度においては、全大口供給量のうち一般ガス事業者以外の者による大口供給量の占める割合が、17%に達している。同割合は、公平な競争環境が整備された結果、事業者間の競争が活性化されたことを示す指標と考える。今後とも、公平な競争環境を整備し、ガス市場の活性化を図るためには、引き続き措置の継続が必要であり、さらに同割合が伸びることが期待されるが、本指標の変化は事業者間の競争が活性化していることを示すものの、どの水準になれば目的を達成するという性質のものではない。
- ③ 達成目標及び測定指標の設定（評価書中7③「租税特別措置等により達成しようとする目標」欄への補足説明）
本措置の目的は、課税の公平性を確保することによりガス自由化市場の公平な競争環境を整備すること。効率的かつ安定的なガス供給を実現するための本特例措置の必要性については、ガス市場の完全な自由化等の抜本的な制度改革が行われるまでの間は、今後も変わることがないが、現時点でその時期を明記することは不可能。
- ④ 適用数等の実績把握（評価書中8①「適用数等」欄への補足説明）
適用数については、分析対象期間のうち、本特例措置の適用が開始された平成20年以降における適用事業者数である。
- ⑤ 僅少・偏りのない状況（評価書中8①「適用数等」欄への補足説明）
ガスの大口市場への新規参入については、多額の設備投資や、供給のためガスの安定的な調達が必要とされるため、相応の経営体力のある主体が参入することが想定されており、4社という適用数が、想定外に僅少であったり、想定外に特定のものに偏っているというものではない。
- ⑥ 適用数等の将来予測（評価書中8①「適用数等」欄への補足説明）
適用数については、分析対象期間のうち、本特例措置の適用が開始された平成20年以降における適用事業者数である。また将来における適用数の見込みについては、「3」となる。（別紙参照）
- ⑦ 減収額の実績把握（評価書中8②「減収額」欄への補足説明）
減収額の実績は以下の通り。
平成20：41百万円、平成21：37百万円、平成22：40百万円
- ⑧ 減収額の将来予測（評価書中8②「減収額」欄への補足説明）
将来における適用数は、3社の見込みであり、減収が過小となっている可能性はない（別紙も参照）。

- ⑬ 租特の手段をとる必要性・適切性（評価書中9①「租税特別措置等によるべき妥当性等」欄への補足説明）

本措置の目的は、特定の事業者に対する優遇措置ではなく、託送料相当額に対する二重課税を排除し、既存事業者と新規参入者のイコールフットィングを確保することにより、公平な競争環境を整備することである。ガス市場の完全な自由化等の抜本的な制度改革が予定されていない現状においては、他の政策手段はないと考えられる。

減収見込額の積算内訳

(ガス供給業に係る大口需要向け託送料金を控除する収入割の特例措置)

年度	事業者数	託送供給量 (百万MJ)	支払託送料 (百万円) a	減収見込額 (百万円) a × 1.267%	変動要因等
H24	3	46,611	3,220	40.8	
H25	3	44,458	3,474	44.0	新規契約等に伴う託送供給量の増加により、支払託送料は増加する見込み。なお一部の事業者で、既存需要家の負荷率の悪化を予想していることから、託送供給量全体としては減少の見込み。
H26	3	52,373	4,119	52.2	一部の事業者で、新規契約等に伴う託送供給量の大幅な増加を見込んでいる。

出典：新規参入者へのアンケート調査

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	ガス供給業に係る大口需要向けの託送料金を控除する収入割の特例措置
2	要望の内容	ガス供給業の法人事業税の課税標準となる収入金額から自由化対象需要に応じるガスの供給に係る収入金額のうち託送料相当額を控除する。
3	担当部局	資源エネルギー庁 電力・ガス事業部 ガス市場整備課
4	評価実施時期	平成24年9月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	平成20年度 創設(2年間の特例措置) 平成22年度 3年間の延長
6	適用又は延長期間	平成25年4月1日～平成28年3月31日(3年間)
7	必要性等	①：政策目的及びその根拠 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 効率的かつ安定的なガス供給を実現するため、経営の効率化による料金の低廉化、事業機会の提供を通じた事業者間の競争の活性化及び新規参入者による大口需要家向け市場への参入の促進を図る。 《政策目的の根拠》 エネルギー・環境に関する選択肢(平成24年6月29日、エネルギー・環境会議決定)において、「国民一人一人が需要家として、あるいはエネルギーの生産者として、主体的にエネルギーを選択することが必要となる。多様な主体が参画できる、需要家主体、分散型の新しいエネルギーシステムに転換していく。この重点としてエネルギー・電力システム改革を実行する。」とされている。 (参考) 平成22年6月に閣議決定された「エネルギー基本計画」においても、ガス供給網の拡大強化を図るため、「ガスの託送供給制度の改善等によるガス導管網等の第三者利用の促進、パイプラインの相互連結の促進等を図る。」とされている。
		②：政策体系における政策目的の位置付け 3. 資源エネルギー・環境政策
		③：達成目標及び測定指標 《租税特別措置等により達成しようとする目標》 ガスの自由化市場の公平な競争環境を整備すること、課税の公平性を確保すること。 《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 — 《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 特例措置により、ガスの自由化市場の公平な競争環境を整備すること、課税の公平性を確保することを達成している。
8	有効性等	①：適用数等 4

	② 減収額	42百万円(平成23年度)																																										
	③ 効果・達成目標の実現状況	<p>《政策目的の実現状況》(分析対象期間:平成19年度~23年度)</p> <p>一般ガス事業者及び新規参入者による大口供給 単位:百万立米/46MJ</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th></th> <th>H19FY</th> <th>H20FY</th> <th>H21FY</th> <th>H22FY</th> <th>H23FY</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>総販売量(A)</td> <td>34,802</td> <td>33,969</td> <td>33,614</td> <td>35,732</td> <td>36,753</td> </tr> <tr> <td>一般ガス事業者による大口供給</td> <td>19,028</td> <td>18,500</td> <td>18,074</td> <td>19,058</td> <td>19,844</td> </tr> <tr> <td>新規参入者による大口供給(B)</td> <td>2,137</td> <td>2,569</td> <td>2,822</td> <td>3,641</td> <td>4,073</td> </tr> <tr> <td>全大口供給量(C)</td> <td>21,165</td> <td>21,068</td> <td>20,895</td> <td>22,699</td> <td>23,918</td> </tr> <tr> <td>総販売量に占める大口供給量の割合 C/A</td> <td>60.8%</td> <td>62.0%</td> <td>62.2%</td> <td>63.5%</td> <td>65.1%</td> </tr> <tr> <td>全大口供給量に占める新規参入者の大口供給量の割合 B/C</td> <td>10.1%</td> <td>12.2%</td> <td>13.5%</td> <td>16.0%</td> <td>17.0%</td> </tr> </tbody> </table> <p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》 (分析対象期間:平成20~23年度) ガスの自由化市場の公平な競争環境が設けられたことにより、新規参入比率が高まるとともに、課税の公平性を確保することができた。</p> <p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》 ガスの自由化市場の公平な競争環境が損なわれ、ガス需要家の利益が阻害される。また、課税の公平性が失われる。</p> <p>《税収減を是認するような効果の有無》 ガスの自由化市場の公平な競争環境が維持され、一層の競争促進が図られることにより、ガス需要家の享受する利益が拡大するとともに、課税の公平性を確保することができる。</p>		H19FY	H20FY	H21FY	H22FY	H23FY	総販売量(A)	34,802	33,969	33,614	35,732	36,753	一般ガス事業者による大口供給	19,028	18,500	18,074	19,058	19,844	新規参入者による大口供給(B)	2,137	2,569	2,822	3,641	4,073	全大口供給量(C)	21,165	21,068	20,895	22,699	23,918	総販売量に占める大口供給量の割合 C/A	60.8%	62.0%	62.2%	63.5%	65.1%	全大口供給量に占める新規参入者の大口供給量の割合 B/C	10.1%	12.2%	13.5%	16.0%	17.0%
	H19FY	H20FY	H21FY	H22FY	H23FY																																							
総販売量(A)	34,802	33,969	33,614	35,732	36,753																																							
一般ガス事業者による大口供給	19,028	18,500	18,074	19,058	19,844																																							
新規参入者による大口供給(B)	2,137	2,569	2,822	3,641	4,073																																							
全大口供給量(C)	21,165	21,068	20,895	22,699	23,918																																							
総販売量に占める大口供給量の割合 C/A	60.8%	62.0%	62.2%	63.5%	65.1%																																							
全大口供給量に占める新規参入者の大口供給量の割合 B/C	10.1%	12.2%	13.5%	16.0%	17.0%																																							
9	相当性	<p>① 租税特別措置等によるべき妥当性等</p> <p>事業税の課税標準の算定にあたり、「自由化対象需要家向けのガス託送料金相当額」を収入金額から控除することは、課税の公平性の観点から、施策の適正な執行を図るものであり妥当なものと考ええる。</p> <p>② 他の支援措置や義務付け等との役割分担</p> <p>他の支援措置はない。</p> <p>③ 地方公共団体が協力する相当性</p> <p>ガスの大口需要家向け市場において、公平な競争環境を整備することにより、地域の活性化につながる。</p>																																										
10	有識者の見解	—																																										
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	—																																										

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	電気供給業に係る法人事業税の課税方式の変更	府省名	経済産業省
税目	事業税		
区分	<input checked="" type="checkbox"/> 新設	<input type="checkbox"/> 拡充	<input type="checkbox"/> 延長 <input type="checkbox"/> 事後

点検項目	評価の実施状況			課題
租税特別措置等の合理性				
① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け	<input type="checkbox"/> 明らか	<input checked="" type="checkbox"/> 明らかでない		<input type="checkbox"/>
租税特別措置等の有効性				
③ 達成目標及び測定指標	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定性的記述	<input type="checkbox"/> 説明なし	<input type="checkbox"/>
⑥ 適用数等の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 予測なし	
⑧ 減収額の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 予測なし	<input type="checkbox"/>
⑩ 租特の効果・達成目標の実現状況の将来予測	<input type="checkbox"/> 予測あり	<input checked="" type="checkbox"/> 予測なし		<input type="checkbox"/>
⑫ 税収減是認の効果の将来見込み	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり		<input type="checkbox"/> 説明なし	<input type="checkbox"/>
租税特別措置等の相当性				
⑬ 租特の手段をとる必要性・適切性	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり		<input type="checkbox"/> 説明なし	
⑭ 他の政策手段との役割分担	<input type="checkbox"/> 他の政策手段はない	<input type="checkbox"/> 説明あり	<input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	※

「○」：評価書の説明・分析に課題（疑問点・問題点等）があるもの。
 「※」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題が解消したもの。
 「◎」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題の一部が解消したもの（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）。

【課題の説明】

- 1 背景にある政策の今日的な「合理性」について説明・分析が不十分
 - ① 政策目的（電気供給業においても一般の競争下にある企業と同様の税制とすること）の根拠を「平成 24 年度税制改正大綱」（平成 23 年 12 月 10 日閣議決定）としているが、政策目的そのものの根拠ではないため、政策体系の中で優先度や緊要性の高いものとして明確に位置付けられていることを明らかにし、説明する必要がある。
- 2 政策目的に向けた手段としての「有効性」について説明・分析が不十分
 - (1) 以下のとおり、本租税特別措置等の検証を行うための達成目標について説明が不足している。
 - ③ 本租税特別措置等の達成目標（課税の公平性を実現）については、達成時期が設定されておらず、どの時点で達成されたといえるのか不明であるため、その効果の検証が困難であることから、達成目標について達成時期を設定する必要がある。
 - (2) 以下のとおり、税収減を是認するような有効性（費用対効果）の説明が不足している。

[将来の見込み]

 - ⑫ 減収額と効果を対比すべきところ対比を行わずに、定性的に「電気料金が低減することとなる」と説明しているだけであり、将来における税収減を是認するような効果を適切に説明する必要がある。

また、税収減を是認するような効果の見込みについて説明するために用いる次の点検項目についても説明が不足している。

 - ⑧ 本租税特別措置等の減収額の将来推計について、一般電気事業者からの聴取により減収額の見込みを算出しているが、適用対象者である卸電気事業者や特定規模電気事業者が含まれておらず、減収規模の見込みが過小となっているおそれがあることから、減収額の見込みに疑問がある。
 - ⑩ 租税特別措置等の効果・達成目標の実現状況について予測されていないため、当該効果・達成目標の実現状況の見込みを明らかにする必要がある。

注 補助金等他の政策手段と比した「相当性」については、評価書の説明では課題がみられたものの、点検過程で新たに示された＜点検結果表の別紙＞の説明も踏まえると、その説明・分析に不十分な点は認められない。

<点検結果表の別紙>

課題のみられた点検項目に関し点検過程で新たに示された説明

- ⑭ 他の政策手段との役割分担（評価書中9②「他の支援措置や義務付け等との役割分担」欄への補足説明）

租税負担率を引き下げることが必要であり、他の政策手段はない。

外形標準課税方式による法人事業税(23年度実績)

(億円)

	10社計
A. 所得割による課税標準額	▲ 7,929
B. 付加価値割による課税標準額	13,942
C. 資本割による課税標準額	17,368

現行収入金課税方式による課税標準額		131,262
H23 (実績)	収入割による税額 (a)	1,663
現行収入金課税 に一部外形標準 課税を組入れ	収入割による税額	1,280
	うち、法人事業税による税額	516
	うち、地方法人特別税による税額	764
	付加価値割による税額(=B*0.48%)	67
	資本割による税額(=C*0.2%)	35
	計(b)	1,381
減収見込額(b-a)		△ 282

【参考】「その他の事業」と同様の外形標準課税とする

外形標準課税 方式による 事業税額	所得割による税額(=A*7.2%)	31
	付加価値割による税額(=B*0.48%)	67
	資本割による税額(=C*0.2%)	35
	計(c)	133
減収見込額(c-a)		△ 1,530

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	電気供給業に係る法人事業税の課税方式の変更
2	要望の内容	電気供給業について、現行の収入金額を課税標準とする枠組みに、「その他事業」と同様の付加価値額及び資本等の金額による外形標準課税が組み入れられること(外形標準課税導入に伴う所要の税率の変更を含む)。
3	担当部局	資源エネルギー庁電力・ガス事業部電力市場整備課
4	評価実施時期	平成24年8月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	—
6	適用又は延長期間	恒久措置
7	必要性等	① 政策目的及びその根拠 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 安定供給の確保、環境への適合及びこれらを十分考慮した上での市場原理の活用というエネルギー政策における基本方針の下、効率的かつ安定的な供給の確保、環境への適合を確保するための電力政策を着実に推進する。 昭和24年に、料金統制が行われていることを根拠に、電気供給業などについては収入金額課税が創設され、現在まで継続されてきた。しかし、電気供給業については、平成17年4月から高圧の全ての需要家を対象として自由化範囲が拡大されたほか、卸電力取引所取引が開始されるなど、競争環境が整備されるとともに、一般の企業と遜色のない企業になりつつあり、更に電力システム改革に関する議論も行われている状況。 こうした自由化の進展に伴い、これまで収入金額課税の根拠となってきた料金規制についても値上げ以外は届出のみになり、加えて、自由な市場で料金が設定され、料金の低価格化が期待されている中で、規制料金を前提とした負担の重い税制は自由化の阻害要件になりかねない。旧来の前提を元に、課税を続けることは課税の平等性を損なうものである。 以上から、自由化が進む電気供給業においても一般の競争下にある企業と同様の税制とすることが必要である。 《政策目的の根拠》 平成24年度税制改正大綱(平成23年12月9日閣議決定)中において、現在収入金額課税を行っている電気供給業、ガス供給業及び保険業に係る法人事業税の課税方式については、中長期的に検討することとされている。
		② 政策体系における政策目的の位置付け 政策名:3. 資源エネルギー・環境政策
		③ 達成目標及び測定指標 《租税特別措置等により達成しようとする目標》 一般の競争下にある企業と同様の税制とすることで、課税の公平性を実現する。 《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 租税負担率の業種間比較

			《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 外形標準を基礎とする課税方法に変更することにより、これまでの重い税負担が緩和されることが想定され、それによって、政策目的を実現するための資金を確保することが可能となる。
8	有効性等	① 適用数等	一般電気事業者(10社)、卸電気事業者(2社)、特定電気事業者(4社)及び特定規模電気事業者(64社)、再エネ特措法における特定供給者などが対象となる。
		② 減収額	平成25年度ベース減収額(見込): 282億円程度(一般電気事業者10社計) ※一般電気事業者より聴取。
		③ 効果ないし達成目標の実現状況	《政策目的の実現状況》(分析対象期間:平成24年4月~) 設備産業である電気事業において、本措置の減税額は投資のためのキャッシュフローとして代替することが予想される。また、一般電気事業者、卸電気事業者の電気料金については、省令によって、総括原価方式が採用されているため、減額される事業税額分については料金原価に織り込まれないため、電気料金の低廉化に資することとなり、これらはすべて需要家に還元されることとなる。 加えて、自由化の阻害要因となりうる現行の課税環境について、他の一般の企業と遜色ない状況とすることのできる本措置は、極めて有効である。 《租税特別措置等による達成目標の実現状況》 《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間:平成25年4月~) 措置が新設されない場合、これまでと同様に、多大な税負担を強いられることとなる。 《税収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:平成25年4月~) 本措置の直接の適用対象となるのは、電気供給業を行う法人であるが、電気事業者が負担する法人事業税は料金原価に算入されていることから、税負担が減少すれば、電気料金も低減することとなる。したがって、本措置の適用によって、電気の供給を受ける需要家も裨益することとなるため、特定の業界に対する支援とはならず、有効性が認められる。
9	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	本措置は、他業種との課税の公平性を担保するための措置であるため、補助金などの措置によって支援するのではなく、税制措置により支援することが適当である。
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	他の支援措置との関係は無い。
		③ 地方公共団体が協力する相当性	料金規制の有無を背景とした収入金額課税において、電力小売市場の自由化の進展度合いを鑑み、他の一般の企業における課税状況とのイコールフットイングを図る本措置は、妥当なものである。
10	有識者の見解	—	—

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	ガス供給業に係る法人事業税の課税方式の変更	府省名	経済産業省
税目	事業税		
区分	<input checked="" type="checkbox"/> 新設	<input type="checkbox"/> 拡充	<input type="checkbox"/> 延長 <input type="checkbox"/> 事後

点検項目	評価の実施状況			課題
租税特別措置等の合理性				
① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け	<input type="checkbox"/> 明らか	<input checked="" type="checkbox"/> 明らかでない		<input type="checkbox"/>
租税特別措置等の有効性				
③ 達成目標及び測定指標	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定性的記述	<input type="checkbox"/> 説明なし	<input type="checkbox"/>
⑥ 適用数等の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 予測なし	
⑧ 減収額の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 予測なし	※
⑩ 租特の効果・達成目標の実現状況の将来予測	<input type="checkbox"/> 予測あり	<input checked="" type="checkbox"/> 予測なし		<input type="checkbox"/>
⑫ 税収減是認の効果の将来見込み	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり		<input type="checkbox"/> 説明なし	<input type="checkbox"/>
租税特別措置等の相当性				
⑬ 租特の手段をとる必要性・適切性	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり		<input type="checkbox"/> 説明なし	
⑭ 他の政策手段との役割分担	<input checked="" type="checkbox"/> 他の政策手段はない	<input type="checkbox"/> 説明あり	<input type="checkbox"/> 説明なし	

「○」：評価書の説明・分析に課題（疑問点・問題点等）があるもの。
 「※」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題が解消したもの。
 「◎」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題の一部が解消したもの（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）。

【課題の説明】

- 背景にある政策の今日的な「合理性」について説明・分析が不十分
 - 政策目的（ガス使用者の利益保護や、都市ガス事業者の健全な発達に向けた公平な競争条件の確保）の根拠を「平成24年度税制改正大綱」としているが、政策目的そのものの根拠ではないため、政策体系の中で優先度や緊要性の高いものとして明確に位置付けられていることを明らかにし、説明する必要がある。
- 政策目的に向けた手段としての「有効性」について説明・分析が不十分
 - 以下のとおり、本租税特別措置等の検証を行うための達成目標について説明が不足している。
 - 本租税特別措置等の達成目標（課税の公平性を実現）については、達成時期が設定されておらず、どの時点で達成されたといえるのか不明であるため、その効果の検証が困難であることから、達成目標について達成時期を設定する必要がある。
 - 以下のとおり、税収減を是認するような有効性（費用対効果）の説明が不足している。

[将来の見込み]

 ⑫ 減収額と効果を対比すべきところ対比を行わずに、本租税特別措置等の目的を説明することどまるため、将来における税収減を是認するような効果を適切に説明する必要がある。
 また、税収減を是認するような効果の見込みについて説明するために用いる次の点検項目についても説明が不足している。
 - 本租税特別措置等の効果・達成目標の実現状況について予測されていないため、当該効果・達成目標の実現状況の見込みを明らかにする必要がある。

注 補助金等他の政策手段と比した「相当性」については、説明・分析に不十分な点は認められない。

<点検結果表の別紙>

課題のみられた点検項目に関し点検過程で新たに示された説明

⑧ 減収額の将来予測（評価書中8②「減収額」欄への補足説明）

本要望が認められた場合の想定減収額は、現行制度での納税額（ガス事業者調査値）から、①資本金1億円超のガス事業者については、収入金課税の枠組みに外形標準課税を組み入れた場合^{*1}の納税見込額を控除して、②資本金1億円以下のガス事業者については、他産業と同様の所得課税となった場合の納税見込額を控除して算出している。現状と同様の経営環境が続くと仮定すれば、将来の減収額も同規模になる。

平成23年度想定減収額

	全ガス事業者 (公営事業者除く)	資本金1億円超 のガス事業者	資本金1億円以下 のガス事業者
現行制度での納税額 (ガス事業者調査値)	397億円	386億円	11億円
要望内容での納税見込額 (ガス事業者調査値 ^{*2})	334億円	[収入割3/4+外形] 329億円	[全て所得課税] 5億円
想定減収額	63億円	57億円	6億円

※1 現行の収入金額による課税のうち3/4を収入割（他産業は所得割）とし、残りを他産業と同様の付加価値割（税率0.48%）、資本割（税率0.2%）としたもの。なお、地方法人特別税は、収入割額もしくは所得割額の148%として算出している。

※2 上記①②の考えに基づき、ガス事業者調査値（財務データ等）を使って算出したもの。

1. 地方法人特別税を含めた減収見込額積算内訳（23年度実績をもとに試算、括弧内は事業税のみでの金額）

収入金課税の場合の納税額	39,717 (22,513)	百万円
要望内容での納税額		
【資本金1億円超】		
収入割3/4+付加価値割及び資本割	32,935 (14,720)	百万円
【資本金1億円以下】		
所得割	546 (302)	百万円
差引	6,236 (7,491)	百万円

2. 法人事業税における収入金額課税の沿革

年度	収入金額課税事業	税率
S24	電気供給業、ガス供給業、運送業	1.0%
S25	〃	1.6% 〔電気供給業・ガス供給業については昭和25年1月から同年8月までの間は2.4%〕
S29	・生命保険業が新たに加えられた。 ・運送業のうち地方鉄道事業および軌道事業以外は所得課税となる。 〔ただし、地方鉄道事業でも地方鉄道整備法の規定による補助金を受けたものは所得課税〕	1.5%
S30	損害保険業が新たに加えられた。	〃
S32	地方鉄道事業および軌道事業が所得課税となる。したがって収入金額課税事業は以下の4事業。 電気供給業 ガス供給業 生命保険業 損害保険業	〃
H11	〃	1.3%
H16	※一般産業に外形標準課税が導入された。	〃
H18	保険業法改正により創設された少額短期保険業と生命保険業、損害保険業を合わせて「保険業」と定義。収入金額課税事業は以下の3事業。 電気供給業 ガス供給業 保険業	〃
H20	※法人事業税の税率が引き下げられ、「地方法人特別税」・「地方法人特別譲与税」が創設された。	0.7%

3. 資本金別事業者数

資本金額	3千万円以下	3千万円超 5千万円以下	5千万円超 1億円以下	1億円超 10億円以下	10億円超	計
事業者数	16	29	55	62	18	180

(平成23年4月現在)

(中小企業割合)

$$100 \div 180 = 56\%$$

4. 全国都市ガス欠損事業者数（私営のみ）

	H9	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22
欠損社数 (社)	26	24	29	34	26	27	33	46	45	48	62	57	21	31
欠損金額 (百万円)	1,240	1,517	1,859	1,418	3,067	2,387	1,585	3,035	9,334	2,897	7,553	8,225	1,255	1,874

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	ガス供給業に係る法人事業税の課税方式の変更
2	要望の内容	ガス供給業の法人事業税について、「その他の事業」と同一の扱いとするため、その第一段階として現行の収入金課税方式に付加価値額・資本金等の額による外形標準課税を組み入れる。ただし、中小ガス事業者は「その他の事業」と同一の扱いとする。
3	担当部局	資源エネルギー庁 電力・ガス事業部 ガス市場整備課
4	評価実施時期	平成24年9月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	—
6	適用又は延長期間	恒久措置
7	必要性等	<p>①: 政策目的及びその根拠</p> <p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 エネルギーの安定供給の確保、環境への適合及びこれらを十分熟慮した上での市場原理の活用というエネルギー政策における基本方針の下、効率的かつ安定的な供給と環境への適合を確保するためのガス政策を着実に推進する。 ガス供給業には、「料金認可により価格転嫁が容易であること」、「料金認可制では所得が低く抑えられるため、その他の事業と同一の扱いでは事業規模に見合った課税とならないこと」から収入金課税とされてきた。 しかし、ガス供給業については料金規制の適用がない大口需要に対する自由化範囲が16年4月から50万m³以上に、19年4月からはさらに10万m³以上(23年度総ガス販売量の65.1%が自由化範囲)へと拡大され、さらに、近時は、LPGや灯油等との競争に加え、オール電化住宅との競争が激化するなど、ガス事業を取り巻くエネルギー間競争は熾烈を極めており、事業税の価格転嫁が容易という状況にはない。 こうした自由化の進展やエネルギー間の競争激化に伴い、料金低廉化の要請が高まる中、事業税の収入金課税のような負担の重い税制は、課税の公平性の観点からは是正されるべきである。</p> <p>《政策目的の根拠》 3業種(電気、ガス、保険)のみ収入金課税としていること(その他の産業は利益課税)は、租税原則の「課税の公平性」に著しく反する。 平成24年度税制改正大綱(平成23年12月10日閣議決定)において、「現在、収入金課税を行っている電気供給業、ガス供給業及び保険業に係る法人事業税の課税方式については、中長期的に検討する。」と明記されたところ。</p> <p>②: 政策体系における政策目的の位置付け</p> <p>3. 資源エネルギー・環境政策</p> <p>③: 達成目標及び測定指標</p> <p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》 ガス供給業は、法人事業税として収入金(ガス売上)に課税されることから、他の一般企業と同等の課税環境を整備することを通じて、課税の公平性を図る。</p>

		<p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 本措置(課税方式の変更)により、ガス供給業の事業税を軽減し、他産業との租税負担率の格差を是正する。ただし、地方公共団体に与える影響等も考慮し、直ちにその他の事業と同一の扱いとするのではなく、第一段階として、収入金額をベースに新しい外形標準課税を導入する。</p> <p><測定指標(租税負担率の業種間比較)> (単位:%)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>ガス</th> <th>全産業</th> <th>製造業</th> <th>化学工業</th> <th>石油製品等製造業</th> <th>鉄鋼</th> <th>機械</th> <th>電力</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>H20</td> <td>4.5 (3.2)</td> <td>1.7 (0.7)</td> <td>1.7 (0.6)</td> <td>2.0 (0.5)</td> <td>1.2 (1.5)</td> <td>2.7 (0.6)</td> <td>1.4 (0.4)</td> <td>5.0 (5.3)</td> </tr> <tr> <td>H21</td> <td>6.1 (3.5)</td> <td>1.7 (0.7)</td> <td>1.7 (0.7)</td> <td>2.8 (0.5)</td> <td>2.1 (2.2)</td> <td>1.3 (1.0)</td> <td>1.1 (0.5)</td> <td>7.5 (5.8)</td> </tr> <tr> <td>H22</td> <td>6.0 (3.3)</td> <td>1.8 (0.7)</td> <td>1.7 (0.5)</td> <td>3.0 (0.5)</td> <td>0.7 (0.2)</td> <td>1.5 (0.8)</td> <td>1.1 (0.4)</td> <td>9.2 (5.7)</td> </tr> </tbody> </table> <p>※下段は事業税外形部分、固定資産税等 出典:法人企業統計年報(財務省)他</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 公平な競争条件を確保するためには、課税方式をその他の事業と同様にすべきであるが、地方公共団体に与える影響等も考慮し、第一段階として、収入金額をベースにした新しい外形標準課税を導入し、その他の事業との租税負担率の格差を是正する。</p>		ガス	全産業	製造業	化学工業	石油製品等製造業	鉄鋼	機械	電力	H20	4.5 (3.2)	1.7 (0.7)	1.7 (0.6)	2.0 (0.5)	1.2 (1.5)	2.7 (0.6)	1.4 (0.4)	5.0 (5.3)	H21	6.1 (3.5)	1.7 (0.7)	1.7 (0.7)	2.8 (0.5)	2.1 (2.2)	1.3 (1.0)	1.1 (0.5)	7.5 (5.8)	H22	6.0 (3.3)	1.8 (0.7)	1.7 (0.5)	3.0 (0.5)	0.7 (0.2)	1.5 (0.8)	1.1 (0.4)	9.2 (5.7)
	ガス	全産業	製造業	化学工業	石油製品等製造業	鉄鋼	機械	電力																														
H20	4.5 (3.2)	1.7 (0.7)	1.7 (0.6)	2.0 (0.5)	1.2 (1.5)	2.7 (0.6)	1.4 (0.4)	5.0 (5.3)																														
H21	6.1 (3.5)	1.7 (0.7)	1.7 (0.7)	2.8 (0.5)	2.1 (2.2)	1.3 (1.0)	1.1 (0.5)	7.5 (5.8)																														
H22	6.0 (3.3)	1.8 (0.7)	1.7 (0.5)	3.0 (0.5)	0.7 (0.2)	1.5 (0.8)	1.1 (0.4)	9.2 (5.7)																														
8	有効性等	<p>①: 適用数等</p> <p>本措置の適用を受けている私営都市ガス事業者約180社のうち約6割は経営基盤が脆弱な中小事業者(資本金1億円以下)であり、欠損が発生している事業者は約1/6となっている。 本措置を実現し、地方税法上で規定することとなった場合、現行の地方税法の扱いと同様に、ガス供給業を行う全ての法人が対象となるため、想定外に僅少となることはない。</p> <p>②: 減収額</p> <p>(金額:百万円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>H19</th> <th>H20</th> <th>H21</th> <th>H22</th> <th>H23</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>適用社数</td> <td>180</td> <td>179</td> <td>181</td> <td>180</td> <td>180</td> </tr> <tr> <td>想定減収額</td> <td>6,649</td> <td>6,876</td> <td>4,189</td> <td>5,051</td> <td>6,236</td> </tr> </tbody> </table> <p>注1. H19は収入割税率1.3%にて試算。H20以降は地方法人特別税を含めた額。 注2. 出典:都市ガス事業者調査</p> <p>③: 効果・達成目標の実現状況</p> <p>《政策目的の実現状況》(分析対象期間:) —</p> <p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:) —</p>		H19	H20	H21	H22	H23	適用社数	180	179	181	180	180	想定減収額	6,649	6,876	4,189	5,051	6,236																		
	H19	H20	H21	H22	H23																																	
適用社数	180	179	181	180	180																																	
想定減収額	6,649	6,876	4,189	5,051	6,236																																	

			<p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間:)</p> <p>本措置は特定の産業に対する「支援の創設」ではなく、特定の産業(都市ガス事業)に対する「課税の不公平」を是正するものである。</p> <p>本措置による効果は、ガス需要家に広く還元されるものであり、一人や企業等に対して支援を行う補助金制度よりも税制による支援の方が適している。本措置がない場合、その他の産業との租税負担率の格差が改善されない。</p> <p>《税収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:)</p> <p>本措置(収入金額をベースにした新しい外形標準課税)により、その他の産業との租税負担率の格差が是正され、ガス使用者の利益保護や、都市ガス事業の健全な発達(安定供給、保安の確保等)に向けた公平な競争条件が整備される。</p>
9	相当性	<p>①: 租税特別措置等によるべき妥当性等</p> <p>②: 他の支援措置や義務付け等との役割分担</p> <p>③: 地方公共団体が協力する相当性</p>	<p>公正な競争条件を確保するためには、課税方式を他の事業と同様にすべきであるが、地方公共団体に与える影響等も考慮し、第一段階として、収入金額をベースにした新しい外形標準課税を導入し、その他の事業との租税負担率の格差を是正する。</p> <p>補助金等同様の政策目的に係る他の支援措置や義務付け等はない。</p> <p>ガス事業における規制緩和は、大口需要の自由化範囲が19年4月から10万m³以上(全販売量の約6割)まで拡大するなど、着実に進展する中、その他の事業と同様の課税方式とする本措置は、公平な競争条件を確保する観点から妥当である</p> <p>本措置の効果は、都市ガス事業者に留まらず、需要家(約2,799万件)に広く還元されるものである。</p>
10	有識者の見解		—
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		平成23年11月

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	コージェネレーションに係る課税標準の特例措置	府省名	経済産業省
税目	固定資産税		
区分	<input checked="" type="checkbox"/> 新設	<input type="checkbox"/> 拡充	<input type="checkbox"/> 延長 <input type="checkbox"/> 事後

点検項目	評価の実施状況	課題
租税特別措置等の合理性		
① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け	<input checked="" type="checkbox"/> 明らか <input type="checkbox"/> 明らかでない	
租税特別措置等の有効性		
③ 達成目標及び測定指標	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 説明なし	※
⑥ 適用数等の将来予測	<input type="checkbox"/> 定量化 <input checked="" type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 予測なし	○
⑧ 減収額の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 予測なし	
⑩ 租特の効果・達成目標の実現状況の将来予測	<input type="checkbox"/> 予測あり <input checked="" type="checkbox"/> 予測なし	※
⑫ 税収減是認の効果の将来見込み	<input type="checkbox"/> 説明あり <input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	※
租税特別措置等の相当性		
⑬ 租特の手段をとる必要性・適切性	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	○
⑭ 他の政策手段との役割分担	<input type="checkbox"/> 他の政策手段はない <input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	

「○」：評価書の説明・分析に課題（疑問点・問題点等）があるもの。
 「※」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題が解消したもの。
 「◎」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題の一部が解消したもの（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）。

【課題の説明】

- 政策目的に向けた手段としての「有効性」について説明・分析が不十分
 - 以下のとおり、本租税特別措置等の検証を行うための測定指標について説明が不足している。
 - 本租税特別措置等の効果を把握するために設定されている測定指標（2030年の電源構成に占める天然ガスコージェネレーションの割合、天然ガスコージェネレーションの設備容量）は、天然ガスコージェネレーション以外のエネルギーによる発電電力量の動向や、再生可能エネルギーに対する既存の需要等、他の要因の影響を大きく受けるものである。このため、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかではなく、その効果の検証が困難であることから、租税特別措置等の効果を測ることができるより適切な測定指標を設定する、又は、あらかじめ他の外部要因の影響度等を明らかにする必要がある。
 - 以下のとおり、税収減を是認するような有効性（費用対効果）の説明が不足している。

[将来の見込み]

 - 減収額と効果を対比すべきところ、達成目標の実現状況の将来予測に言及せずに、本租税特別措置等の効果を説明しており、将来における本租税特別措置等の税収減を是認するような効果を適切に説明する必要がある。
 また、税収減を是認する効果の見込みについて説明するために用いる次の点検項目についても説明が不足している。
 - 本租税特別措置等の適用数の将来（平成25年度～27年度）推計についての算定根拠が不明なため、分析対象期間内の適用数の見込みについて、算定に用いた数値、計算式及びその根拠を示して説明する必要がある。
 - 本租税特別措置等の効果・達成目標（2030年の電源構成に占める天然ガスコージェネレーションの割合＝約15%（約1,500億kWh）、設備容量＝約1,650万kW）の実現状況について、点検結果表の別紙のとおり説明しているが、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかでない測定指標（③参照）を用いて説明されているため、適切な測定指標を用いて、本租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況の将来予測を説明する必要がある。
- 補助金等他の政策手段と比した「相当性」について説明・分析が不十分
 - 政策目的の実現に当たって、本租税特別措置等の手段をとることが必要かつ適切であることについて、「導入当初の固定資産税について軽減措置を講ずることは、需要家の運転初期段階のキャッシュフローを改善し、投資決断を加速させる効果が期待できる。」と説明されているが、新設の補助金等、他の政策手段と比較した上で説明されていないため、他の政策手段との比較を行うことにより、本租税特別措置等の相当性を説明する必要がある。

注 背景にある政策の今日的な「合理性」については、説明・分析に不十分な点は認められない。

<点検結果表の別紙>

課題のみられた点検項目に関し点検過程で新たに示された説明

③ 達成目標及び測定指標の設定（評価書中7③<<租税特別措置等により達成しようとする目標>>欄への補足説明）

去る9月14日に、2030年のコージェネレーション発電出力量1,500億kWh、同設備容量2,500万kWとする『革新的エネルギー・環境戦略』（エネルギー・環境会議決定）が公表された。この中で、コージェネレーションについては、「最大限普及させ、エネルギーの有効利用を促進する。（中略）コージェネ設備の導入支援策の強化を図る」とされており、本特例措置が創設された場合の3年目に当たる2015年には、コージェネレーションの発電電力量は400億kWh（設備容量は1,200万kW）になると想定されている。

本想定を達成するためには、コージェネレーション導入拡大の阻害要因となっている燃料価格やイニシャルコスト等の改善が必要。しかしながら、これらの改善は短期間で効果が出るものではなく、少なくとも改善効果の出るまでの間はイニシャルコストの低減を図ることが重要である。このため、本特例措置を始め、あらゆる政策手段を通じてコージェネレーションの導入を促進する必要がある。

⑩ 租税特別措置等の効果・達成目標の実現状況の将来予測（評価書中8③<<租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況>>欄への補足説明）

本特例措置の対象設備の導入見込みは、以下のとおり。

- 平成25年：約9万kW
- 平成26年：約11万kW
- 平成27年：約15万kW

去る9月14日に、2030年のコージェネレーション発電出力量1,500億kWh、同設備容量2,500万kWとする『革新的エネルギー・環境戦略』（エネルギー・環境会議決定）が公表された。この中で、コージェネレーションについては、「最大限普及させ、エネルギーの有効利用を促進する。（中略）コージェネ設備の導入支援策の強化を図る」とされており、本特例措置が創設された場合の3年目に当たる2015年には、コージェネレーションの発電電力量は400億kWh（設備容量は1,200万kW）になると想定されている。

なお、本特例措置の対象設備は、2013年からの3年間で約35万kWの導入が見込まれる。

⑫ 税収減是認の効果の将来見込み（評価書中8③<<税収減を是認するような効果の有無>>欄への補足説明）

本措置は、設備保有後の運転初期段階におけるキャッシュフロー負担を軽減するものであり、従来、イニシャルコスト等の経済性の制約から、積極的に行われなかったコージェネレーションに係る投資を呼び込む効果がある。そのため、特例措置期間については、税収創出効果に鑑みれば減収とはならず、むしろ増収となること、特例措置期間終了後についても、投資がなかった場合に比べ税収（コージェネレーションの耐用年数は15年）が見込めることから、特例措置として有効である。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	コージェネレーションに係る課税標準の特例措置	
2	要望の内容	コージェネレーションおよびこれと同時に設置する熱媒体搬送用ポンプ又は専用の自動調整装置、蓄熱槽、冷却装置、系統連携用保護装置、ポンプ、配管について、新たに固定資産税が課せられることとなった年度から3年度分の固定資産税に限り、課税標準を、課税標準となるべき価額の1/3に軽減する。	
3	担当部局	資源エネルギー庁 電力・ガス事業部 ガス市場整備課	
4	評価実施時期	平成24年9月	
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯		
6	適用又は延長期間		
7	必要性等	① 政策目的及びその根拠 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 コージェネレーションの普及拡大を通じて、分散型エネルギーシステムへの転換を図ることで、大規模集中型電力システムの脆弱性を補完し、以って電源セキュリティの向上を図る（エネルギー源の多様化）。また、天然ガスをはじめとした化石燃料のクリーン利用（省CO2）および省エネルギーを通じて、地球温暖化問題に対応する（エネルギーの高度利用）。 《政策目的の根拠》 エネルギー供給構造が脆弱なわが国において、エネルギー安定供給の確保、地球温暖化の防止、省エネルギーの観点から、コージェネレーションの導入を促進することの意義は極めて大きい。 平成23年3月の東日本大震災およびその後の福島第一原発事故を契機とするエネルギー需給の逼迫により、国のエネルギー・環境戦略は「白紙から見直す」ことが決定され、今後のエネルギー政策は、原子力依存度を低減しつつ、エネルギーの安全保障と地球温暖化対策の両立を図り、「創エネ」、「省エネ」等を軸に、需要家や地域が主体的にエネルギー選択に参加できる新たなエネルギーシステムを築くことを基本的な姿勢として、エネルギー・環境戦略に関する選択肢を国民に提示していくことが表明された（平成23年12月21日エネルギー環境会議「基本方針」）。 これを受け、政府はエネルギー基本計画（平成22年6月18日閣議決定）の見直しを進めており、エネルギー環境会議が国民に提示した「エネルギー・環境に関する選択肢」（平成24年6月29日）の中でコージェネレーションは、2030年の電源構成に関する選択肢のいずれにおいても発電電力量の15%（約1,500億kWh）となることが示されている。 このように、コージェネレーションは、熱と電気の一休利用や排熱の有効活用による省エネルギー・省CO2に貢献し、また、発電機として電力需給対策、電源セキュリティの向上に貢献することから、本税制措置をはじめ、様々な施策を集中的に講ずることにより、更なる普及拡大を進めていくことが必要である。	
		② 政策体系における政策目的の位置付け	3. 資源エネルギー・環境政策
		③ 達成目標及び測定指標	《租税特別措置等により達成しようとする目標》 発電電力量に占めるコージェネレーションの電源構成比率を、2010年の3%から2030年には約15%（約1,500億kWh）まで増加させる。（出典：エネルギー・環境会議平成24年6月29日「エネルギー環境に関する選択肢」）

			<p>コージェネレーションを普及拡大させることにより、分散型エネルギーシステムへの転換を図り、大規模集中型電力システムの脆弱性を補完し、電源セキュリティの向上を図ると共に、熱と電気の一体利用や廃熱の有効活用による省エネルギーの抜本的強化を目指すことが必要。</p> <p>なお、家庭用燃料電池を除く天然ガスコージェネレーションの設備容量は、約1,650万kW(2030年)と想定されている。(出典：総合資源エネルギー調査会平成24年4月26日第20回基本問題委員会)</p> <p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 2030年の電源構成に占める天然ガスコージェネレーションの割合 設備容量約1,650万kW</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 本税制措置により、需要家の運転初期段階のキャッシュフローが改善され、需要家の投資決断を加速させる効果が見込まれるため、コージェネレーションの普及拡大が進む。</p>
8	有効性等	① 適用数等	<p>平成25年度 300件(初年度見込)</p> <p>平成26年度 382件(見込)</p> <p>平成27年度 493件(見込)</p>
		② 減収額	<p>平成25年度 1.7億円(初年度見込)</p> <p>平成26年度 3.6億円(見込)</p> <p>平成27年度 5.9億円(見込)</p>
		③ 効果・達成目標の実現状況	<p>《政策目的の実現状況》</p> <p>平成18年度 400万kW</p> <p>平成19年度 431万kW</p> <p>平成20年度 448万kW</p> <p>平成21年度 448万kW</p> <p>平成22年度 452万kW</p> <p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》</p> <p>—</p> <p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》 コージェネレーションの普及拡大が遅れが生じ、2030年の電源構成における発電電力量の目標を達成できない。</p> <p>《税収減を是認するような効果の有無》 天然ガス等を燃料とするコージェネレーションシステムは、発電時に発生する廃熱を有効利用することで高い総合効率を実現し、省エネ・省CO₂に加え、電力需給対策・セキュリティ向上の観点からも非常に有用な設備である。</p>
9	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	<p>コージェネレーションは、省エネ性、省CO₂、発電コストに見合った余剰電力の活用、電力需給対策・セキュリティ強化などの点から、社会的導入意義が認められている(総合資源エネルギー調査会第22回基本問題委員会(平成24年5月14日)「コージェネ(熱電併給型のエネルギーシステム)について」)。しかしながら、昨今の燃料価格の高騰やリマンショック以後の需要家の投資意欲の減退などにより、新規導入量は伸び悩んでいる。</p> <p>コージェネレーションは、需要家設備として導入されるため、電力会社から系統電力を購入するケースとの経済性比較(投資回収年数)が重要になる。このため、導入当初の固定資産税について軽減措置を講ずることは、需要家の運転初期段階のキャッシュフローを改善し、投資決断を加速させる効果が期待できる。</p>
		② 他の支援措置や義務付け等との役割	<p>コージェネレーション導入拡大の阻害となっている燃料価格やイニシャルコスト等の改善は、短期間で効果が出るものではなく、少なくとも改善効果の出るまでの間はイニシャルコストの低減を図ることが必要。補助金は、省エネ率が</p>

		分担	<p>高く省エネ量の多い厳選されたトップランナー設備を対象としているため、その省エネ量は限定的とならざるを得ない。本税制にて一定水準以上の効率を有するコージェネレーションに対して支援を行うことにより、さらに多くのコージェネレーションを普及拡大することが必要。</p>
		③ 地方公共団体が協力する相当性	<p>本措置は、設備保有後の運転初期段階におけるキャッシュフロー負担を軽減するものであり、従来、イニシャルコスト等の経済性の制約から、積極的に行われなかったコージェネレーションに係る投資を呼び込む効果がある。そのため、特例措置期間については、税収創出効果に鑑みれば減収とはならず、むしろ増収となること、特例措置期間終了後についても、投資がなかった場合に比べ税収(コージェネレーションの耐用年数は15年)が見込めることから、特例措置として有効である。</p> <p>また、東日本大震災以後、エネルギーセキュリティ強化を目指す地方自治体にとって、自立・分散型電源であるコージェネレーションは、エネルギー自給率向上を実現するための有効な手段の一つとなっている。</p> <p>※東京都では「東京産電力300万kW創出プロジェクト」(平成23年12月22日発表)の中で、コージェネレーションシステムの導入を、都内の発電能力を拡大する重要な政策の一つとして位置づけている。</p>
10	有識者の見解		<p>コージェネレーションの導入意義として以下の4点が示された。</p> <p>①省エネ(省化石燃料) ②省CO₂</p> <p>③発電コストの最適化 ④電力需給対策・セキュリティ</p> <p>※出典：総合資源エネルギー調査会基本問題委員会(第22回会合)「コージェネ(熱電併給型のエネルギーシステム)について」(平成24年5月14日)</p> <p>また、今後取り組むべき促進策の一つとして、「設備の導入支援」が掲げられている。</p> <p>※出典：総合資源エネルギー調査会基本問題委員会(第30回会合)「コージェネ(熱電併給型のエネルギーシステム)の導入促進のための取り組みについて」(平成24年7月30日)</p>
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		—

減収見込額の積算内訳
(コージェネレーションに係る課税標準の特例措置の創設)

		平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
(単位:百万円)	投資額	19,471	24,772	31,979	41,281	53,290	
平成25年取得分	課税標準		18,089	15,520	13,316		
	減税額		169	145	124		
" 26年 "	課税標準			23,013	19,745	16,941	
	減税額			215	184	158	
" 27年 "	課税標準				29,708	25,490	21,870
	減税額				277	238	204
" 28年 "	課税標準					38,350	32,904
	減税額					358	307
" 29年 "	課税標準						49,506
	減税額						462
減税額合計			169	360	586	754	973
			5年間平均 568				

特例措置の内容:課税標準を最初の3年間1/3とする。

【試算の基礎】

1. 各年度の投資額

(1)平成25年・26年は、グリーン投資減税投資額調査^{※1}による導入見込額に、本措置による増加を加味した額。

※1:業界団体へのヒアリング調査

(2)平成27年以降は、平成24年見込額から25年見込額の伸び率^{※2}約29%を、前年の額に乗じて試算。

※2:本来は、直近の実績伸び率を用いるべきであるが、平成23年実績額は、震災の影響により大幅に減少しており、また、震災後、コージェネレーション導入の必要性が高まっていることを考慮して、平成24年から25年の見込額の伸び率を用いた。

2. 課税標準額、減税額

(1)取得の翌年度の課税標準額 = 取得価額 × (1 - (減価率0.142/2))

(2)取得の翌々年度以降の課税標準額 = 前年の評価額 × (1 - 減価率0.142)

(3)減税額 = 課税標準額 × 1.4%(標準税率) × (1 - 1/3) (最初の3年間)

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	少額償却資産の固定資産税の課税客体からの除外措置	府省名	経済産業省
税目	固定資産税		
区分	<input checked="" type="checkbox"/> 新設	<input type="checkbox"/> 拡充	<input type="checkbox"/> 延長 <input type="checkbox"/> 事後

点検項目	評価の実施状況	課題
租税特別措置等の合理性		
① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け	<input checked="" type="checkbox"/> 明らか <input type="checkbox"/> 明らかでない	
租税特別措置等の有効性		
③ 達成目標及び測定指標	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 説明なし	
⑥ 適用数等の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 予測なし	○
⑧ 減収額の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 予測なし	○
⑩ 租特の効果・達成目標の実現状況の将来予測	<input type="checkbox"/> 予測あり <input checked="" type="checkbox"/> 予測なし	○
⑫ 税収減是認の効果の将来見込み	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	○
租税特別措置等の相当性		
⑬ 租特の手段をとる必要性・適切性	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	
⑭ 他の政策手段との役割分担	<input type="checkbox"/> 他の政策手段はない <input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	※

「○」：評価書の説明・分析に課題（疑問点・問題点等）があるもの。
 「※」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題が解消したもの。
 「◎」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題の一部が解消したもの（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）。

【課題の説明】

政策目的に向けた手段としての「有効性」について説明・分析が不十分
 以下のとおり、税収減を是認するような有効性（費用対効果）の説明が不足している。
 [将来の見込み]

⑫ 減収額と効果を対比すべきところ、減収額に言及せずに、本租税特別措置等の効果を説明しており、また「本特例措置の実現による事務負担軽減効果は約 330 億円であり、・・・我が国経済全体として約 680 億円の経済波及効果が生じると試算される」の試算方法が不明なため、本租税特別措置等の将来における税収減を是認するような効果を適切に説明する必要がある。

また、税収減を是認するような効果の見込みについて説明するために用いる次の点検項目についても説明が不足している。

⑥ 本租税特別措置等の適用数の将来推計について、「中小企業実態基本調査により推計」と算定に用いた数値の出典が示されているが、適用数の算定に用いた数値、計算式及びその根拠が不明なため、適用数の見込みについて、算定に用いた数値、計算式及びその根拠を明らかにし、説明する必要がある。

⑧ 本租税特別措置等の減収額の将来推計について「中小企業庁試算」と算定に用いた数値の出典が示されているが、減収額の算定に用いた数値、計算式及びその根拠が不明なため、減収額の見込みに関し、算定に用いた数値、計算式及びその根拠を明らかにしつつ説明する必要がある。

⑩ 達成目標の実現状況の将来予測について、達成目標の目標値及び達成時期が示されているにとどまり、本租税特別措置等による効果が予測されていないため、当該効果を明らかにした上で、達成目標の実現状況の将来予測を説明する必要がある。

注1 背景にある政策の今日的な「合理性」については、説明・分析に不十分な点は認められない。

注2 補助金等其他の政策手段と比した「相当性」については、評価書の説明では課題がみられたものの、点検過程で新たに示された＜点検結果表の別紙＞の説明も踏まえると、その説明・分析に不十分な点は認められない。

<点検結果表の別紙>

課題のみられた点検項目に関し点検過程で新たに示された説明

⑭ 他の政策手段との役割分担（評価書中9②「他の支援措置や義務付け等との役割分担」欄への補足説明）

中小企業者の事務負担軽減等のための措置としては、法人税等における「中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例」があるが、今回要望する本特例措置とは税目が異なるため、適切かつ明確な役割分担がなされている。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	少額償却資産の固定資産税の課税客体からの除外措置 (地方税17)(固定資産税:外)
2	要望の内容	・新規要望 取得価額30万円未満の少額償却資産について、固定資産税の課税客体から除外する措置を設ける。
3	担当部局	中小企業庁 事業環境部 財務課
4	評価実施時期	平成24年8月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	—
6	適用又は延長期間	平成25年度より3年間
7	必要性等	① 政策目的及びその根拠 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 厳しい経営環境にあり、事務処理能力に制約のある中小企業者等における事務効率の向上に資する設備投資を促進し、今般の消費税率の二段階の引上げへの円滑な対応を促す。 《政策目的の根拠》 転嫁対策・価格表示に関する対応の方向性についての検討状況(中間整理)(消費税の円滑かつ適正な転嫁等に関する検討本部)(平成24年5月31日) 「民主党が取りまとめた『転嫁対策・価格表示のあり方について』において提言されている予算措置・税制措置を含め、予算編成や税制改正等の過程において、必要な財政上、税制上その他の支援措置を検討する。」 転嫁対策・価格表示のあり方について (民主党転嫁対策・価格表示のあり方検討WT)(平成24年5月14日) 「事務処理にかかる負担の軽減に向けた設備やシステムの導入支援(中略)など、(中略)現下の景気状況の下で雇用維持に努めている中小企業(中略)の実情を十分に踏まえた上で、適切な(中略)税制措置等を検討すべき。」
		② 政策体系における政策目的の位置付け 4. 取引・経営の安心
		③ 達成目標及び測定指標 《租税特別措置等により達成しようとする目標》 中小企業者等の中でも特に規模の小さな中小企業者等においては、消費税率の二段階の引上げへの対応として事務効率の向上が不可欠であることから、個人事業主に関しては、平成25年に実施する「個人企業経済調査」(総務省)での従業員数20名未満の個人事業主におけるパソコン利用割合5割への到達を、法人に関しては、平成25年に実施する「中小企業税制アンケート」(中小企業庁)での従業員数20名未満の企業におけるパソコン利用割合が20名以上の企業の水準である9割への到達を目指す。 《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 個人事業主:「個人企業経済調査」(総務省)での従業員20名未満の事業者におけるパソコン利用割合 法人:「中小企業税制アンケート」(中小企業庁)での従業員数20名未満の企業におけるパソコンの利用割合

		<p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》</p> <p>平成23年に中小企業庁が実施した消費税実態調査によると、売上・仕入や経費等の計算方法として、現在手計算で経理処理をしている中小企業者等が約44%にのぼっている。売上規模では、売上高5千万円以下の中小企業者等で約46%、売上高1千万円以下では約64%の中小企業者等が依然として手計算で経理処理している状況にある。</p> <p>また、これらの中小企業者等の大半は経理事務に1人ないしは2人で対応している状況であり、経理事務負担が重くなっている。</p> <p>今般の消費税率の二段階の引上げにより、これらの中小企業者等の事務負担は増加することとなるため、パソコン等の導入など事務効率の向上に資する設備投資を促進することは、消費税率の引上げへの円滑な対応に寄与するものである。</p> <p>さらに、本特例措置を実現し、少額償却資産の管理や納税事務負担を軽減することで、すでにパソコン等を導入している中小企業者等についても、消費税率の引上げによる業績への影響を最低限にとどめることに寄与するものである。</p>
8	有効性等	<p>① 適用数等 (各年度における固定資産税課税免除の適用者数) (将来推計) 【適用者数】</p> <p>平成25年度 363,424 者 平成26年度 367,646 者 平成27年度 369,478 者 (出典)「中小企業実態基本調査」(中小企業庁)により推計。</p> <p>本特例措置は、すべての業種で適用可能とするものである。 また、本特例措置の将来の推計適用数は平成25年度で36万社を超えることが見込まれており、僅少とはいえない。</p>
	② 減収額	<p>(将来推計)</p> <p>平成25年度 16 億円 平成26年度 17 億円 平成27年度 17 億円 (出典: 中小企業庁試算)</p>
	③ 効果・達成目標の実現状況	<p>《政策目的の実現状況》(分析対象期間: 平成25年4月～平成28年3月)</p> <p>今般の消費税率の二段階の引上げへの中小企業者等の円滑な対応を促すためには、事務効率の向上に資する設備投資を促進して中小企業者等の事務処理能力の向上を図ることが必要である。</p> <p>一般的に、通常の経済活動としては、パソコン等の事務効率の向上に資する設備であっても、その設備投資が、トータルで事務管理コストの低減につながらない場合には投資を控えることとなる。現行の固定資産税については、少額償却資産であっても、合計額が150万円以上となれば課税対象となり、償却資産の管理や納税事務が発生することから、高機能な設備が多数の設備を導入しなければトータルでの事務管理コストの軽減につながらず、経営環境の厳しい中小企業者等では投資を控える傾向にある。実際、平成23年に中小企業庁が実施したアンケート調査でも、約6割の中小企業者等が、償却資産の管理、申告事務が負担となっていると回答しており、一般消費者を含めた全体のパソコン普及率が8割に近い中でも、中小企業者等の約44%(売上高1千万円以下の中小企業者等については約64%)が依然として手計算で経理処理している状況にある。</p> <p>したがって、本特例措置を実現することは、少額償却資産に係る固定資産</p>

		<p>税の管理、納税事務負担をなくすこととなり、パソコン等の設備投資の促進につながることとなる。</p> <p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間: 平成25年4月～平成28年3月)</p> <p>平成25年度の指標については、以下の数値を目指す。</p> <ul style="list-style-type: none"> 個人事業主 従業員数20名未満の事業者におけるパソコンの利用割合 50% 法人 従業員数20名未満の企業におけるパソコンの利用割合 90% <p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間: 平成25年4月～平成28年3月)</p> <p>中小企業者等は、現在においても消費税に関する事務として、売上・仕入・経費について、取引毎に課税取引か否かの判断をして記帳する等の消費税特有の記帳・経理及び申告・納税の負担等を負っている。</p> <p>本特例措置が新設されず、消費税率の二段階の引上げへの円滑な対応がなされなかった場合には、新・旧税率の帳簿上の管理などの追加的な事務負担の発生に伴い、その業績に悪影響を及ぼすことが懸念される。</p> <p>《税収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間: 平成25年4月～平成28年3月)</p> <p>本特例措置の実現による事務負担軽減効果は約330億円であり、その事務負担軽減効果により、中小企業者等における営業活動等を強化する余力が生じることで、我が国経済全体として約680億円の経済波及効果が生じると試算される(中小企業庁委託調査による試算)。</p>
	相当性	<p>① 租税特別措置等によるべき妥当性等</p> <p>本特例措置は、事務処理能力に制約のある中小企業者等全体の課題である消費税率の二段階の引上げに円滑に対応するための措置であることから、補助金等一部の者のみしか対象とならない措置と比べて、より多くの中小企業者等が対象となる税制措置として講じることが妥当である。</p> <p>また、本特例措置の適用となる設備の取得価額も30万円未満として、政策目的に照らし適切な範囲内での設備投資の促進を図るものであり、国民の納得が得られる必要最低限度の措置である。</p>
	② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	<p>本特例措置の他に設備投資の促進を目的とするものとして、中小企業投資促進税制がある。</p> <p>中小企業投資促進税制は、主として生産性向上のための機械・装置、器具・備品の一部(電子計算機、デジタル複合機、測定工具及び検査工具、試験又は測定機器)のうち、取得価格が一定額以上(機械・装置: 160万円/1台、電子計算機: 120万円/1台あるいは複数台、デジタル複合機: 120万円/1台、測定工具及び検査工具、試験又は測定機器: 120万円以上/1台あるいは30万円以上の複数台)のものを対象としている一方で、本特例措置は30万円未満の少額償却資産のみを対象としており、対象範囲が異なる。</p> <p>なお、国税については、「中小企業者等の少額減価償却資産の取得価格の損金算入の特例」が措置されているが、地方税については措置されていない。</p>
	③ 地方公共団体が協力する相当性	<p>本特例措置により、中小企業者等に対して、事務効率の向上に資する設備投資を促進し、消費税率の二段階の引上げへの円滑な対応を促し、地域経済と地域雇用を支える中小企業者の活力を維持することは、地方経済にとっても有益であり、地方公共団体が協力することには相当性が認められる。</p>

10	有識者の見解	—
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	—

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	中小企業者等の試験研究費に係る特例措置	府省名	経済産業省
税目	法人住民税		
区分	<input type="checkbox"/> 新設	<input checked="" type="checkbox"/> 拡充	<input type="checkbox"/> 延長 <input type="checkbox"/> 事後

点検項目	評価の実施状況			課題
租税特別措置等の合理性				
① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け	<input checked="" type="checkbox"/> 明らか	<input type="checkbox"/> 明らかでない		
② 所期の目標が達成していない状況	<input checked="" type="checkbox"/> 達成されていない	<input type="checkbox"/> 達成されている	<input type="checkbox"/> 説明なし	※
租税特別措置等の有効性				
③ 達成目標及び測定指標	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定性的記述	<input type="checkbox"/> 説明なし	
④ 適用数等の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 把握なし	
⑤ 僅少・偏りのない状況	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし			
⑥ 適用数等の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 予測なし	
⑦ 減収額の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 把握なし	
⑧ 減収額の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 予測なし	
⑨ 租特の効果・達成目標の実現状況の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 把握あり <input type="checkbox"/> 把握なし			
⑩ 租特の効果・達成目標の実現状況の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 予測あり <input type="checkbox"/> 予測なし			
⑪ 税収減是認の効果の実績確認	<input type="checkbox"/> 説明あり		<input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	※
⑫ 税収減是認の効果の将来見込み	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり		<input type="checkbox"/> 説明なし	※
租税特別措置等の相当性				
⑬ 租特の手段をとる必要性・適切性	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし			
⑭ 他の政策手段との役割分担	<input type="checkbox"/> 他の政策手段はない	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし		

「○」：評価書の説明・分析に課題（疑問点・問題点等）があるもの。
 「※」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題が解消したもの。
 「◎」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題の一部が解消したもの。（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）

【課題の説明】

本評価書は、評価に求められる最低限必要な要素（項目）の説明が行われている。
 なお、背景にある政策の今日的な「合理性」及び政策目的に向けた手段としての「有効性」については、点検過程で新たに示された補足説明の内容（＜点検結果表の別紙＞参照）も踏まえている。

<点検結果表の別紙>

課題のみられた点検項目に関し点検過程で新たに示された説明

- ② 所期の目標が達成していない状況（評価書中8③<<租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況>>欄への補足説明）

2008年度までは、「民間研究開発投資の対GDP比率を主要先進諸国の中で最高水準（第1位）とする」という達成目標は実現できていた。

2008年9月にはリーマンショックが発生したが、リーマンショック後の経済対策として「研究開発税制の総額型に係る控除上限を20%から30%に上げる」措置が実施され、当該措置を活用した企業が研究開発投資の増加割合が高いという効果が確認されている。

しかしながら、その後の急速な円高及び東日本大震災の影響等により日本企業の事業環境・収益環境が大幅に悪化したことにより、日本のみが対GDP比率を大きく減少し、長年にわたり1位であった順位が韓国に抜かれ2位となったと考えている。

20%から30%までに引き上げる措置は本年度から廃止になっているが、未だ投資環境が不透明な中、所期の目標達成のためには、可及的速やかに控除上限を30%へ再引き上げることが有効であると考えている。

- ① 税収減是認の効果の実績確認（評価書中8③<<税収減を是認するような効果の有無>>欄への補足説明）

研究開発税制の減収額の寄与分は以下のとおりとなる。（アンケート調査より試算。）

研究開発税制による研究開発投資押上げ額は約5,198億円と推計される。

[大企業]

3,552億円（平成22年度減収額）×1.38倍（平成22年度研究開発投資押上げ効果）＝

4,901.76億円・・・(A)

[中小企業]

174億円（平成22年度減収額）×1.70倍（平成22年度研究開発投資押上げ効果）＝295.8

億円・・・(B)

(A) + (B) = 5,197.56億円

これは、民間試験研究費約12兆円（平成22年度実績額）を約4.3%押し上げる効果をもたらし、主要国の中で韓国に次ぐ対GDP民間研究開発投資比率の維持に貢献したと言える。

- ② 税収減是認の効果の将来見込み（評価書中8③<<税収減を是認するような効果の有無>>欄への補足説明）

今回の引上げ要望における平成25年度減収額は以下のとおり（経済産業省及び中小企業庁アンケート調査に基づき、平成25年度の場合につき試算）。

研究開発税制による平成25年度研究開発投資押上げ額見込み

【国税】

大企業：579億円（25年度減収見込額）×1.49倍（研究開発投資押上げ効果）

＝863億円

中小企業：11億円（平成25年度減収見込額）×1.41倍（研究開発投資押上げ効果）
＝15.5億円

【地方税】

地方税減収額：11億円（中小企業(国税)の減収見込額）×0.173（地方税に換算）

＝1.9億円

研究開発投資押上げ額：1.9億円（平成25年度減収見込額）×1.41倍（研究開発投資押上げ効果）
＝2.6億円

これは、今回の引上げ要望による減税が民間試験研究費約12兆円（平成22年度実績額）をプラス約0.7%押し上げる効果をもたらし、主要国の中で韓国に次ぐ対GDP民間研究開発投資比率の維持に貢献すると言える。

また、今回の引上げ要望による減税が平成25年度から34年度の10年間に及ぼすGDP押し上げ効果を上記押上げ額見込みからマクロモデルを用いて試算したところ、地方税は11.1億円と算出され、25年度より10年間で約4.3倍の効果が見込まれる。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	中小企業者等の試験研究費に係る特例措置 (地方税18)(法人住民税:義)
2	要望の内容	・制度概要 法人住民税法人税割の課税標準となる法人税額は、原則として税額控除を行う前の法人税額を用いることとされているが、中小企業者の試験研究費の税額控除については、これらの税額控除後の法人税額を法人住民税の課税標準として用いることとされている。(大企業は税額控除前の法人税額が課税標準となる。) ・要望内容 国税にて要望している総額型控除上限の再引き上げ(法人税額の20%→30%)の地方税への適用
3	担当部局	中小企業庁経営支援部創業・技術課
4	評価実施時期	平成24年8月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	昭和60年度 創設(税額控除率6%) 昭和63年度 2年間延長 平成2年度 3年間延長 平成5年度 2年間延長 平成7年度 2年間延長 平成9年度 1年間延長 平成10年度 税額控除率の拡充(6%→10%) 平成11年度 1年間延長 平成12年度 1年間延長 平成13年度 1年間延長 平成14年度 1年間延長 平成15年度 税額控除率の拡充(12%の恒久化) 税額控除率の3%上乗せ措置の拡充(12%→15%) 平成18年度 増加額に係る税額控除(増加額の5%)の拡充 税額控除率3%上乗せ措置の廃止(15%→12%) 平成20年度 増加額に係る税額控除(増加額の5%)または売上高の10%超過に係る税額控除の選択制の追加 平成22年度 2年間延長(上乗せ措置) 平成24年度 2年間延長(同上)
6	適用又は延長期間	・総額型(中小企業技術基盤強化税制、特別共同試験研究に係る税額控除制度含む):期限なし ・増加型・高水準型:平成25年度末まで
7	必要性等	① 政策目的及びその根拠 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 2020年度までに、官民合わせた研究開発投資をGDP比4%以上にする。 《政策目的の根拠》 「2020年度までに、官民合わせた研究開発投資をGDP比4%以上にする。」 (日本再生戦略:平成24年7月閣議決定) 「我が国の産業競争力の源である民間企業の研究開発力の維持・強化を図る

		ため、研究開発税制の維持等を図る。」 「ものづくり基盤技術を支える中小企業の研究開発やその集積を支援」 (日本国内投資促進プログラム(総理指示):平成22年11月29日決定)
	② 政策体系における政策目的の位置付け	1. 経済成長 ○日本再生戦略 「民間研究開発投資への税制優遇措置など研究開発投資の促進に向けた各種施策を検討・実施する。」 ○第4期科学技術基本計画(平成23~27年度)(平成23年8月閣議決定) 「国として、...民間研究開発投資への税制優遇措置等について検討を行うことが必要である。」
	③ 達成目標及び測定指標	《租税特別措置等により達成しようとする目標》 民間研究開発投資の対GDP比率を、主要先進諸国の中で最高水準(第1位)とする。 《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 民間研究開発投資の対GDP比率の国際比較 《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 我が国全体の研究開発投資の7割以上を占める企業の研究開発投資を押し上げるにより、国全体の研究開発投資の対GDP比率を高めることに大きく寄与することが可能。
8	有効性等	① 適用数等 適用数について、想定外に僅少および偏っていない旨を以下に示す。 国税における利用実績(うち、税法上の中小企業分) 平成21年度 7,172事業年度(4,411事業年度) 平成22年度 8,508事業年度(5,313事業年度) 【出典:国税庁 会社標本調査結果「税務統計から見た法人企業の実態」】 (参考) 国税(総額型)における利用実績 平成21年度 5,628事業年度(3,392事業年度) 平成22年度 6,640事業年度(4,029事業年度) 【出典:国税庁 会社標本調査結果「税務統計から見た法人企業の実態」】 国税(総額型控除上限20%→30%)における利用実績 平成21年度 1,127事業年度(733事業年度) 平成22年度 1,722事業年度(1,269事業年度) 【経済産業省企業アンケート調査より推計】 国税及び本租特(地方税)を利用したことがある中小企業の割合 平成21年度 51.1% 平成22年度 50.7% 【中小企業庁アンケート調査結果より算出】 以上より、本租特における利用実績を算出すると以下のとおりとなる。

	<p>本租特における利用実績 平成21年度 2,254事業年度 平成22年度 2,693事業年度</p> <p>したがって、中小企業庁アンケート調査より算出した結果、中小企業技術基盤強化税制を利用した企業のうち半数以上が本租特を利用していることから、適用数が想定外に僅少であるとは言い難いといえる。 また、主な業種別の本租特利用実績は以下のとおり多岐の業種にわたっていることから、偏り無く適用されていると見なすことができる。</p> <table border="1" data-bbox="443 427 965 683"> <caption>主な業種の本租特利用実績</caption> <thead> <tr> <th></th> <th>平成20年度</th> <th>平成21年度</th> <th>平成22年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>金属製品工業</td> <td>11.8%</td> <td>9.7%</td> <td>6.3%</td> </tr> <tr> <td>精密機械工業</td> <td>11.8%</td> <td>11.1%</td> <td>8.5%</td> </tr> <tr> <td>化学工業</td> <td>8.2%</td> <td>8.3%</td> <td>12.7%</td> </tr> <tr> <td>輸送用機器工業</td> <td>8.3%</td> <td>6.9%</td> <td>4.2%</td> </tr> <tr> <td>食品工業</td> <td>7.1%</td> <td>8.3%</td> <td>4.2%</td> </tr> <tr> <td>電気機械工業</td> <td>5.9%</td> <td>5.6%</td> <td>12.7%</td> </tr> <tr> <td>卸売・売業</td> <td>5.9%</td> <td>8.3%</td> <td>4.2%</td> </tr> <tr> <td>ソフトウェア業</td> <td>3.5%</td> <td>2.8%</td> <td>4.2%</td> </tr> </tbody> </table> <p>【中小企業庁アンケート調査結果より算出】</p> <p>将来推計としては、アンケート調査を基に試算を行った結果、約2,000～2,500事業年度程度と推測される。</p>		平成20年度	平成21年度	平成22年度	金属製品工業	11.8%	9.7%	6.3%	精密機械工業	11.8%	11.1%	8.5%	化学工業	8.2%	8.3%	12.7%	輸送用機器工業	8.3%	6.9%	4.2%	食品工業	7.1%	8.3%	4.2%	電気機械工業	5.9%	5.6%	12.7%	卸売・売業	5.9%	8.3%	4.2%	ソフトウェア業	3.5%	2.8%	4.2%
	平成20年度	平成21年度	平成22年度																																		
金属製品工業	11.8%	9.7%	6.3%																																		
精密機械工業	11.8%	11.1%	8.5%																																		
化学工業	8.2%	8.3%	12.7%																																		
輸送用機器工業	8.3%	6.9%	4.2%																																		
食品工業	7.1%	8.3%	4.2%																																		
電気機械工業	5.9%	5.6%	12.7%																																		
卸売・売業	5.9%	8.3%	4.2%																																		
ソフトウェア業	3.5%	2.8%	4.2%																																		
② 減収額	<p>地方税における減収額 減収額実績 平成21年度 23億円 平成22年度 30億円 【国税庁会社標本調査結果「税務統計から見た法人企業の実態」より算出】</p> <p>減収額見込み 平成23年度見込み 23億円 平成24年度見込み 21億円 平成25年度見込み 22億円 【経済産業省・中小企業庁アンケート調査結果より推計】</p> <p>(減収額実績の算出方法) 「税務統計から見た法人企業の実態」より中小企業技術基盤強化税制の利用実績及び増加型を利用した資本金1億円以下の企業の実績を足し合わせて中小企業者による国税部分の減収額を算出したものに、17.3%を乗じて地方税にかかる減収額を試算した。</p> <p>(参考)国税における減収額 減収額実績(うち、税法上の中小企業分) 平成21年度 2,565億円(131億円) 平成22年度 3,726億円(174億円) 【出典:国税庁 会社標本調査結果「税務統計から見た法人企業の実態」】</p> <p>減収額見込み(うち、税法上の中小企業分) 平成23年度見込み 3,857億円(137億円)</p>																																				

	<p>平成24年度見込み 3,938億円(126億円) 平成25年度見込み 4,373億円(131億円) 【経済産業省・中小企業庁アンケート調査結果より推計】 ※平成24年度及び25年度は、控除上限20%として推計</p> <p>(参考)国税のうち、総額型における減収額 減収額実績(うち、税法上の中小企業分) 平成21年度 2,432億円(125億円) 平成22年度 3,502億円(165億円) 【出典:国税庁 会社標本調査結果「税務統計から見た法人企業の実態」】</p> <p>総額型のうち、控除上限20%→30% 平成21年度 342億円(9億円) 平成22年度 663億円(12億円) 【経済産業省企業アンケート調査より推計】</p> <p>減収額見込み(うち、税法上の中小企業分) 平成23年度 3,735億円(131億円) 平成24年度 3,759億円(120億円) 平成25年度 4,178億円(126億円) 【経済産業省・中小企業庁アンケート調査結果より推計】</p> <p>(参考) 総額型のうち、控除上限20%→30%における減収見込み額 平成25年度見込み 589億円(11億円) 【経済産業省企業アンケート調査より推計】</p>																																																																		
③ 効果・達成目標の実現状況	<p>《政策目的の実現状況》(分析対象期間:平成17年～平成21年) 我が国は、主要先進国の中で第2位の対GDP研究開発投資比率であるが、4%には届いていない。</p> <table border="1" data-bbox="1512 973 2060 1353"> <caption>主要国の対GDP研究開発投資比率(単位:%)</caption> <thead> <tr> <th></th> <th>2005年</th> <th>2006年</th> <th>2007年</th> <th>2008年</th> <th>2009年</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>日本</td> <td>3.32</td> <td>3.40</td> <td>3.44</td> <td>3.45</td> <td>3.36</td> </tr> <tr> <td>中国</td> <td>1.32</td> <td>1.39</td> <td>1.40</td> <td>1.47</td> <td>1.70</td> </tr> <tr> <td>韓国</td> <td>2.79</td> <td>3.01</td> <td>3.21</td> <td>3.36</td> <td>3.56</td> </tr> <tr> <td>アメリカ</td> <td>2.59</td> <td>2.64</td> <td>2.70</td> <td>2.84</td> <td>2.90</td> </tr> <tr> <td>イギリス</td> <td>1.73</td> <td>1.75</td> <td>1.78</td> <td>1.77</td> <td>1.85</td> </tr> <tr> <td>カナダ</td> <td>2.04</td> <td>2.00</td> <td>1.96</td> <td>1.86</td> <td>1.92</td> </tr> <tr> <td>ロシア</td> <td>1.07</td> <td>1.07</td> <td>1.12</td> <td>1.04</td> <td>1.25</td> </tr> <tr> <td>フランス</td> <td>2.11</td> <td>2.11</td> <td>2.08</td> <td>2.12</td> <td>2.26</td> </tr> <tr> <td>ドイツ</td> <td>2.51</td> <td>2.54</td> <td>2.53</td> <td>2.69</td> <td>2.82</td> </tr> <tr> <td>イタリア</td> <td>1.09</td> <td>1.13</td> <td>1.17</td> <td>1.21</td> <td>1.26</td> </tr> </tbody> </table> <p>出典:OECD「Main Science and Technology Indicators 2012/01」</p>		2005年	2006年	2007年	2008年	2009年	日本	3.32	3.40	3.44	3.45	3.36	中国	1.32	1.39	1.40	1.47	1.70	韓国	2.79	3.01	3.21	3.36	3.56	アメリカ	2.59	2.64	2.70	2.84	2.90	イギリス	1.73	1.75	1.78	1.77	1.85	カナダ	2.04	2.00	1.96	1.86	1.92	ロシア	1.07	1.07	1.12	1.04	1.25	フランス	2.11	2.11	2.08	2.12	2.26	ドイツ	2.51	2.54	2.53	2.69	2.82	イタリア	1.09	1.13	1.17	1.21	1.26
	2005年	2006年	2007年	2008年	2009年																																																														
日本	3.32	3.40	3.44	3.45	3.36																																																														
中国	1.32	1.39	1.40	1.47	1.70																																																														
韓国	2.79	3.01	3.21	3.36	3.56																																																														
アメリカ	2.59	2.64	2.70	2.84	2.90																																																														
イギリス	1.73	1.75	1.78	1.77	1.85																																																														
カナダ	2.04	2.00	1.96	1.86	1.92																																																														
ロシア	1.07	1.07	1.12	1.04	1.25																																																														
フランス	2.11	2.11	2.08	2.12	2.26																																																														
ドイツ	2.51	2.54	2.53	2.69	2.82																																																														
イタリア	1.09	1.13	1.17	1.21	1.26																																																														

現在、我が国の官民合わせた研究開発投資のGDP比率は3.36%(2009年)であり、当該目標は政府による研究開発投資と民間研究開発投資とを合わせて達成すべきものであるところ、本租税特別措置は、民間研究開発投資の促進に資するものである。また、民間研究開発投資の対GDP比率は2009年時点で2.54%という世界的にみても高い水準にあることからすれば、主要先進諸国との研究開発投資拡充競争の中で、本租税特別措置の効果により、民間研究開発投資の対GDP比率を世界最高水準に維持し続けることができれば、政策目標の達成に大きく寄与することが可能と考えられる(当然、政府の研究開発予算の拡充も必要であることからすれば、本租税特別措置のみで達成可能な目標とは言えない)。

《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:平成17年～平成21年)

我が国は、主要先進諸国の中で韓国に次ぐ対GDP民間研究開発投資比率となっている。

	2005年	2006年	2007年	2008年	2009年
日本	2.54	2.63	2.68	2.70	2.54
中国	0.91	0.99	1.01	1.08	1.25
韓国	2.15	2.32	2.45	2.53	2.64
アメリカ	1.80	1.86	1.93	2.04	2.04
イギリス	1.06	1.08	1.11	1.10	1.12
カナダ	1.14	1.14	1.09	0.98	0.99
ロシア	0.73	0.72	0.72	0.66	0.78
フランス	1.31	1.33	1.31	1.33	1.39
ドイツ	1.74	1.78	1.77	1.86	1.91
イタリア	0.55	0.55	0.61	0.65	0.67

出典:OECD「Main Science and Technology Indicators 2012/01」

《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間:平成25年度～平成34年度)

増加型・高水準型相当分:
中小企業庁アンケート調査結果(平成24年度)より、平成25年度の中小企業技術基盤強化税制のうち、総額型相当分の減収額を11億円と推計。その上で、上記要望に相当する内容について、減収額及び投資押し上げ効果に基づき、今回の拡充要望が実現しなかった場合のGDP押し下げ効果を試算する。なお、今回の要望は恒久措置を求めるものであるが、経済波及効果を分析するに当たっては、モデルを用いて計算をする前提として、一定の期間を区切る必要があり、分析対象期間は平成25年度～平成34年度までの10年間とした。)。

- 平成25年度地方税における減収額 1.9億円
↓ (マクロモデルによる計算)
- 10年間(平成25～平成34年度)累計のGDP押し下げ影響:11.1億円

上記の試算に基づき、平成25年度に増加型・高水準型の措置がなされなかった場合におけるGDPの押し下げ効果(平成25年度～平成34年度の累計)は約11.1億円

《税収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:平成25～34年度)

経済波及効果の試算 (※経済産業省・中小企業庁アンケート結果に基づく)

【研究開発税制今回要望:控除上限20%→30%(国税)】

- 平成25年度減収額
(大企業579億円、中小企業11億円)
↓ 研究開発税制による研究開発投資押し上げ効果
大企業:1.49倍
中小企業:1.41倍
- 研究開発投資押し上げ額
大企業:863億円(579億円×1.49倍)
中小企業:15.5億円(11億円×1.41倍)
↓ GDP押し上げ効果(マクロモデルによる計算)
大企業:3,532億円
中小企業:64億円
- 平成25年度の控除上限引上げ(20%→30%)による減税が、平成25年度～平成34年までの10年間に及ぼすGDP押し上げ効果:3,596億円

※地方税部分(要望措置の適用時)

- 平成25年度国税減収額 11億円
↓ 地方税に換算:0.173倍
- 平成25年度での地方税減収額:1.9億円
↓ 研究開発税制による研究開発投資押し上げ効果:1.41倍
- 研究開発投資押し上げ額:2.6億円(1.9億円×1.41倍)
↓ GDP押し上げ効果(マクロモデルによる計算):11.1億円
- 10年間(平成25～平成34年度)累計のGDP押し上げ効果(地方税分):約11.1億円

9 相当性 ① 租税特別措置等によるべき妥当性等

- 我が国においては、
①企業の実施する研究開発費は国全体の研究開発費総額に占める割合が高く(75.3%、主要国中トップ)
②企業が実施する研究開発費をほとんど企業自身の資金で賄い(98.2%)、
③政府による企業への直接支援が少ない(1.2%、主要国中最低)。
すなわち、我が国のイノベーションは、企業が牽引しており、かつ、企業が自らの負担で推進しているといえる。そのため、企業の創意工夫のある自主的な研究開発を促進することが、成長力・国際競争力強化の観点から極めて重要である。

		<p>研究開発税制は、企業の法人税額負担を減少させることにより、創意工夫あふれる自主的な研究開発投資を直接促す措置であり、妥当性があると言える。</p> <p>予算上の措置(委託費等)は、それぞれ国の政策に基づき助成等の対象者及び研究テーマ等を設定することで、より特定された分野又は研究開発段階における成果の獲得を目指す制度であることからすれば、あくまで誘導的な政策支援であり、民間活力による自主的な研究開発投資を幅広く促進することにより、我が国の経済成長を実現するためには、本税制措置による支援が適切と考えられる。</p>
	② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	<p>予算上の措置(委託費等)は、それぞれ国の政策に基づき助成等の対象者及び研究テーマ等を設定することで、より特定された分野又は研究開発段階における成果の獲得を目指す制度であり、民間活力による研究開発投資を幅広く促進する制度である税制措置とは支援目的と対象が異なる。</p> <p>また、諸外国においても、民間研究開発投資に対し、予算・税制両面から積極的な支援が行われている。</p>
	③ 地方公共団体が協力する相当性	<p>我が国の法人企業が産出する付加価値額は、地域に根ざす中小企業によって全体の5割強が産出されてきた。(2009年版中小企業白書)。</p> <p>本税制を通して、その中小企業の研究開発環境を大企業よりも優遇することにより、国全体でのイノベーションの促進・ものづくり産業の底上げに加え、地域経済に対しても新規産業・雇用創出等、地域経済の持続的な経済成長の実現につながることから、本税制は地方公共団体と国とが一丸となって、取り組むに値する特例措置となっている。</p>
10	有識者の見解	—
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	平成23年度

中小企業者等の試験研究費に係る特例措置 減収額等算出根拠

(1) 本租税(地方税)の利用実績

国税庁会社標本調査結果「税務統計から見た法人企業の実態」より、研究開発促進税制を利用している事業者数は以下のとおり。(括弧内は全体のうち、税法上の中小企業数)

平成21年度 7,172事業年度(4,411事業年度)
 平成22年度 8,508事業年度(5,313事業年度)

また、中小企業庁が行ったアンケート調査により、平成21年度、平成22年度における国税及び地方税を利用した企業の割合を算出した結果、以下のとおりであった。

平成21年度 51.1%
 平成22年度 50.7%

このアンケート結果を基に中小企業における地方税を利用している事業者数は以下のとおり算出された。

$$\text{平成21年度 } 4,411 \text{ 事業年度} \times 51.1\% = \underline{2,254 \text{ 事業年度}}$$

$$\text{平成22年度 } 5,313 \text{ 事業年度} \times 50.7\% = \underline{2,693 \text{ 事業年度}}$$

(2) 地方税における減収見込額

総額型減収額(国税)において試算をした結果、中小企業における総額型減収見込額は以下のとおり算出された。

平成23年度減収見込額 13,112,000千円
 平成24年度減収見込額 12,032,000千円
 平成25年度減収見込額 12,594,000千円

この試算された減収見込み額より、17.3%を乗じて地方税にかかる減収額を試算した結果、平成23年度以降の地方税における減収額見込み額を算出した。

平成23年度減収見込額 23億円(2,268,376千円)

平成24年度減収見込額 21億円(2,081,536千円)

平成25年度減収見込額 22億円(2,178,762千円)

(3)平成25年度要望が適用された際の影響

国税における、控除上限(20%→30%)の引き上げ要望の効果は以下のとおり試算された。

平成25年度減収額(国税) 大企業589億円、中小企業11億円

この試算された減収額に、17.3%を乗じて地方税における減収額を試算した。

平成25年度減収額(地方税) 11億円 × 17.3% = 1.9億円

算出された減収額に、経済産業省、中小企業庁アンケートより算出された中小企業における研究開発税制による研究開発投資押し上げ効果の1.41倍を乗じて、研究開発投資押し上げ額を算出した。

1.9億円 × 1.41倍 = 2.6億円

さらにGDP押し上げ効果(マクロテックによる計算)を行なったところ中小企業における10年間(平成25～平成34年度)累計のGDP押し上げ効果は64億円と試算された。

試算されたGDP押し上げ効果に、地方税率17.3%を乗じて、地方税における10年間(平成25～平成34年度)累計のGDP押し上げ効果を算出した結果、およそ11.1億円の試算となった。

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	低公害車の燃料等供給設備に係る課税標準の特例措置	府省名	経済産業省
税目	固定資産税		
区分	<input type="checkbox"/> 新設	<input type="checkbox"/> 拡充	<input checked="" type="checkbox"/> 延長 <input type="checkbox"/> 事後

点検項目	評価の実施状況			課題
租税特別措置等の合理性				
① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け	<input checked="" type="checkbox"/> 明らか	<input type="checkbox"/> 明らかでない		
② 所期の目標が達成していない状況	<input type="checkbox"/> 達成されていない	<input type="checkbox"/> 達成されている	<input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	◎
租税特別措置等の有効性				
③ 達成目標及び測定指標	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定性的記述	<input type="checkbox"/> 説明なし	◎
④ 適用数等の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 把握なし	※
⑤ 僅少・偏りのない状況	<input type="checkbox"/> 説明あり <input checked="" type="checkbox"/> 説明なし			※
⑥ 適用数等の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 予測なし	※
⑦ 減収額の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 把握なし	
⑧ 減収額の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 予測なし	
⑨ 租特の効果・達成目標の実現状況の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 把握あり <input type="checkbox"/> 把握なし			○
⑩ 租特の効果・達成目標の実現状況の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 予測あり <input type="checkbox"/> 予測なし			○
⑪ 税収減是認の効果の実績確認	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし			○
⑫ 税収減是認の効果の将来見込み	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし			○
租税特別措置等の相当性				
⑬ 租特の手段をとる必要性・適切性	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし			○
⑭ 他の政策手段との役割分担	<input type="checkbox"/> 他の政策手段はない	<input type="checkbox"/> 説明あり	<input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	○

「○」：評価書の説明・分析に課題（疑問点・問題点等）があるもの。
 「※」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題が解消したもの。
 「◎」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題の一部が解消したもの（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）。

【課題の説明】

- 背景にある政策の今日的な「合理性」について説明・分析が不十分
 - 前回要望時における本租税特別措置等により達成しようとする目標及びその達成状況が説明されているが、前回達成時の目標が達成されている場合は引き続き実施する理由、達成されていない場合はその原因分析が示されていないため、本租税特別措置等を引き続き実施する合理性について、説明する必要がある。
- 政策目的に向けた手段としての「有効性」について説明・分析が不十分
 - 以下のとおり、本租税特別措置等の検証を行うための達成目標及び測定指標について説明が不足している。
 - 本租税特別措置等の達成目標（燃料電池インフラ、天然ガス自動車等に対する燃料供給インフラを整備）については、達成目標の一部（天然ガス充電設備）について、目標値（目標水準）及び達成時期が設定されておらず、どの時点でどのような状況になれば達成されたといえるのか不明であるため、その効果の検証が困難であることから、達成目標について目標値（目標水準）及び達成時期を設定する必要がある。
 - 本租税特別措置等の効果を把握するために設定されている測定指標（燃料供給設備の設置状況及び低公害車・次世代自動車の普及状況）は、補助金等の政策手段の効果あるいは経済情勢等他の要因の影響を大きく受けるものである。このため、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかではなく、その効果の検証が困難であることから、租税特別措置等の効果を測ることができるより適切な測定指標を設定するか、又は、あらかじめ他の外部要因の影響度等を明らかにする必要がある。
 - 以下のとおり、税収減を是認するような有効性（費用対効果）の説明が不足している。

[過去の実績]

 - 減収額と効果を対比すべきところ対比を行わずに、本租税特別措置等の効果のみを説明しており、過去における税収減を是認するような効果を適切に説明する必要がある。

また、税収減を是認するような効果について説明するために用いる次の点検項目についても説明が不足している。

 - 本租税特別措置等の効果・達成目標の実現状況について説明しているが、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかでない測定指標（③参照）を用いているため、適切な測定指標を用いて、本租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況を説明する必要がある。
 - 「本特例措置による負担の軽減は効果を上げている」と説明されており、その根拠として「対象となる燃料供給設備の設置数は、平成23年度337件に上っている」、「NOx・PM法に基づく全国の大気汚染に係る環境基準の達成状況は、22年度において、二酸化炭素:97.8%、浮遊粒子状物質:93.0%と全体的に改善傾向にある」と記載されているが、燃料供給設備の設置数は平成21年度の357件より減少しており、また、前掲要望時の評価書において「NOx・PM法に基づく全国の大気汚染に係る環境基準の達成状況は、平成20年度においては、二酸化炭素:95.5%、浮遊粒子状物質:99.3%」とされており、浮遊粒子状物質の環境基準達成状況につ

いては平成20年度よりも低い達成状況となっている。こういった達成状況の下でなぜ効果を上げているといえるのか、適切な説明を行う必要がある。

[将来の見込み]

⑫ 減収額と効果を対比すべきところ対比を行わずに、本租税特別措置等の効果のみを説明しており、将来における収収減を是認するような効果を適切に説明する必要がある。

また、収収減を是認するような効果の見込みについて説明するために用いる次の点検項目についても説明が不足している。

⑩ 租税特別措置等の効果・達成目標の実現状況の将来予測について、定性的に「引き続き燃料供給設備の整備が進捗し、次世代自動車の普及拡大が見込まれる」と説明しているが、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのか明らかでない測定指標（③参照）を用いているため、適切な測定指標を用いて、本租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況の将来予測を説明する必要がある。

3 補助金等他の政策手段と比した「相当性」について説明・分析が不十分

⑬ 政策目的の実現に当たって、本租税特別措置等の手段をとることが必要かつ適切であることについて、本租税特別措置等の必要性について説明されているものの、補助金等、他の政策手段と比較した上で説明されていないため、他の政策手段と比較を行うことにより、租税特別措置等の相当性を説明する必要がある。

⑭ 同様の政策目的に係る他の政策手段として補助事業があるとしているが、本租税特別措置等と他の政策手段との役割分担が説明されていないため、役割分担を明らかにすることにより、本租税特別措置等の相当性を説明する必要がある。

<点検結果表の別紙>

課題のみられた点検項目に関し点検過程で新たに示された説明

② 所期の目標が達成していない状況（評価書中8③「租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況」欄への補足説明）

租税特別措置等により達成しようとする目標として、乗用車の新車販売に占める次世代自動車の割合を2020年までに最大50%と設定しており、前回要望時からは変更していない。

なお、9月14日に公表された「革新的エネルギー・環境戦略」（エネルギー・環境会議：国家戦略室）においても「新車販売に占める次世代自動車の割合を2020年までに50%とすることを目指す」と明記されている。

達成状況については、新車販売に占める次世代自動車の割合が平成21年度11%、平成22年度12%、平成23年度16%となっており、前回要望時実績（平成21年度）から目標の達成に近づいている。

③ 達成目標及び測定指標の設定（評価書中7③「租税特別措置等により達成しようとする目標」欄への補足説明）

本租税特別措置等の達成目標として、水素充てん設備については2015年までに100箇所整備することを目標としている。

目標達成時期は、閣議決定に定められた達成時期を用いているもの。

NOx・PM法に基づく大気汚染に関する環境基準の達成については、対策地域において、平成32年度までに大気環境基準を確保。平成27年度までに、全ての観測測定局における大気環境基準を達成することを目標としている（閣議決定事項）。

④ 適用数等の実績把握（評価書中8①「適用数等」欄への補足説明）

適用数の実績及び見込みについては、業界団体等からのヒアリングによるもの。（詳細は「別紙」参照。）

⑤ 僅少・偏りのない状況（評価書中8①「適用数等」欄への補足説明）

天然ガス自動車スタンド321箇所（平成23年現在）のうち、ガス事業者は154箇所、それ以外の企業等は167箇所のスタンドを整備しており、適用に偏りがあるとはいえない。

水素充てん設備については、燃料電池自動車は2015年から市場投入される計画であることから、現在の設備は全て実証用であり、したがって事業者も限定されている。また、地方自治体、財団法人、大学等が設備を導入するケースもあり、本制度が適用されないケースもある。

⑥ 適用数等の将来予測（評価書中8①「適用数等」欄への補足説明）

④のとおり。

低公害車の燃料等供給設備に係る課税標準の特例措置
(減税見込)

	設備額 (百万円)	施設数	平成17年度		平成18年度		平成19年度		平成20年度		平成21年度		平成22年度		平成23年度		平成24年度		平成25年度		平成26年度		合計 (百万円)
			減価償却	減収額	減価償却	減収額	減価償却	減収額	減価償却	減収額	減価償却	減収額	減価償却	減収額	減価償却	減収額	減価償却	減収額	減価償却	減収額	減価償却	減収額	
H17FY	100	42	0.9	17.6	0.8	15.7	0.7	13.7															0
取得分	250	0	0.9	0	0.8	0	0.7	0															0
小計				17.6		15.7		13.7															0
H18FY	100	24			0.9	10.1	0.8	9	0.7	7.8													0
取得分	250	2			0.9	2.1	0.8	1.9	0.7	1.6													0
小計						12.2		10.9		9.4													0
H19FY	100	8					0.9	3.4	0.8	3	0.7	2.6											2.6
取得分	250	1					0.9	1.1	0.8	0.9	0.7	0.8											0.8
小計								4.5		3.9		3.4											3.4
H20FY	100	19						0.9	8	0.8	7.1	0.7	6.2										13.3
取得分	250	0						0.9	0	0.8	0	0.7	0										0
小計									8		7.1		6.2										13.3
H21FY	100	5								0.9	2.1	0.8	1.9	0.7	1.6								5.6
取得分	250	3								0.9	3.2	0.8	2.8	0.7	2.5								8.5
小計											5.3		4.7		4.1								14.1
H22FY	100	6										0.9	2.5	0.8	2.2	0.7	2						6.7
取得分	250	4										0.9	4.2	0.8	3.7	0.7	3.3						11.2
小計													6.7		5.9		5.3						17.9
H23FY	100	12											0.9	5	0.8	4.5	0.7	3.9					9.5
取得分	250	3											0.9	3.2	0.8	2.8	0.7	2.5					6
小計														8.2		7.3		6.4					15.5
H24FY	100	15												0.9	6.3	0.8	5.6	0.7	4.9				11.2
取得分	250	5												0.9	5.3	0.8	4.7	0.7	4.1				9.4
小計															11.6		10.3						20.6
H25FY	100	15															0.9	6.3	0.8	5.6			5.6
取得分	350	17															0.9	25	0.8	22.2			22.2
小計																		31.3		27.8			27.8
H26FY	100	28																	0.9	11.8			11.8
取得分	350	31																	0.9	45.6			45.6
小計																						57.4	57.4
合計				17.6		27.9		29.1		21.3		15.8		17.6		18.2		24.2		48		94.2	94.2

※ 減収額 = 設備額 × 減価償却 × 特例措置(1/3) × 税率(1.4 / 100) × 施設数

※ 水素重点設備の金額は、H24FYまでは試験用の2.5億円、H25FYからは商用の3.5億円を適用

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	低公害車の燃料等供給設備に係る課税標準の特例措置 (地方税19)(固定資産税:外)
2	要望の内容	燃料電池自動車及び天然ガス自動車の燃料等供給設備(水素充てん設備、天然ガス充てん設備)に係る固定資産税の課税標準について、取得から3年間に限り2/3の額とする特例措置を2年間延長する。 (対象設備) 水素充てん設備(2,000万円以上) 天然ガス充てん設備(2,000万円以上) ※()内は対象となる設備の取得価格要件
3	担当部局	製造産業局自動車課
4	評価実施時期	平成24年8月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	<ul style="list-style-type: none"> 平成9年度 創設 平成11年度 延長 平成13年度 延長 平成15年度 対象設備の見直しを行ったうえで延長・拡充 平成17年度 延長 平成19年度 延長 平成21年度 一部見直し(充電設備の取得価額要件を2,000万円以上から300万円以上に引き下げ)のうえで延長・拡充 平成23年度 電気充電設備を対象から除外
6	適用又は延長期間	平成25年4月1日～平成27年3月31日(2年間)
7	必要性等	<p>①: 政策目的及びその根拠</p> <p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 自動車からの排出ガスによる大気汚染問題への対応、地球温暖化対策に向けた政府目標を達成するためには、燃料電池自動車、天然ガス自動車といった低公害車の普及促進を図る必要がある。 低公害車のうち燃料電池自動車、天然ガス自動車は、我が国自動車産業が強みを有する次世代自動車にも位置づけられており、「日本再生戦略」(平成24年7月閣議決定)において、2020年までに実現すべき成果目標として、新車販売に占める次世代自動車の割合を最大で50%としており、また、2015年までに実施すべき事項として、燃料電池自動車の市場投入に向けて、四大都市圏を中心に100箇所の水素供給設備を先行整備することを目標としている。 これらの目標を踏まえ、水素充てん設備などの燃料供給設備の普及を支援することにより、低公害車の普及促進及び地球温暖化防止を図る。</p> <p>《政策目的の根拠》 ○京都議定書目標達成計画(平成20年3月閣議決定) 運輸部門におけるエネルギー消費の大半を自動車部門が占めていることから、自動車単体対策として、世界最高水準の燃費技術により燃費の一層の改善を図るとともに、燃費性能の優れた自動車やクリーンエネルギー自動車の普及等の対策・施策を推進する。</p>

		<p>○低炭素社会づくり行動計画(平成20年7月閣議決定) 我が国の自動車産業の技術力・競争力の強化にもつなげつつ、排出量のうち約2割を占める運輸部門からの二酸化炭素削減を行うため、現在、新車販売のうち約50台に1台の割合である次世代自動車(ハイブリッド自動車、電気自動車、プラグインハイブリッド自動車、燃料電池自動車、クリーンディーゼル車、CNG自動車等)について、2020年までに新車販売のうち2台に1台の割合で導入するという野心的な目標の実現を目指す。</p> <p>○エネルギー基本計画(平成22年6月閣議決定) エネルギー消費効率の高い自動車の普及は、消費者の効用をできる限り変えずに行える有効な省エネルギーの手段の一つである。このため、必要な政策支援を積極的に講じた場合における、乗用車の新車販売に占める次世代自動車の割合を、2020年までに最大で50%、2030年までに最大で70%とすることを旨とする。 (中略) 中長期的には、航続距離等の様々な外的要素により、多様な車種の用途・役割に応じた棲み分けが進展する可能性も踏まえ、CNG自動車(天然ガス自動車)、LPG自動車、燃料電池自動車等に対する燃料供給インフラ等の利用環境整備を図る。</p> <p>○新成長戦略(平成22年6月閣議決定) 【成長戦略実行計画(工程表)】 I 環境・エネルギー大国戦略 ・次世代自動車(エコカー等)の普及促進及びロードマップの作成 ・購入補助や環境負荷に応じた税制上のインセンティブの付与 ・新車販売に占める次世代自動車の割合を最大で50%に</p> <p>○日本再生戦略(平成24年7月閣議決定) 【日本再生に向けた改革工程表】 (1) I 環境の変化に対応した新産業・新市場の創出～グリーン成長戦略～ ・2020年までに実現すべき成果目標として、新車販売に占める次世代自動車の割合を最大で50%。 ・2015年までに実施すべき事項として、燃料電池自動車の市場投入に向けて、四大都市圏を中心に100箇所の水素供給設備を先行整備することを目標。</p>
②: 政策体系における政策目的の位置付け		1. 経済成長
③: 達成目標及び測定指標		<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》 ○燃料電池自動車、天然ガス自動車等に対する燃料供給インフラを整備することにより、利用環境の整備を図る。 ○乗用車の新車販売に占める次世代自動車の割合を、2020年までに最大で50%、2030年までに最大で70%とすることを旨とする。 ○NOx・PM法に基づく大気汚染に係る環境基準の達成。</p>

		<p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》</p> <p>○燃料供給設備の設置状況</p> <p>○低公害車・次世代自動車の普及状況</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》</p> <p>燃料電池自動車、天然ガス自動車といった次世代自動車については、燃料供給設備の整備が十分でないことが普及の障害となっており、燃料供給設備の整備が進むことにより、次世代自動車の普及を促進することができる。</p> <p>また、燃料供給設備の取得者に対して、税制上の特例措置による維持費用の負担を軽減することにより、燃料供給インフラの整備が進むことが期待できる。</p>																																																																																								
8	有効性等	<p>① 適用数等</p> <p>○適用件数(試算)</p> <p style="text-align: right;">(単位:件)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>H19FY</th> <th>H20FY</th> <th>H21FY</th> <th>H22FY</th> <th>H23FY</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>水素充てん設備</td> <td>3</td> <td>3</td> <td>4</td> <td>7</td> <td>10</td> </tr> <tr> <td>天然ガス充てん設備</td> <td>74</td> <td>51</td> <td>32</td> <td>30</td> <td>23</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注)燃料供給設備の設置状況、業界団体等へのヒアリング結果等から試算</p> <p><参考>燃料供給設備の設置数の推移(単位:件)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>H19FY</th> <th>H20FY</th> <th>H21FY</th> <th>H22FY</th> <th>H23FY</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>水素充てん設備</td> <td>10</td> <td>11</td> <td>15</td> <td>14</td> <td>16</td> </tr> <tr> <td>天然ガス充てん設備</td> <td>327</td> <td>344</td> <td>342</td> <td>333</td> <td>321</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>337</td> <td>355</td> <td>357</td> <td>347</td> <td>337</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注)低公害車ガイドブック、日本ガス協会 HP 等から作成</p> <p><参考>低公害車の普及状況(単位:台)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>H19FY</th> <th>H20FY</th> <th>H21FY</th> <th>H22FY</th> <th>H23FY</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>燃料電池自動車</td> <td>51</td> <td>66</td> <td>64</td> <td>51</td> <td>48</td> </tr> <tr> <td>天然ガス自動車</td> <td>34,203</td> <td>37,117</td> <td>38,861</td> <td>40,429</td> <td>41,463</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注)日本ガス協会 HP、JHFC 資料等から作成</p> <p><参考>新車販売に占める次世代自動車の割合</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>H21FY</th> <th>H22FY</th> <th>H23FY</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>11%</td> <td>12%</td> <td>16%</td> </tr> </tbody> </table> <p>② 減収額</p> <p>○減収額見込み</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>H19FY</th> <th>H20FY</th> <th>H21FY</th> <th>H22FY</th> <th>H23FY</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>29.1 百万円</td> <td>21.3 百万円</td> <td>15.8 百万円</td> <td>17.6 百万円</td> <td>18.2 百万円</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>H24FY</th> <th>H25FY</th> <th>H26FY</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>24.2 百万円</td> <td>48.0 百万円</td> <td>94.2 百万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注)経済産業省試算</p> <p>③ 効果・達成目標の実現状況</p> <p>《政策目的の実現状況》(分析対象期間:平成21年度～平成26年度)</p> <p>○燃料電池自動車及び天然ガス自動車の燃料供給設備については平成23年度の普及が337基となったものの「日本再生戦略」において、2020年までに実現すべき成果目標として、新車販売に占める次世代自動車の割合を最大で50%としており、また、2015年までに実施すべき事項として、燃料電池自動車の</p>		H19FY	H20FY	H21FY	H22FY	H23FY	水素充てん設備	3	3	4	7	10	天然ガス充てん設備	74	51	32	30	23		H19FY	H20FY	H21FY	H22FY	H23FY	水素充てん設備	10	11	15	14	16	天然ガス充てん設備	327	344	342	333	321	合計	337	355	357	347	337		H19FY	H20FY	H21FY	H22FY	H23FY	燃料電池自動車	51	66	64	51	48	天然ガス自動車	34,203	37,117	38,861	40,429	41,463		H21FY	H22FY	H23FY		11%	12%	16%		H19FY	H20FY	H21FY	H22FY	H23FY		29.1 百万円	21.3 百万円	15.8 百万円	17.6 百万円	18.2 百万円		H24FY	H25FY	H26FY		24.2 百万円	48.0 百万円	94.2 百万円
	H19FY	H20FY	H21FY	H22FY	H23FY																																																																																					
水素充てん設備	3	3	4	7	10																																																																																					
天然ガス充てん設備	74	51	32	30	23																																																																																					
	H19FY	H20FY	H21FY	H22FY	H23FY																																																																																					
水素充てん設備	10	11	15	14	16																																																																																					
天然ガス充てん設備	327	344	342	333	321																																																																																					
合計	337	355	357	347	337																																																																																					
	H19FY	H20FY	H21FY	H22FY	H23FY																																																																																					
燃料電池自動車	51	66	64	51	48																																																																																					
天然ガス自動車	34,203	37,117	38,861	40,429	41,463																																																																																					
	H21FY	H22FY	H23FY																																																																																							
	11%	12%	16%																																																																																							
	H19FY	H20FY	H21FY	H22FY	H23FY																																																																																					
	29.1 百万円	21.3 百万円	15.8 百万円	17.6 百万円	18.2 百万円																																																																																					
	H24FY	H25FY	H26FY																																																																																							
	24.2 百万円	48.0 百万円	94.2 百万円																																																																																							

		<p>市場投入に向けて、四大都市圏を中心に100箇所の水素供給設備を先行整備することを目標としていることから、その目標達成のためには、引き続き支援が必要。</p> <p>○新車販売に占める次世代自動車の割合の推移は、平成21年度11%、平成22年度12%、平成23年度16%と増加傾向にあるものの、目標の達成には引き続き燃料供給インフラの整備が必要。</p> <p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:平成21年度～平成26年度)</p> <p>燃料供給設備の整備により次世代自動車の普及は進んでおり、本特例措置による負担の軽減は効果をあげている。</p> <p>○対象となる燃料供給設備の設置数は、平成23年度337件に上っている。</p> <p>○新車販売に占める次世代自動車の割合の推移は、平成21年度11%、平成22年度12%、平成23年度16%に増加。</p> <p>○NOx・PM法に基づく全国の大気汚染に係る環境基準の達成状況は、平成22年度において、二酸化窒素:97.8%、浮遊粒子状物質:93.0%と全体的に改善傾向にある。</p> <p>○本措置を継続することにより、引き続き燃料供給設備の整備が進捗し、次世代自動車の普及が拡大が見込まれる。</p> <p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間:平成21年度～平成26年度)</p> <p>燃料電池自動車や天然ガス自動車といった次世代自動車の普及目標(乗用車の新車販売に占める次世代自動車の割合を、2020年までに最大で50%、2030年までに最大で70%)は、自動車メーカーの販売計画等を基に、政府が必要な政策支援を積極的に講じた場合に達成可能な数値を目標として掲げたものであり、これまで実績を上げてきた本特例措置が延長されず、支援が後退した場合、事業者の自主的な努力だけでこれら目標の達成は困難。</p> <p>《税収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:平成21年度～平成26年度)</p> <p>○燃料供給設備の整備が進捗することにより、次世代自動車の普及が進むと考えられることから、大気汚染対策、CO2排出量の抑制等に大きな効果が期待できる。</p> <p>○また、次世代自動車に位置づけられる燃料電池自動車、天然ガス自動車の普及が進むことにより、新たな需要の創出、関連産業の活性化等の経済効果も期待できる。</p>
9	相当性	<p>① 租税特別措置等によるべき妥当性等</p> <p>燃料供給設備の整備が十分でないことなどが低公害車の普及の障害となっていることから、固定資産税の特例措置により、設置者の維持費用を軽減することで、燃料供給インフラを整備するインセンティブを与えることが必要。</p> <p>② 他の支援措置や義務付け等との役割分担</p> <p>燃料供給設備の取得に係る初期費用を支援するため、平成25年度予算要求にて補助事業を実施する予定。さらに、本特例措置により維持費用を軽減することにより、燃料供給設備を設置する者に対してより大きなインセンティブが働く。</p> <p>燃料供給設備の設置は次世代自動車の普及促進を図るうえで前提となる社会インフラの整備であり、政策的な支援が必要不可欠。</p>

	③ 地方公共 団体が協 力する相 当性	<p>大気汚染問題への対応、地球温暖化対策は、地域を問わず取り組んで行くべき課題。</p> <p>燃料供給設備は低公害車を使用する際に必要不可欠なものであり、全国一律に設置することで自動車ユーザーの利便性が高まり、低公害車の普及が進むと考えられることから、地方税においても支援することが妥当。</p>
10	有識者の見解	
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	<p>平成 21 年度事後評価書 (26. エネルギーの高度利用・エネルギー源の多様化)</p> <p>平成 22 年度事後評価書 (15. ものづくり産業振興)</p>

